

平成26年第4回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（12月5日）	頁
1. 議事日程	12
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 会・開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 会期の決定	15
9. 日程第3 報告	15
10. 日程第4 認定第1号 平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	15
11. 日程第5 認定第2号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	25
12. 日程第6 認定第3号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	25
13. 日程第7 認定第4号 平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	25
14. 日程第8 認定第5号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	25
15. 日程第9 認定第6号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	25
16. 日程第10 認定第7号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	25
17. 日程第11 認定第8号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	25
18. 日程第12 認定第9号 平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	25
19. 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度志布志市一般会計補正予算(第4号))	34
20. 日程第14 議案第55号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について	36
21. 日程第15 議案第56号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	37

22.	日程第16	議案第57号	志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について……………	39
23.	日程第17	議案第65号	財産の無償譲渡について……………	44
24.	日程第18	議案第58号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	45
25.	日程第19	議案第59号	志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修セン ター条例の一部を改正する条例の制定について……………	45
26.	日程第20	議案第60号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について……	46
27.	日程第21	議案第61号	志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について…	48
28.	日程第22	議案第62号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について……	54
29.	日程第23	議案第63号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につ いて……………	55
30.	日程第24	議案第64号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について……………	56
31.	日程第25	議案第66号	都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について…	70
32.	日程第26	議案第67号	平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）……………	72
33.	日程第27	議案第68号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）……………	74
34.	日程第28	議案第69号	平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）……	75
35.	日程第29	議案第70号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）……	76
36.	日程第30	同意第5号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……	76
37.	日程第31	同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について……………	77
38.	日程第32	同意第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について……………	78
39.	日程第33	同意第8号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について……………	79
40.	散 会……………			79

第2号（12月8日）

1.	議事日程……………	80
2.	出席議員氏名……………	81
3.	欠席議員氏名……………	81
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	81
5.	議会事務局職員出席者……………	81
6.	開 議……………	82

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	82
8. 日程第2	一般質問	82
	野村 広志	82
	小辻 一海	107
	西江園 明	120
	小野 広嗣	134
9. 散 会		154

第3号（12月9日）

1. 議事日程	156	
2. 出席議員氏名	157	
3. 欠席議員氏名	157	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	157	
5. 議会事務局職員出席者	157	
6. 開 議	158	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	158
8. 日程第2	一般質問	158
	八代 誠	158
	岩根 賢二	171
	鶴迫 京子	180
	小園 義行	193
9. 散 会	215	

第4号（12月22日）

1. 議事日程	216	
2. 出席議員氏名	218	
3. 欠席議員氏名	218	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	218	
5. 議会事務局職員出席者	218	
6. 開 議	219	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	219
8. 日程第2	報告	219
9. 日程第3	議案第55号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	219
10. 日程第4	議案第56号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する	

		条例の制定について……………	221
11. 日程第5	議案第57号	志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について……………	222
12. 日程第6	議案第65号	財産の無償譲渡について……………	224
13. 日程第7	議案第58号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	225
14. 日程第8	議案第59号	志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修セン ター条例の一部を改正する条例の制定について……………	226
15. 日程第9	議案第60号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について……………	228
16. 日程第10	議案第61号	志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について……………	229
17. 日程第11	議案第63号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につ いて……………	230
18. 日程第12	議案第64号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について……………	231
19. 日程第13	議案第66号	都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について……………	235
20. 日程第14	議案第67号	平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）……………	236
21. 日程第15	議案第68号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）……………	241
22. 日程第16	議案第69号	平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	242
23. 日程第17	議案第70号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）……………	243
24. 日程第18	陳情第7号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書につい て……………	244
25. 日程第19	陳情第8号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情 書について……………	246
26. 日程第20	陳情第11号	「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」 についての福祉施策に関する陳情書について……………	247
27. 日程第21	発議第6号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について……………	248
28. 日程第22	発議第7号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見 書の提出について……………	249
29. 日程第23	議員派遣の決定……………		250
30. 日程第24	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・産業建設常任委員長）……………		251
31. 日程第25	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）……………		251
32. 閉会……………			251

平成26年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
12月 5日	金	本会議	開会 会期の決定 25年度決算関係（委員長報告・採決） 議案上程
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	本会議	一般質問
9日	火	本会議	一般質問
10日	水	委員会	各常任委員会
11日	木	委員会	文教厚生常任委員会
12日	金	休 会	
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	
16日	火	休 会	
17日	水	休 会	
18日	木	休 会	
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度志布志市一般会計補正予算(第4号))
議案第55号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について
議案第58号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号	志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第62号	鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島縣市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第63号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
議案第64号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第65号	財産の無償譲渡について
議案第66号	都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について
議案第67号	平成26年度志布志市一般会計補正予算(第5号)
議案第68号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第69号	平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第70号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)
同意第5号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について
- 陳情第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について
- 陳情第11号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉
施策に関する陳情書について
- 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 議員派遣の決定
- 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長・産業建設常任委員長)
- 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村 広志	1 教育行政について	<p>(1) 地方教育行政の法律の一部改正に伴い、総合教育会議を設置し、首長は「大綱」を定めなければならないが、その考えを問う。</p> <p>(2) 学校規模適正化の基本方針に沿い定められた「学校再編基本計画及び第1次実施計画」の検証と今後の方針について示せ。</p> <p>(3) 確かな学力の定着に向けて、全国学力学習状況調査の通過率、平成28年度に県平均と同程度を目指すとするが、本年度の結果を踏まえ、指導方法について示せ。</p> <p>(4) 新学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。学力向上を掲げる中、教職員の配置状況や環境改善についての考えを問う。</p> <p>(5) 教育投資は未来の子どもたちへの先行投資である。新たな政策における、財源確保についての考えを問う。</p> <p>(6) 社会問題化している携帯・スマートフォンの使用方法について考えを問う。</p>	<p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p>
2 小辻 一海	1 閉校後の中学校跡地利用について	<p>(1) 田之浦中、出水中跡地利用の取り組み進捗状況について問う。</p> <p>(2) 跡地利用を生かした地域活性化の取り組みについて問う。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p>
	2 学校の統廃合について	(1) 有明地区中学校の今後の見通しを問う。	市長 教育委員長
	3 特用林産物振興対策について	(1) 「こころざし花木ブランド」の確立に向けた取り組みについて考え方を問う。	市長
3 西江園 明	1 猫の不妊・去勢手術に対する補助金の創設について	<p>(1) 志布志市内で、犬・猫の殺処分はどのくらいあるのか。また、市役所へ年間どのくらいの相談や苦情があるのか。 犬・猫を飼っている人はどのくらいいるのか。</p> <p>(2) 全国でも多くの自治体が、猫の不妊・去勢手術に補助金(助成金)制度を設置している。当市でも創設すべきではないか。</p> <p>(3) 市民のモラルについて、どのような取り組みを行っているのか。</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長</p>

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 西江園 明	2 温水プールの備品整備について	(1) 世界新記録を出した市民プールとして一躍脚光をあびた市民プールだが、備品については、老朽化や不足が見受けられる状況にある。整備する見込みはあるのか。	市長 教育委員長
	3 臨時・嘱託職員の人事異動について	(1) 特に教育委員会は、一人で業務を任される職場が多い。今後も定期的な人事異動を行うのか。	市長 教育委員長
4 小野 広嗣	1 空き家対策について	(1) 近年、全国的に空き家が増加傾向にあり、防災防犯上の観点からも問題になっている中、11月19日に「空家等対策の推進に関する特別措置法案」が成立した。法案の成立を受け、本市では空き家対策について今後どのように取り組んでいくのか。	市長
	2 子育て支援について	(1) 核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子育て家庭の育児不安が大きくなっている。誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるように、時代の変化に即した事業展開が必要である。本市の子育て支援に関する情報発信の在り方について問う。	市長
	3 教育行政について	(1) 鹿児島県教育委員会は10月9日、県内のすべての公立小中学校で、土曜授業を月に1回行うよう求める方針を明らかにしたが、市長及び教育委員会は、この方針をどのように受け止めているのか。 (2) 教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保に向けた教員の多忙化を解消するための取り組みは、推進されているのか。	市長 教育委員長
5 八代 誠	1 医療行政について	(1) 一次医療・二次医療・三次医療の現状と今後の考え方について問う。 (2) 救急医療について問う。	市長 市長
	2 都市計画について	(1) 本市都市計画の現状（全般）について ①本市都市計画の基本理念について問う。 ②今後の取り組みについて問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 岩根賢二	1 地域振興策について	(1) 地域振興策の一環として、県内では、公立高校の存続や生徒確保のための政策を打ち出している自治体がある。 高校の存在は地域活性化にも大きな影響があると思うが、本市でも、そのような観点から支援策を創出する考えはないか。	市 長 教育委員長
7 鶴迫京子	1 地域振興について	(1) 少子化が進み高校再編の中、地域の学校存続のために曾於市や伊佐市、いちき串木野市など、生徒確保のために総合的な支援策を実施している。105年の伝統を誇る県立志布志高校でも来年度、定員割れでクラス減になり十分な教育が行われなくなる懸念があると聞く。地域の生徒を地域で育てることで地域の活性化につながると考える。地域振興策として本市でも、バス代補助など先進事例にならない積極的な支援策は考えられないか。	市 長 教育委員長
	2 子育て支援について	(1) 子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て支援新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする事業計画を作成し、27年度から実施することになっている。現在の進捗状況を示せ。 (2) 福岡市では、関連事業のほかに、少年期から非行や引きこもり対策に持続的に取り組むため、対象者の上限を現在の18歳から30歳まで拡大して、若者の自立支援や、発達障害児の増加を踏まえて家族の支援を含めた対応策等も盛り込んでいる。本市の計画では考慮されているか。 (3) 鹿屋市の児童養護施設「大隅学舎」では、こどもの短期入所生活支援事業（ショートステイ）を実施している。鹿屋市は事業を導入し業務委託している。保護者の用事の理由は一切問わず、児童の養育が一時的に困難となった場合、24時間体制で短期間（原則7日間）宿泊を伴う預かり事業である。日本一の子育て支援を掲げている本市でも導入すべきであると思うがどうか。	市 長 市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8小園義行	1 政治姿勢について	(1) 本庁舎在り方検討委員会の取り組み状況を問う。	市 長
	2 高齢者福祉について	(1) 第六期介護保険計画の取り組みについて問う。 (2) 敬老祝金を予算の範囲内で75歳以上すべての高齢者に支給するように、見直す考えはないか。	市 長 市 長
	3 嘱託職員の待遇改善について	(1) 期末手当に相当するものを支給する考えはないか。 (2) 一般職の通勤手当の見直しがあるが、嘱託職員等への対応は考えられているのか。	市 長 市 長
	4 教育行政について	(1) 学校給食の無料化について、子育て支援の立場から検討する考えはないか。 (2) 四浦小学校の閉校について、住民への説明・合意をどのように対応したのか。 (3) 四浦地域の現状認識と今後の校区、自治会の在り方等検討されての対応か。 (4) 地方教育行政法の改正について、新教育長、大綱、総合教育会議について、どのように考えている。	市 長 教育委員長 市 長 教育委員長 市 長 教育委員長 市 長 教育委員長

平成26年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成26年12月5日（金曜日）午前10時05分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度志布志市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第14 議案第55号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第56号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第57号 志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第65号 財産の無償譲渡について
- 日程第18 議案第58号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第59号 志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第60号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第61号 志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第62号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第23 議案第63号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

- 日程第24 議案第64号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第66号 都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第67号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第68号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第69号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第70号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第32 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第33 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生涯学習課長 樺 山 弘 昭
松山支所長産業建設課長 上 室 徹 郎	志布志支所長地域振興課長 假 屋 眞 治
松山支所市民課長 竹之内 宏 史	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時05分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成26年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの18日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
陳情第7号、陳情第8号及び陳情第11号につきましては、文教厚生常任委員会に、陳情第9号、陳情第10号につきましては、産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第23期事業報告書及び収支決算書、第24期事業計画書及び収支予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 認定第1号 平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第4、認定第1号、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長のご報告を求めます。

○平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました認定第1号、平成25年度志布志市一般会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

本委員会は、10月8日、9日、10日、及び14日の4日間にわたり、各課長・局長及び関係職員

の出席を求め、説明を受け審査を行いました。

それでは審査順に従い、報告申し上げます。

まず、企画政策課分について、主な質疑とそれに関する答弁を報告申し上げます。

住宅リフォーム助成事業で、助成件数が132件であるが、却下はなかったのか。また、平成26年度から港湾商工課に所管換えとなった理由はとただしたところ、申請は137件で、5件については、申請後に取り消しを行った。助成対象は、現在居住している住居に対するものであるが、現地調査により居住前のリフォーム申請であることが判明し、取り下げしてもらった例がある。所管換えについては、経済活性化の対策事業ということで、2年間の助成事業として行っていた。25年度が2年間の終期であったので、26年度からは商工業の活性化対策という形で所管換えを行ったとの答弁でありました。

男女共同参画推進事業で、相談窓口を開設している。相談件数が減少している反面、内容が複雑・多様化しているとあるが、相談窓口を知らず、水面下で悩みを抱えている市民が多数いると感じるが周知方法は適切かとただしたところ、女性相談窓口は月2回、支所と本所で実施している。毎月の市報にも掲載して広報しているが、件数が少なくなっており周知を徹底したいとの答弁でありました。

ふるさと納税の問題点で、寄附のお礼として特産品等を送付する自治体が全国的に増えてきている。本市としても増収対策、地元特産品等のPRの観点から、調査研究を行う必要があるが当局内でもヒアリングするなりして意見を交わしたと思うが、どのような議論がなされたのかとただしたところ、あくまでも志布志を応援していただくことを基本的なスタンスとして考えている。ある程度の御礼の品を選定してお送りするという形で協議を進めているところである。寄附金を活用して志布志が発展していくことを念頭に推進を図っていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で企画政策課分を終了し、次に監査委員事務局分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

議会事務局長が監査事務局長を兼ねる体制になっており、大変だと思うが、庁内での協議はあったのかとただしたところ、県内の市の監査業務において、議会事務局長との兼務はない。任命権者のことは、議会、監査、執行当局、それぞれ独立していなければいけないということは、総務課長とは協議しているとの答弁でありました。

以上で監査委員事務局を終了し、次に議会事務局分について、主な質疑とそれに対する答弁について報告申し上げます。

昨年、議会中継に関するアンケートの実施の話があったが実施したのかとただしたところ、実施には至っていない。実態把握について、議会だより等通じてアンケート実施ができないか検討している。今後の業務関係を含め情報管理課と検討していきたいとの答弁でありました。

以上で議会事務局分を終了し、次に会計課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

会計課の業務は、誤りが許されない重要な業務であり、職員が誤った処理をしている分については、指導しなければならない。25年度はそういったケースはなかったのかとただしたところ、毎月、例月出納検査を2名の監査委員より受けている。そのために、会計課で全ての帳票を審査し、違算がないことを確認している。現金の大きなトラブルとなるような事案はないとの答弁でありました。

会計課の手続きを終え、出納検査で監査委員から指摘された点はなかったのかとただしたところ、職員が審査しているが、具体的に指摘されるケースが毎月出てくる。そのことについては、関係課はもちろん全職員へ、重要な案件にあつては課長会で伝えているとの答弁でありました。

以上で会計課分を終了し、次に保健課分について、主な質疑と、それに対する答弁を報告申し上げます。

「食」の自立支援事業は、見守りの観点もあるが、25年度配食をする中での見守りの効果はどうだったか。また、報告はどこが受けるのかとただしたところ、室内で倒れていた・受け答えの様子がおかしい・声をかけても起きてこない・のどに食べ物を詰まらせていた等6件の報告があった。包括支援センターと介護保険係で報告を受けているとの答弁でありました。

曾於医師会立病院の施設整備と医療従事者の充実が喫緊の課題であり、医師会、曾於市、大崎町、志布志市の関係者で議論していかなければならないが、市長と担当課で意見交換を行っているのかとただしたところ、医療確保対策協議会で具体的な場所も示されてなく、まだ、協議が整っていない段階なので、具体的な協議は行っていないとの答弁でありました。

予防接種事業で接種率の減少が見られる。この状況をどのように考えているかとただしたところ、予防接種すべてが減少したわけではないが、特にBCGでは減少した。接種率が低いと集団発生が懸念されるので、接種率を高める努力をしたい。今年度は、母子保健推進員と一緒に取り組んでいるとの答弁でありました。

健康診査事業でも受診啓発をしているようだが、受診率が伸び悩んでいるようである。どのような対応を考えているかとただしたところ、70%を目標に取り組みをしているが、25年度は52%弱という結果であった。26年度も目標には達しないという状況である。早めの通知を何度か送付し、健康づくり推進員や看護師が直接受診勧奨をする。また、職員が訪問して、受診勧奨をするということ等に取り組んでいるとの答弁でありました。

以上で保健課分を終了し、次に港湾商工課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

スポーツ合宿等誘致事業により、韓国大学生の野球合宿を誘致したが、これによる経済効果はとただしたところ、市の積算では、宿泊や日用品等購入で665万4,000円の経済効果と分析しているとの答弁でありました。

スポーツ合宿において、関西圏から“さんふらわあ”が利用可能で各種の補助制度や競技場が多く利用しやすいという話を聞いた。今後の事業発展のためには民間の協力が更に求められるため、理解を求める必要があると思うがとただしたところ、本市へ多大な経済効果をもたらしてい

る。特に旅館業協業組合の方々の協力があって成り立っているのも、今後も連携を図り集客率を上げ、県下ナンバーワンのスポーツ合宿誘致を目指すとの答弁でありました。

旧町時代は議員、民間の方も行政とともにポートセールスを行い、港が身近に感じられたが、合併後そういう気運が希薄になったのではとただしたところ、ポートセールスには人脈が必要となる。中央とあらゆる分野でパイプを持つ方々を活用し取り組みたいとの答弁でありました。

以上で港湾商工課分を終了し、次に教育総務課及び学校教育課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

教職員住宅改修事業で、今回新たに土地を求めて建設したわけだが、跡地の利活用方策と、今後の考え方についてただしたところ、25年度は、スペースがなく新たな土地を求めた。この跡地については、学校に隣接しているので、駐車場等の利活用になるのではないかと。今後は古い住宅も多いので、新任の先生には一時民間の借家等に住んでいただき、同じ敷地で取り壊して建て替える手法を検討しているとの答弁でありました。

中学校統合整備事業で駐車場を整備したが、現実に使ってみると出入口が狭く接触事故が発生する危険性がある。出入口の幅は適当と思うかとただしたところ、設計時には離合スペースを確保していたと思うが、変形交差点となってしまったため危険性を考慮できなかったのだと思う。学校側と協議して危険性が高い場合は財務課等と協議を行い改善を検討するとの答弁でありました。

学力テストの地区毎の結果を見ると、大隅地区はすべての学年すべての科目で平均を下回っている現状がある。また各家庭の経済的背景を一因とした問題等も学力にも影響を与えている。これらを含めて学力日本一に向けて今後どのように進めていくのかとただしたところ、学力は成績を上げるだけが目的ではない。生きる力を身につけるため、個性を活かしながら学ぶこと等を学力向上の検討委員会を立ち上げ協議していく。先進地視察等を含め、児童生徒の学力向上のカリキュラムを今後検討していく。教育総務課ではハード・ソフト面の支援を行う。また、家庭での対策も重要な部分であるので生涯学習課を通じて取り組んでいくという流れになるとの答弁でありました。

以上で教育総務課及び学校教育課分を終了し、次に生涯学習課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

子ども会の数が減少し、単体の活動ができない状況や、小・中学生が一人もいない集落も一部見受けられる。この状況を把握しているのか。また、どのように考えているのかとただしたところ、子ども会の現状は有明39、松山18、志布志23の計80団体となっている。会員数も1,150人程度である。マスコットキャラクターを活用した子ども会全体の活動や、校区で一つの子ども会等もモデルケースとして模索し、今後も大きな課題として取り組んでいくとの答弁でありました。

文化財案内板や標識を設置する以上、市民が訪れるような努力が必要ではないかとただしたところ、25年度には志布志支所から看板設置箇所までの歩こう会を開催した。パンフレット等準備し、分かりやすい案内に心がけるとの答弁でありました。

本市の図書館は人口規模からも蔵書数が多く立派であるが、ホームページは奥行もなく、志エッセイの掲載もない。これらの点を改修すると違ってくるのではないかとただしたところ、多少硬いイメージがある。志ふれあい交流館建設後様々な催しも実施しており、こういった面の周知も含め、今後改善に取り組むとの答弁でありました。

志ふれあい交流館は、完成後間もないが一部不具合が発生しているということだが、工事と併行し設計・工事管理も委託契約している。市の予算で補修する前に受託業者への確認もすべきではないかとただしたところ、雨音などの防音の状況を現在調査中である。市の技術者・施工者・管理者を交え調査する。その上で市の予算が必要と判断されれば補正で対応するとの答弁でありました。

以上で生涯学習課分を終了し、次に市民環境課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

合併処理浄化槽設置事業は、平成25年度決算額より26年度当初予算が増えているが内訳はとただしたところ、予算ベースでは同額であるが、国・県において追加での予算要求ができないため、年間の設置数を想定し計上しているとの答弁でありました。

車中からのポイ捨てによって、後続車に危険を与えるという見過ごせない事例もある。条例を制定している市としては取り組みが弱いのではないかとただしたところ、今後は警察署とも十分連携をとり、安全面という観点も含めた話を進めていきたいとの答弁でありました。

ごみ減量化において市のレベルでは日本一だが、市町村レベルでは大崎町が日本一である。なぜ大崎町に届かないかという分析は行っているのかとただしたところ、事業所から排出されるごみの分別がなかなか進まない状況にある。事業者にも再度協力を要請するための説明会の実施に取り組むとの答弁でありました。

紙おむつ処理への取り組みはどうなっているのかとただしたところ、1 kg処理するのに100円がかかる。埋め立てごみ2,440 tのうち、500 t ぐらいを紙おむつと想定すると、5,000万円の経費が必要となる。分別を推進し、処分場を長寿命化しながら、新しい技術が確立するまで見合わせているところであるとの答弁でありました。

以上で市民環境課分を終了し、次に税務課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

平成25年度決算における収入未済額の現状と、滞納処分の現状を見ると未納額の解消に追いついていけないのかと疑問に思えるがとただしたところ、滞納処分に至るまでには適正課税が大前提である。固定資産税を例にとると所有者の把握の困難さ、相続人関係の調査に時間を費やすということで、時効の関係も含め、今後ますます難しくなっていく状況にあるとの答弁でありました。

徴収率で対前年度より上がっているが、県下でのランク付けはどうなっているか。また徴収率も大事ではあるが一方では不納欠損の大きな問題があり、監査意見書でも23%減少しており、いい傾向にあるとされている。不納欠損に対する今後の取り組みはとただしたところ、25年度の速報値で県内10位である。市では3位である。時効で欠損処理することは職務怠慢という考えもあ

るので、財産調査をして財産ゼロであったら執行停止に持っていくのが今の市町村共通の考え方である。納税者が亡くなり市外に相続関係が広がった場合、納税者の調査に時間を要しているのが現状である。厳しい状況にあるとの答弁でありました。

以上で税務課分を終了し、次に農業委員会分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

国は農業委員会の在り方等について見直しを表明したが、これをどう受け止めているのかとただしたところ、今度の農業改革案の中で、農業委員会も含まれているが、はっきりとした方向性は見えない。委員数については、現在の半数程度にするというのが基本にあり、認定農業者や、女性委員、若い委員で構成する方向で、公選は廃止、関係団体等や議会からの選出委員も廃止という案が出ている。

国の予定では1月の下旬の通常国会で提案し、最終的には6月に結審するということである。本市では3月に改選がある。実施日をどうするか等、危惧するところであるが、前例によると暫定的措置がとられたようだと答弁でありました。

以上で農業委員会分を終了し、次に耕地林務水産課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

町境付近では、有害鳥獣による被害が拡大している状況にある。今年度は水田にも大きな被害がでていますが、これらへの対策をどう考えているかとただしたところ、近年、イノシシ・アナグマ・タヌキ等による被害が広域化している。大崎町の野方エリアは高隈山系からイノシシが入り被害が多発している。毎月市長名で捕獲指示書を出しながら、被害が予想される場合には予察捕獲も実施している。また、近隣市町と協議をし、共同で対処できるように努めていきたいとの答弁でありました。

漁協女性部が、祭りやハモ料理コンテストで特産品を提供しているが、市内全域には浸透していない状況にある。市民への周知のために、イベントの拡充や朝市などのアイデアを出せるよう女性部への研修予算を計上し、市独自の取り組みを推進してもらうともっと広がると思うがとただしたところ、女性部が元気になれば漁協も元気になる。また、その周辺の住民も元気になっていくと思うので漁協と具体的な協議をし、発展するよう試行錯誤していきたいとの答弁でありました。

林道整備事業の問題点に舗装工事の一部が入札不落となったので、発注時期を検討し入札発注に努めるとあるが、何が問題点であり、その分析はしたのかとただしたところ、年明けの発注で時期的に工期がぎりぎりの状況であった。また、その時期ほとんどの業者が他の工事を受注しており余裕のない状況の中での発注で、かつ人材・資材不足等があり結果として不落になったとの答弁でありました。

以上で耕地林務水産課分を終了し、次に畜産課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

炭そ病予防注射は全頭接種しているのかとただしたところ、炭そ病自体が法定伝染病であるが、

接種率が低い状態である。獣医師との協議でも接種率を高めた方がいいということであるため、申込み後接種を実施し、分娩等の関係で接種できなかった場合、再度申込みを取り接種するように取り組んでいる。引き続き接種率の向上に取り組みたいとの答弁でありました。

財産に関する調書で約8億円程度ある債権のうち、25%程度を畜産課が取り扱っているが、貸し付けに対する未納はないのかとただしたところ、肉用繁殖雌牛、肥育経営安定対策、乳用牛導入それぞれの貸し付けについて、未納はない。肉用繁殖雌牛については貸付相手が農協であり3年あるいは5年毎に貸付額を一括償還してもらっている。農協は逆に農家に貸しているが、その段階での未納もない。乳牛については、牛乳を売った代金から定額を積み立てて酪農組合で償還する科目を設け、そこが管理しており未納はない。肥育についても厳しい状況であるが、子牛導入から20か月ぐらいで出荷するので、その出荷時期を調査しながら、出荷したら納付してもらうよう努めているとの答弁でありました。

以上で畜産課分を終了し、次に、農政課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

茶レンジ風邪なし運動の効果はとただしたところ、当初、モデル校7校で始め、全国茶サミット開催に伴い、市内全小・中学校に拡充した。アンケートを実施したが、例年より風邪に気を付けた、医者にかからなかった、お茶を飲む頻度が上がった等の回答はあったが、アンケートの回収率も約半分で、反省点として周知不足の点もあったとの答弁でありました。

様々な媒体を利用してPRすべきではとただしたところ、お茶の日に向けてイベントを開催、市報へ特集記事の掲載、保護者集会等に合わせ学校訪問も実施する。学校・保護者双方の理解を求め、認知度を高める努力をすとの答弁でありました。

お茶の価格が低迷している。同じような茶園から摘採された茶葉が、製茶過程を経て製品になると価格に差が生じるという話を聞かすが、農政課が中心となり技術力の底上げを行い、高いレベルの品質を維持すべきだと思いがとただしたところ、平成20年度以降右肩下がりの傾向である。26年度も昨年に比べて良くはない状況と思われる。市や茶業振興会等で農薬低減法研究や出品茶の製造技術向上に取り組み、平準化した良いお茶づくりを展開している。ただし、全員が参加しているわけではないので、時間的に参加できない方については個別的な技術指導も行っていきたいとの答弁でありました。

農業公社の現在の状況はどうなっているのかとただしたところ、合併後有明に本所、志布志と松山に事業所を設置していたが、現在志布志にはオペレーターは常駐しておらず、松山と志布志のオペレーター業務を一括で請け負っている。機械等は志布志事業所にも配置しており、研修施設に2名の職員が常駐しているとの答弁でありました。

本市の新規就農者総合支援事業の認定者数と、近隣市町村との比較はどうかとただしたところ、24・25年度で本市27名、曾於市7名、大崎町4名の県内全体で461名であるとの答弁でありました。

以上で農政課分を終了し、次に建設課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

危険廃屋の箇所には不法投棄やポイ捨て等が発生しやすく、風紀上も良くなく子供たちのたまり場にもなる可能性がある。市民環境課との連携は取れているのかとただしたところ、本事業では廃屋を対象としており、それ以外の物については撤去できない。しかし、市民環境課との連携は取っていなかったため、今後は連携して取り組むとの答弁でありました。

若浜、松波については防災の観点から整備計画が先送りされている。一方、工業団地の整備計画は進められており、矛盾がある。今後の若浜、松波の整備計画についての現段階の見解はとただしたところ、現在、市の防災計画では、避難路確保等ソフト面を優先している。建設課では、避難タワーを設置し避難場所を確保した上で、民間活力を導入した住宅建設の構想もある。モデル地区的な構想もあり、もう少し時間をかけた協議が必要だと考えているとの答弁でありました。

都市計画という言葉はあるが、市民には具体的な絵が浮かばない。市内全体をエリア分けし、将来像を描くのが都市計画だと思うが、どのような考え方で進めているのかとただしたところ、市の大きな課題である。各分野で構想を練っている段階で、現在通山地区まで都市計画区域を拡大したので、早ければ27年度に用途指定を考えている。策定にあたっては人的体制も整えて臨みたいとの答弁でありました。

公園の管理を行っているが、広大な敷地に対して機械力が不足している。もっと機械化されるべきと思うがとただしたところ、嘱託職員の男性4名と、女性2名の計6名で作業を実施している。小規模な機械しか持ち合わせていないので、今後新しい機械等の購入も検討していくとの答弁でありました。

以上で建設課分を終了し、次に福祉課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

保育士等処遇改善臨時特例事業が25年度から実施されている。事業者は実施計画を策定し、また報告書を市へ提出するようになっているが、正職員が多い保育園・パートの多い保育園等があり支給割合に差が生じると思う。事業者が保育士の処遇改善にしっかり取り組んでいるかを判断するためにも細やかな報告を求めるべきではないかとただしたところ、現在は保育所に任せているが、臨時職員に対しても当然処遇改善がなされている。今後も保育事業者等連絡協議会等で、市も精査しながら協議していきたいとの答弁でありました。

母子生活支援施設事業の問題点に、施設の老朽化による整備の検討がある。このような母子寮は県内でも少ないが、これからますます求められる施設である。場所の問題も含めてどのような協議がなされているかとただしたところ、建設後34年が経過している。津波の影響等も考慮する必要がある。これまで市長はじめ各課長とも改修・改築について協議したところであるとの答弁でありました。

福祉タクシー運行事業の問題点に、旧町間の乗り入れができず検討課題となっているとあるが、地域の課題である交通の便・通院手段・買い物等に直結しており、福祉タクシーに期待する市民も多い。路線の拡大や巡回バスの導入等の声を多く聞くがどのように捉えて、事業を進めていく考えかとただしたところ、試行的に25年度から旧町間の乗り入れを実施している。松山から志布

志及び有明から志布志間の路線である。また、松山と有明ではドアツウドアで実施しており、志布志ではバスが廃止となった八野・四浦・田之浦地区で運行しており、こちらは自宅付近までの運行である。路線バスの巡回については、関係課と協議しながら検討すべきと考えているとの答弁でありました。

保育所運営事業で松山の1公立保育所について民間移管を進めるとあるが、保護者の意見を十分考慮し進めるべきだと思う。これまでも難しかった経緯があった。感情論にならないように進める必要がある。保護者の意見をどのように受け止めているかとただしたところ、一番大事なことは、子供たちの環境がどうなるのかということである。本年度中に民間移管をしたいと考えているが、そのために保護者の意見を聴き、保護者の希望を十分尊重しながら進めたいとの答弁でありました。

以上で福祉課分を終了し、次に総務課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

行政告知放送導入時、自治会内放送を充実する目的もあったが、知らない人や、実施していないところがあるかどう捉えているかとただしたところ、そのような機能もあるということで導入している。自治会の役員は毎年交代するところが多く、使用方法の熟知が進んでいない。今後、自治会担当である企画政策課と連携し、操作方法の説明や機能の周知をしていきたいとの答弁でありました。

長期保存文書の電子化事業は、25年度から4年間で全文書を電子化する方向で事業を進めているが完了するのか。また処分する文書は溶解方式ということは認識しているが、重要文書とそうでない文書との境界線はとただしたところ、電子化すべき文書は段ボールで400箱程度あり、毎年100箱ずつ4年間で完了したいと考えている。廃棄文書には区分を設けず、すべての文書を溶解処理で廃棄しているとの答弁でありました。

電子化に伴いメール文書が増えている中、管理は支障なくできているのか、また、どこが統括するのかとただしたところ、個人・係・課の3段階でメールアドレスを管理し、文書管理用フォルダーを作成し蓄積するよう、それぞれの係が行っている。統括は総務課で行っているが、各課に文書管理推進員がいて、細かくは各課で把握しているとの回答でありました。

女性消防団の現状はどうなっているかとただしたところ、15人の募集に対して16人の応募があり全員任命した。7月の操法大会時に辞令交付を行い、8月に基礎的な研修会を実施した。今後は、先進地研修を行う予定であるとの答弁でありました。

以上で総務課分を終了し、次に情報管理課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

電算システム関係の管理委託は高額である。委託先の更新方法と選定及び契約方法はどうかとただしたところ、システム導入の業者を選定し決定すると、特定の関連会社にしか保守業務はできなくなる。契約は1年更新であるとの答弁でありました。

導入時の金額は、経年後のシステム変更等の委託料までを含んでいるのかとただしたところ、

今回機器をバージョンアップし、26年1月から新たな基幹業務システムとして導入した。機器のリース料とシステム保守料を一括し、見積書を提出してもらったとの答弁でありました。

統計調査の調査員や指導員の確保が困難となり、対策が必要だということだが具体的にはどうということかとただしたところ、26年度住宅・土地統計調査・農林業センサスで90名程度、27年度は国勢調査で400名程度の調査員が必要となる。市民に公募しても最近では調査拒否が多く業務が大変なため、集まらない状況にある。また国勢調査はオンライン調査へと制度が変わる。この場合オンライン拒否のケースのみ紙ベース調査となるため、混乱が生じる恐れがある。個人情報には配慮しているが調査拒否が多く、調査員も市の職員に頼らざるを得ない状況にあるとの答弁でありました。

以上で情報管理課分を終了し、次に財務課分について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

公用車でETCを利用するが、各課でのカード保管の在り方を把握しているのか。また市長が利用する車両は変動することがあるが、その対応はとただしたところ、基本的には財務課で管理しており、職員分はすべて財務課で所管する。市長車については、特別に市長用として持っているとの答弁でありました。

市長が使うカードは返納していないと聞くが、盗難等心配となるがどう考えているかとただしたところ、市長公用車については、市長の出張等を把握している総務課で管理しているとの答弁でありました。

連結財務諸表作成事業は、しっかりと公表もされてきている。しかし市民にはその中身が分かりづらいと感じている。また国は統一基準を変更し、全国一斉に同じ公会計システムに移行することになる。職員の質をアップするため、公会計の習熟に向けた研修を受け、新たな流れに対応しないと大変になるのではないかとただしたところ、漫画風に記載している自治体もあるため、参考にして市民に分かりやすく理解しやすい内容にしていきたい。地方公会計の整備推進については全国の自治体が悲鳴を上げている状況にある。統一した国の見解が示され、それに基づいて作成が必要となる。また公共施設等総合管理計画の作成への取り組みも示されている。職員の認識を高め、同一方向を向くよう職員の研修等の経費も計上する。今後の2か年で管理計画・不動産の財産評価を行わなければならないので、今から取り組みを進めるとの答弁でありました。

公共事業の建設工事に関わる、建設課や耕地林務水産課、その他の課と財務課との関係はどうなっているかとただしたところ、予算編成の場合、当該年度の事業が各課から上がってくる。それについて補助金事業、起債充当事業、基金充当事業を選別して、財源が明らかなものについては優先的に予算計上していく。市単独分で起債もつかないものは先送りになる場合があるが、予算計上の最終的な判断は市長がするとの答弁でありました。

以上で、すべての課・局の質疑を終了し、討論、採決に入りました。

討論を行いました。討論はなく採決の結果、認定第1号、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。



日程第5 認定第2号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも、平成25年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成25年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（玉垣大二郎君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、平成25年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

本委員会は10月20日と21日の2日間、それぞれの所管課長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

まず、認定第2号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

医療費抑制のための特定健診受診率目標70%を目指して、25年度取り組んでみてどうだったのかとただしたところ、受診率を上げることは、検査へ移行する方や、生活習慣病の方を早期発見・早期治療をすることにより、重症化予防につながり、医療費の抑制になると考える。高額医療の方を見ると、がん検診を含め、検診を受けていない方がほとんどであったとの答弁でありました。

特定健診の受診率向上のため、どのような対策をしているのかとただしたところ、昨年度は、健康づくり推進員の戸別訪問や、電話による受診勧奨をしてきた。本年度は、5、6月にかけて受診率50%以下の10戸以上の自治会に保健課職員で説明もしてきた。結果として受診者数が133人増えてきている。

未受診者の方や、健康希望調査の未提出者には、10月から、全職員で戸別訪問による受診勧奨を行い、70%達成を目指していくとの答弁でありました。

国の特別調整交付金で、精神疾患にかかる医療費等を積算し、1億1,541万円の追加交付を受け、歳入確保に努めたとあるが、この仕組みはとただしたところ、レセプトで精神疾患等を確認して申請する。この医療費が15%を超えた分について調整され、申請額の80%が歳入として入ってくるとの答弁でありました。

嘱託徴収員は何名いるのか。また嘱託徴収員による徴収は幾らあったのかとただしたところ、嘱託徴収員は、現在3名である。本税、督促手数料、延滞金を合わせて1,761件、約2,200万円であったとの答弁でありました。

高額医療費の資金貸し付けについての推移はどうかとただしたところ、件数、金額的に微増である。25年度が36件、貸付金額519万6,924円で、24年度が31件、426万1,989円であったとの答弁でありました。

25年度、裁判所への交付要求として、幾らの配当があったのか。また差し押さえ件数と不動産公売を実施したのかとただしたところ、交付要求は19件で、約112万円の配当額であった。差押えは給与18件、預貯金104件、不動産31件、債権54件、動産8件の合計215件であった。

不動産公売については、筆数で20筆、本税額にして国保税を含め、301万2,229円を換価したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として収入未済額、約2億6,000万円、不納欠損も220件で、内訳も金額としては少額の方が多数であり、加入世帯として、所得なしが3割、300万円以下が6割という状況である。その中で、医療費に占める国庫負担率が約32%で、加入者負担増となっており、国に対し国庫負担を増やす声を上げるべきである。

また、予防保全の立場から、保健師・栄養士等の専門性を十分に生かしきれていないなど、体制についても不十分であることから、認定に当たらないとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

医療費適正化を推進する中での重複・頻回受診者訪問指導の状況と実績はとただしたところ、重複受診者が実人数で11名、延べ17名である。頻回受診者が実人数1名で、延べ人数2名、リハビリ等による重複・頻回受信者が実人数13名、延べ人数22名となっている。訪問従事者は看護師1名であるとの答弁でありました。

収入未済額114万4,700円の実態は把握しているか、また、滞納になる状況はとただしたところ、一人ひとりの聞き取りをしており、場合によっては訪問をしている。滞納者については、生活保護などの財産がない状況の方であるとの答弁でありました。

未納の方で、短期保険証あるいは未交付の方はいるのかとただしたところ、短期保険証の方が9月現在16世帯17名である。未交付の方はいないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、普通徴収の方に滞納があり16世帯17人が短期保険証となっている。滞納状況も25年度推計114万4,700円、不納欠損10万2,800円であり、このようなことが毎年繰り返されている。

このように、病院に安心していけないという状況を生んでいる制度は問題があり、以前の老人保健制度に戻すべきだと思う。当局の対応は理解するが、不十分という意味で反対であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第3号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、その主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

高額医療費合算介護サービス等費が11.5%増えているが、原因は何かとただしたところ、高額費の払い戻しは時効が2年となっている。広域連合のほうで時効を迎える前に、定期的に通知を再度発送しており、時効となるケースが少なくなり、払い戻しが年々伸びているとの答弁でありました。

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費で、当初予算に対して約半額を補正で落としているが、要因は何かとただしたところ、介護保険の制度発足から14年が経過し、その間、改修の必要なところは改修されてきていると見ている。給付の性質上、申請が多い年度と少ない年度があり、予想できないところであるとの答弁でありました。

社会福祉協議会に委託している配食事業に、二次予防事業と任意事業があるがどのように違うのか、また、配食数が減少している原因はとただしたところ、二次予防事業の対象者は、低栄養状態にあり介護保険を利用しておられず、見守りが必要な方で、任意事業の対象者は、主に90歳以上の方や、見守りや徘徊（はいかい）等の心配がある方である。

配食数の減については、実人数は増えているが、配食を休まれる方が多くなり、配食数としては減少している。1食を2人で食べたり、2回に分けて食べるとの声も聞くので、残食量の確認や、今後の配食量・経費や委託料など、トータル的に検討を始めているとの答弁でありました。

特別養護老人ホームの待機者は、どれぐらいと把握しているのかとただしたところ、4月1日現在158名で、要介護1が10人、要介護2が18人、要介護3が38人、要介護4が35人、要介護5が53人で認定をもっていない方が4人となっているとの答弁でありました。

第6期計画の進捗状況はとただしたところ、策定委員会を3回実施し、基本目標・基本理念として、志布志市が目指すべく地域介護の在り方を検討しているところである。今後、具体的な保険料やサービス量の見込み、施設整備の考え方や意向を検討していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、特別養護老人ホームの待機者が158人となっており、介護保険料を納めてもサービス、給付を受けられないという実態がある。そのような問題がありながら、国は介護保険制度を見直すことは一切していない。新聞報道でも国は介護報酬を6%削減すると言っている。国が責任を果たさないで地方に責任転嫁するような保険制度の在り方に問題があり、認定には当たらないとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、その主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

使用料の不納欠損は24年度がゼロ、25年度は30件で152万6,650円だが、どういうことかとただしたところ、未納のお知らせを毎年出しており、そのことを時効の中断と判断していた。いろいろ検討する中で、未納のお知らせについては、時効の中断には当たらないと判断し、25年度に不納欠損処分したとの答弁でありました。

農業集落排水事業も年数的にだいぶ経過している。今後、修繕料などの維持管理費が発生してくると思うが、どのような見通しを立てているのかとただしたところ、26年度、調査費として1地区200万円の4地区分、800万円の予算をいただいている。この調査に基づいて機能診断をし、27年度に修繕計画を作成し、これに基づいて、30年度以降、機能強化事業等を取り入れ、維持管理していきたいとの答弁でありました。

この事業を維持するためにも、接続率何%以上を目標にしているのかとただしたところ、合併当時の接続率50%台を19年度以降、公共用水域保全事業での推進を図ってきた。25年度は76.34%であるが、現在も一般会計から1億7,000万円の繰り入れがある。限りなく100%に近くなるように推進していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑とそれに対する答弁を報告申し上げます。

地域の現状に応じた適切な排水対策の検討を進めていくとのことだが、25年度中に具体的な検討がなされたのかとただしたところ、志布志3丁目付近の加入率調査をした。商業施設、事務所、店舗併用住宅、共同住宅、住宅一般の29haに、くみ取りが109戸、単独浄化槽194戸、合併浄化槽が65戸となっており、すべてを合併浄化槽に換算した場合、約5億1,000万円かかる。これを公共下水道でした場合、16億4,000万円くらいかかると試算したところであるとの答弁でありました。

企業から公共下水道にしてほしいとの要望はないかとただしたところ、以前に、そのような話があったことを聞いている。県の研修で、公共下水道は最近、工場製品として大処理できるものが開発された。コンパクトなものだが20億円前後のものであるので、進められないかと教授いただいている。合併浄化槽との比較も含め、検討していきたいとの答弁でありました。

全体事業の480haの中で、コンパクトな20億円の事業を何か所やると達成できるかなど、次年度に向けての方向性は出ているのかとただしたところ、3丁目で試算をし、全体に向けての計算をしていきたい。国にもクイックプロジェクトという事業があり、処理場も工場製品のものもあり、普及してきているということであったので、試算を進め480haのうち、どこまでできるのかを検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、認定第6号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑と、それに対する答弁を報告申し上げます。

国民宿舎の事業収入の内訳はとただしたところ、部門ごとの売り上げが、売店1,805万8,000円、宿泊1億4,766万円、宴会4,466万2,000円、レストラン1,075万5,000円、入浴3,536万9,000円、婚礼699万8,000円、ビアガーデン1,210万8,000円で、収入合計2億7,561万793円となっているとの答弁でありました。

指定管理の目的のひとつとして経費削減がある。納付金を引き上げ、市の負担軽減を果たすための努力が必要だと思うが、今回の公募で現状維持となった理由はとただしたところ、24年度に国民休暇村が指定管理者となった当初、空白期間もあり、施設全般での初期投資が必要であり赤字となった。25年度において若干持ち直し、26年度は黒字経営に向けて努力しているが、夏場の天候不良で客数が減少した。秋以降、イベント等で盛り返す努力をしたいとのことであった。そのような中、以前の納付金額4,500万円の案も出たが、現状の努力等勘案し、現状維持となった。今後は、指定管理期間を3年から5年間とした運営により、経営安定が見込まれ、結果的に納付金額の引き上げが可能となり、自主財源の削減に結び付くので、そのことも考慮しながら進めていきたいとの答弁でありました。

担当課としてどこまでの指導が可能かとただしたところ、毎月の実績報告を義務付けている。

届いたお客様の声については、指定管理者につなぐとともに、その対応については、その都度指示している。また、報告書に基づいて評価も行っており、常に協議しながら運営をお願いしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、認定第7号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、主な質疑と、それに対する答弁を報告申し上げます。

どのような構想があって、このような広さの工業団地を整備するのかとただしたところ、開発構想としては、東日本大震災直後、関東エリアからのリスク分散として、西日本エリアを拠点にしたいという企業からの問い合わせや、港周辺の土地不足、臨港道路や都城・志布志道路の事業促進等、諸条件を総合的に判断し、準工業地域で、複数の企業が連携可能なこの場所に事業を着手した。

分譲予定地については、一般的な食品企業の平均値が1.4ha、5社の分譲規模となり、雇用については、1社平均400名の5社で、2,000名が見込まれるとの答弁でありました。

用水井戸を1工区に1本想定しているが、何に使用するのかとただしたところ、水を大量に使用する食品関連などの製造業、電子デバイスなどの事業所に対応するためであるとの答弁でありました。

掘削し、水質検査の結果、食品関連に不適合となった場合は議論されているのかとただしたところ、県が隣接する分譲地で掘削を行っており、試験的に用水検査を行った結果、マンガンが抽出される傾向にあった。県は除去装置の設置に対する補助を考えているようである。本市の場合、除去装置で対応するのか、別の井戸を掘削するのか、対応は未定だが、結果を見て判断したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、認定第8号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号、平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、その主な質疑と、それに対する答弁を報告申し上げます。

決算書に漏水量が記載されているが、お金に換算するとどうなるかとただしたところ、100万tに近い量となっている。一番高い100円単価とすると約1億円になるとの答弁でありました。

株式会社霧島湧水の余剰水の単価はとただしたところ、今までは水量に基づき単価を設定していたが、一括単価の要望が26年度にあった。2年間限定で、月額単価契約を結び、月額30万円が現在の単価であるとの答弁でありました。

休止・開始の手数料に収入未済があるが、解消されているのか。また、25年度の水道料金の未納額の現状はとただしたところ、手数料の未収金は4月28日で納入済み。水道料金の未収金が783

万5,890円であったが、9月末現在、52万7,670円の残となっているとの答弁でありました。

滞納の方への対応はどうしているのかとただしたところ、滞納から4か月を超過すると、停止するよう規定されている。誓約書を取り、一、二か月分でも納入してもらい停止にならないように働きかけているとの答弁でありました。

漏水については、何らかの対策を検討すべきと思うがとただしたところ、漏水調査については、集中監視制御しているが完全ではない。漏水の主な原因は、管材の老朽化、製品の製造時期による優劣、流量計の設置場所等様々である。

現在、設備の在り方・方向性と、流量計の指針調整等を指示している。来年度以降、その成果が出るよう努力し、有収率の向上を目指していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、認定第9号、平成25年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第2号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定す

ることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第3号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

採決は起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、認定第4号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

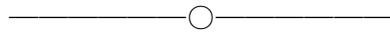
—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第13、承認第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度志布志市一般会計補正予算(第4号))

○議長（上村 環君） 日程第13、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、衆議院議員選挙の実施に伴い、平成26年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成26年11月21日に、平成26年度志布志市一般会計補正予算(第4号)を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,125万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ198億715万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県委託金は、衆議院議員選挙費交付金を1,928万2,000円、最高裁判所裁判官国民審査費交付金を10万円それぞれ増額するものであります。

予算書の7ページをお開きください。

歳出の総務費の選挙費は、執行選挙費を2,125万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、急なことで解散総選挙ということでこういうこととございます。2点ほどお願いします。

急なことでしたので、この選挙に関してのそういう臨時職員等の対応というのが十分に確保できたのかというのが1点です。それとあわせて、それぞれの投票所で障害を抱えておられる方々の、いわゆる段差がたくさんあったりとか、いろいろありますね。そういったところの解消というのが、すべての投票所でそういう対応が十分にできているというふうに理解をしいいものか、その2点についてお願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） まず1点目の臨時職員の確保等のこととございますけれども、御質問の中でもございましたように、急なことでございましたので、当初におきましては、かなり確保にいろいろあちこち声を掛けながら駆けずり回ったというのは、実は現状でございます。

しかしながら、なんとか当日、今、期日前も、もう既に始まっておりますが、当日の選挙に向けまして確保できまして、体制が整ったところとございます。

それから2点目の障がい者等へのそういう段差解消等への対応でございますが、40投票所がございすけれども、それについて全てを確認したわけではございせんけれども、これまでそういった方々への対応として、車椅子、それから段差対応のために、そういう階段等、手すりうんぬん、そういったもの等について準備をさせていただいておりますので、また、あと残りの全てを確認させていただきまして、もし、そういう対応等が不十分なところにつきましては、まだ投票日まで時間等がございすので、議員がおっしゃるような、そういうできる限りの対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、せっかく与えられている、いわゆる権利を行使するそういうときに、障害があることによって解消されない中で投票に行っても困難、そのことによって諦めてしまうというようなことがないようにですね、ぜひこれ、国からのそういうもので準備ができるものであれば対応をきちんとしてやっていただきたいと、そういうふうに思います。

今、答弁にもありましたように調査をし、今後、選挙というのはいつ何時起こるかということを知りませんものね。そういった意味で、ぜひですね、事前にしっかりと対応をしていただいて、スムーズにそういう投票行動ができるというような環境条件をつくってほしいものだというふうに思います。そこらについては今、答弁はありましたので理解をしましたがけれども、すべてのところをきちんと把握をして、そういう立場から検討をしていくということについては、答弁であったんですが、大丈夫ですね、もう1回。

○総務課長（萩本昌一郎君） 専任の選挙管理の事務局の職員がおりまして、そういう事務をとっていただいているわけございまして、今おっしゃられたような形の対応ができるだけできるように、これまでも進めてきているところであるというふうに思っているところでございます。思っているところというのは、私がまだ全部40か所全て確認しておりませんので、こういう言い方をしているところでございすけれども、今おっしゃられましたような対応ができるように、今後選挙管理委員の職員等と一致しながらできる限りのことは、そういう不自由な方々への対応ができるような形での対応をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

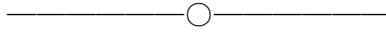
これから採決します。お諮りします。

承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定

しました。



日程第14 議案第55号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第55号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第55号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に基づきまして、議員、市長、副市長及び教育長の勤勉手当の額の改定を提案するものでございます。

まず、付議案件説明資料の12ページをお開きください。

本年8月7日に人事院が国会及び内閣に対し、国家公務員の給与改定を勧告いたしました。今回の人事院勧告は、平成26年4月時点での民間給与が国家公務員を上回る結果になったことを受けて、月例給、期末・勤勉手当等の引き上げが行われたものでございます。

なお、引き上げは7年ぶりとなっております。勧告の内容としましては、一般職員の月例給を若年層に重点を置いて平均0.3%引き上げ、期末・勤勉手当を現行3.95月分から4.10月分としまして、年間0.15月分引き上げ、通勤手当を民間の支給状況等を踏まえ、主要距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるものとなっております。これを受けまして、内閣総理大臣等特別職につきましても、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、一般職に準じた期末手当の年間0.15月分引き上げが提案、可決されたところでございます。

このようなことから、今回本市も同様に国の人事院勧告等に準じまして、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を提案するものでございます。

議案に戻りますが、第1条で、平成26年12月支給の期末手当の支給月数を0.15月分引き上げ、「100分の155」を「100分の170」に改めるものでございます。

第2条では、平成27年度以降の0.15月分引き上げを6月期と12月期に均等に配分するため、「100分の140」を「100分の147.5」に、それから「100分の170」を「100分の162.5」に改めるものでございます。

なお、附則第1号で、この条例は公布の日から施行いたしますが、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものと定めているところでございます。

参考までに、今回の改正によります影響額としましては、市長等分で年間合計約37万円、それから議員の皆様方の年間合計で約100万円を見込んでいるところでございます。

付議案件説明資料の1ページから3ページに条文の新旧対照表も添付しておりますので、参考にしていただき、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第15 議案第56号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第56号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、通勤手当及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第56号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

先ほど、付議案件説明資料の12ページで説明しましたように、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に基づきまして、一般職の職員の給料月額、通勤手当及び勤勉手当の額の改定を提案するものでございます。議案の第1条では、まず通勤手当を国の引き上げに準じまして、主要距離の区分に応じ、100円から3,500円までの幅で引き上げ、改めております。

次に、平成26年12月支給の勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げ、「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改めるものでございます。

次に、再任用職員は0.05月引き上げとなることから、「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改めるものでございます。

次に、55歳を超える職員に対する給料月額の支給に当たって、当分の間、一定の割合を減ずる

措置に伴いまして、勤勉手当の支給限度額を減ずる措置としまして、附則第8号で「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改めるものでございます。

次に、別表、行政職給料表でございますが、給料表につきましては、若年層に重点をおきまして、平均0.3%増額し、改めるものでございます。

それから、第2条におきましては、今回引き上げられた勤勉手当0.15月を平成27年以降の6月期と12月期に均等に配分するため、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

次に、再任用職員も0.05月引き上げ分を6月期と12月期に均等に配分するため、「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改めるものでございます。

次に、附則第8項で「100分の1.2375」を「100分の1.125」、それから、「100分の82.5」を「100分の75」に改めるものでございます。

なお、附則第1条で、この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定には、平成27年4月1日から施行するものと定めております。

参考までに、一般職の年間給与への影響額でございますが、一人当たり平均で約7万2,000円、総額で約2,300万円を見込んでいるところでございます。

付議案件説明資料の4ページから11ページに条文の新旧対照表も添付いたしておりますので、参考にしていただき、よろしく御審議していただきますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回の通勤手当のですね、例えば2kmから3km未満である職員については変化がありませんね。そして、3km以上4kmの方も改定がないですね。ウの4kmから5km未満、これもありませんね。その他、もろもろ100円からずっと四千幾らずつ上がるわけですが、この積算の根拠というのはどこにあるんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 通勤手当の区分につきましては、国の示すのと、私どもの志布志市の場合、幾分段階と主要距離に応じて区分を設けているところでございます。したがって、国より主要区分というか、段階を多くしておりますので、その部分につきましては、均等に同じ国が示すそのところの倍率が市で示す通勤距離のそれぞれ主要距離の区分の段階に応じるような形で、それぞれ倍率を掛けさせて算出をさせていただいているところでございます。

○18番（小園義行君） 燃油が高騰したり、下がったり、いろいろするわけですがけれども、その時の見直しというのは一切されないわけですね、現実にはですよ。ガソリンが急激に上がったからといって、1回1回ここにこういう手当の改正なんていうのはありませんね。そういった意味で、あんまり私もこのことについては詳しく聞いたことがなかったものですから、今回たまたまですね、こういうふうに一括していろいろ変更があるという、例えば、120円ガソリンがしていた時と、150円となると、当然それぞれの2kmから3km、そういった人たちについても影響があるというふうにも思っ、て、こういう質疑をしているわけですがけれども、その根拠とすると、国が示したそれについて、仮にガソリンがですよ、ここで急激に110円台に下がったりとかですね、そうい

うことでも改正はないわけですよ。国が示したものに掛けてやるという、そのことだけが積算根拠としてあるというふうに理解していいですか。

○総務課長(萩本昌一郎君) 御承知のように、これまで一般職の職員等の給与につきましては、国の人勤に基づきまして、それに準じた形での改正を行わせていただいているところでございます。したがいまして、通勤手当も同様な形での対応をさせていただいておりますので、今回もその形で対応させていただいたところでございます。

今おっしゃいましたような、個々の経済事情うんぬん等につきましては、独自で市の通勤手当等の改正というものについては、現在のところ考えてないところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第16 議案第57号 志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について

○議長(上村 環君) 日程第16、議案第57号、志布志市保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、みどり保育所の民間移管に伴い、志布志市保育所条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長(福岡勇市君) 議案第57号、志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の13ページをお開きください。

みどり保育所受託法人選考の概要等について御説明申し上げます。

みどり保育所受託法人の概要でございます。法人名が社会福祉法人松山やっちく会。設立年月日が、平成6年9月28日でございます。主たる事務所、鹿児島県志布志市松山町泰野1111番地。主な運営施設といたしまして、特別養護老人ホームやっちく、地域密着型介護老人福祉施設末吉まごころ園。

受託希望者募集広告の概要でございます。

資格要件といたしまして、次のいずれかに該当していることとございます。アといたしまして、現に志布志市において、保育所、又は幼稚園を営んでいる社会福祉法人、又は学校法人でございます。イ、ア以外の社会福祉法人、もしくは学校法人、特定非営利活動法人、医療法人等の志

布志市内に主たる事務所を有する法人、その他の団体、又は志布志市に住所を有する個人で、保育所運営に意欲ある者でございます。

移管する施設、名称がみどり保育所、定員が60名であります。所在地が志布志市松山町泰野502番地の2です。

移管の時期、平成27年4月1日。

選考の方法、1法人3か所までとし、市内の有識者及び保護者を含めた志布志市保育所移管先選考委員会で候補を決定いたします。

募集期間、平成26年9月10日から平成26年9月30日まで設けたところでございます。

移管の条件といたしまして、建物及び付属施設につきましては、無償で譲渡する。備品については、無償で譲渡する。土地につきましては、10年間無償で貸与する。10年間経過後は、市と協議をいたします。建物及び土地は、児童福祉施設以外の用途に供しないこととしております。

保育サービスの拡充といたしまして、延長保育を積極的に実施すること。障害児保育については、対象児童がいる場合には、積極的に実施すること。土曜日平常保育を積極的に実施すること。乳児保育を積極的に実施すること。一時保育を積極的に実施すること。休日保育の実施に努めること。放課後児童健全育成事業（学童保育）を積極的に実施することを拡充しております。

現在市が雇用している嘱託職員及び臨時職員で希望する者は最低でも1年間雇用し、その後も不当な解雇は行わないこと。また、退職の意思が本人から示された際は速やかに市に報告すること。

応募団体といたしまして、2団体あったところでございます。

選考経過の概要でございます。志布志市保育所選考委員会選考委員9名でございます。委員会の開催日が1回目が平成26年9月25日、この会議におきましては、公告概要説明及び選考方法に協議をしたところでございます。26年11月19日、この時には選考方法協議、プレゼンテーション、質疑応答、選考・決定までいたしました。

選考方法でございます。受託希望団体による保育方針等の説明、質疑応答実施後、現在の法人の運営状況、運営体制の整備計画について、保育方針及び目標、移管後の保育所運営及び保護者の意見の5項目について協議し、各項目配点20点、各委員100点満点による採点結果で決定することといたしました。

選考理由でございます。社会福祉法人松山やっちく会は、平成7年から社会福祉法人として、特別養護老人ホームやっちくを経営しており、地元の保育所運営に対する意欲が十分であり、新たな分野での福祉事業展開についても意欲的であります。また、移管後の保育所運営方針等についても保護者の理解が得られているため、移管先として決定いたしました。

以上のことから、現在市内で1か所公立保育所として運営しているみどり保育所について、平成27年4月から社会福祉法人松山やっちく会に運営を委託することで、市内のすべての認可保育所について民間移管をさせていただくこととなりますので、公立保育所の設置等に関する規定を定めた本条例を廃止させていただくものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回、保育所条例をこういう形で、全ての保育所が移管するわけですね。本市のいわゆる児童福祉法に基づいた、これがなくなることで、児童福祉法が求めているその市のいわゆる責任ですかね、そういったものがきちんと担保された上で、こういう形に民間、最後の保育所がすべての民間に移管するということがどういう形で担保されて、それが今回の提案になったのかということでもあります。それが1点目です。

二つ目に、保護者会のこれまでも民間移管については、その地域の特性というのがありますね、松山町が大いに頑張ってきて、複式学級の解消や保育所をしっかりとやることによって、学校とつなぐという意味での、そういう町を挙げての政策があって、住宅政策等々があって、ここまできたわけですよ。そういう中で、保護者会の意向というのが理解が得られたというふうになっていますが、ここになっていますが、先の議会での一般質問等でも「アンケートの結果は報告しない」というふうに答弁としてあったわけですが、保護者の理解がですね、言葉は悪いけれども、51対49だったら理解が得られたというふうに理解をされているのか。それとも圧倒的に99対1というような状況だったのかですね、これは後々のそこの地域のコミュニティを壊してしまうということになると、これは困るわけでありまして、そこらについての理解の在り方というのは、どういう状況だったのかというのが二つ目です。

三つ目に、今回移管をされるということで「無償で譲渡する」となってるんですね、この10年間無償で貸与するという、この10年間無償で、土地はそういうことですね。「建物は無償で譲渡する」となってるんですよ、それと、その一番下の「エ」のところ、「保育所以外の用途に供しないこと」というふうにならうわけですね、これまで先に移管が済んだところが、保育所以外のものに利用しますよということで、当局が何とか県の理解もいただいて認めているところが1か所ありますね。本来は、そういったものについては、更地にして返してもらうというのが、それは法人の責任において返してもらうというのが、本来の私たちが当初提案があったときに理解したことです。そのことについての今回「保育所以外の用途に供しないこと」ということで、わざわざ児童福祉施設、括弧付きで「保育所」というふうにならうわけですね。このことについてですね、先に移管されたそういうところとの整合性も含めて、どういうふうな理解をしているのかということが3点目です。

4点目には、ここにですね、保育サービスの拡充というところで、アからキまであるわけですが、ここにですね、私はどうも理解がいかないわけですが、このことを説明してください。

「積極的に」という言葉が入っています。これは、積極的にやりたくなければやらんでいいということになるのかですね、この「積極的」という言葉は全く要らないというふうに私は思うところです。例えば、延長保育を実施すること。障がい児保育については、対象児童がいる場合は実施すること。こういうことでいいのに、わざわざこの「積極的」というのが各項目に全て入っています。この積極的というのを辞典で調べましたけれども、それなりの言葉ですよ。これがわざ

わざ入ってるということの深い意味を教えてください。

そして、4点目に今回9月に応募をされてですね、9月いっぱいですよ。そして、それぞれ1回の選考で実際は決定になっているわけですが、その間の保護者に対しての説明、そして、合意の得方をどういうふうに当局としてされたのか説明を求めます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 先ほどの御質疑につきましてお答えいたします。

まずはじめに、民間移管によりまして、市の責任が担保されるのかということですが、民間移管いたしましても、市が保育に関しまして一切取り合わないと、関わり合わないということではございません。市立の保育所を民間に移管しましても、保育所の申し込みや、受付や入所の決定につきましては、市が行っております。

また、保育料につきましても、市の規制で定めてきますので、現在と変わらないところでございます。このことにつきましては、民間が設置した保育所でも公立でも保育の実施に関しましては、市が責任を持って関与していくということでございます。市の保育所等連絡協議会におきましても、市がリーダーシップを取りまして、市全体としての考え方、子育ての方針等について協議する場を持つということでございます。

他の質疑につきましては、担当に回答させます。

○福祉課長（福岡勇市君） 保護者会の賛成、反対の状況はどうだったかという質問だったと思いますけれども、票数については、保護者会との意見交換会の中で公表しないということで了解をいただいております。民営化に関する意見の対立等が原因で、地域のつながりを損ねるといったことがないようにするためでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

無償譲渡してから別の用途に供しているものはないかという質問だったと思っております。たちばな保育園跡地のことだと思っておりますが、その経緯について説明をいたします。平成25年2月13日、法人より、たちばなの学童も新しい園舎で行いたい。跡地は購入を検討しているとの相談があったところであります。平成25年3月15日、そのことを受けまして、不動産鑑定を依頼をしております。平成25年5月20日に不動産検討委員会を開きました。しかし、その中で10年経過する26年3月31日まで売却は見送った方がいいんじゃないかという意見がありましたので見送っております。26年3月26日、再度不動産検討委員会を実施いたしました。不動産鑑定に基づく評価額141万円に鑑定料10万500円を加算した115万500円を払い下げ金額で提示する。それと売買成立までは、無償貸与するというところで協議をしたところでございます。訂正いたします。金額は151万500円の訂

正をお願いいたします。26年4月17日、社会福祉法人純心福祉会と売買契約を成立いたしております。26年6月10日、売買代金の完納、所有権移転登記手続を完了しております。

あと公募条件の「積極的」の意味は、ということでございます。今まで、以前の公募条件にも「積極的」という表現は入れていたものではあります。法人の意欲がどの程度であるかを判断するためにも必要と考えたところでございます。これもプレゼンテーションを行った時に質疑応答もあり、法人からは「実施する」ということで回答をもらったところでございます。

5の保護者に対しての説明が十分なされたのかということでもあります。10月8日に保護者を対象とした受託希望法人によるプレゼンテーションを実施いたしました。その後、行われた保護者のみの話し合いの中で、10分間ずつのプレゼンテーションと質疑応答だけでは、どちらかに決めることはできないとの意見が出されたため、保護者全世帯を対象に受託希望法人に対する質疑要望等をアンケートで取りまとめることになりました。保護者会より、10月17日に1法人当たり60項目以上の質疑、要望を受託希望法人それぞれに送付し、回答期限とした10月24日までに2法人から回答書が提出されております。この回答書を受け、11月4日に保護者会が開催され、まず民間移管をこのまま進めるか、とりやめるべきかについて再度投票が行われ、民間移管することに賛成が今回も多数でありました。また、2法人のどちらかを選ぶかの投票も行われたと聞いております。以上です。

○18番（小園義行君）　そういう児童福祉法のそこがきちんと担保されるということで、答弁にありましたので。

あともう一つですね、この建物の10年間は無償で貸与するというので、私がお聞きしたのはですね、10年間の間にいろんなことがあるでしょう。その時にたちばな保育園については、建て替えというか、新しく別な所に建て替えられたわけですね。そういったことで、その現在、当時使っていたやつについて、議会の方がいろいろ議論しましたけれども、そういうことで法人の責任において、そこを使わない場合は無償で譲渡しているわけですから、建物はですね。だから、それは更地にして法人の責任において返すべきじゃないのかと、この募集要項であればですよ。そういうことの議論をした経過が分かっていたものですから、今後、ここもですよ、今のあの場所だと、私は正直建て替えをしてうんぬんとなったら手狭ですよ、そういう場合にほら、別なところをしたときに、その法人の人にですね、また新たな負担をさせるというわけにもいかんでしょう。だから、そういうことについて、市としてどういうふうな協議をして、今回の提案になったのということを聞いているわけですよ。

たまたま向こうのたちばなの方は、それぞれ法人が買い取るということで決着をしたみたいですよけれども、ここで10年間無償で貸与するというので、この10年間の間に建て替えをしたいと、もしなつたときにですよ。本来だと無償でやっているんだから、そっちは保育所として使わなければ、返してくださいよということになるじゃないですか。そしたらもう更地にして返してもらうということになると、非常に大きな負担をまた向こうに掛けるわけで、そういったことが前の教訓として、どういうふうな議論されたのかということでも質問をしたところでした。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

たちばな保育園の譲渡に関しましては、今お話がありましたように、新しい園舎を近くに建てられるということが前提に、このことについて議論していただきまして、承認いただいたことになってるところでございます。

今後、みどり保育所においても、今おっしゃったように、新しく建て替えるとなると、少し敷地が狭いなという気はしております。そのことで、どういうふうにするかということの議論は、今していないところでございますが、前提としまして、保育の機能をきちっと残していただくということになれば、そのことに対応してまいりたいと、そして、そのことでまた、議会にも相談しながら進めてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第17 議案第65号 財産の無償譲渡について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第65号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、財産の無償譲渡について説明を申し上げます。

本案は、みどり保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（福岡勇市君） 議案第65号、財産の無償譲渡について、補足して御説明申し上げます。

内容につきましては、みどり保育所の建物で、所在地は、志布志市松山町泰野502番地2、種別は建物、数量は鉄筋コンクリート造平屋建て1棟、235.74㎡で、評価額は104万4,948円でありま。相手方につきましては、鹿児島県志布志市松山町泰野1111番地、社会福祉法人松山やっちく会でございます。

なお、譲渡の条件として、譲受人は譲り受けた建物を児童福祉施設として使用する必要がなくなったときは、市に無償で返還するという条件を付してあります。

付議案件説明資料の15ページをお開きください。

この資料につきましては、保育所の建物評価に関する資料でございます。評価額の算出につきましては、減価償却資産の決算方法に基づき算出いたしております。耐用年数につきましては、昭和40年大蔵省令に定める償却資産の耐用年数表によるものでございます。鉄筋コンクリート造

については、耐用年数47年、モルタル造りについては38年となっているところでございます。

また、下の表は保育所を無償譲渡した場合の国庫補助、県補助の返納額でございます。返納額についてはないところでございます。

次のページの16ページにつきましては、みどり保育所の平面図となっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

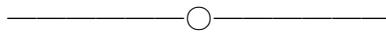
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第18 議案第58号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第58号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるものであります。内容につきましては、第6条第1項中、「39万円」を「40万4,000円」に改めるものであります。なお、出産育児一時金支給額の42万円に変更はございません。

この条例は、関係政令の施行日の日と同じく、平成27年1月1日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第59号 志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第59号、志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、産業建設課所管の施設において、合併前の松山町及び志布志町ごとに基準が異なっていた使用料の平準化を図るため、当該施設の使用料等を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松山支所産業建設課長（上室徹郎君） 議案第59号、志布志市農村婦人の家条例及び志布志市農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明いたします。

資料は、付議案件説明資料の25ページになります。

この件につきましては、9月議会で生涯学習課所管の施設と合同で提案いたしました。今回精査し、見直しを行いまして、松山及び志布志の産業建設課分として再度提案するものであります。

使用料についてですが、産業建設課で所管する松山及び志布志にある農産加工施設使用料については、それぞれ基準が違っていました。1人1時間当たり100円の使用料に平準化し、設定いたしました。この100円という単価は、市内には農産加工施設が3か所ありますが、現在の使用料の1人1時間当たりの使用料額の平均額としました。また、洗濯乾燥施設の使用料は1工程につき420円に設定しました。

なお、帖五区農産加工研修センターの洗濯機及び乾燥機については、修理ができないことや民間のコインランドリーが普及していることなどから廃止としました。これらの使用料は、市民を対象とした単価設定であり、市外者の利用については、これらの施設を市の経費で設置運営していくことから1.5倍の使用料を負担していただくように設定したところです。

次に、施設名の変更についてですが、現在の志布志市農村婦人の家の名称を志布志市松山農産加工センターに変更するものであります。変更の理由としては、農産物加工食品を見直し、農村生活環境の改善を図るなどといった加工施設の設置目的に沿った名称に改めることと、現在では、社会通念上「婦人」という言葉を用いない方向にあることから名称を変更するものです。このほか、施設の休館日や開館時間など、また使用に関わる規定等が異なっていたため統一しました。

以上が産業建設課に関わる説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第20 議案第60号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第60号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から休校中の四浦小学校について、今後も新入学児童が見込めないことから同校を廃止するものであります。

内容につきましては、別表の小学校の表から「志布志市立四浦小学校」の項を削るものでございます。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

詳細については担当課長に説明させます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第60号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の27ページをお開きください。

四浦小学校廃止の経過について御説明申し上げます。四浦小学校は、明治11年に開校し、児童数は、昭和34年の112人をピークに毎年減少を続け、平成12年3月をもって在籍児童不在となり、平成12年4月1日から休校となったところでございます。その後、旧志布志町の定住政策によりまして、四浦小学校区に幼児・児童を持つ家族が居住することとなりましたので、平成14年4月をもって再度開校したところであります。平成15年度からは、特認校制度を取り入れ、平成17年度は2人、平成18年度は5人、平成19年度は4人の特認校生が在籍しておりましたが、平成20年3月をもって、再び在籍児童不在となり、平成20年4月1日から2回目の休校となり、今日に至っております。この間、地元の公民館の皆様には、入念に学校施設を管理していただいておりますことを心から感謝申し上げます。

休校しまして5年が経過しました平成25年3月に四浦校区の公民館長が来庁されまして、四浦公民館の総会で四浦小学校のことが話題となり、閉校はやむを得ないとの結論に至ったとの報告を受けたところでございます。その後、同年4月に公民館運営審議会に教育委員会からも出向きまして、公民館の役員の方々と話をまいりました。そのときの内容につきましては、昨年6月14日の全員協議会で御説明を申し上げたところでございますが、四浦小学校の閉校については、平成26年度以降、教育委員会と具体的な話し合いをしていくとの結論を得たところでございます。

平成26年度になりまして、7月16日に四浦小学校の今後について、四浦校区公民館と教育委員会とで話し合いの場を設けたところでございます。教育委員会としましては、四浦小学校は休校して今年で丸6年となり、今後新入学児童の見込みもないことから、閉校はやむを得ないと考えているが、地元公民館としても閉校の方向でよいかとの再確認をして協議に入ったところでございます。

結果としまして、平成27年3月に閉校式を行い、平成27年4月1日付けで四浦小学校を閉校す

ることとし、閉校式の具体的な日程内容等につきましては、今後協議するという事で、地元公民館と協議が整ったところでございます。このことを受けまして、先月の定例教育委員会において、四浦小学校の廃止が承認されましたので、今議会に志布志市立学校条例の一部改正を提案したところでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

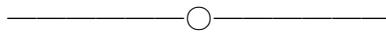
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第21 議案第61号 志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第61号、志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、教育委員会所管の施設において、合併前の松山町、志布志町及び有明町ごとに基準が異なっていた使用料の平準化を図るため、当該施設の使用料等を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 議案第61号、志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について補足して説明いたします。

使用料改正につきましては、9月議会に提案いたしましたが、今回精査を行い、一部見直しを行いまして、再度提案するものであります。

改正の目的は使用料を大きく見直すことではなく、松山、志布志、有明の施設の使用基準をできるだけ平準化することにあります。9月の提案から見直した主な点は、市内、市外の利用につきまして、市外利用の使用料をすべて1.5倍に統一したところでございます。これは、市民を優先するという考え方でございます。

それでは、議案によりまして、施設ごとに条例改正の概要を説明いたします。

はじめに、志布志市公民館条例の一部改正につきましては、第1条で川西地区公民館の加工調理室及び洗濯乾燥室の使用料を午前8時30分から午後5時までと定めております。別表第2、1、公民館使用料の表を改めまして、松山地区、志布志地区、有明地区の条例公民館の会議室の使用料を統一し、利用申し込みを半日単位から1時間単位といたしました。午後6時から午後10時までの夜間の時間帯は1.5倍の使用料設定といたしました。

次のページです。表の有明地区公民館の欄ですが、有明農村環境センターを有明地区公民館として名称も変更しますので、多目的ホールがこれまでの改善センターホールとなります。有明農村環境センターにつきましては、農村環境の改善施設ということで、これまで市内はすべて無料という規定であり、市全体の整合性が図られていないことから、今回一部見直しも行い、他の施設と同様に原則は有料とし、必要なものは減免する方針としたところであります。備品等の設備利用も1時間単位といたしました。

その下の段、川西地区公民館の加工調理室につきましては、松山農村婦人の家、帖五区農産加工センターと同様に1人1時間100円とし、使用時間も午後5時までと統一いたしました。洗濯乾燥は1工程420円です。

備考の1ですが、冷暖房装置を使用する場合は、実費分として5割増になります。備考4、市民以外の利用の場合は、この表の5割増になります。市外利用につきましては、以下のすべての施設におきまして1.5倍ということでございます。

議案の次のページです。志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部改正につきましては、第2条で公園プールの開館時間を実態に合わせて、午前10時から午後6時までとし、すべての施設の休館日を12月29日から翌年の1月3日までに統一いたしました。

別表1の城山総合公園体育館使用料につきましては、他の体育館と同様に使用面積に合わせて競技種目ごとの使用料の設定とし、1時間単位での利用申し込みといたしました。今回の改正によりまして、松山、志布志、有明の体育館が競技種目ごとには同じ使用料となります。

次の次のページになります。別表2の城山総合公園陸上競技場につきましては、照明施設の使用料は実費相当額で見直しを行いましたので、減額となりました。別表3の城山総合公園プールにつきましては、1回の利用時間を2時間とした料金設定といたしました。

幼児の利用につきましては、すべてのプールについて、安全性の確保の面から付添人を必要としたところでございます。別表4の城山総合公園テニスコートにつきましては、類似施設も検討して1面につき1時間200円といたしました。

なお、本市におきましては、スポーツ合宿等を推進しているわけでございます。その中でサッカー、テニス、野球などがありますが、“さんふらわあ”や市内宿泊の場合のスポーツ合宿等のこのような運動施設の利用につきましては、2分の1の減免の取り扱いをしているところでございます。

次のページです。別表5の志布志運動公園体育館につきましては、一部利用につきましては、松山、有明と同じ使用料といたしました。別表6の志布志運動公園陸上競技場多目的広場、ふれあい広場等の屋外の施設につきましては、入場料を徴収しない場合は、これまでどおり屋外は無料であります。

次のページ、別表7の武道館、その次のページ、別表8の弓道場につきましても体育館と同じ考え方で一部見直しを行い、1時間単位での利用申し込みが可能といたしました。

一番下の段です。別表9の志布志運動公園屋内温水プールにつきましても、専用利用の場合は

時間単位での申請といたしました。個人利用の場合は、1回2時間での利用料金となります。7月から12月までの使用料は、松山、有明と同じ使用料ということになります。

次のページでございます。次に、コミュニティセンター志布志市文化会館条例の一部改正につきましては、休館日を統一しまして、別表1、施設使用料の中で文化会館ホールを終日、丸一日使用する場合などの使用料につきまして、半日単位の使用と整合性がとれてない部分がありましたので、この部分を調整いたしました。

そして、備考の1でございますが1時間単位での使用申し込みができるように対応もいたしました。

次のページです。備考の4になりますけれども、舞台練習のみの場合は使用料の3割負担ということにいたしました。備考の5ですが、冷暖房の場合は、これまでどおり4割の加算ということでございます。

次のページです。2の設備等使用料ですが、備品などの設備等につきましても、実態に合わせて今回整理を行いました。

次のページになります。次に、志布志市やっちくふれあいセンター条例の一部改正につきましては、別表1、施設使用料の中でホールを終日、一日使用する場合の使用料につきまして、半日使用する場合との整合性がとれてない部分がございますので、文化会館と同じ考え方で調整を行っております。

次のページ、備考欄につきましては、志布志市文化会館と同様の規定としたところです。

次のページからの別表2の設備等使用料につきましては、使用するものを今回整理しまして、しっかりと表記いたしました。

次のページです。次に、志布志市有明体育施設条例の一部改正につきましては、有明B&G海洋センタープールの開館時間を志布志の温水プールに合わせて10時からといたしました。また、休館日につきましては、プールの水温や利用実態に合わせて整理を行いました。

次のページです。別表1の市民グラウンド使用料につきましては、照明施設の調整、整理を行いました。別表2の有明総合体育館使用料は、一部使用におきまして、松山、志布志と同じ使用料になります。

飛びまして、次の次のページになります。別表3の有明B&G海洋センタープールの使用料につきましては、松山、有明と同様に小中学生は1回2時間100円、一般200円で統一いたしました。

次のページ、別表4の農村運動場、別表5の有明野球場につきましては、これまでとほぼ同じ内容でございます。

次のページ、別表6の有明弓道場につきましては、これまで規定がありませんでしたので、今回志布志運動公園弓道場と同じ使用料を定めましたが、中学生の部活動利用等の場合は減免の取り扱いといたします。

施設ごとの説明は以上であります。附則のところ、今回の条例公民館の整理によりまして、高齢者コミュニティセンター条例、有明農村環境センター条例、農村研修センター条例は、廃止

することになります。

そのほか改正の概要につきましては、付議案件説明資料の61ページから64ページに記載してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（小辻一海君） 市長に3点ほどお聞きします。

1点目にスポーツ合宿など誘致を図り、志あふれるおもてなしを考えている市長になんですけれども、この今回提案された体育館、テニスコート、野球場など、すべての施設の市民以外の使用料を1.5倍として区別されているわけですが、その区別された市長の見解をお伺いいたします。

2点目にスポーツ合宿に対する体育館、テニスコート、野球場などの施設使用料については、先ほど課長の説明で2分の1減免であると課長の方で考慮されていると説明があったわけですが、規則などを定められて、そういうことをされるのか、それが1点。

3点目に施設使用料を徴収するとき、市内の方か市外の方かはどう判断されるか。判断の仕方では問題が出てくるような気もしますが、その点1点。3点ほどお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま提案いたしました施設につきましては、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置したものでございまして、広域的な交流、利用率の向上と、それから収益という面から市外の利用を認めないということではないということでございます。それで1.5倍ということにするわけでございますが。

スポーツ交流につきましても別途の事業でこの団体については、優遇措置をしているということでございますので、施設の使用については、この形で利用の推進を図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 担当課の方からもお答えさせてもらいたいと思います。

まず、まず1.5倍の考え方でございますけれども、広域的な交流、利用率の向上の立場から市外からの利用も認めているわけでございますけれども、建設にかかった費用、それから維持管理にかかった費用を市民全体で負担しているということから、市民の方が優先されるべきというような考え方に立って、今回1.5倍としたところでございます。

先ほどありましたけれども、現在、テニスコート、野球場、体育館等については、現在の段階でも1.5倍の使用料となっているところでございます。今回プール、それから、公民館等について1.5倍の適用を新たにしたいということでございます。

それから、2点目の質問ですけれども、スポーツ合宿等の減免のことについてのお尋ねでしたけれども、現在基準を設けまして減免をしているところでございますけれども、今回この条例に合わせまして、減免の規則というのを現在整備しておりまして、統一した考え方で規則を整備しているところでございます。

それから、使用料の徴収に際しまして、市内外の把握ということでございますけれども、体育

館等につきましては、申請書を書いていただく際に住所を記入してもらっているところがございます。それから、現在、有明のB&Gでも入場の際に住所、氏名を書いてもらっているところがございます。今回新たにプール等について、そういった手続きになるところがございますけども、現在の申請の方法をあまり受付の方が複雑にならないような形で受付を対応していきたいというふうに考えているところがございます。以上です。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

2点目のスポーツ合宿に対しては、規則をつくって対応していくということでございますが、今まで規則ができていなかったわけですけれども、今まではどのような形で取り組みをされていたか。

3点目ですけれども、市民で、これは失礼な言い方になるんですけども、市民でないのに偽りで申請した場合、市民の使用料で通るのですよね。そういうことを考えますと、やはり条例で使用料を定めているわけですので、区分するんだったら、何らかの確認がとれるような形にされた方が問題が出ないと思うのですが、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） まず減免のお尋ねですけれども、現在の条例の中で、市長は、その他、公益上特に必要がある場合は、減額又は免除できるという要綱がございます。これに基づきまして、教育委員会の方で基準を定めておまして、その中の基準の中で、さんふらわあ合宿、それから市内の宿泊を利用した場合の合宿については、2分の1減免という基準を設けて、その中で取り扱いをしているところがございます。現在、基準という形で行っていましたので、今回新たに規則と、減免の規則という形ですね、法をしっかりと整備して共通の考え方で対応するという形で進めているところがございます。

それから、入場受付の場合の確認ということでのお尋ねでしたけれども、条例に基づきまして、管理規則を現在定めておりますけれども、その申請書様式の中で、受付簿の中で住所を書く欄、また市内、市外に丸をする方法がどうなのかということも現在その様式の準備を進めているところがございます。受付で惑わないような形の対応を規則でしてまいりたいと思っております。

○5番（小辻一海君） 3点目なんですけれども、その場合確認というのはとらずに、もうその方の申請を信用して受け付けるということですね。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 住所と名前を書いていただく方法、これまでは受け付け等で電話番号を確認して住所地なんかを確認しているところがございますけれども、現在のところ身分証の確認とか、そういったところまでは考えていないところなんですけれども、実際の運用につきましては、どのような対応が一番ふさわしいのかを検討してまいりたいと思っております。

○市長（本田修一君） 先ほど私の答弁の方で、スポーツ合宿等につきまして、他の事業等で補助しているからということでお話し申し上げたところがございますが、もちろんそれも取り組みをしているところがございます。

そしてまた、今、担当課長が答弁しましたように減免につきましては、ただいま別途規定がございますので、そちらの方で、また対応してまいりたいということでございますので、先ほどの

発言については、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 所管ですので確認、また委員会の方でお聞きしますけれども、前回9月に提案された時には、文化会館の使用料ですけれども、市内の人で入場料を有しない場合は2分の1とはっきり資料の中に明記してあったのですけれども、今回はそういう明記したものはないけれども、先ほどの説明で、今後規則の中で、それは定めるということで、その2分の1という前回9月に提案した同様のほうと理解していいんですかね。その2分の1の今回ないということ、規則で定める、それは前回の同様というふうに理解していいということですかね、確認です。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 9月の段階でと、考え方は変わっていないところでございますけれども、まず条例の方がありきということで、条例の方を整備した後に規則については、行革本部会議等の最終決定を受けて決定していくということでございますので、今回の説明資料の中からは詳細な記載のところについては省いたところでございます。基本的な考え方は9月に御説明した内容と変わらないところでございます。

○8番（西江園 明君） 課長、今の説明ではですよ、9月の時はそうだったけど、今回は、今後、これが可決された後、行革本部で審議して決めるとなると、違うというふうに、違う結論が出るという可能性も含んでるということですか。そうすると、この考え方は全然違ってくるんですよ、先ほど小辻議員の質問に対しても2分の1ということ、しましたけれども、これからの会議で前回と結論が違うようじゃ困るわけですよ、我々はですよ。ぜんぜん受け取り方が違うんですよ、そういうところを明確にもう一回お願いします。

○市長（本田修一君） 担当課長がお答えしましたように、基本的には変わらないと。

しかし、まだ定めの中で定まっていないところがあったということもありまして、今後、そのことについては、詳細に定めながら執行していくということになるということになるろうかと思えます。ただ、基本的には前回お示ししたとおりでございます。

○8番（西江園 明君） 3回目ですから、だから、市長が今おっしゃいましたけれども、そのとおり変わるという含みはないというふうに理解していいんですね、はっきりそれを。そうせんな、前回の審議と違った受け取り方で、今後付託されますけれども、審議しなければなりませんので、もう1回、その2分の1というのは前回と同様、変わらないというふうに理解していいんですか、確認です。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしたとおり、変わらないということ。基本的には変わらないということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第22、議案第62号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第22 議案第62号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第62号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について、説明を申し上げます。

本案は、肝属東部衛生処理組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成27年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から肝属東部衛生処理組合を脱退させるとともに、これに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合同規約を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。

議案第62号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は可決されました。



日程第23 議案第63号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第63号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、説明を申し上げます。

本案は、新たに防災及び消防、地域公共交通等の政策に取り組むことに伴い、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（武石裕二君） それでは、議案第63号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、補足して説明をいたします。

平成21年10月6日に都城市と締結いたしました定住自立圏の形成に関する協定書について、第3条の第1号から第3号に定める三つの政策分野のうち、第1号、生活機能の強化に係る政策分野、及び第2号、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野に掲げる取り組みの内容及び当該取り組みにおける甲乙の役割について、今回新たに追加及び変更を行うものであります。

それでは、付議議案説明資料の68ページをお開きください。

新旧対照表が示してございますが、追加及び変更箇所についてはアンダーラインが引いてございます。

まずはじめに、第3条第1号にエとして、防災及び消防を新たに追加しております。内容といたしましては、大規模災害発生時における圏域内の相互応援体制の整備、強化を推進するものであります。次に、第2号のウ、「定住促進」を「定住及び移住の促進」に改め、(ア)を現行の雇用創出の取り組みとあわせて、新たに婚活支援等にも取り組むことから、これらを含めた表現、「等」というふうに変更をしております。

次に、69ページをお開きください。

同じく第2号のウの(ア)の次に(イ)情報発信等による移住促進を新たに追加しております。内容といたしましては、圏域全体で受け入れ体制の充実を図り、移住の魅力や情報を圏域外へ発信する取り組みになります。

最後に第2号にエとして、地域公共交通を新たに追加しております。内容といたしましては、広域的な地域公共交通の課題の検討と圏域をつなぐ公共交通サービスの維持及び確保を図るものであります。

以上が、今回の変更内容になりますが、説明資料70ページ、71ページに現行の取り組みと、今回追加及び変更を行った取り組み内容についてお示ししてあります。

以上で、議案第63号の補足説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第24 議案第64号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について補足して説明いたします。

付議案件説明資料の72ページをお開きください。

まず1、指定管理者に管理を行わせる施設の概要ですが、名称は、ダグリ公園の公園施設で、施設内容は国民宿舎ボルベリアダグリの各施設と展望台となっております。

2、指定管理者に行わせる業務の範囲ですが、公園施設の利用に関する業務と施設及び設備の維持管理に関する業務です。

3、指定の期間ですが、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

4、指定管理候補者の概要ですが、所在地は、宮崎県宮崎市中村東二丁目8番12号、名称は宮交ショッピングアンドレストラン株式会社、代表者名は代表取締役黒木博、平成12年2月8日の設立で、事業として宿泊施設、バンガロー及び温泉などの保養施設の経営など幅広く展開されております。

5、募集の概要ですが、今年の7月7日から、募集要項等の配布を始め、9月12日には5団体の参加を得て募集説明会を行い、10月1日までに3団体から応募していただいたところです。

6、選定経過の概要ですが、選定委員8人で10月16日書類審査、10月27日面接審査、採点等を実施したところです。採点は、募集要項で示された選定の基準に基づき、各委員が事業計画書、

収支計画書等の内容を点数化し、採点した結果、候補者、宮交ショッピングアンドレストランが1,600点満点のうち1,271点を獲得されたところです。

以上のことから、宮交ショッピングアンドレストラン株式会社が3団体中、最高得点を獲得し、評点も総点の70%を達したことから、当該施設の指定管理者として適正であると判断されたところです。

選定委員からは、現施設の徹底した分析と検証を行い、具体的な事業計画及び収支計画を作成しており、他自治体との指定管理者としての実績も有していることから、総合的に勘案し、当該施設の指定管理者として適当と思われる。また、新しい観光ルートやグループ交通との連携、新たな物販販売等、追加納付金制度の導入が実現できることに期待したいとの意見が付されたところです。

7、指定管理候補者の事業計画ですが、経営方針として、市民のふれあい交流促進、本市観光の拠点施設というボルベリアダグリを設置目的に基づき、安全と高品質なサービスの提供はもちろんのこと、ニーズや環境の変化を先取りし、柔軟な対応が指定管理者に求められていると考えていると。市民の貴重な財産である施設機能を最大限に生かすことが公共性の確保であると認識して、志布志市の管理運営業務の基本方針を徹底し、公平・平等を重視した管理運営に当たるとされております。

今回、指定を受けようとする理由は、観光に特化した事業経営を九州観光の再生を理念に取り組んでおり、宮交ショッピングアンドレストランのミッションである観光サポートを通して、旅行者に価値ある体験や思い出を提供することが志布志市観光振興計画に基づく施設の運営に合致しているとされています。

組織及び人員配置については、現在雇用されている従業員を継続雇用することを大前提に総支配人を筆頭に営業、経理、調理、施設管理の各部門に44人の配置を計画されています。

年間の事業計画としては、宿泊部門、レストラン部門、売店部門、温泉部門で様々な取り組みを計画されています。

宿泊部門におきましては、福岡市を中心にプロモーションを行い、利用者増を図り、宿泊料では低価格で満足度の高いサービスを実現する取り組みを実施し、宿泊単価の増加を見込んでいます。レストラン部門におきましては、地産地消メニューを中心に、季節に合わせた低価格の単品メニューや宴会メニューを各媒体でプロモーションすることで利用促進を図る。そのほか、ビアガーデン等のイベントを企画し、市民の交流の拠点づくりに寄与するとあります。

売店部門におきましては、志布志市の一次産品などを用いた商品の開発を行い、幅広い顧客層のニーズに合わせた新たなお土産品を展開し、志布志の魅力を発信していく。また、市民の交流拠点として、直売所の運営も計画しております。

温泉部門におきましては、日帰り温泉利用者の拡大を図るために市内及び周辺地域のプロモーションを行うこととしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議していただくようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（東 宏二君） 最初にお断りしておきます。指定管理者候補にどうこうという考えはございません。御理解いただきたいと思います。

全協でも言いましたが、一人の選考委員が現在の指定管理者に対して言うてはいけないことを発したということでございます。このことについて、どう思われるのか。これが事実なのか。

それとですね、この方は2年前も選考委員であったのか。よろしいですか。そういうことと、次に、会議の中で、このような専門的な発言があるとですよ、ほかの選考委員は発言しにくくなるのではないかと思われるのですが、どう思われますか。

また、ほかの選考委員の意見を押しえつけたとも受け取れるような気がするんですが、その辺はどう受け止められるのか。このような選考委員会が正常な姿とは思われませんので、この人を外して、もう一回選考委員会を開く考えはないか、お聞かせをいただきたいと思います。

○副市長（外山文弘君） 私の方で選考委員会の方の委員長を努めておりましたので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

まず、選考委員会の中で、そういう発言があったかということではありますが、確かに、もう1か月以上前の選考委員会で行ったので、その特定の委員が過激な発言と、内容等につきましては、御本人も宿泊もされていますし、実際に現地に行かれて見た上での発言は確かにされておりました。その中で、若干厳しい指摘もあったという記憶はございます。そのことで、他の委員が萎縮したかといいますと、それぞれの委員がすべて、各委員全員発言はされました。その中で、最終的な採点をされたということでもあります。

前回もこの方が委員かということではありますが、前回もこの方は委員をされております。

再度選考委員会を開いてやり直す考えはないかということではございますが、私としては、選考委員会そのものは正常に選考の結果を出されたのではないかというふうに感じておりますので、再度する考えはございません。

○17番（東 宏二君） はい、分かりましたけれども、やはり、この選考委員会の中でですよ、そういう発言があったということは、公正な選考委員会が開かれたと思っていない。なぜかという、やはり悪いことをボーッと言われればですよ、ほかの方も動揺されて、この点数を見てくださいよ。前選考された方が、点検して、その方もオッケーを出しているのに、今回はですよ、110点という前の指定管理者からすると110点少ない点数ですよ。私は、この影響を受けていると思うのですが、このことに副市長は影響は受けてないということではございますが、こういう選考委員を選んだ市長、あなたの責任もあるんですが、その辺の今後の考え方、どうでしょうか。やはり選考委員は、公平でないといけない。あなたのこの73ページに書いてありますがね、慎重かつ公正な審議に努めたということではございます。これはうそですがね。どう思われますか、このことについて。

○市長（本田修一君） 選考委員会は、公正に行われたものというふうに思うところでございます。委員長の方からも回答がありましたように、そのことによって、この特定の方の発言によっ

て、ほかの方々がお考えが左右されたことではないと、それぞれの委員の方々が十分な見識を持って委員会に望まれたということについては聞いているところでございます。

ただ、今後においては、ただいまあったようなことは、十分参考にさせていただきながら、委員の選定については考えていきたいということでございます。

○17番（東 宏二君） 私だけが聞いているわけじゃないです。ほかの議員の方もあとで私がそう言ったら、「私も聞いている」ということをお聞きしました。ここでやり取りをしてもどうしようもないと思いますので、この件については総務常任委員会に付託されますので、その委員会の中で十分審議されると思いますので、このことについては終わりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今出ておりましたけれども、全協でもこのことは話題になりました。今、いみじくも副市長も選定委員長という立場で、そこで委員の方がしっかり宿泊もされて、それを見た上での発言ということでありましたが、やはりそのことに関して「過激発言」という表現をやはりされましたね。いわゆる全協で出たような言葉は使いませんが、そこにやはり不適切な発言があったんだろうと僕は思ってますよ。そして、そうであれば、不適切な発言があったときには、その発言を停止させたりして、そこに影響が出ないようにするのも、ある意味で選定委員長の差配じゃないのかなというふうにも思うんですよね、その時の雰囲気、つぶさにこちらに伝わってきませんので、よくよく分かりませんが、そういったやはり疑義が生じるような選定委員会になってはいけないと。やはり声の大きい人が、そこで叫べば、やはり影響は受けるんですよ。我々の議論にとってもそうですよね、それを疑ってすべてに関わるわけじゃないですよ、見てないわけですし、そこで現場で聞いてないわけですからね。でも、こういった選定委員長の方からも過激発言があったことは否めないということであるわけですから、その影響を受けたんだろうなというふうに我々は思うわけですよ。であれば、そういったことに対しては、しっかり当局も答えていかなきゃいけないし、明らかにしていかなきゃいけないというふうに思います。そこに対して、再度答弁を求めておきたいと。

それと、あとちょっと角度は違いますが、5団体が今回説明会に参加をされたということで、これの内訳ですね、市内、そして市外、県外、ここにたて分けて、お示しをしていただきたい。

そして、もう一つは5団体以下、事前にPRをして問い合わせ等も含めたらどのくらい応募につながる流れがあったのか、そこもお示しをしてください。

そして、先ほどありました選考委員の関係ですが、前回も選考委員に参加されている。そして、これまでもそうであったということで、かなり選考委員として何回か携わった方々がいらっしゃると思うのですが、いわゆる、これ、指定管理者の方とかですね、そういった方向に、こういった選考委員の方々の情報が漏れているんじゃないのかと、そういった心配も過去にもした経緯があります。そういった観点から見たときに、そういった危機意識を持ってやっていると、理解はするんですが、そこらにおいての細心の注意を払って進めたのか。そこもお示しをください。

それと、もう1点、74ページにも出ていますけれども、組織及び人員配置ということで、配慮をしながら進めていくということは分かるわけですが、これまで8年間ですよ、8年間のいいよ

9年目に明年度から入るわけですが、その間、三つのいわゆる指定管理者が、これが議案が通ればですよ、三つ目の指定管理者になってくるわけですね。そこで働く方々の思いというのは、その度ごとに揺れ動くんですね。ですから、指定管理を任せる、その業種はどうあるべきなのかということも含めて、これは指定管理者として進めて、委託していった方がいいのか。あるいは、その年数も3年がいいのか、4年がいいのか、5年がいいのか、ここらを見ていかないと、従業員はたまったもんじゃないなというふうに思うんですね。そこらについての議論はどうだったのか、まずお聞かせください。

○副市長（外山文弘君） お答えいたします。

まず、委員の方々ですが、それなりの立場の方々、いろんな識見を持っていらっしゃる方が今回の、全員で職員も入っておりますが、外部の方が5名ほど入っていらっしゃいます。それぞれ長をされている方とか、それなりの識見を持った方々が入っていらっしゃるところでございます。

先程来おっしゃいましたが、委員の中で、そういういろいろと宿泊したいろんな経験的なことを見たことでの発言があったということで、そのことの影響を具体的にほかの方が受けられたかどうかというのは、こちらでは把握できづらいところでございます。それぞれに、またほかの委員の方も利用された上での発言もあったところでありまして、そういうところで、それなりのそれぞれの方々が、これまでの3年間の実績等を見ながら判断されて、発言されているんだらうなというふうに我々は聞いているところでございました。その中で、進行役として、そういう発言なりあった時に止めるべきということかもしれませんけれども、そんな何分もこの話をされたわけではなくて、話の中で、そのことをちょっとおっしゃったのかなという記憶でございます。

それから、この公募、非公募の関係つきましても、また3年間、5年間にするか、そのあたりの指定管理の在り方についても行革本部なり、指定管理者の検討委員会の中でも十分検討した結果、今回のこの公募に当たっているということでございます。それなりの内部での検討は十分したつもりでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 説明会参加者と申請者の数についてですが、説明会におかれましては5社参加されまして、うち申請が3社あったところでございました。なお、5社につきましては、情報収集目的での参加や各団体での応募の検討をした結果、3社であったと。若干関連会社も参加されて5社となったところであります。

5社以外の問い合わせ等にはなかったところです。5社からの問い合わせで対応してまいりました。

県内外につきましては、すべて県外ということでございます。

それから、指定期間についてのお尋ねですが、指定管理者の指針に基づきまして、指定期間を定めるようになっております。指定期間といたしましては、5年以内とすることが指針の方にも定められております。その中で、施設の特性、また新規参入機会の確保。そして、指定管理者の安定的な経営、そして、指定管理者が設置する設備機器等のリース期間等を考慮して期間を定めるというふうになっております。特に、私どもが重視しているのは安定的な経営、こういったも

のが確保されれば、今お話があったように5年以内という期間もありますので、そういったところを見極めながら、今後指定期間等を設定、検討をしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（小野広嗣君） 副市長の答弁に関してですが、その選考委員会の中をつぶさに見ておりませんのでね、これ以上申し上げることもないわけですが、いわゆる副市長の人柄もあって、温厚なお人柄ですので、あまりそういった時に強く入れなかったのかなと、そういうふうにも思ったりもするわけですが、例えば全協でもありましたようにね、年度事業計画を出して、そして、その結果報告を出しますね、そこの落差があったと、そのことでかなり激しい表現をされているわけですね。それであれば、僕は思うんですよ、そういうことで少し不適切な過激な発言をされたのであれば、いわゆる年度計画と実際の結果報告とが落差があるけれども、この原因はなんだろうかねって聞けばそれで済むことですよね、やり取りとしては。それがそうできなかったところにやはり問題があると、僕はやっぱり思うんですよ。やはりその影響というのは計り知れなかったなという気がしてなりません。それは、今後のことも含めてですね、少し真剣に受け止めていただきたいし、選考委員長の立場というのがどうなのかということも議論をされていかなきゃいけなくなりますので、そこらも庁内ではしっかり指定管理者制度いっぱいありますのでね、考えていっていただきたいというふうに思います。

あと、課長の答弁の中でありました。一応分かるんですよ、安定的な経営が可能であれば、その5年の範囲の中で考えていくと。ただ、今までの来し方で言えば、2年、3年、3年と、そういった流れでできていますね。そのたんびに大事な生身の人間がそこで一生懸命働いているんですよ、その方々に対する影響というのをしっかり当局は考慮しながらですね、事務的にとは言いませんけれども、どこかにそういった嫌いがあるんじゃないかという思いがしてなりません。ここはしっかり、特段の配慮をしていかなきゃいけないと思いますけれども、どうですか。

○副市長（外山文弘君） 最初の御指摘の関係ですが、当日、現在指定管理者でございます休暇村サービス、こちらの方からも資料を持って来られまして、先ほど申し上げました収支上のいろいろとマイナスが出ている原因も詳しく説明はされました。その上での採点ですので、そういう、いわゆる弁明といいますか、その後の機会をちゃんと与えたところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 現指定管理者より、我々も月ごとに報告書を求めて、そしてその報告書に基づきヒアリングを実施し、利用者へのサービス向上をお願いしているところです。そういった中で、当然、我々も定期的に現地に足を運び、従業員の方とのコミュニケーションを踏まえながら、いろいろサービス向上に向けてお願いしているところですが、やはりそういった今議員指摘のとおり従業員の方々も不安を抱かれていることは否めないと思っております。そういった意味では、当然指定管理者が今回変更になるということで、そのことは当然新しい宮交ショップアンドレストランの方にも、そういった従業員の方々の今持っているノウハウ等も伝えながら再雇用していただき、そして、今の条件等々もお願いしながら進めていきたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） いわゆる今の総務課長が港湾商工課長の時にもいろいろとお話をした経緯がありますけれども、こうやって2年、3年とかいう単位で変わっていきますと、どうしても行政と、いわゆる事業者と、指定管理者との連携、しっかりそちらの声を聞いて行政としてもしっかり支えるところは支えると、そういうことができているのかと。ある意味で、市長が申されるように、あのダグリー帯というのが、志布志の観光の拠点だと、市長も宣言されているんですね。そこがですよ、その中心核になるところがこういった形で選考を繰り返しながら事業者が変わっていくというのは、やはり問題があると僕は思うんですよ。ですから、そういった面では、やはり行政がしっかりと、今、「足も運んで」ということをお聞きしたので、少し安心はしますけれども、向こうの声をしっかり聞きながら、手助けするところは手助けするという形で進めていかないと、本当にこういったことを繰り返すんじゃないかと危惧するんですね。答弁は要りませんが、また所管でありますので、所管の中でしっかり議論させていただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（小辻一海君） ちょっと市長にお聞きします。所管でありますので、細かいことは避けさせていただきます。

現在の指定管理者と違うところが来年の4月1日から指定管理を行っていくとのことですが、指定管理を決めるには、公募、非公募があると考えます。非常に企業努力をしていただき、売り上げが伸びていく、また経営状態も良くなっていくとなると、もう少し頑張っただけでないかというような形で方向性も出てきて、非公募制、非公募をお願いして、3年間指定管理をお願いすることにもなるとは考えますが、現在の制度では、非公募はなかなか難しく、今回も公募になり、選定結果、宮交ショップアンドレストラン株式会社が候補者として上がってきたところだと思います。

この説明資料の中では、今回の指定管理候補者の概要、募集の概要、それから選定結果の概要、そして、指定管理候補者の事業計画などを示されただけで、今までの指定管理をお願いしている中で、指定した市、指定を受けた方が問題点や改善すべき課題が3年間の中でたくさんあったと思います。当局には当然分かっていると思いますが、私たちには全く示されていないのが現実で、また先ほどから選定委員会の中で、選考の中で議論の中で、またいろいろあったという話も聞いている中、議案として提案されても、3年間指定管理者として決定するには判断資料が本当に乏しいような気がしているところです。そこで3年間の、ここ1年間で結構ですので、相手方と市長が何回協議をされたかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、新たな指定管理について現在の事業者と協議はしたことはございません。ただ、引き続き指定管理を受けたいというようなお話は承ってきたところでございます。

私の立場とすれば、公募という形で新たな好条件を出していただける。そしてまた、より市民に対してのサービスの向上が図られるところが得られるということであれば、その業者に経営を委ねるということで、このような公募制で、そしてまた選考委員会が開かれているということで

ございますので、その選定については選考委員会に任せているということでございます。

○5番（小辻一海君） 市長、1回も協議されてないということでしたね。やはり、市長は施設管理者の最高責任者だと私は思っております。やはり公式の一つのテーブルにつき、議論をしていく、そういう場がないと改善につながらないのではないのでしょうかね。お願いする方も受ける方も問題点もいろいろあると思います。問題意識を持って協議しないと、市民サービスがどうなっていくか、経営節減がどうされているのか、納付金額がどうなるのかという論点にはならないような気は、私はしております。金を出してお願いすれば、あとは指定管理者の方でどうかしてくれる、考えていく、先ほど公募されたら相手に任せる。それではですよ、いくらたっても改善策というのは見られないんじゃないかなと思います。やはり、そういうことでは管理者として指定をする責任者としては無責任だと私は考えています。何回か担当者の方に聞けば、何回か担当者の方が行って協議されたという話を聞きました。しかし、その中で1年間どういうのが論議されたか、どういう問題があったというのは、私たちには知らされていないわけです。だから、そういうのもお願いですけれども、私も所管の委員会に所属しておりますので、そういうのをいろいろと、委員会の開催日までには資料を作成していただき、委員会に提出していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（本田修一君） 私自身も担当の方から、それから市民の方から様々な意見があったときには、直接お伝えしたりしまして改善お願いしながら、ただいまの業者の方には、より向上が求められるような形をしてきたところでございます。

そしてまた、営業推進につきましても、特に観光特産品協会等と一緒に営業推進を図っていきながらさせてきたつもりでございます。そういう意味で、今お話がありましたような具体的内容につきましては、後ほど、また担当の課長の方がお届けできると思いますので、そういったものを含めて、御審議していただければというふうに思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 指定管理者からは、先ほど申し上げましたように、月別、そして年度別に報告書の提出を求めています。その年度別に提出のあった報告書に基づき、所管では評価をしておりますので、その評価に基づいて改善点があるとするならば、そういった改善等を協議しながら、次年度の運営に反映させているところです。

また、月々の報告書に基づき協議する中で、重要案件等がございましたら、すぐ市長の方等々に報告しまして、改善するところがあれば、そういった改善措置と一緒に協議していただく場も設置しながら、サービス向上、管理運営をお願いしているところでございます。

○5番（小辻一海君） 分かりましたですけど、やはり市長は、施設管理者の最高責任者だと思いますので、担当課だけでなく、やはり担当課の方がいろいろとこういう問題があるんですよ、というようなことがあった場合は、1年にですよ、まあ3年間なんでしょうけれども、やったからといって担当課だけをお願いするのではなくて、やっぱり市長も、ただ、その会った時だけ話をするんじゃないんですよ、やっぱり一つのテーブルの中で協議されなければ、そういう改善策というのはなかなかですね、ただ話して、どうやった、こうやったでは、やはり一つの議論の場

をつくっていただいて、こうだよ、ああだよ、というような形ですよ、論議をしていただきたいと思います。要望しておきます。

○市長（本田修一君） 営利を伴う事業につきましては、私どもより、その専門の民間の方々の方がはるかに優れているというふうには、私自身は思っているところでございます。そういう意味合いからしまして、基本的には、この指定管理を受けられた方々の営業に委ねることになるかと思いますが、先ほども申しましたように、市民の方々の要望や苦情というものがあつたら、そういったものは、ちゃんとお伝えしながら改善を図ってもらおうと。そしてまた、担当の方が今申しましたように、その都度その都度、協議を重ねながらやっているということでございますので、今までは、そのようなふうにはさせていただいたということでございます。今、お伺いしまして、正式な協議の場ということについては、定期的には私自身も含めた形で、あるいは副市長、指定管理選考委員会の委員長も含めて、あつてもいいのかなというふうに思いますので、そのことについては検討させていただきます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） この指定管理者の関係ですけれども、国民宿舎ボルベリアダグリです。冠に国民宿舎って、これが付いていることがどんな意味があるのかというのを本当にこれを理解されているのかなという思いも少しあるところですが、そういう観点です、1期1期先ほどもちょっと出てましたけれども、その指定管理がその度が変わるといのがどうなのかと、もちろん利用される方は1回来てですよ、次の年に来て、また3年目に来るとい人もおられるかもしれないけど、それはいろいろ分からないわけですね。そこでですね、この国民宿舎ボルベリアダグリとして、本市が指定管理をお願いする際に、この1期1期で受け手のところが変わるといのはどうなんだろうと。そういった意味で、この選考基準がありますね、これは最高点を取ったからそれにしたというけれども、それぞれの項目で見るとですね、どこも足りてないわけですよ、私から見たらですよ。1、2、3、4つありますよね、これから見たら満点じゃないわけで、この3者とも私は適当だというふうに思います。この70%を超えないと駄目だよということにしてあるけれども、それぞれが当局が求めたその点数は僕は満たしているというふうに思うわけですね、この4項目を一つ一つそれぞれ見たらですよ、240点、560点、240点、560点という、そこから見たらですね、とてもそこに到達してないわけで、トータルで見たときには最高点かもしれないけれども、当局が求めている、この70%以上といたら、A、B、Cって、これは候補者AとBですか、この3者とも僕は妥当だというふうに私から見たら思いますけどね、そういった点で、この三つの候補が国民宿舎ボルベリアダグリとして運営をしていくよという、その受け手の気持ちとして、1期1期変わっていくということと、どうなんだろうと、そこら辺の選定の時に、国民宿舎なんですよ、ボルベリアダグリは、その視点がどう反映されているかというのが1点ですね。

先ほどからいろいろありました。私はよく分からないんですが、選考委員会のことがいろいろありましたのでね、選考委員のすべての方のお名前を教えてください。

そして三つ目に、ここに選考委員会の方で選定委員会の講評というところで、新しく候補者になられたところに、追加納付金制の導入の実現を期待できる。そのことを期待したいというふうに講評として出されたんですね。今回の応募については、おそらく2,000万円ですか、それが例えば、うちは2,500万円、3,000万円、4,000万円いいよというふうにだったのかね、今後変わっていくということも、来年は増やしていいですよというふうになったのかですね、そこらについての考え方を少しお願いをします。

それと、この宮交ショップアンドレストラン、この事業内容ですね、これではちょっとよく私たちも分かりませんよ、資料としては全くないからですね、この経営の内容として、定款とかいろいろあるけれども、総じて宿泊施設、バンガロー、温泉と、こういう保養施設の経営ということですが、少し具体的にお知らせをしてください。

そして、五つ目に年間の事業計画で、この候補者のところが、温泉部門を利用しやすい料金の設定というふうに計画として出されております。この近辺のですね、それぞれこの施設、温泉施設として比較したときに、ここのボルベリアダグリの料金というのは、少し高いところに設定されているのかなという思いがありますが、これの考え方はどういうふうな御提案だったのか、とりあえず五つについてお願いします。

○副市長（外山文弘君） まず、指定管理者選定委員会委員につきまして申し上げます。

まず、学識経験者として、中小企業診断士をされておられます。田上康朗氏、それから税理士の坂元健二氏、この方々は二人前日も一緒でございます。それから、市長が適当と認める者として岩本剛さん、それから小窪久美子さん、それから中村正人さん、あと、私と総務課長と担当課長が入っております。

それから、追加納付金の関係でございますが、これにつきましては、候補者につきまして2,000万円プラス剰余金の20%という提案でございました。もう1社は2,100万円という提案でございましたが、実際、この今回提案しております候補者につきましては、類似施設としまして、国民宿舎えびの高原荘を委託をされております。その中で、ここは平成23年度、10年余り赤字が続いていたということございまして、その中で引き受けをされて、しかもまた初年度は新燃岳噴火ということもありまして、3,200万円の赤字であったということございまして、2年目に黒字転換され、県にも納付金のほか、追加納付金として、いわゆるこの追加納付の分を113万4,000円納めた。翌年度の25年度については、325万3,000円納めましたということで、私の判断ですが、単なる提案だけでなく、実際に納付されているんだなということで、そのあたりは信用できるかなという判断をしたところでございました。

それから、点数の配分ですが、これについては内容と、それから配点、これにつきましては、当然委員の皆さん方にお諮りした上で採点に入っております。そういう中で皆さん方も了解された上での決定で、最初70%を超えないと駄目ですよという申し合わせをしておりますが、当然結果として70%を超えておりますので、委員会としては良しとしたということでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 宮交ショップアンドレストランの内容ですが、宮交ショップ

アンドレストラン株式会社は、宮崎交通のグループ会社として平成12年に設立されております。

事業内容といたしましては、宿泊施設、バンガロー、温泉施設、売店、レストラン等の管理運営を宮崎県内で行っております。

また、宮交ショップアンドレストランが運営する類似施設といたしまして、宮崎県の国民宿舎えびの高原荘等、宮崎県内の宿泊施設、観光施設の4施設を指定管理者として受託しており、自社運営として宮崎県内の観光地でレストラン、お土産品販売等の店舗を8施設運営されている会社でございます。

それから、温泉の利用しやすい料金ということでございますが、今回宮交ショップアンドレストラン株式会社の五つの大きな重点施策といたしまして、一つ目に、市民の温泉施設利用を促進するために優待料金を設定いたしまして、市内及び車で30分圏内のマーケティング調査を行いまして、温泉利用者数、年間目標を11万人という設定をされて集客を図ることが一つの重点施策でもございますので、条例の範囲内で温泉料金を安くして、そういった客を集客するというところも掲げられているところです。

○副市長（外山文弘君） 国民宿舎についてでございますが、国民宿舎というのは、名前のとおり、国民が広く誰でも安い安価な値段で休養、保養できる施設という位置付けであるかと思えます。そういう意味で審査項目の中にも、この施設の運営が住民といいますか、すべて国民の平等利用を図れるかというものが採点の内容にしているところでございました。

○18番（小園義行君） いちばん冒頭の質疑については、ちょっと答弁きてないところですが、この1,120点を超えたらどっちでもよかったわけですよ、言葉はね。この3番目の1,110点のところも向こうにお知らせするわけじゃないでしょう。あなたは何点でしたよって、基本的には。選考委員会が選考したということだけが残って、議会に出てくるとこういうふうになるけれども、ないわけであって、本当に国民宿舎ボルベリアダグリをどう生かすのかという、その議論がどうされたのかと。いわゆる選考する際にですよ、私もこれが志布志町時代にできるときに、人吉に少し調査に自分で行きましてね、廃止にするというふうにおっしゃっていたものを商工会なり、観光協会、すべて議会もそうだったけれども、町の商工会から我が町から国民宿舎をなくしてくれるなど、これがあって逆転して復活して頑張っているという、そういうことがあってですね、この国民宿舎が我が町にあるというのが非常に大事だという、その視点をいつも外してはいけないと。また冠それが付いている以上ですね、こういう経済不況で大変厳しい状況の中でも安くて泊まれるという、そういう宿舎が国民宿舎がある町として、観光の拠点として力を発揮してほしいという、その視点がね、やっぱりこの中にないといけないというふうに思って、私はこの1期1期変わるといのが、そういう意味でどうなんですかということ聞いたところでしたけれども、実際、このすべての点数でいくと、この3候補とも私はマッチしていると。ここに合格だというふうに思います。4項目一つ一つ見たらですよ。やっぱりね、そこら辺のことをきちんと踏まえた上で、選考委員会というのは1期ずつ変わっていく、それもいいかもしれないけれども、トータルで考えたときに、どうなんだろうと、その国民宿舎ボルベリアダグリを我が町の

観光拠点として生かしていくという、その視点からしたときに、1期1期で変わっていくというのがどうなんだろうねという思いがあって質疑をしています、その選考委員会の中で国民宿舎ボルベリアダグリとして、どう生かしていくのかと、その視点がどういう形で反映されたというふうに理解していいのか。

そして、1期ずつ指定管理者が変わっていくというのは、どういうふうに当局として思っているのか、点数が高ければいいというもんじゃないというふうに思います。すべての項目でしたら満点になっていないですよ、すべてのところがですよ、その二つ答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、私どもは、より市民のサービスが向上するような事業者というものをいつもいつも考えながら、この選考委員会の選定がされているということでございます。

ということで、1期3年という形で、また再応募というような形になるわけですがけれども、その後、現在の委託をしている業者についても、そのような意味から、また新たなサービスを盛り込んだ形の提案がなされたものというふうに思うところでございます。そういった意味からしまして、今回このような結果が出たということについては、他の業者としまして劣るところがあったのかなというふうに思うところでございまして、今お話がありますように、じゃあ70点が合格点だから、すべて対象になるがねということのお話もあるところでございますが、だけど、その中で、じゃあどの業者が一番ふさわしいのというふうに考えたときには、最高点を取った方がすばらしいと、お任せするということになるのではないかなというふうに思うところでございます。

○副市長（外山文弘君） 最終的に、こういうそれぞれの点数が合計点で出ていますが、どなたが何点入れたというのは、私の方では分かりませんので、具体的に。私が選考委員長として、私の判断での発言で申し上げますと、それぞれの提案者は、それぞれ中身をいろいろ事業計画を持ってこられて、とにかくこういう形でやりたいと、すばらしい計画を持ってこられています。その中で、どこが違ったのかなという、私なりに考えると、今回のこの提案者につきましては、非常に志布志のボルベリアダグリの経営分析をされていたということです。かなり突っ込んだ分析をされておりました。それぞれの問題点を、ここがこうだから問題があるというのも指摘が出ていますし、その問題に対しての解決策まで提案をされたところでございます。その中で、まず宿泊単価がとにかく類似の自分たちが経営する宿舎等からすると1,000円近く安くなっているという指摘もありました。その分析が、こういう背景であろうということもされていますし、それをカバーするために、例えば、いろんな宿泊のメニュー化、それについても具体的な提案をされたところでした。

それから、例えばPRにしても、具体的にこういう活動をして集客を図るという提案もされたところでございました。

それから、こういうこともおっしゃいました。志布志市は距離的に鹿児島県でも一番外れということもありますし、九州でいくと一番南側ということもありますが、結局距離というのは日帰り客にとってはマイナスだけど、宿泊という面で言うとプラスだという分析もされておられまし

た。

あと、先ほどから出ています宮崎交通関係ということで、グループ各社あげて誘致に図るという期待感が皆さんも持たれたのかなという気もいたします。私も、そのあたりの確認も、例えば宮崎であれば、当然宮崎港を使う高速フェリーもあるわけです、関西地区との。それとさんふらわあとの関係も確認しました。その中で、これまでもない、例えば志布志港を使った形での大隅地域の活用、逆のルートを誘客できるんじゃないかと。逆に今、宮崎日南に來ている客を連れてこれると、そういう期待感もあったりして、全体的なこういう点数の差になったのかなというふうに、今、部分的なことですけれども、そういうふうに質問とか、いろいろ本人たちの説明を受けて感じたところでした。

○18番（小園義行君） これが決になると契約ということになっていくんでしょう。この剰余金の20%というのは、その契約の中できちんとうたわれていきますよね。そこについて確認をお願いします。

それとあわせて、宴会といいますか、結婚式もここで、この宮交ショップアンドレストランと、ここは結婚式、そういったものについては、どういうふうな理解が持たれているのかということをお二つ目。

そして最後に、これ議長にお計らいですが、先ほど選考委員の名前をちょっと出していただけましたけれども、名簿というか、それを提出していただければ、大丈夫か、ちょっと議長の方で、それを取り計らいをお願いします。出していただければ有り難いです。

〔何事か言う者あり〕

○議長（上村 環君） それを含めて答弁をお願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 納付金の設定につきましては、募集要項の中で最低限度額を2,000万円というふうに提示しておりましたので、その2,000万円プラス売上収益の20%という提示がありましたので、このことは協定書の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それと、結婚式をどうするのかということでございますが、プレゼンの中で、その結婚式をどう考えているかという委員の質問に対して、なかなか苦戦する部分も多いという中で、当社の宮交グループの結婚式専用のコンサルティングに業務委託を行っているということでございますので、相談があれば受けていきたいというような答弁をいただいたところでございます。

○市長（本田修一君） 選考委員の名簿につきましては、後でお届けします。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（長岡耕二君） 所管外ですので、2点ほどお聞きしたいと思います。

こういう経営というものは、安定こそが大事であろうというふうに考えています。その中で、指定管理者、指定をすることの整合性。

そして、もう1点は、この計画の中に地元食材を利用する地産地消も書いてありますが、どういう形でお願いしてやるのか、2点ほどお伺いいたします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 地元の食材についてということでございましたが、地元食材

仕入れに関しましては、できる限り地元からの仕入れを行うことで、徹底的に地場産食材にこだわった料理メニューを開発していくということ等の提案も受けておりますので、志布志産食材の消費率を高め、地域振興につなげていくという提案でございましたので、そういったふうをお願いをしていきたいというふうに考えております。

それと、経営安定ということでお尋ねですが、当然、我々も一般財源を少しでも持ち出しを少なくするために納付金が金額が少しでも多ければいいというようなふうに意識しておりますので、今後新たな展開をしていただきまして、収益を上げていただいて納付金のアップにつなげるよう、また所管と一体となって運営をしていただきたいというふうをお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 私、この指定管理者制度については、以前も一般質問を制度の在り方については、たびたび行ってきました。ちょっと内容について、この資料についてお聞きしますが、まず74ページの資料、下の方の表を見ますと、職員数44名の内訳が書いてございます。ここに働いていらっしゃる方は、本当、私、以前も一般質問の中で、自分の働いてる職場が3年しか保証されないという不安というのはいかがなものかということで、この制度、なかにはそういう3年ごとの、全てが指定管理者をしている施設が全てがということじゃなくて、こうやって、今、副市長がいろいろ経営方針、営業方針についての意気込みを話をされましたけれども、じゃあそれを展開するにも、果たしてこの3年というのはいかがなものか。宮崎県の場合は5年ですよ、ですから、ある程度企業は投資が可能ですよ、現に今、志布志のダグリでさえ、来年の申し込みがあると、来年うちが受けるが分かりませんから、以前も3年前もありましたですよ。来年のことはちょっと確約はできませんと、そんな予約をするのはとてもじゃないけど、営業、客離れを招いているような、言うなら3年目ですよ、果たしてこういう仕組みが、先ほどからも出ましたけれども、課長の方から5年ということもあるということです。その辺を踏まえて十分今後検討をしていただきたいと思います。

これでですね、先ほど言いましたこの表ですよ、44名中正社員は6名ですよ、この中の契約社員というのは、その会社が契約する、その次に派遣社員ってありますけれども、これはある会社が当然派遣会社があつて、そこからここに派遣されているというふうに理解していいのか、社員の意味をちょっと教えてください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 職員数の配置については、今詳細にお伺いがあったところですが、派遣社員、契約社員の詳細については、お伺いしておりませんが、職員の雇用の在り方についてはですね、地元雇用、それと現従業員の再雇用を優先にしていくということで、まず現在仕事をしていらっしゃる現職員の従業員の方々にヒアリングを行い、再雇用を受けられることを前提に配置をして、不足する部分があれば本社より、また地元雇用なり、派遣なり、そういった雇用のされると、特に今いらっしゃる方を最優先して、そして残りをいろんな派遣なり契約社員なり、そういった雇用をしていくということお伺いしております。

○副市長（外山文弘君） また、提案の中なのですが、この人数につきましては、現在の休暇村サービスでは36名体制で臨むという提案でございましたけれども、今回の応募者につきましては、44名ということで、8名多くで対応するというところでございます。

○8番（西江園 明君） 今、答弁いただきました今の休暇村よりも8名増えるという体制ですか、それは正社員なのか、結局向こうから来た社員なのか、その内訳と。

それと、今、先ほど出ましたけれども、取引については、食材については、地産地消ということで極力利用するという課長からの答弁でございましたけれども、いろいろここに入っている業者ですよ、納入業者を含めて、そういう人たちもまた相手先が変わるわけですよ。すると、自分たちのところに、また今度契約してもらえるのか、そこもまた、当然そのために人を雇っているわけですよ。ですから、その辺のところの地元の会社が入っているところについての相手との交渉というのはどういう状況だったのかお示してください。

○副市長（外山文弘君） 前回もですが、休暇村サービスがこちらにきて変わるという段階では、現場の準備室をつくりました。そういう中で、当然、現在の取引関係も全部精査します。その中で、現在取り扱いのある業者さんとも、恐らく面談等されながら、今後の対応について協議をされていくと思います。

職員につきましても先程来課長が申し上げますとおり、当然現在いらっしゃる職員、これを優先的に面接をしていただいて、本人の希望があれば引き続き採用していただくということでは、プレゼンテーションの中でも申し上げておりますので、その方向でいくと思います。その足りない分につきましては、今後また新たに地元からの雇用となる形でお願いはしていこうとは考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会へ付託いたします。

ここで、3時15分まで休憩いたします。

—————○—————

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第25 議案第66号 都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第66号、都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について説明を申し上げます。

本案は、都城救急医療センターの名称及び位置の変更に伴い、宮崎県都城市との都城救急医療センター利用協定を変更するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第66号、都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について、補足して御説明申し上げます。

平成18年1月1日に締結した都城救急医療センター利用協定書について、都城救急医療センターの名称及び位置の変更に伴い、宮崎県都城市との協定書の変更について、議会の議決を求めるものであります。

付議案件説明資料76ページをお開きください。都城救急医療センター利用協定書の新旧対照表をお示ししてございます。題名の「都城救急医療センター」を「都城夜間急病センター」に改め、全文中の「都城救急医療センター」を「都城夜間急病センター」に、「救急医療センター」を「夜間急病センター」に改めるものでございます。

第1条第1号中、利用させる施設、「都城救急医療センター」を「都城夜間急病センター」に、同条第2号中の施設の所在地「都城市大岩田町5822番地3」を「都城市太郎坊町1364番地1」に改めるものでございます。第2条及び第3条第1項中の救急医療センターを夜間急病センターに改めるものでございます。

77ページから79ページにかけては、整備予定地、新施設の整備計画等について、掲載してございますので、御参照くださるよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。どうか、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、救急医療センターを夜間急病センターって、名前変わるわけですね、これまでどおりと同じで理解していいのかですね、わざわざ夜間急病センターというのが入っていますので、お願いします。

それと、第3条で管理運営に関する経費の一部を負担するものとするとなってるわけですが、施設が新しくなりましたね、これまでの経費の負担というのは、どういう変化があるのか、その2点についてお願いします。

○保健課長（津曲満也君） 夜間に応急的な治療をする施設でございますけれども、昼間の医療機関で受診可能な患者も多く受診しているために、施設の役割を分かりやすくするために夜間急病センターに改めるものと聞いております。

25年度の負担金につきましては、1,348万2,000円を支出しているところでございます。

[小園義行君「それはわかっている」と呼ぶ]

○保健課長（津曲満也君） これからにつきましては、その利用者割りで計算してしますので、その利用の状況によって変わってくるかと思っております。

○18番（小園義行君） これ、今夜間急病センターとなる、今の課長の説明だと、夜だけしか利用できないようなね、そういう印象を持ってしまうわけですがけれども、救急医療センターだったものが、夜間急病センターになることで、例えば、昼間私が倒れますね、そういうことでも可能だというふうに理解していいんですか、ということと。

二つ目は、今回施設も新しくなってますよ、今おっしゃったように、現在の負担金が、この建設費、いろいろもろもろあるわけで、そこが新しくなることで、今より負担が更に増えていくとかね、いろんなことが想像されるわけですがけれども、そこについては、今回提案されてるからですね、どういった協議になってるんですかということだけ聞きたかったんです。

○保健課長（津曲満也君） 夜間急病となっておりますけれども、昼間についての救急についても診療はできる体制でございます。

そして、負担金につきましては、先ほど申しましたように、利用者が増えれば、それだけ増えるということになろうかと思っております。

○議長（上村 環君） これまでと変わらないんですね。

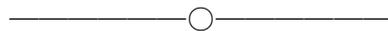
○保健課長（津曲満也君） 負担関係については、これまでどおりでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、文教厚生常任委員会常任委員会へ付託いたします。



日程第26 議案第67号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（上村 環君） 日程第26議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、自立支援給付費支給事業、地域経済循環創造事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億4,061万6,000円を追加し、予算の総額を199億4,777万

4,000円とするものでございます。それでは予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、変更は一般単独事業で、有明大橋補修事業等に伴う、合併特例事業を420万円増額、防災行政無線同報系デジタル化整備事業に伴う、緊急防災・減災事業を1,380万円増額、過疎対策事業で県の地域推進振興事業補助金の交付決定により、有明野球場ブルペン増設事業に伴う教育文化施設整備事業を750万円減額しております。

次に、歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず歳入の14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、自立支援医療給付費を387万円増額、介護給付・訓練等給付費を1,934万円増額しております。

8ページをお開きください。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、地域水産資源を活用した新工場を建設等を対象とする地域経済循環創造事業交付金を2,875万4,000円計上しております。

9ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、自立支援医療給付費を193万5,000円増額、介護給付・訓練等給付費を967万円増額しております。

10ページをお開きください。2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、地域振興推進事業を750万円、2目、民生費県補助金は、介護基盤緊急整備等特別対策事業を711万円計上しております。

12ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として4,835万8,000円増額、4目、施設整備事業基金繰入金は、防災行政無線同報系デジタル化整備事業の事業費確定に伴い、起債へ振り替えるため、1,778万6,000円減額しております。

14ページの21款、市債は1,050万円増額し、総額で20億7,770万円としております。

次に、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

人件費についてですが、人事院の給与改定に関する勧告に伴う、志布志市特別職及び一般職の職員の給与改正によるもの、人事異動に伴うものの人件費をそれぞれの費目に計上しております。給与改正に伴う増額のほか、退職に伴う減額調整を行い、総額1,168万1,000円増額しております。

16ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、地域への定住及び地域の活性化を図る地域おこし協力隊事業に177万2,000円を計上しております。

22ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、自立支援費は、自立支援給付費支給事業等に4,642万円、4目、老人福祉費は、認知症高齢者グループホームの耐震改修を行う介護基盤緊急整備等特別対策事業に711万円計上しております。

26ページをお開きください。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、4 目、園芸振興費は、追加要望分の事業採択に伴う、農業・農村活性化推進施設等整備事業を351万7,000円、8 目、農地整備費は、有明大橋補修工事に350万円計上しております。

28ページをお開きください。

7 款、商工費、1 項、商工費、2 目、商工業振興費は、緊急商工業資金利子補給金交付事業を330万円増額、住宅リフォーム助成事業を300万円増額、国の補助金を活用した地域水産資源の新工場建設等を対象とする地域経済循環創造事業に2,875万4,000円計上しております。

33ページをお開きください。

10款、教育費、2 項、小学校費、2 目、教育振興費は、仮称、四浦小学校閉校記念事業実行委員会補助金に50万円計上しております。

以上が、補正予算第5号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。



日程第27 議案第68号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第27、議案第68号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、退職被保険者等療養給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,354万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ46億6,822万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の療養給付費等交付金は、現年度分の退職者医療療養給付費等交付金を3,234万8,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、退職被保険者等療養給付費を4,700万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第28 議案第69号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第28、議案第69号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、高額医療合算介護サービス費、二次予防事業費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ40億697万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を101万5,000円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、高額医療合算介護サービス費を350万円増額するものであります。

13ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の介護予防事業費は、二次予防事業費を68万4,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

日程第29 議案第70号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第29、議案第70号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの設備の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,380万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を80万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を80万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第30、同意第5号から日程第33、同意第8号までの4件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号から同意第8号までの4件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第30 同意第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第30、同意第5号、教育委員会委員の任命につき同意を求めること

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年3月1日をもって任期が満了する飯野直子氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。飯野直子氏の略歴につきましては、説明資料の80ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

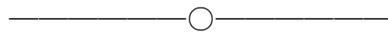
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。



日程第31 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第31、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年2月22日をもって任期が満了する川邊繁久氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。川邊繁久氏の略歴につきましては、説明資料の81ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

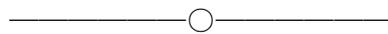
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第6号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。



日程第32 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第32、同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年2月22日をもって任期が満了する福留勉氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。福留勉氏の略歴につきましては、説明資料の82ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

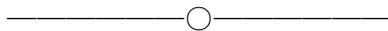
これから採決します。

お諮りします。同意第7号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号は、同意することに決定

しました。



日程第33 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第33、同意第8号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第8号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年2月22日をもって任期が満了する下野太志氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。下野太志氏の略歴につきましては、説明資料の83ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

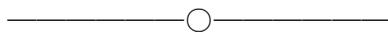
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第8号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

8日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時44分 散会

平成26年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成26年12月8日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 辻 一 海

西江園 明

小 野 広 嗣

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。



○議長（上村 環君） はじめに玉垣議員より、発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○10番（玉垣大二郎君） おはようございます。

発言の訂正をお願いいたします。12月5日の本会議におきまして、認定第8号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告の中で、「雇用については、1社平均400名の5社で、2,000名が見込まれる」と報告いたしましたが、正しくは、「雇用については、1社平均40名の5社で、200名が見込まれる」の誤りでしたので訂正をお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま、玉垣議員から、12月5日の会議における発言を訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。

ただいまの玉垣議員からの発言訂正は、これを許可します。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆さん、おはようございます。早いもので、12月に入りまして、世間は衆議院選挙真っただ中ということで大変慌ただしい日々が続いておりますが、一般質問のトップバッターとしてこの場に立てることを多くの皆様に感謝申し上げまして、通告に従い、一問一答方式で順次質問に入らせていただきたいと思います。今回は、教育行政について全般的に質問をさせていただきたいと思います。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、首長が招集して総合教育会議を設け、教育振興に関する方策の基本方針を定める大綱を策定するとありますが、教育行政の根幹を揺るがすこの改革について、まず、市長と教育長の見解を少しお伺いさせていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

野村議員の御質問にお答えいたします。

地方教育行政法の改正に伴い、来年4月からすべての地方公共団体に総合教育会議の設置が義務付けられているところであります。

あわせて首長は、総合教育会議において、教育委員会と十分協議の上、教育に関する施策の大綱を定めなければなりません。この大綱につきましては、教育基本法第17条第1項に基づき、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて定めることとされております。

本市におきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする後期教育振興基本計画を国・県の基本計画を参酌しながら、教育委員会において、ただいま策定作業を行っておりますので、市の教育振興基本計画との整合性を図りながら、教育に関する大綱を策定していくことになろうかと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。

今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

お答えします。教育に関する大綱と申しますのは、教育の目標や施策の根本的な方針のことであり、国の教育振興基本計画を参酌して、地域の実情に応じて定めることとされております。現在教育委員会では、国・県の基本計画を参酌しながら、後期教育振興基本計画の策定を進めておりますので、大綱の作成にあたっては、市の教育振興基本計画と整合性が取れるように、総合教育会議において、市長と協議を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○3番（野村広志君） ありがとうございます。

総合教育会議は、今お話がありましたように、基本的な方針は本市の後期教育振興計画を参酌して大綱の策定を行うと、この中で重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき処置について協議がなされるわけですが、基本的に本市の基本計画である27年度から実施予定の後期教育振興基本計画の、この総合教育会議で策定される大綱との位置付けですね、この二つのものの整合性を持ちながらやっていくということですが、よりちょっと具体的に、そこのところを教えてくださいませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大綱につきましては、教育の目標、方針を示すものでありまして、それを受けて、具体的な施策を定めるものが教育振興基本計画と、そういったものであるというふうに御理解していただければと思います。

○3番（野村広志君） 基本的な計画と、大きな方向性という枠組みになろうかと思っておりますけれども、この中でですね、示されていたものが、先ほども少しお話をしましたけれども、重点的に講ずべき教育の施策と、緊急の場合に講ずべき処置ということが明記されているようでございましたが、この中で言う緊急の場合というのは、どのようなことか想定されるのか、少しお示しをいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問の緊急の場合ということでございますが、具体的には、いじめ等によりまして、児童生徒の生命や身体に被害が生じた場合、または被害が生じる恐れがある場合というものが考えられるところであります。

○3番（野村広志君） この緊急の場合、いじめ等というお話がありましたけれども、危機管理とは若干違って来るかとは思いますが、子供たちの命に関わるような問題であるとかですね、しっかりとした指導体制がとられるべきであるのかなとお願いをしておきたいと思っておりますが、国の総合教育会議は、原則として透明性が確保されなければならないとしておりますし、また、附帯決議として意見が対立した場合は、責任の所在の明確化については検証をし、必要な処置を講ずるようとしております。

また市長と市教委の方が十分に協議、調整を図り、大綱については、先ほどもございましたけれども、地域住民の意見を十分に反映されるよう努めるとなっているようでございます。

このように教育の中立性確保が強く求められておりますが、政治的中立性と安定的、継続的な教育行政について、先ほどの危機管理の考え方とあわせてですね、もう一度お話を聞かせていただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この制度改革によりまして、新たに総合教育会議を主催することや、大綱を策定することが市長の権限とされましたが、それを個人的、恣意的に用いることは、民主主義の理念に反することであり、そのような事態に陥ることを不安視する声があることも理解しております。

教育行政の基本理念、中立性・安定性・継続性に基つき、市長と教育委員会が積極的に連携しながら、教育振興を図っていくことが大切であると認識しております。

また、いじめ等の重大事案が発生した場合は、速やかに総合教育会議を招集しまして、教育委員会との情報の共有を図り、対応策を検討することになるかと思っております。

○3番（野村広志君） 市長、首長の権限の強化が教育への政治介入につながるという懸念、不安ですね、そういった声が様々聞こえているような現状でございますけれども、いろんな場面で想定した場合、予算の執行権者である市長が仮に市教委の方と意見の対立があった場合とかですね、そういったものに対する責任の所在であるとか、そういったものの考え方については、もう少しちょっとお聞かせいただきたいなと思っておりますが、今回、この制度改革の一番重要なところになるのかなと思っております。市長の意見が教育行政の中で、非常に影響力を増してくるところになるのかなと思っておりますので、少しその具体的なところをもう少しお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新しい教育委員会制度におきましては、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有しまして、一致して執行に当たるといったことが期待されているところでございます。

市長と教育委員会の意見が対立した場合でございますが、教育に関する事務の執行権につきましては、最終的には教育委員会にあるということでございますので、調整がつくまで、その事項は執行されない可能性があるということでもあります。そうならないように、総合教育会議で、き

ちんと協議、調整を図っていくということになるかと思えます。

○3番（野村広志君） 総合教育会議の方で、しっかりと議論がされて、当然市長の意見だけですべてが進められるということではないということで認識してよろしいでしょうか。

当然、この制度の改革は様々な教育行政の課題への敏速な対応が主眼であり、現在大きな社会問題となっている、先ほどもございましたけれども、いじめや児童生徒の生命、身体、保健に関する緊急事態に対応する、敏速に対応できるものでもありますので、再発防止策など、有効な方策が速やかに対応されますことを大いに期待を申し上げまして、また関係機関と十分な調整を図っていただきまして、スムーズな制度へ運営に当たっていただけますことを願いを申し上げておきたいと思えます。

では、次に、学校規模適正化の基本方針に沿い定められた学校再編基本計画及び第一次実施計画において、今年4月、志布志地区の田之浦中学校と出水中学校が、志布志中学校に統合をされました。関係機関の方々の御理解、御協力でスムーズな統合と編入が完了し、子供たちも今、元気に通学しているようでございます。

そこで、もうすぐ学校も2学期が終わろうかとしておりますが、学校の再編計画の第一次実施計画として行われたわけでございますので、当局として、しっかりとした検証をしていただきたい。当初学校や当局として想定をしていたとおりに進んでいるのか。

また、保護者を含めながら、地域住民の方々の意見をしっかりと受け止めて反映されているのか等々を含めながらですね、まだ少しちょっと早いという声もございますけれども、検証をしていかなければならないなと思っておりますが、その考えについて、少しお聞かせ願いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の学校再編につきましては、学校再編基本計画及び第一次実施計画に基づきまして、本年4月に志布志地区の中学校を1校に再編したところでございます。学校再編の検証ということで、私自身も本年4月以降、志布志中学校の朝のあいさつ運動に参加したり、教育委員会の外部評価委員の方々と一緒に授業参観をしたりしまして、生徒たちの様子も見ておりますので、おおむね順調に推移しているのではないかなというふうに認識しているところであります。

志布志中学校の現状や課題等、それから詳細につきましては、教育長に答弁させますので、よろしく願います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

本年4月に田之浦中学校と出水中学校を志布志中学校に編入統合いたしまして、1学期は宿泊学習や修学旅行、職場体験学習、2学期は体育大会、文化祭といった主な行事も終了し、3年生は進路に向け、学習に励んでいるところです。編入統合により、田之浦中、出水中の2、3年生20人と、田之浦小、森山小、潤ヶ野小からの新1年生12人の計32人が、新たに志布志中へ仲間入りいたしました。これまで転入した生徒のいじめや不登校といった生徒指導上の問題はなく、生徒たちも落ち着いて学習や部活動に励んでいると、志布志中学校の校長からは報告を受けております。

また、志布志中学校の朝のあいさつ運動に、私を始め指導主事も参加しておりますけれども、7月には学校訪問を行いまして、生徒の様子や学校運営の状況等も実際に見聞きしております。450人の生徒が在籍し、家庭環境も様々ですので、生徒指導上の問題も起こることは確かにありますが、校長のリーダーシップのもと、全職員一丸となって対応しているというふうに認識しているところであります。以上です。

○3番（野村広志君） 田之浦中、出水中の生徒の中からも新生志布志中学校の生徒会の役員ですか、係の方も出ているようでございますし、また多くの生徒の人たちも、部活動に積極的に参加をしているようでございます。そういったことでは、おおむね良好に進んでいるのかなと感じているところでございます。市内全中学校のおよそ半数の生徒、今450名ほどという話がありましたけれども、志布志中学校に通っているわけですし、私も学校に行きまして先生方と少し話をさせていただきましたけれども、実に先生方は一生懸命に御指導いただいているなと感じたわけですし、特に編入してきた子供たちですね、目配りと申しますか、特段、特別扱いをしているわけではなく、先生方の温かい思いを感じているわけでございますけれども、そうした良好な状態が多くの人たちの配慮により、こうやって学校の中で行われているわけでございます。まさにこれは、学校規模適正化の基本方針の考えに沿うものでないかと思うわけで、心配されていた統合編入は、私個人としてはですね、結果的にはすごく良かったのかなと思っております。

そのような中で、今後においてのことでございますが、中学校の再編計画については、今まで何度も同僚議員の中からも同等の質問が答弁されておりますが、この学校再編基本計画には志布志市立学校規模適正化推進委員会という検討委員会が設けられておりましたけれども、一応当初の目的を達成したということで、任期を終えているわけですが、当然この委員会の中で様々な議論がなされ、今後の方針についても議論がされてきたと思っておりますが、その中でどのような結論が見いだされて方向性が定まったのかについて、少し伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） 学校の再編計画につきましては、志布志地区の次に有明地区の中学校について検討するというようになっておりましたが、学校再編計画を策定する過程の中で、中学校ごとの説明会や小中学校の保護者を対象としたアンケート結果というものを総合的に判断しまして、有明地区の中学校再編を検討するには、機が熟してないという報告を教育委員会から受けております。ということで、現時点では、有明地区の統合というものは考えていないということでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校再編基本計画を作成するにあたりまして、平成23年10月から11月にかけて、市内七つの全中学校区で地区説明会を開催いたしました。その中で、有明地区における主な意見として、宇都中学校では、参加された複数の公民館長さんから、有明の地域性を考えると、最低でも川西に中学校を一つ、川東にも中学校を一つは必要と思っているという御意見もございました。

伊崎田中学校では、市政全般に関わる住宅政策等についての議論に終始し、教育環境はどうあるべきかという議論は多くはありませんでした。

また、平成23年6月に行った小中学校保護者アンケートでは、伊崎田中学校区は統合に賛成・反対が拮抗しており、宇都中学校では統合を望まない保護者が大多数でございました。これらを総合的に判断して、私ども、教育委員会としては、有明地区の中学校再編を検討するには、機が熟していないと判断しているところでございます。以上です。

○3番（野村広志君） 今まで何回となく質問がされてまいりまして、この答弁をいただいているわけですが、この学校再編計画の根底には、昨今の少子化に伴う本市の児童生徒が急激に減少し、多くの小中学校で小規模化が顕著になっていくということもあるかと思うわけですが、であるならば、当然引き続き議論を深めていき、これは当初の目的を達成して、今、閉じているというようなことでございましたので、委員会の中で、その趣旨にのっとって議論がされるべきではないかなと思っておりますが、片一方で学校再編という課題を持ちながら、もう片一方では小中一貫校への取り組みについて検討をするとしており、これもまた何度となく同僚議員の中の質問がございましたけれども、取り組みを検討していくということについては、大変重要なことではなかろうかなと思っておりますが、学校の再編計画と小中一貫教育の考え方、また、あわせて知・徳・体のバランスのとれた子供たちの育成については、すべて関連性があり、きちんと交通整理をしながら議論を進めていかなければならないと思っております。どれが先で、こちらは後にと、次にというようなものではないような気がしておりますが、市長は以前答弁の中で、これはたぶん小中一貫校におけるところだったかとは思いますが、検討委員会の中で協議がなされて、望ましい方向性が見定められると話をされておりますが、その検討委員会とは仮称でしょうけれども、確かな学力の定着に向けた検討委員会がいいのかなとは思いますが、その中で、当然このような話、議論がされるものと思っておりますが、実際のところどうなんでしょうかね、少しそのあたりについてお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 検討委員会の設置につきましては、今後設置する方向となっておりますので、その中で議論がされるということになるかと思っておりますので、教育長の方に回答させます。

○教育長（和田幸一郎君） 学力向上に関する検討委員会の設置につきましては、6月議会において委員の皆様方から教育委員会内部での検討機関が必要ではないかというようなことで、これまで教育委員及び教育委員会事務局職員で先進地視察の研修を行うなどして議論を重ねているところであり、実際まだ設置をしておりませんので、その中で再編計画とか、小中一貫校の考え方というのは、現時点では議論をしてないというところでございます。

○3番（野村広志君） まだ検討委員会の方は設置がされてないと、またこれから議論をしていくということのようでございます。大変課題の多い問題であるのかなと思っておりますが、同時並行的に議論が進められて、市長が言われるように望ましい方向性が見い出されてくればですね、いいわけなんですけれども、今、この現段階で市長自らが前の答弁で言われておりましたけれども、望ましい方向性というのは、どのようにお考えなのか、ちょっと詳しくお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） まだ現段階では検討委員会は設置されておませんが、私自身が考えて

いる望ましい方向ということにつきましては、本市として、すべての児童生徒が知・徳・体のバランスがとれ、そしてまた、主体的に考え、行動することができる確かな学力を有することが望ましいというふうに考えております。そのための具体的な手法等を学力向上に関する検討委員会で議論していただくということになるかと思えます。

○3番（野村広志君） 望ましい方向性に向かっていけばいいことですがけれども、主体的に学力が伸びていけば、素晴らしいことだと思えます。私自身もですね、この議論を進めていく中で、小中一貫校については、大いに期待をしている、今後、学校再編については、大きなキーワードになるのかなと市長、思っているところなんですけれども、財政支出面のところで考えても議論を深めていかなければならないと思っているわけですが、当然また知・徳・体、今言われましたように知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育成していくという考え方についても共感しているわけですが、仮に、この小中一貫校を設置して、モデル校として実施したとしても市内の子供たちの全体のパイ、数ですけども、減っていくわけですし、やはりここは何らかの形で再編も同時に考えていかなければならないと思うわけで、そのツケを後に残すようなことになるんじゃないかなと心配をするわけですが。

それと、市長は以前検討委員会で議論がされ、その結果と、今もそのお話をいただきましたけれども、検討委員会で方向性や議論、結論を見いだしていないうちにですね、どこどこがかなりやりやすい地域であるとかですね、そういう話が先に先行してしまって、あたかもその地域、学校が小中一貫校のモデル校として変わるんじゃないだろうとか、話だけが飛び回っていると。保護者や地域を含め、動揺と申しますか、これは善しあしは別としてですね、影響を与えているように聞こえております。これは市長の言葉が、いかに重く影響力があるのかなという証ではなかろうかなと思っておりますが、検討委員会でしっかりと議論がなされた後にと、話されているわけですので、このように地域住民に影響というか、及ぼすようなことについては慎重に進めていただいたほうがよいように思うんですが、その辺についてどのようにお考えなのか、率直な意見をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

具体的にどうこうということ、私の方で、まだ話はしたことがないところでございますが、ただ私自身はやりやすいところがあるというのは考えているところでございます。

しかしながら、このことは、基本的には検討委員会の中で議論していただいた上で方向性が定まってくるというふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 市長が言われることは十分に分かるところですが、その地域ですね、どことはあえて申しませんが、そういった話が実際に影響しているということも聞いておりますので、そこら辺は十分に考慮をしていただければと思います。市長の影響力が大きいゆえにですね、本来進めていかなければならない、大事な施策について混乱を招きかねないと思慮するところでございますので、どうか、総合的に勘案して進めていただければと思います。

それでは、やはりここは学力向上に向けて様々な現状と取り組みについて聞いていきたいと思
います。確かな学力に定着に向けて、全国学力学習状況調査の結果を踏まえての具体的な分析が
当然されているかと思えますけれども、その分析と、今後の方針について、指導方針についてお
聞きしたいということと、本年度最も力を入れている学力向上についての全体的な考え方につ
いてお聞きしたいなと思っております。お願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本年度の全国学力学習状況調査の結果については、市報でお示したように、小学校6年生、
中学校3年生の国語、算数・数学、すべてにおいて県平均を下回るという結果となりました。し
かし、昨年度と比較して小学校においては、算数の知識・理解、中学校においてはすべての教科
で向上をしております。

教育委員会としましては、この結果を受けて、学力向上に向けては、日々の授業改善、授業外
での取り組み、家庭との連携の三つの視点が大切であると考えており、三つの視点から各学校に
学力向上アクションプランを作成させ取り組みを推進してまいりました。

各学校では、実態を基に研究テーマを決めて研究授業を行い、授業改善に向けた取り組みを行
っております。その際、教育委員会としても、校内研修に積極的に参加し、学習のしつけや、学
習指導方法等について指導も行ってまいります。さらに結果を分析しますと、知識、技能等がど
れだけ定着しているかを問うA問題に比べ、知識や技能を活用する力を問うB問題の方が県との差
が大きくなっています。このことも踏まえ、子供たちの思考を促すような教材・教具の工夫や教
師の発問、グループや全体での話し合いの方法等の授業改善が図られるよう指導しております。

今後、確かな学力の定着に向けた検討委員会を設置しまして、授業改善の方策や家庭との連携
の在り方等について、具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○3番（野村広志君） この調査について十分な分析がされているようでございますが、あとも
う一つ、要覧等の方にも載ってございましたが、学力向上に向けて、本市独自の教育システムの構
築がなされているようでございますが、その辺について少し伺いできますか。詳しく教えてい
ただきたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 本市独自の教育システムの構築ということでございますけれども、
このことについては、確かな学力の定着に向けた検討委員会で、今後議論を重ねていくことにし
ておりますが、現段階の構想として、学校教育の中だけで教育が行われるのではなくて、乳幼児
期から青年期、壮年期、高齢期における各段階で学びの機会が得られるようにしてまいりたいと
考えており、その機会を保障するために、教育委員会だけではなくて、全庁的に、そしてまた、
地域と一体となった学びの場をどう構築していくのかというようなことを念頭に置きながら教育
システムの構築ということについて考えてまいりたいと思えます。以上です。

○3番（野村広志君） 検討委員会の中で、またこれもしっかりと積み上げていくということ
でございます。今、教育長の方から話がありましたけれども、非常に幼小の連携ということも非常
に重要ななと思っておりますし、また小中の連携、また中高連携という形で、やはりつながりを

持って子供たち、年度をもって上がってまいりますので、そういったものもこのシステムの中身に十分に考慮していただきまして、教育システムの方を考えていただけると、より学びの場というものが実りあるものになっていくのかなと思いますので、ぜひ検討に加えていただければなと思っております。

先ほどの学力学習状況調査についてですけれども、率直な意見として、なかなか厳しい結果であるなど感じておるところでございますが、学力について、もう少し後でちょっと触れますけれども、この調査の中で学習状況調査の方も同時に行われまして、本市の子供たちの目安となる現状が見て取れた感じがしております。もちろんこれは小学6年生と中学3年生を対象としたもので、すべてではないと思いますが、注目した点では、やはり家庭学習のところ、家庭での平日の学習時間が小学校で1時間以上と、中学校で2時間以上というように問われておりますが、全国県平均に比べまして、大きくやはりこれを下回っているという結果でございました。

また、同様に週末土・日においても大きく下回る結果になっているということは、やはり家庭における学習習慣では大きな課題があるのかなと改めて感じているところでございます。私自身、子を持つ親の立場としても身につまされる思いで結果を受け止めたところでございます。また、興味のある結果が出ておまして、コミュニケーションについての問いですね、全体的に本市の子供たちは自信のなさが結果として伺えるようでございます。言語活動の重要性と国語力の向上については、本年度重点施策の中にも組み込まれておりますが、すべての教科の基礎となる国語力においては、特に力を入れていかなきゃならんのだろうと思うわけですが、そのところについて何か具体的に取組まれていること等があればまたお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 今、議員御指摘のように、すべての教科の基礎となる国語力ということですが、国語力というのは簡単に言いますと表現力、あるいは読解力、語彙力、こういう部分が国語力ということにつながるんだろうと思いますけれども、学校においては、国語科の学習を中心に、すべての教科等で音読活動や言語活動を位置付けたり、言葉や考える力、表現する力の育成に取り組んでおります。家庭では、言葉や漢字の学習を親子一緒に取り組んだり、毎日の音読に取り組んだりしております。国語力の育成というのは、国語の教科だけではなくて、すべての教科で取り組むべき大事なことではないのかなと思っております。教育委員会としましても、今後とも積極的に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○3番（野村広志君） 当然、継続的にこのことについても取り組んでいかなければ、なかなかすぐに結果としてはですね、現れてくるまでには時間がかかるのかなと思うわけですが、調査の中で「国語の勉強は好きですか」という質問があったかと思うんですけれども、これについては、本市の子供たちはおおむね全国、県と比較しても「好きである」という回答が多かったわけですね、先生方も創意工夫されて学習指導内容については考えられておられるかと思っておりますけれども、こういった調査結果を更に授業の中で反映していかなければならないと思うわけで、国語の勉強は好きだけれども、今も教育長の方からもありましたけれども、言語活動として思っていることや、考えていること、言葉を通して表現することとかの難しさや、相手に伝える力などですね、

どのようにしてこういったものを授業の中に取り組んでいくのかということが非常に重要になってくるのかなと思っておりますが、そこら辺については、また考えをお伺いしたいなと思うんですがどうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今議員言われましたように言語活動というのは、子供たちが考えたり、あるいは表現したり、判断したりする力の基盤となるものです。その力を養うためには、国語の時間だけではなくて、すべての教科の中で話し合う活動とか、自分の考えを説明したり、発表したりする活動、書く活動など、日常的にそういう活動を積極的に取り入れていくことによって言語活動の力がついてくるだろうと、そういうふうに思っております。以上でございます。

○3番（野村広志君） 今お話がありましたように、全課目、全教科の中で取り組みをされていかなければならないことかなと思っておりますが、国も大きな予算を使いながら、このことについては、実施している事業でございますので、本市の子供たちの学力の向上や学習指導につなげていただけるように、ぜひとも有効活用していただきたいなと思っております。

それとあわせて、本年度整備されたかと思っておりますけれども、鹿児島学力支援Webシステムについてでございますが、今まで、この全国学力調査、4月に行われているかと思っておりますけれども、大体結果が出てくるのが8月か9月と非常に遅かったかと思うんですけれども、このシステムを活用することで、全国学力調査が終わった段階で、すぐに結果と分析が可能になり、実際に学力調査を実施した子供たちが、直ちにその問題点の取り組みが可能になるという、この制度を有効に更に活用できるものになるのかなと期待をしているわけですがけれども、本市としても、当然このシステムについて対応されているかと思うんですけれども、その活用について等含めて、少しお伺いしたいと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 鹿児島学力向上支援Webシステムについてですけれども、本年11月に県の教育委員会による仮稼働が始まったばかりでありまして、現在は各学校において正常に稼働できるのか状況を調査しているところでございます。本格的な運用は、まだ始まっておりません。

本システムは、県の方からいろいろと練習問題等が掲載されますので、その結果を学校がアップして、他の学校と比較ができるシステムです。常に県全体と、それから学校との学力の比較が可能となっておりますので、目標の設定や取り組みの充実が図られるのではないかなと期待しております。以上です。

○3番（野村広志君） まだ運用されたばかりということで、本格的なことはこれからだと思いますけれども、今、少しありましたけれども、ほかの学校との対比ができるというのも一つのこのシステムの良いところであろうかなと思っておりますけれども、私はほかの学校といろいろ比較するのも非常に重要かと思うんですけれども、できれば、子供たちいろいろ地域性もあつたりとかいたしますので、できれば前年の、同じ学校の前年の実績と合わせて比較をしていただいた方がすね、他校と他校という形で比較するのも非常に重要なことかとは思いますが、ぜひとも自校の前年をそこを参考にさせていただいて、学習に生かしていただけるといいのかなと思っております。

ところでは。

先ほど少し触れましたけれども、国語力の重要性についてのところで少し話がありますが、重点施策の中にも記載されておりますが、もう1点、読書活動の充実についてのところで、このことも国語力と関連して学力の向上にとっては大変重要なことであるのかなと思っております。すべての教科、先ほどもございましたけれども、すべての教科に通ずる問題を読み解く力の向上には大変有効なことで、読書活動を通して感性が磨かれたりとか、幅広い知識と豊かな心が育まれると思っております。

今、とかくデジタル化と言われておりまして、活字離れが多い中で、データもありますが、そういった。先の学習調査の中でも「新聞を読んでいますか」という問いがあったかと思えます。いずれにおいてもこれも国や県の平均を本市は大きく下回っておったわけですがけれども、これは新聞を読んでくださいねということではないんです。当然、新聞も大事なんですけれども、読書活動のところでございますので、この読書活動について、やはり学力であつたりとか、幅広い言語活動ということでは非常に重要なことになってくるかと思えます。そういったものを踏まえながら、この読書活動については、現在、市内の学校の状況であるとか、取り組みについて若干教えていただければなと思っておりますが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 新聞を読んでいますかという学習状況調査につきまして、本市は大きく下回っているということでしたけれども、これからの社会というのは情報の社会でありまして、多くの情報の中から必要な情報を選別して、それから自らの考えを形成して表現していく力が必要であります。国語や社会の学習指導要領の中でも新聞を活用したり、作成したりする学習活動が取り入れられております。これからも課題解決する力や分かりやすく伝える力の育成を目指して、新聞の効果的な活用を図っていきたいと考えます。

なお、議員が言われましたように読書活動の充実ということにつきましても、本市では非常に重点的な項目として取り上げております。学校においては、朝読書をほとんどの学校が取り入れておりますし、それから図書館の積極的な利用とか、それから市立図書館の活用とか、そういうことについても、学校では非常に充実した取り組みとして、今進めているところであります。これからも更にこのことについては、重点施策として取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○3番（野村広志君） 今、教育長ございましたけれども、重点施策として取り組みがされているようでございます。音読であるとか、この読書活動、非常に重要なこと、国語力の向上にとっては非常に重要なことであり、やはり学習の基礎になっていくのかな思っているわけですし、今後も各学校でまた十分に組み込んでいただければなと思っておりますが、学校図書について、少し聞かせていただきたいなと思えます。

各学校では、司書補の先生がアイデアを出されながら様々な取り組みの中で、図書館の方を管理していただいているかと思えますが、学校の規模であるとか、スペースの問題、また予算等もあろうかと思えますけれども、なかなか苦慮していると思うわけですが、やはり子供たちが魅力

を感じて図書館に通い、本を手にしてもらいたいというわけでした、これは秋田県の学校図書室の支援策の一例でございますが、学校図書室ビフォーアフターとして実施をしているようでございます。職員の方が学校に出向いて行って、2時間ぐらいで図書室のレイアウトを一新するというようなことを行っているようでございます。これらだと費用、お金は全然かからないということで、効果的に本の置き方を変えることで子供たちが本を手取る率が飛躍的に伸びたという結果が出ているようでございます。

また、図書室を楽しく本を読める空間にしていくことが重要で、司書補の先生だけがレイアウトを考えるのではなくて、保護者の人たちの協力をもらったりとか、多くの人たちの目線で楽しい空間づくりに取り組んでいるという報告がございました。すばらしい支援策だなと感心をしたわけですが、そういったアイデアなども参考にしながら、子供たちの国語力や読み解く力の向上に読書活動を生かせるんじゃないかなと思っているんですが、どうでしょうか、こういった話を聞いて、少し感想を聞かせていただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 子供たちが本を読む、読書環境をつくるというのは非常に大事なことかと思っています。この秋田県の学校図書室ビフォーアフターですかね、この取り組みについては、子供たちが喜んで本を読める空間として、とても参考になる取り組みかなと、そういうふうに思っています。本市の学校においても司書補が全校に配置されておりまして、それぞれ季節に合わせた図書室の掲示の工夫とか、そういうのがなされております。

それからまた、司書補の方々の資質向上ということで、司書補研修会等も実施しまして、各学校図書館の設営をお互い見合いながら学び合う機会もつくっています。今、御指摘ありました市立図書館との学校との連携というのも非常にまた、今後参考になる取り組みかなと思いますので、検討をしてみたいと思っています。以上です。

○3番（野村広志君） ぜひよろしくお願いをしたいなと思っています。今ございましたけれども、学校図書の方では、やはりある程度のところで限界が出てくるのかなと思うわけですが、本市には先程来話出ております市立図書館であるとか、図書館の分室、また移動図書室ですかね、車で移動して持って行くやつですね、すばらしい施設を持っております。平たく平等に活用できる施設としては、こちらの方も、ぜひより充実させていただいた方がいいのかなと思うわけですが、またあわせて市立図書館の横に今年オープンをいたしました志ふれあい交流館という新しい施設もございます。有効に活用が図られれば、この読書活動ないしはまた地域の方々、高齢者とふれあう機会等も増えてまいるのかなと思っています。ぜひともこの施設の活用等を図りながら、読書活動につなげていってもらいたいのかなと思いますが、少しそこについてのお考えをお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） 図書館の方では、蔵書の充実を図りながら、市民の皆様に親しまれる図書館運営というのを目指しております。

読書活動につきましては、ブックスタート事業とか、それからセカンドブック事業と、それから読み聞かせとか、お話し会とか、そういうものの充実を図っております。

本年度開館した志ふれあい交流館ですけれども、ここでは読み聞かせとか、それから日曜シアター・アニメ上映会等の開催を行っておりまして、いろいろな講座、研修会、見学会など、子育て支援、高齢者学級の交流の場として活用されておりまして、10月まで2,732名の利用がありました。また、調べ学習の充実とか、それから飲食のできる喫茶コーナーも開放しておりまして、利便性の確保を図っております。今後の図書館運営につきましては、学校、家庭、地域と連携を図りながら、子供たちの一日司書体験とか、体験教室とか、それから感想文、感想画コンクール、読み聞かせ会などを通じまして、本に親しむ子供たちを増やしていけたらと考えております。以上です。

○3番（野村広志君） ぜひとも施設の有効活用に合わせてお願いをしておきたいなと思っております。

いくつか学力向上に関連して質問をしてみました。今回この一般質問に入る前に、何名かの現場の先生方と話をさせていただく機会がございました。その中で、多くの先生方が同じような悩みと申しますか、課題を感じておられたことを強く痛感したわけですが、その中で、やはり学力向上を見据えてお話をすると、多くの先生方が少数学級の導入と個別指導の実施について、何とかならんもんだらうかという話に行き着いてまいります。このことは、これまでも多くのところで議論がされてきているかとは思いますが、国や県の考えとは違えて、本市独自で何らかの方策、方針というか方策がとれないものかなと考えているわけですが、これも多くの予算が伴うものでございますので、簡単には舵は切れないのかなと思っておりますが、知・徳・体バランスのとれた子供たちの育成に本気で取り組む覚悟があるのであれば、ぜひとも検討していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。その件について少し見解を示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 1学級の定数については、県費職員の場合は、もう決まっているわけですから。そういう中で、例えば、本市においては、市の方のいろんな職員の配置ということに工夫をしているわけですが、現時点で行っていることとしては、学校においては、例えば、一つの学級を複数の先生たちで授業を行ったり、あるいは学級を分けて指導したりするような工夫をしております。

また、学校によっては、放課後の補充指導などを全職員で関わって子供たちの学力向上に取り組んでいる、そういう状況も見られます。以上でございます。

○3番（野村広志君） 定数は確かに国の制度で決まっておりますが、これは少し古いデータになりますけれども、平成20年度ですか、保護者を対象とした望ましい学校づくりに関するアンケートの中で、1クラスの人数、小学校で20名程度、中学校で30名程度という調査結果があったようでございます。これは保護者を対象にした調査でございますが、この目安となる数値を当てはめてみても、市内の小中学校の対象となるクラスがどれくらいあるか等、また予算の規模うんぬんも積算ができるのかなと思っております。そういったことも踏まえながら、こういったことも十分に議論していただけるといいのかなと思っております。こういったものも、いずれも含めながら学力向上につながる方策の一つではないかなと思っております。この学力の

ところで、あと一、二点お伺いしたいなと思っております。やはりこれも重点施策の中からですが、中学校の職員を対象とした問題の作成委員会を開催するとあります。市内共通の問題の作成については、学校間の学力の格差の解消につながり、また先生方の指導力の向上にも大いに貢献するものと期待をすることでございますが、あわせて市内統一の学力模試の実施などの提案がなされれば、市内全体の学力の底上げと分析することによって、不足学力の解消につながっていくのかなと期待が持てるわけですが、そのところについて、当局のお考えを少しお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本年度、新たな事業として中学校問題作成委員会というものを設置して行いました。中学校では、例えば、伊崎田中学校を例に申し上げますと、国語の教員は一人しかいない、その一人の先生が問題をつくって子供たちに問題を出すというような状況でありますので、なかなか問題の質の向上というようなことが図れない状況があるのではないかなということで、今回この中学校問題作成委員会というものを立ち上げたところであります。同一教科の教員が集まりますと、問題作成というものの中身が非常にいい問題ができてくるのではないかなと思っております。参加された先生方も非常に勉強になったと、そういう感想を聞いております。問題作成を通して、子供たちに身に付けさせなければならない力を明確にすることが指導法の改善につながるだろうし、また学力向上に結びつくものだと思っております。

先ほど、鹿児島学力向上Webシステムということについてお話がありましたけれども、これには単元テストが掲載される予定になっておりますので、それを活用しますと、さらにまた、自校の学力、問題の質も上がってくるであろうし、お互いの学校の相对比较も可能になるのではないかなと、そういうふうに思っております。今後このシステム等の活用も図りながら、全体で統一したそういう問題等の作成ができればいいなと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○3番（野村広志君） 統一模試等の考えについてはどうでしょうか、市内含めてですね。

○教育長（和田幸一郎君） 統一模試といいますと、例えば、先ほど言いました問題作成委員会で、今回中学校の各教科の先生方に集まって国語、社会、数学、理科、英語の職員に集まってもらって、問題作成をしたわけですが、国語と英語については、みんなそれぞれ5校の共通の問題を作成して実施したという経緯があります。統一テストという全校全部の学校が一緒にやったわけですので、共通の問題を作成してやったわけですので、これは一つのまた統一テストの一つの形態なのかなと思いますけれども、ほかの教科でも来年度以降、できたら同じ問題で子供たちに問題を解かせて、その実態を把握するという事は非常に大事な事かなと思ったりもしております。以上です。

○3番（野村広志君） ぜひともこういった取り組みを有効に生かしていただければなと思っております。統一模試についてもですね、そういったことができれば格差というか、学力についても各学校間の解消につながってくるのかなと思っておりますので、ぜひともお願いをしておきたいなと思っております。

あともう一つでございますが、現在市でも導入して取り組みしておりますICTの活用をした学力向上についてでございます。特に、電子黒板等の整備がされて、活用されておりますが、このソフトであるデジタル教科書は、子供たちの学習に視覚的や聴覚的な要素を取り入れながら、学習の副教材としてのみならず、分かりやすく親しみやすい授業の取り入れは、現代の子供たちには大変有効な学習の手段であるといえます。

しかしですね、今現在、国語だけの取り組みにとどまっているということ聞いております。その機能が最大に発揮されてないのかなと思っております。指導する先生方にも得手・不得手が若干あるようでございますので、当然研修等をしながら指導力については努力していただいているかとは思いますが、ちょうど来年の27年度に小学校の教科書、28年度に中学校の教科書が変更になるということでございますので、この機会にぜひともデジタル教科書の導入の拡大等を考えていただければいいのかなと思っておりますが、かなり高額なソフトになるということでございます。年次的にこの導入を考えていただければ、また学力向上等につながっていくのかなという考えがおりますけれども、その辺について少しお伺いしたいと思います。お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） せっかくの機会ですので、デジタル教科書という意味が分からない部分があるかと思っておりますけれども、今までは教科書といえば、紙媒体の教科書でしたけれども、デジタル教科書というのは、それが電子黒板に映されて授業が進められるわけです。そのことの効果というのは、音が出たり、自由に画面を動かしたり、書き込みができたりという、そういうことが電子黒板でできますので、また子供たちの興味関心も高まっていくのかなというふうに思っています。

この導入にあたっては、平成27年から小学校は新しい教科書でスタートします。それに伴って、新しいデジタル教材を準備しなきゃいけないわけですが、なにしろ非常に高いですので、基本的には学校側の方から、どの教科のデジタル教科書が一番欲しいかと、そういう要望等を聞き取りながら、それぞれの学校の一番ニーズの高いものをまず購入するというようなことで、来年度予算編成をしていこうかなというふうに考えております。すべての教科のデジタル教科書が準備できれば一番いいんでしょうけれども、なにしろかなりの予算を伴いますので、とりあえずは学校から要望が一番強い教科、今のところ国語が一番各学校から要望が強い教科ですので、そこはぜひ購入を勧めていけたらなということで、また市長部局のほうとも相談をしていきたいと、そういうふうに思っております。以上です。

○3番（野村広志君） なかなか教育には各家庭もそうですけれども、お金がかかるということでしょうが、教育投資は未来の志布志の子供たちへの先行投資であると思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思っております。

あと少し、市長に見解をお伺いしたいなと思っておりますが、今回、市長が自ら掲げていただいた学力向上の旗印に大いに感謝と期待を申し上げているわけでございます、その一人としてですね。この学力向上日本一の先に何を見ていらっしゃるのかということでございます。当然保護者は、

この学力が高いことには異論はないと思いますが、その先に良い進学なんですか、良い学校ですか、ないしは良い就職だったり、良い企業でしょうか、それとも当然幸せになってもらいたいということでしょうか。本当の子供たちに求める姿とか、望ましい未来像とかは何でしょうかと、当然よく言われる知・徳・体のバランスがとれた子供たちの育成については理解をしているところなんですけれども、このことが、事この学力向上日本一ということになりますと、以前市長も同僚議員の質問の中で答弁されておりますが、「目指すべき方向性であり、目指そうという気構えで取り組みをしてほしい」という答弁をされております。そのようなことなんだろうなと思いますが、学力向上については何ら異論はないわけですが、事この「日本一」と付くと、どうも違和感を感じずにはいられないものですからお聞きしているわけですが、政策のスローガンとして市民に分かりやすく、今まで市長が進められてこられた政策の全般ですね、文言の統一性を持たせるという意味でということであれば納得もできるわけですが、その言葉をもって何が何でも日本一の称号を目指すんだとなると、また少しちょっと意味合いが違ってくるのかなと思っております。そのところについて、市長、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本一という目標につきましては、私自身この市政運営につきまして、様々な分野で様々な業種で、この日本一を目指そうよということの提唱をしております、そのことについて取り組みを進めているところでございます。

ということで、教育の分野においても、この分野を比較的に高めるといふことにすれば、全国で今学力の調査が行われておりますので、そのことによつて、例えば秋田県が、あるいは福井県が優れているということがはっきりと出ていますので、この数値を目標にして本市の学力も向上をしていただければということで、その結果が日本一になれば有り難いということでございます。

ただ、やはりお話がありますように、しからば学力だけが向上していいのということであるかという、そうではないところで、いつも言いますように知・徳・体バランスのとれた形で子供たちの健全育成が必要だということでございます。そして、その中で学力が向上されれば、当然様々な分野での子供たちの力が付いてくると、そしてまた、結果的には生きる方向性が、可能性が高まってくるといふことにつながってくるというふうな思うところでございますので、そのようなことを教育委員会の方に、教育長の方に相談を申し上げているところでございます。

○3番（野村広志君） このことは以前も多くの時間を費やして答弁をいただいておりますので、深くはお聞きいたしませんけれども、目的とかについては、恐らく同じであろうかと思っております。その手段についてですね、いろいろ勘案して進めていただければなと期待しているところなんですけれども、最終的な理想と申しますか、到達点のところでございますが、学力向上日本一を目指して優秀な子供たちが多く育って、本市から輩出をして、できたということになりますと、良い大学に就いて優良な大手企業に就職していただき、当然そのような流れと申しますか、道も出てくるわけでございますが、このことが若者の市外への流出につながらないかなと思つわけ

なんですが、これは少し考えすぎの感もございますけれども、もちろんすべてではないと思いますが、そういった若いこれから育っていく世代の方々が魅力を持って地元の企業に就職してもらったり、自ら企業を起こしたり、家業を専従したりとかしていただければ、これは子戻し、孫戻しではございませんけれど、一度市外に出られたとしても、またいつか、このふるさと志布志に帰ってくるような帰属意識が高められるような政策の進め方をしていただければ、市長が掲げられたこの学力向上の成果と申しますか、結果が数年後には必ず形として現れてまいりますので、考えてもらえればなと思っております。

今、地方再生を多く語られる時代に差し掛かっております。本市においても消滅自治体はギリギリのところの位置をしております。今後、若者の定住については、人口の減少の対策を含めて最優先課題かなと思っておりますので、同時に並行しながら、このことも進めていかなければならないのかなと思っておりますが、そこら辺については、市長、どのようにお考えですか、もう一度お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学力向上という中で、当然学ぶべきものがあるわけでございます。特に道徳等については学んでいただきたい。そして、その中で、ふるさとを愛する心ということを当然かん養していくということになります。その地域の偉人とか、それから先人の歴史をしっかりと学んで、自分たちの地域が誇りある地域なんだということを自覚できるような、そして誇りに思えるような子供たちを育成していくということが、将来的に大人になってから、この地域をまた自分がさらに盛り立てていこうと、あるいは仮に外に出ても、そのような日本全体を、世界全体を見回すような人間になったとしても、いつもいつもふるさとのことを忘れずに、何とか自分が生まれ育った地域に対して貢献したいというような思いを持つような子供を育てていくということが今後求められていくというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） 非常に悩ましい問題なのかなと思っておりますが、このことは私たち子供を持つ親としてもですね、また同じような悩みを持っております。このこともお伝えしておきたいかなと思っております。巣立って、市外に出ていくということをすごく心配されながらですね、当然いい学力を付けていただいて、良い大学に入って、良い就職をしていただきたいと思う反面、親心としては、やはり地元にと、近くにいってもらいたいという気持ちもあるということも、また同様の悩みであるのかなと思っております。そういったこともお伝えしておきたいかなと思っております。

次にいきたいと思っております。新学習指導要領についてのところでございますが、授業時数や指導内容が増加をしております。学力向上を掲げる中で、今、先生方の果たす役割が大変に重要になってきております。そのような中で、先生方の配置計画や労働環境について、少しお示しをいただきたいなと思っております。当然これは、国や県の動向等もございますので、本市の中で取り組みがなされていること、先ほども少し人員配置については市として取り組んでいるという話がございましたけれども、また具体的に少し教えていただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの議員が御懸念されておられますように、学力向上を高めて、そして、その子供たちが全て外に出ていくということにはならないというふうに私は思っています。先ほども申しましたように、自分の住んでいる、自分の育った地域を更に良くしていきたいという子供も当然その中には育ってくるというふうに思います。

そしてまた、再度答弁いたしますけれども、その外に出た子供も、いつもいつも自分のふるさとや自分の親兄弟はどうしているんだろうかという心を忘れない子供を育てていきたい。そして、そのことがただいまあるような形に、例えば、ふるさと納税とかいうような制度等もあるわけですが、そういった制度だけではなく、いろんな形で、ふるさとを、そしてまた親兄弟をきちんと責任を持って関わってくれるような人間に育ってもらうということが、その学力向上の中で培われていくんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、私、そういったことを本当に思うのは、最近学力のことが取り沙汰されるようになって、特に仕事が雇用の分野で二層化されているというふうに言われているところでございます。そのような二層化される中で、じゃあその下層に位置しないためには何が必要かということを実際に考えたときには、その学力向上ということが一番重大なものになっていくんじゃないかなということ考えた上で、私どもの志布志の町の子供たちにつきましては、志あふれる心を育成しながら、そして、このふるさとを愛する心、そして親兄弟、地域をいつもいつも心配してくれる子供を育てるということにもっていききたいなど、そういったことを学力向上をしながら育成、そしてまた、かん養していきたいなというふうに思うところでございます。

ただいまの御質問につきましてお答えしたいと思います。

学力向上を進めるにあたりまして、人的、物的環境の整備も重要な要素であるということでございます。

各学校の現状と課題を教育委員会からお聞きしまして、教育環境整備に向けて市としてできる限りのことについて、支援してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） それでは配置計画等についてお答えいたします。

子供たちの学習環境を整備して、安心して学べる環境をつくるということは、子供たちの学ぶ意欲を高める上で非常に重要であると思っています。現在、市費の職員として、特別支援教育支援員、補助教員、医療的ケア支援員、学校司書補、養護助手、学校助手を各学校の要望や実態に応じて配置しております。

各学校においては、配置された市費職員を適正に、なおかつ効果的に活用するよう指導しております。各学校からも市費で配置していただき、子供たち一人一人に対して、きめ細かな指導ができるとか、個々に応じた指導ができるとかの感想も数多く聞いております。今後も各学校の実情に応じて、市費職員の配置について要望してまいりたいと考えております。以上です。

○3番（野村広志君） 今、市長からいただきました、まさに学力向上の中で、ふるさとを思う大事な気持ちというのを同時に、道徳心と含めながら養っていくということが非常に重要だろう

と思います。そういったことも同時に含めながら進めていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。教職員の配置計画についてでございますが、大変に重要なことであろうなと思っております。いくつか少し聞かせていただきたいなと思っておりますが、専科教員の配置についてでございます。現在小学校では、特に小規模校において、この専科の教員の配置がされていない現状があるようでございます。やはり、ここは子供たちの学ぶべき均等な環境を整備する意味でも、専科の教員の配置については、考えてもらいたいなと思っておりますが、例えば、小規模校においては、二、三校掛け持ちで専科の授業をしてもらうとかできるのではないかなと思っております。

先月ですね、市内の学校の音楽発表会が行われましたけれども、音楽専科の先生のいらっしゃる学校と、そうでない学校では、これは明らかに、私の主観もあろうかと思っておりますけれども、差があるように少し感じられました。当然、担当された先生方は一生懸命に指導されておられますが、やはりその差は、残念ながらあるように思いました。このことは、ほんの一例だと思っておりますけれども、子供たちがうんぬんということとは別次元の問題で、先生が配置されているか配置されていないかということでの結果ですので、その件について、すごく残念だなと思ったところでした。そこについて、どう思われるか、当局のお考えをお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） 専科の配置につきましては、県の基準がありますので、県の県費職員についての配置というのは、もう決められております。したがって、現在志布志市内には21校の学校がありますけれども、4校が専科は配置されておられません。そこで、本市独自で市費で小規模校2校に補助教員を配置していると、そういう状況であります。

先ほど音楽発表会のことが出ましたけれども、私もずっと音楽発表会を見ました。専科教員が配置されているところ、配置されていないところあるわけでございますけれども、私は必ずしも専科教員が配置されているところの音楽発表がすばらしくて、そうでないところはあまりというような感想は持っておりません。小規模校で専科教員が配置されてなくても、非常に充実した発表をしてくれた学校もありますので、一概に専科教員の有無で音楽発表会の発表力に差があるということは必ずしもないのではないかなと、そういうふうに思っています。

ひとつの音楽発表会で発表するその機会を得た学校は、全員で発表を盛り上げようということで、ひとつの先生に任せるのではなくて、みんなで協同して取り組む、そういう学校もありますので、そういうこと等もそれぞれの学校の良さとして認めていきたいなと、そういうふうに考えております。以上です。

○3番（野村広志君） はい、分かりました。

配置計画については、県の方針もございますので、それに沿っていかなければならない部分があるかと思っておりますが、先生方の仕事量については、指導内容が若干変わってきた等もある中でギリギリの状態であるということも聞いております。こういった先生たちを適材に配置することによって、若干のその後に余裕が少し出てくるわけでございます。そういったことが子供たちへのきめの細やかな指導に結びついてきてくれるのであれば、またいいのかなと思っておりますし、

同時にティーム・ティーチングの先生方や特別支援の先生方のお話も今ございましたけれども、適材に配置していただけるといいのかなと。また、このことは個別指導の有効性も認識されておりますので、そういったことも踏まえながら、適材に配置の方も、市の方でできる範囲内でまた考えていってもらいたいのかなと思っております。

あとですね、この大きなやっぱり予算を伴ってまいりますので、なかなか前に進んでいかない部分が多少あるかと思えますけれども、もう1点、期限付きの職員についてのことをお伺いしたいなと思っております。要望になるかもしれませんが、市内の小中学校には多くの期限付きの先生方が勤務をされておられます。正規雇用の先生方と遜色ない頑張りや指導をいただいていると聞いております。当然、子供たちにとっては、あまり関係のないことで、同様に信頼される先生として勤務をされていらっしゃるわけですが、雇用の条件については、かなり格差があるようでございます。学校運営上、どうしても期限付きの先生を雇用しなければ、お願いしなければならぬ状況にあるにもかかわらず、冷遇と申しますか、そういった条件面で非常に冷遇されているように思うところなんです、その辺について、少しお考えをお聞かせ願えますか。

○教育長（和田幸一郎君） 期限付き教諭も一人の立派な先生であるわけで、子供たちの前では一教師という立場になります。この期限付き教諭については、県費職員でありますので、そうしますと、どうしても給与面、あるいは雇用条件、そういうことについては、例えば1年とか、そういうのが決められております。期限付き教諭の先生方も、ほとんどの志布志市内の状況で見ますと、ほとんどの先生たちが意欲的に子供の指導に当たっているというような状況がありますので、その雇用条件とか、給与面では、なかなか私どもの方で改善できることはありませんので、あとは、その先生方が意欲的に指導に当たれるような状況というのを教育委員会としてどう支援していくのかなと、そういうことかなと考えております。以上です。

○3番（野村広志君） 県職の部分になりますので、本市として特別にできることはなかなかないかもしれませんが、条件としては、本当に単年度の雇用になっていまして、毎年希望をとって面接をして採用に至っていると、これ採用があればいいですけども、採用されるかどうか分からず、また勤務先も毎年変わってしまったりとかいう現状があるようでございますので、そういった雇用面についても関係機関等といろいろ話をさせていただきまして、要望等をかけていただけるといいのかなと思っておりますので、お願いを申し上げておきたいと思っております。優秀な先生方を安定的に本市の方に勤務していただくということは、大変重要なことであるのかなと思っております。学力向上の観点からもぜひとも考えておいていただきたいなと思っております。

学校再編計画であるとか、学力向上であるとか、教職員の処遇について、いろいろ話をさせていただきましたが、何度か触れてまいりましたが、やはり教育にはお金がかかるのかなということを実感しているわけでございますが、義務教育費の国庫負担制度が2分の1から3分の1になり、地方財政を圧迫している中で、本市の教育予算については、昨年度当初予算ベースでおよそ14億1,500万円でございます。全体の教育費の割合が7.8%ということになっておりますが、これを近隣の市町村と比較してみますと、お隣の曾於市の教育費割合が8.7%、大崎町で8%、鹿

屋で12%と、いずれも本市よりも教育費の割合は高くなっているということで、予算だけで当然教育行政全般の善しあしを語れないということは十分に分かっておりますが、市長、掲げられる「学力向上日本一」には少なからず多くの予算が伴ってくるのかなと思っております。また、今まさに27年度の予算の査定中でもあろうかと思えます。新たな政策も今いろんな話を聞かせていただく中で出ておりますので、当然現行の本年度の教育予算額に上乘せして、新たな予算を確保していただけるものと考えております。

それとあわせて、いろんなことを進めていく、事業を進めていく中で、やっぱり人と物とお金というのはバランスが重要だなと思っております。新たな政策に向けては、この市教委ですね、教育委員会の職員の増員についても十分に配慮していただき、担保していただければなと思っておりますが、その辺について、市長、お考えを少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の教育行政の方針につきましては、伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちというものを基本目標に推進しております。まちづくりは人づくりだということで、これからの未来を担う子供たちの教育への投資は非常に大切なものであるというふうに考えております。

そしてまた、先程来議論していただきますように、学力向上日本一ということを目指すと、そしてまた知・徳・体バランスのとれた子供たちの健全育成ということを大きな目標として掲げるということになれば、教育委員会の方から、これは教育委員会とは十分協議するということになるわけですが、どのような提案がくるのか、あるいはまた、そのことを実践するために、私自身がそのことについてどのように対応するかということが、これからの予算編成に向けて重要な課題になってくると思われます。

そのようなことで、私としましては、このことにつきましては、ある程度年次を定めながら、取り組みを深めていくということが必要ではなかろうかということでございますので、年次的にこのことが、どのようなことができるかということを協議させていただきながら、提案を申し上げたいと思います。

○3番（野村広志君） 心配される、私、心配したところが新たな政策を実現するために、今まで積み重ねてきた、教育委員会の方で積み重ねてきた既存の事業等が予算のしわ寄せがないかということをご心配しているわけで、当然、無駄な経費であったりとか、予算は仕分けをしていかなければならないかと思えますけれども、既存の予算内だけでつけ回しだけはやってもらいたくないなと思っております。

しっかりとした新たな事業については、予算措置をしていただき、確保していただきたいなと思っておりますが、そこについて、もう一度市長のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 学力向上につきましては、私自身が今回の選挙におきまして、 Manifestoのいの一にあげた内容でございます。

そしてまた、そのことが今後、例えば国においても地方創生という言葉がありますように、この言葉の基本になっているのは、今後30年間に於いて消滅する自治体が出てきますよという警鐘

がなされたことに基づいて、その地方創生があるということがございますので、そのような自治体にならないためには、将来的に時間がかかるかもしれませんが、この子供たちの健全育成、学力向上、そして知・徳・体バランスのとれた子供たちをつくっていくということが、まさに必要だということであろうかと思えます。そういう意味からすると、今、つけ回しという言葉、表現がありましたけれども、私としましては、やはりもっと事業を精査しながら、この教育に関する予算、段階的にするというお話をしたところですが、段階的にしなければならないことにつきましては、しっかりと対応した形で他の事業等を精査しながら編成をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） ぜひとでもですね、ほかの事業との勘案もございますので、必要な事業については、しっかりと取り組んでいただきまして、年次的にもまた計画をもって進めていただけるということでございますので、お願いを申し上げておきたいなと思えます。

子供たちの未来のためには、また志布志の未来のためには、ぜひとでも頑張っていたいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、教育行政の中の最後の質問にまいります。

社会問題化している携帯・スマートフォンについて一緒に考えていってもらいたいと思うわけですが、まずは本市の子供たちの所持率とフィルタリングの設置状況についてお伺ひしたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 本市児童生徒の携帯電話・スマートフォンの所持率とフィルタリングの設定状況についてお答えします。

本年9月現在、自分専用の携帯電話やスマートフォンを所持している小学生は、23.1%、中学生は29.5%となっております。

また、その機器に対するフィルタリングは、小学生で58%、中学生は42%となっております。以上でございます。

○3番（野村広志君） ありがとうございます。これは少し古いデータ、22年度のデータかと思えますけれども、本市の子供たちの所持率が小学校で5.2%、中学校で13.2%という調査結果が出ておりました。その頃からすると、22年度からすると、かなり所持率が伸びていると、飛躍的に伸びていると言えるわけですが、先月の新聞の中に「県内の中高生がインターネットの利用を減らそうと思っても減らせないでいる」というショッキングな記事が載っていました。高校生で約半分、中学生で約3割弱のネット依存予備軍がいるということで、ネットの利用状況調査の結果が出ております。これは、鹿児島市のNPO法人ネットポリス鹿児島の調査でありましたが、他に「ネット利用による成績低下が時々あった」とするのが、中学2年生で31%、高校1年生で38%であり、「ネットで勉強の能率が悪影響が出た」としたのが、高校2年生で48%にもものぼる結果が出ております。もう既に子供たちのネット依存の状況は、ここまできているわけですし、この記事の最後に都市部と地方、中学生と高校生ではあまりもう違いが見られなくなっているという締めくくりになっております。

こういうネット、ここで言うネットとは、まさに携帯・スマートフォンから身近にアクセスができる環境にあるわけですし、実際の数字は、もっと多くなるんじゃないかなと想像ができるわけですが、このように大変に便利なものだからこそ、社会問題化したときに対応に苦慮しているわけですが、そのような状況、こういうことを聞かれて、どう思われますか。率直な意見を少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年度実施されました全国学力学習状況調査によりますと、中学3年で平日4時間以上インターネットを使う子供の学力は、1時間より少ない子供の学力と比べると国語Aでおおよそ9ポイント、数学Aでおおよそ16ポイント劣るという結果が出ているようでございます。このようにネットへの極度の依存は、学力の定着にも影響が出ていることを考えますと、ネット依存対策は、今後の重要な課題の一つだと考えております。高度情報化に対応しましたまちづくりを目指すからには、情報機器の正しい取り扱いや情報モラルを学ぶことは重要なことであり、学校教育の果たす役割は非常に重いものがあると考えております。また、家庭における保護者の役割も大変重要だというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

携帯電話とかスマートフォンからつながるネット社会というのは、そこに居ながらにして世界中の情報や欲しい物の情報をもたらしてくれます。そこで、学校教育においては、情報に対するメディアリテラシー教育、活用能力といいますか、情報活用能力、それから情報機器を操作する能力、そして判断力を育成する情報モラル教育、そういうことを計画的に学ばせていく必要があるかなと思います。あわせて、ネット依存の問題というのは、家庭で過ごす時間が大半を占めておりますので、保護者への啓発というのを、これからも更に進めていかなきゃいけないんだろうなと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○3番（野村広志君） 残念ながら、このような社会問題化した中で、そのような機器を今お話がございましたが、与えているのは保護者でございます。

必要にかられてのことかもしれませんが、ある程度、これは与えることは仕方のない状況にあるかと思えます。その後のフォローと申しますか、使用方法について、ルールについて等々も含めながらしっかりと指導、教育する必要があるのかなと思っております。

また、市の教育行政の重点施策としても、特にこの取り組みをしていただきたいところがございますが、残念ながら本年度の施策の中には反映されていないようでございました。大隅地区においては、地区教育重点施策の中では、生徒指導のところでインターネット等に係る問題行動の未然防止、早期発見、早期対応及び情報モラルの教育の推進ということで、しっかりとつたわれておったわけですが、本市としてもしっかりと、生徒指導としてだけではなくて、道德教育の一つとして、モラル教育として役立たせることができればですね、現場で様々な問題が起こっております。この起こっている問題に何らかの活路が見いだせるのではないかなと思っております。ぜひとも本市でも取り組んでいただけるといいのかなと思っております。そのことについて

お聞きすることと、もう一つ、このネットとか携帯電話等々を使いながら、本市の子供たちにどのような影響が出ているのかとか、実際に何か問題が起こっているとかあればまた教えていただきたいところですし、その対応策についてもあればお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） まず、一つはどういう影響が今及ぼされているのかということですが、ネットに依存する子供たちというのは、当然睡眠時間あるいは学習時間というのが少なくなるわけでありまして、先ほど市長が言いましたように、結局非常にたくさんの時間をこういうスマートフォンに使ってる子供の学力というのは、学力の面で歴然と現れている、これは今年度、毎年の調査で現れているわけですので、本当にこのことについては、これからの重要な課題かなというふうに思っております。どのような実際ほかにトラブルがあるのかということでございますけれども、ネットポリスによって、毎月志布志の現状という、どういうことが今回問題として上がったのかということが、教育委員会の方に報告されますけれども、重要な問題はそんなに起きていないわけですが、ただ、ちょっと友達のことを何気なしに話題として流すことによって、相手に迷惑がかかる、相手が嫌な思いをするという、そういうトラブルというものも起こったりしております。いずれにしましても、これについては、子供たちの未熟な判断力というのが問題を招いておりますので、学校教育の中だけではなくて、やっぱり全教育活動を通した情報モラル教育の充実と、それから保護者の啓発、そういうことを更に進めていきたいと思っています。

議員、御指摘のように、来年、このことについては、これからも避けて通れない学校の非常に喫緊の重要な課題だと思っておりますので、来年に向けて、学校だけではなくて市P連の方々も協力をもらいながら、保護者の啓発をさらに積極的に進めていけたらなど、そういうふうに考えております。

○3番（野村広志君） このことについて、本気で我々も子を持つ親としても一緒に考えて取り組んでいかなければならない問題であろうかなと強く思っております。

しかしながら、家庭教育の重要性は十分に認識をしているところでございますが、保護者もまた悩んでいるというのも現実にあるようでございます。このように携帯・スマートフォンの問題を含め、多様化してきた社会の中で、保護者、親の抱える問題や課題も多様化しているようでございます。子供を抱え、問題解決の糸口さえ見つけられずに、また相談すらできずに悩んでいる保護者もいるのではないのでしょうか。県の教育委員会の方には「鹿児島教育ホットライン24」が設けられております。家庭教育から育児、子育て、学力に至るまで多岐にわたって相談窓口としての活用がなされているようでございます。

また、県PTAにおいてもすくすくラインという制度を持っておりまして、特に会員の方々から県内およそ18万人の会員がいるわけですが、様々な相談や悩みを受け取っているようでございます。こうした悩みの受皿は、県のレベルでは整備されておりますが、市の段階になると予算の問題等もございまして、なかなか行われてないのが現状のようです。やはり、ここは市民が身近に相談できる窓口の整備について、考えていかなければならない時にきているの

かなと思っておりますが、各学校で行われている家庭学級であったりとか、そういったもので専門の先生を派遣して、いろいろ相談の窓口にするとか、そういった取り組み等もあるのかなとは思っているわけですが、その辺について、少しお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど議員が言われましたように、県の方としては、様々な相談体制ということで、電話相談を含めて、直接相談、そういう機会があるわけですがけれども、残念ながら市の方としては、そういう相談を受ける電話相談とか、そういう機関はないわけでありましてけれども、現状を申し上げますと、市の教育委員会の方に様々な保護者からの悩みとか、困ったこととかの電話がきたりします。そしてまた、直接相談を受ける機会もたくさんございます。そういうこと等で、そういう相談については、やっぱり親身になって相談に応じるということが大事だろうと思います。これは教育委員会だけの問題ではなくて、市長部局の方にも多分いろんな思いとか悩みを抱えた方もたくさんいらっしゃるでしょうから、そういう方々の身近な、親身になった相談ということも、全市を挙げて取り組んでいかなきゃいけないんだろうと思っています。学校の中においては、いろいろと保護者の相談に応じるために、まず担任が、あるいは学校が相談に応じますけれども、それでもなかなか対応が難しい事例とかというのがありますので、そういうときには、例えば、児童相談所への相談を進めたりとか、あるいは牧之原養護学校の先生方に来てもらって相談に応じてもらうとか、あるいはいろんな方々、県の総合教育センターの先生方に来てもらうとか、いろいろとそういう専門的な先生方からのアドバイスもいただくような対応をしているところであります。以上です。

○3番（野村広志君） ぜひともですね、そういった制度、教育サポート、電話等の窓口だけではなくて、いろんな形でサポートできる体制が整っていけばいいのかなと思っておりますが、ぜひともお願いをしておきたいなど、検討していただければなと思っております。

この携帯・スマートフォンの問題においては、やはり家庭でのルールづくりの必要性が多く言われておりますが、機器を保護者が与えておいて、おかしな話ですけれども、なかなか子供たちをコントロールと申しますか、決めたルールを守らせることが非常に難しくなっているようでございます。まだしも、このルールが決まっていれば、そのことについて話もできますが、ルールすら決めてない家庭がかなりあるようでございます。そういった中で、お隣の大崎町ではユニークな取り組みを行っているようでございます。中学校の試験中ですね、試験に合わせてですけれども、年に数回になりますけれども、ノーメディアデーというのを実施しているようでございます。この期間は、小中の連携ということもございますけれども、小学校でもテレビやゲーム、パソコンを含め携帯・スマートフォンに至るまで、すべてのメディアの使用を控えるというようにしているようでございます。当然保護者の方の協力が必要になりますが、すばらしい取り組みではなかろうかなと思っております。本市としても、こういったことを参考にしながら、何らかの形で学校、家庭、地域が一体となって、この問題に取り組んでいかなければならないと思っておりますが、最後に当局のお考えをお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

ノーメディアデーの取り組みにつきましても、本市でも取り組んでいるわけですが、まだ十分な取り組みがなされているとは思っておりません。大崎町の取り組み等を参考にしながら、今後また取り組みを進めていきたいと思っております。

先般、市P連の会長の会に参加をいたしましたら、市P連の方々が子供たちの生活実態を調査するための調査を実施するという事も伺っておりますので、いったい本市の全体の子供たちが、どれぐらいテレビ漬けになっているのか、そういうことの実態もまた明らかになると思いますので、このことにつきましても、先ほど申し上げましたように、学校だけではなくて、やっぱり保護者、地域の方々の協力なしには進まないことだと思いますので、今後とも積極的な連携を図っていただけると、そういうふうに思っております。以上です。

○3番（野村広志君） 教育行政について、様々な意見を述べさせていただきました。やはり、環境の果たす役割が非常に大きいのかなと感じたところでございました。

子供は地域の宝と申します。より良い環境づくりに取り組み、学校と家庭と地域が一体となって、知・徳・体バランスのとれた健やかな子供たちを見守り、育てていかなければなりません。どうか皆様の知恵を集結して、本市の子供たちが未来のために一歩でも前進できるようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を全て終了させていただきます。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆様こんにちは。

まず、質問に入る前に、去る11月24日、26日にかけて、首都アブダビで開かれた食品展示会においてJ Aあおぞらの有明茶がイノベーション賞を日本初受賞されたこと、さらに11月25、26日、東京で開催された第2回農業普及活動高度化全国研究大会において、曾於畑地かんがい農業推進センターが志布志のピーマンパワーアップ作戦を事例発表され、昨年につき、2年連続の最高賞、農林水産大臣賞を受賞されたことや畜産部門での輝かしい御活躍に対し、敬意を表しますとともに、今後もさらなる御活躍を御期待申し上げます。

それでは、質問通告に従って、順次質問してまいりますので、よろしく申し上げます。

はじめに、閉校後の中学校跡地利用について、2点ほど質問いたします。旧田之浦中、旧出水中学校が閉校し、志布志中学校へ統合され、9か月に入ろうとしております。中学校への自転車通学の姿や校庭からの生徒の声が聞こえなくなったことは、大変寂しい感じをしているところでございます。そこで、閉校して9か月間地域には両中学校跡地利用について何も見えてこないのが現状でありますので、まず旧田之浦中、旧出水中学校跡地の閉校後の取り組み、進捗状況についてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

田之浦、出水、両中学校につきましても、平成26年3月に閉校となったところであります。市としましては、志布志市立学校跡地等活用検討委員会等規程に基づきまして、出水中、田之浦中

学校跡地等利活用検討委員会を開催し、これまでに、検討委員会と政策調整会議を開き、今後の利活用について調査、検討を行ったところであります。

しかしながら、各関係部署において、市の施設として有効な方向性が見い出せなかったところがございます。このような中、地域住民との意見交換の場を設けるということで、6月議会で答弁し、両中学校地域の公民館長さん方へ再生委員会の組織化をお願いしまして選出していただいたところでありますが、その後、本日までに意見交換の場を設けることができなかつたことにつきましては、深く反省するところであります。

田之浦中学校につきましては、12月10日、出水中学校につきましては、12月9日に開催することとなっております。今後、再生委員会等で地域の意見を集約しまして、地域活性化に結びつけられる跡地利活用について協議を進めてまいりたいというふうに考えるところであります。

○5番（小辻一海君） ただいま両中学校の跡地利用の進捗状況について御答弁をいただきましたが、旧田之浦中と旧出水中に關係する公民館へ学校跡地等利活用再生委員会の選出をお願いされ、それに基づき行政と校区代表の方で意見交換をしていくとのことでした。行政と校区の代表の方々が、意見を交換をしていくわけでございますが、心配していた跡地の取り組みが全然地域に伝わってこなかったということが現状でございました。

両中学校は、旧八野小学校の閉校と方針が若干違うと思うところです。旧八野小は、地域から閉校していただきたいと申し出をして、自ら再生委員会を発足し、地域の方々が望まれた活用、方策で現在に至っていると理解しています。両中学校は、学校の経営や運営などの面、もちろん子供たちの教育環境において、社会性、協調性、競争心を養う上で多くの子供たちと過ごす場を与えてあげたいという行政側の御提案で学校統廃合を検討され、保護者、地域の方々と十分協議され閉校になったものだと理解しているところでございますが、市長は、そのことについて、どのように理解されているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

八野小学校が地元からの閉校要望を受けて閉校いたしましたのに対しまして、田之浦中学校と出水中学校は、行政が学校再編計画を策定した中で、統廃合を進めてきたということでございます。

ただ、この学校の再編を進めるに当たりましては、教育委員会の方で、教育委員会におきまして、地元公民館やPTAを対象とした説明会を開催しながら、地元の同意を得まして、その上で進めてきたということでございます。

また、地元の説明会では、地域振興と教育環境整備は別問題だということで、子供の教育環境を第一義に考えていただきたいということでございまして、学校跡地の利活用につきましては、統合した後に地元の要望等をお聞きしながら検討していきたいということで説明をしてきたところでございます。それに従いまして、本年度地元公民館の方々に学校跡地利活用に関しまして、再生委員会の立ち上げをお願いしたということでございます。これから地元の要望等をお聞きしながら、利活用策につきましては、検討をしてまいりたいというふうに考えるところであります。

○5番（小辻一海君） 市長も同じように理解されているようです。

今年の6月議会定例会において、私と同僚議員が同じテーマを掲げ、両中学校跡地利用について一般質問をしたわけです。市長は何と答弁されましたか。先ほど申し上げましたが、答弁の中で、「地域住民との意見交換など、閉校後行っておりませんでしたので、今後、早急に地域住民との対話を交えて、地域の意見を集約するとともに地域活性化に結びつけられるよう、跡地利用活用に努めてまいります」と、答えられておられるんですよ。しかも、徐々にということではないんですよ、「早急に」と答えられているんですよ。もう9か月に入ってるんですよ。一方、休校の四浦小についても、今後の考え方について質問させていただきました。教育長の方で、平成26年度以降閉校については、具体的なことを地元と協議していきたいと答えられ、今回、議案第60号で四浦小の廃止関係が上程されています。このようなことから、四浦小の件については、前回質問したときからすると、教育委員会と、地元が協議しながら前に事が進んでおりますので、あえてこのことについては取り上げなかったところです。

両中学校の跡地利用については、私の一般質問の通告の後、先ほど答弁されたようですが、潤ヶ野地区においては、12月9日、田之浦地区においては10日、9か月入って初めて意見交換を開催する通知があったところです。通告をしてから開催することになったのではないかと思いますよ。誰でもそう思いたくなりますよ。早急に開催できなかった理由は何だったのか、地域の方にとっては、二人の議員が一般質問をしたが、何も見えてこないと不安の声も聞いているんですよ。市長は、私と同僚議員の質問にどういようですが、聞いていらっしゃるでしょうか。早急に地域住民と対話を交えて、地域の意見を聞いていくと何回も答えられているんですよ。答弁されたからには約束を守ってほしいものだと思いますよ。まだ9か月ですよ、閉校してからですね、やはり地域の人たちは、早くどうかならんのだろうかと大変心配されているんですよ、そのあたりの市長の考え方をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、利活用につきましては、調整会議を開催して、そしてまた、今後、地域の方々と協議を重ねるということになってるところでございます。

6月議会で早急にというようなふうにお答えいたしまして、その後、再生委員会の組織化について公民館長さん方をお願いしたところでございますが、中学校区においては、小学校区と違いまして、校区がまたがっているということございまして、なかなかその辺が、進みがスムーズにいかなかったというふうには聞いていたところです。そのことでもって、遅れてしまったということにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございますが、今お話ししましたように、今回日程を設けまして開催するということになりましたので、今後、地域の方々と協議を重ねてまいりますので、御容赦いただければというふうに思います。

○5番（小辻一海君） 先ほどから話が出ています市内の学校跡地利活用市内検討会が何回開催され、跡地活用に協議された内容、それはどういう方向性を協議されたか。また、提案されたか。また、活用策はどのようなことが話し合われたかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市立学校跡地等利活用検討委員会等規程に基づきまして、出水中、田之浦中学校跡地の活用検討委員会を組織しまして、2回、政策調整会議を1回開催したところであります。その中で、関係部署に対しまして、今後の利活用について、調査検討をさせたところでございます。しかしながら、各関係部署におきましては、市の施設として、有効な方向性は見い出せなかったということございまして、個別に各関係部署に、それぞれ検討をさせたところでございます。それまでに出された意見としましては、校長、教頭住宅については、学校と切り離して進めていった方がいいのではと、あるいは公募するとなると、果たして手を挙げていただける企業等があるのかどうか、あるいは小学校を残してほしいとの意見もあるので、移住定住につながる利活用がいいのでは。例えば、運動場に住宅の建設や宅地の分譲等をすれば。それから、校舎まで潰しまして住宅の建設や宅地の分譲をすればいいのではないかと。あるいは田之浦中の場合は、隣接する保育園も一体となって検討した方がいいと。

それから、小学校に隣接しているとすれば、工場などの企業の進出については、騒音の問題があると、それと海岸部等で災害時の避難場所のために活用も考えられるということでございます。そのような意見が出たということでございます。

○5番（小辻一海君） 八野小学校の閉校後の跡地利活用を考えますと、八野1校区の中での学校閉校ということで、社会福祉法人若草会が公募により、放課後児童クラブや園外活動、志布志ちりめん太鼓の練習などの場所として、また利用されているようです。

そして、夏祭り等の地域行事にも積極的に参加するなど、地域の方々と交流が図られており、学校跡地利活用は成功しているところだと大変喜んでいらっしゃるところでございます。

両中学校の場合は、先ほど市長の答弁の中でもありましたが、複数の校区が入っており、それぞれ意見集約の必要性が重要と考えますので、先ほど答弁されました12月9日、10日の第1回目の検討委員会では、庁内の学校跡地利活用庁内検討会で提案された意見や他の市町村で成功、不成功になった利活用の状況等をお示しいただければ有り難いと思っておりますが、そのあたりの取り組み方についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今申しました調整会議の意見等は当然出しながら、地元の皆さん方の御意向、御要望等を十分お聞きしながら、この協議は進めていかなければならないと思っております。

そして、全国の先進事例、成功事例というものもお示ししながら、そのことが今回の田之浦中、出水中の利活用につながるような形を早く見いだしたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（小辻一海君） 行政と地域の跡地等利活用再生委員会との意見交換会が、両中学校跡地利活用に生かされるよう意見交換が進んでいくことを御期待申し上げまして、次に移ります。

跡地利用を生かした地域活性化の取り組みについてお伺いします。跡地利活用については、先ほど行政と地域の跡地等利活用再生委員会とが一体となった組織体制の中で、意見集約されていく形になると思いますが、両地域が地域活性化につなげるよう進めていただくため、市長はどのような跡地利活用を考えておられるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中学校跡地利用につきましては、市としましては現在のところ市の施設としては、活用の方向は見い出しておりません。全国的には、地域住民による地域特産野菜を活用した地産地消メニューの開発施設、農林業体験型研修施設といった都市と農村の交流拠点施設、体験交流宿泊施設、美術館、博物館、図書館といった文化施設、保育園やグループホームや診療所といった福祉施設、企業による工場や加工施設、大学や専門学校といった教育施設、地域の体育館としての社会体育施設、地域振興施設といった地域活性化に供するという事例があるようでございます。

したがいまして、両中学校地域において跡地等利活用再生委員会を組織していただきますので、地域住民との対話を交え、地域の意見を集約するとともに、地域活性化に結び付けられる跡地利活用ができますように努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地域住民との意見交換会が大変遅くなりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後この意見交換を踏まえ、進めてまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） 市長が答弁されたように、いろいろなものが利活用にはあると思いますが、やはり地域が活性化するためには、人口減少と高齢化進行の対策が重要になってくるのではないかと思うところです。

私の住んでいる地区におきましても、今年の9月現在で高齢化率が56.17%と、本市では2番目に高い数字で危機感を持たずにはいられないのが現実であります。合併後の本市の人口を校区別に見てみますと、有明地区、松山地区については、1か所に人口集中しているところは見受けられないところですが、志布志地区においては、市街地に多くの人口が集中しており、市街地から離れた校区で、人口減少と高齢化が進んでいます。人口減少している校区の中に存在した学校が、今回閉校になった2中学校です。両中学校の跡地を利活用した人口増に伴う、地域活性化策や定住化政策をどのように取り組んでいくかお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁内の検討委員会でも出ました意見で、人口増として考えられる策としましては、住宅の建設、宅地分譲の整備、あるいは雇用を生み出す工場誘致ということでございます。このことが図られて、少しでも人口につながればというふうに考えるところでございますが、いざこの実施となると、財源の問題や様々な課題についての解決もしなきゃならないというふうには考えるところ

ろでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま両中学校の跡地を活用した人口増に伴う地域活性化対策や定住化政策について御答弁をいただきましたが、中間地域の活性化と均衡ある発展を目的に、市外からの移住者に対して住宅の新築、購入経費の一部を助成する移住定住促進事業の補助が予算化されていますが、旧町別に申し込まれた方が何人で、執行された金額は幾らになっているか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 移住定住促進補助金につきましては、平成25年度から実施しておりますが、現在2年目であります。これまで5件交付を行ったところであります。

内訳としましては、尾野見2世帯7名、潤ヶ野が1世帯2名、伊崎田1世帯1名、蓬原が1世帯3名ということで、合計5世帯の13名となっております。転入先は、鹿児島市、曾於市、鹿屋市、静岡からの転入となっております。金額につきましては、担当から回答させます。

○市長（本田修一君） ただいま調べておりますので、後ほど回答させます。

○5番（小辻一海君） 後でいいです。

定住化政策など人口増につながる政策が、各課をまたがり多岐にわたって取り組まれているようですが、この政策が閉校になった両中学校の関係校区には生かされていないような気がするところですが、これは、私たちの責任でもあると深く反省するところではありますが、このような市の政策は、もちろん国・県の政策、さらにNPO法人などの取り組みが全地域に活用されるよう、事業の取り組みについて行政から具体的な情報提供や取り組みの活動内容等をお示しいただければ、市の多岐にわたる人口増に関する政策や国・県の政策、さらにNPO法人等の取り組みが両中学校の跡地利活用につながるのではないかと期待するところですが、市長の考え方を伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまありましたように、この移住定住補助金につきましては、広報紙、それからホームページ等で紹介しているところでございます。ただいまありましたように、この中学校の跡地活用につきまして、あわせてこのようなことがあるということにつきましては、総合的にPRをしていながら、その地域地域について、人口増が図られればというようなふうには考えるところでございます。

○企画政策課長（武石裕二君） 金額につきまして、申し訳ございません。ただいま報告を申し上げます。

この補助につきましては、平成25年度が3件、310万円でございます。それから、平成26年度につきましては、これまでに2件の170万円の交付をいたしております。以上でございます。

○5番（小辻一海君） ありがとうございます。

今年の6月議会定例会において、同僚議員の一般質問の中で、雇用創出と若者定住化政策について質問され、地域おこし協力隊のことについて、地域活性化並びに定住化推進に活用していく考えはないかと尋ねられたことに、市長も前向きな答弁をされているようです。

また、今回の補正予算の中にも、地域おこし協力隊事業として177万2,000円が計上されている

ようです。少し勉強させてもらいましたが、取り入れられた市町村の地区によっては、課題も残されたところもあるようですが、本市においては、制度の目的を再検討し、今回閉校になった学校跡地の施設等を利活用して、校区の地域活性化や若者の定住化につながる政策を検討していただきたいと考えますが、市長の考え方を伺います。

○市長（本田修一君） 今後、地域おこし協力隊の募集につきましては、積極的に取り組んでまいりたいということで、ただいまどういった形で国の方に提案できるか、まとめをしているところでございます。これは、当然地域の方々の御意見も賜りながら、その地域地域でこういった方々、人材を迎えたいという要望がまずあって、そして、そのことを私どもと調整しながら、今後事業として国に要望して迎え入れるということになります。ということでございますので、地域の御意見を十分踏まえながら検討してまいりたいというふうには考えるところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長の取り組み方の考えは理解いたしました。

旧田之浦中は、12月中旬頃から学校法人原口学園志布志幼稚園が来年の7月頃まで活用することが決定して、少しの期間であります。幼稚園の姿や校庭に園児の声が響き渡り、活気を取り戻せるのではないかと期待しているところです。

今後は、これを機に志布志幼稚園の保護者の方々に田之浦地域の自然の良さと、小学校も隣にありますので、教育環境の整ったところを理解していただいて、特認校へのPRもしていきたいと考えておりますので、市当局、教育委員会からも特認校の情報提供等を図っていただいて、児童確保に御指導、御協力をお願い申し上げまして、次に移らせていただきます。

有明中学校統廃合の今後の見通しについてお尋ねいたします。

先ほど同僚議員の質問の中と重複するところもあるようですが、よろしく申し上げます。松山、志布志地区が中学校統合となり、残すは有明地区だけになりました。

先ほど同僚議員も質問で触れられましたが、近ごろ小中一貫教育の導入も取り沙汰されるようになり、有明地区の一部の保護者の方におかれましては、近い将来、中学校が統合されるのか。小中一貫教育の導入なのか困惑と不安も出てきているようです。現在の市長と教育長のそのあたりの考え方を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校の再編計画ということで、志布志地区では、志布志地区の次に有明地区の中学校について検討するというふうになっておりましたが、先ほどもお答えしましたように、学校再編計画を策定する過程で行いました中学校区ごとの説明会や小中学校の保護者を対象としたアンケート結果等を総合的に判断しまして、有明地区の中学校再編を検討するには機が熟していないと判断したという報告を教育委員会から受けております。現時点で、中学校の統廃合は考えてないところでございます。

教育委員会からの報告につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校再編基本計画を作成するにあたりまして、平成23年10月から11月にかけて、市内七つの全

中学校区で地区説明会を開催いたしました。その中で、有明地区における主な意見として、宇都中学校では、参加された複数の公民館長から有明の地域性を考えると、最低でも川西に中学校を一つ、川東に中学校を一つは必要と思っているという御意見もございました。伊崎田中学校では、市政全般に関わる住宅政策等についての議論に終始し、教育環境はどうあるべきかという議論は多くありませんでした。また、平成23年6月に行った小中学校保護者アンケートでは、伊崎田中学校区は、統合に賛成反対が拮抗（きっこう）しており、宇都中学校区では統合を望まない保護者が大多数でございました。

これらを総合的に判断して、私ども教育委員会としましては、有明地区の中学校再編を検討するには機が熟していないと判断しているところでございます。以上です。

○5番（小辻一海君） それぞれ考えを答弁していただいたところですが、賛否両論あると思います。

まずは、学校、保護者、地域が一体となり、行政、教育委員会と十分協議を行って保護者、地域の方、児童生徒の精神的な不安など、十分な理解の上、方針を決定されるものと考えますが、先ほどの同僚議員の質問の中で触れられましたが、これは当然、学力定着に向けた検討委員会も設置され、この中で十分検討を重ね、方向性が決まってくると考えます。その検討委員会は、先ほどまだ設置されていないというようなことでしたが、検討委員会の設置時期並びにメンバーは何人ぐらいで、どのような方々が構成員になられるのかお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 検討委員会の設置につきましては、6月議会で提案をいたしましたけれども、教育委員の方々がもう少しやっぱり関心を持って主体的にいろいろな情報をもって臨むべきではないかという議員の皆様方からの指摘がありまして、現在は開かれておりません。この間、教育委員の皆様方には、先進地視察とか学校視察、様々なことをしていただきまして、いろいろと小中一貫含めて、今後の教育の在り方について、いろいろと情報を得ることができましたので、私としましては、できるだけ早い時期に、今年度中には1回は検討委員会を設置したいなというふうに思っております。このことにつきましては、また、文教厚生委員会等でもお願いをしてまいりたいと思っております。

主なメンバーといたしましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の校長代表、それから保護者の代表、それから地域の方々の代表、それから有識者として、大学教授とか、そういう方々、弁護士とか、そういう方々も含めた形で検討委員会を進めていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

○5番（小辻一海君） そこで、中学校は統合されるのか、小中一貫教育の導入なのかはあらゆる場で議論を重ね、方向性が決まってくると考えますが、これはやはり子供たちの教育環境の整備、充実にあると思います。このことが子供たちへ負担のかかることでは、大変な方向の間違いだと思いますので、学校、保護者、地域が一体となり、行政、教育委員会と十分に協議を行い、当然、学力定着に向けた先ほど申されました近いうちに検討委員会も立ち上げられると思いますので、その方々たちの意見も集約され、その中で方向性を決めていただき、市長の申される学力

日本一を目指していただきたいと考えますが、市長の考えをもう一回お聞かせいただきたいと思
います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、私自身は、今回の選挙で、学力向上日本一というものをマニ
フェストに掲げて選挙戦をしまして、当選させていただいたところであります。ということで、
このことについては、特に力を入れて取り組んでまいりたいというふうに考えるところでござい
ます。

現在、国の方でも教育委員会制度の改正に伴いまして、来年4月から総合教育会議を設置する
ということにもなっています。そういったものを合わせながら、この検討委員会のメンバーの皆
さん方と十分御意見をお伺いし、また様々な提言等もあるでしょうし、そしてまた、私の方とし
ましては、予算付けの問題もございますので、十分検討を重ねながら前に進んでいきたいという
ふうに思っています。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

この件につきましては、最後になりますが、教育長にお尋ねします。

統合により田之浦地区、出水地区の保護者、地域の方が大変心配されていたのが田之浦地区、
出水地区の生徒が志布志中の学校生活になじんでいけるのかということでした。6月の議会定例
会においてもお尋ねしたんですが、また、先ほどの質問で同僚議員も少しお尋ねになったところ
ですが、9か月に入ろうとしています。現状の田之浦地区、出水地区の生徒の通学状況、学校生
活状況が分かれば分かっている範囲で結構ですので、少しお聞かせいただきたいと思いま
す。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

32名の田之浦中、出水中の生徒が志布志中に来たわけですけれども、一番の心配は、先ほど議
員が言われましたように、生徒がうまく学校生活になじんでいけるかどうかということだったと
思います。あわせて保護者の心配も、またそれ以上にあったのかなと思います。そういう不安を
なくするために出水中、田之浦中学校から7名の先生方を異動してもらったり、それからクラス
に出水中、田之浦中、それぞれ二、三名ずつクラス配置をすとか、あるいは生徒会の副会長の
役割を出水中、田之浦中の生徒に任せるとか。それから、個別の相談をしていくと、そういう配
慮のもとに、今9か月经とうとしております。学校からの最近の報告によりますと、「非常に友達
がたくさんできた」とか、あるいは「仕事の分担が減った」とか、小さな学校から大きな学校に
行ったわけですので、「仕事の分担が減った」とか。それから、「毎日楽しいけど、気を遣って疲
れる」というような、そういう感想とか、「いろんな性格の人がいるから疲れる」とか、そういう
子供たちの率直な感想もございます。

それから、保護者の方ですけれども、「最初の1週間は泣いたり、あるいは食事あまり食べら
れない、御飯も食べられないようなことがあったけれども、日ごとに慣れてきて、新しい友達と
の話題が多くなり安心している」とか、それから、「部活の友達とも仲良くやれて良かった」と、

そういう感想等もいただいております。ただ、私が心配しておりますのは、心の揺れる中学生ですので、いろんなことで、ちょっとしたことで、また学校に行けなくなったりと、そういうことも十分に予想されますので、今後とも学校においては、児童生徒のきめ細かな把握を継続的にしていくことが大事なのかなと、そういうふうに思っております。以上です。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。心の不安定な年頃です。今後いろいろなことが予想されると思いますが、学校側と連携を取りながら、きめ細かな配慮をお願いしまして、次に移ります。

では、特用林産物振興対策で、市長が施政方針の中でも掲げられているころざし花木ブランドの確立に向けた取り組みについて考えをお尋ねしたいと思います。

現在、産地化ブランドの確立に取り組まれているサカキ、シキミは、全国的に栽培され、非常に出荷されているところですが、産地においては、山に自然のままに植生しているものを収穫しているところもあるようです。収穫に大変苦労され、産地が減少してきているようなことがあり、本県では補助事業として、最初10市町村で取り組み、人間関係と意欲的な取り組みで、最後に志布志と大根占の2組合だけが残し、現在、県の補助金対応で生産組合が増えつつあるとお聞きしております。

本市においては、志布志花木生産組合を中心に、山はもちろん、畑、田にも植栽され、産地拡大を目指し、市長の申される日本一の産地にすることに意欲的に取り組まれています。このサカキ、シキミにつきましては、苗を植えてから三、四年かかって収穫になるということで、規模拡大も図られ、作付けされる方々も年々増え、産地化ブランドの確立に意欲的に取り組まれているところで、今後、どのような取り組みを実施されていくか、お考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ころざし花木ブランドの確立につきましては、平成21年度よりシキミ、ヒサカキ、サカキの植栽、振興を図って、目標面積を50haとしまして、現在まで志布志花木生産組合と協力しまして、推進してきているところであります。現在、平成25年度末時点でシキミ30.78ha、ヒサカキ3.78ha、サカキ12haということで、合計46.56haの作付けで、本年度に目標の50haの作付けができるんじゃないかなということでございまして、今後につきましても、更に新植を重ねまして拡大を続けていきたいということで、現在も新植希望者の募集を行っているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方で、産地化ブランドの確立に向けた取り組みについて御答弁をいただいたわけですが、現在50haの目標面積に対しまして46.56haの作付けとお聞きいたしました。年々作付けされる方も増え、生産組合が意欲的に産地拡大を目指して、日本一の産地にすることに取り組まれ、ころざし花木ブランド日本一の確立が、もう間近ということでございます。新植による生産性の向上と産業の効率化を図ることや市場開拓の事業として、国・県の事業を含めて、どのような補助事業で支援されているのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国庫補助事業としまして、平成22年、23年度で、ふるさと雇用再生事業を導入しまして、若手

生産農家の育成と技術習得に資する事業導入をしたところでございます。

また、県単事業では、活動火山周辺地域防災林業対策事業、森のめぐみ産地づくり事業、かごしまの特用林産物総合対策事業等を導入しまして、各種の機械等を導入しまして、花木生産組合員で活用を図っているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま国・県の事業を含めた補助事業について、御答弁をいただいたところですが、平成25年度決算書の主要施策成果説明書の中で、平成25年度は新植面積が苗の不足から伸びなかったため、今後新植分の苗の生産について、平成26年度から事業を導入し、対応策を整備していく。また、出荷量も年々増えてくることが予想されるので、計画的な施設整備が必要となると、問題点に挙げられておられるようです。新植で広く面積の拡大を図って、足腰の強い産地化、ブランド化を図るために財政も厳しくなり、市の単独での支援も大変になってくると考えますので、国・県の事業を含めたあらゆる適合補助事業を導入した支援が必要と考えますが、補助事業についての市長の考え方をお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市としましても新植の際の苗の購入分の3分の1の助成をしているということでございまして、今後生産量の増加による様々な機器導入の要望も予想されます。

先ほど議員がお話になられましたように、この事業については、本市が県の事業をリードしているという立場でございますので、県の方も十分このことを考えていただきまして、応援をいただいているというふうに思っているところでございますので、今後とも県と十分連携を取りながら、この花木生産組合の要望に応えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） あらゆる適合補助事業を導入して支援していくということで、本年度も特用林産物振興事業に155万円、おおすみの枝物苗木生産体制支援事業に120万円ほど補助事業が予算化され支援されているようですが、こころざし花木ブランドの確立に向けた機械関係の購入事業として結束機、保冷库、洗浄機が本年度を入れ、現在何台配置されているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保冷库につきましては、平成18年度と24年度にそれぞれ1機ずつ2機導入しております。

そしてまた、結束機につきましては、21年度に6台、23年度、25年度に5台ずつ、合計16台導入しております。

洗浄機につきましては、平成20年度に8台、22年度に5台、25年度に7台、合計20台を導入して、現在組合員の農家の方々が利用されているところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

こころざし花木ブランドの確立に向けた結束機等の購入事業も進んでいて安心したところでございます。生産組合長の話聞いてみますと、今後は作付け面積の拡大を図りながら、作業の効率化を図るための近代化した結束機や新鮮さを保つ保冷库の確保、安定した供給体制づくりのための市場開拓が重要になるというような話をお聞きしました。

また、現在東京の大田市場とも出荷を通じた企画提案やサカキ、シキミ以外の花木の品種の出荷協議等もされているようです。作付け技術を含め、行政担当課と生産組合との意見交換をしていただき、こころざし花木ブランドの確立に向けた長期計画書の作成を進めていただく考えはないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、年4回、盆前、秋彼岸、正月前、春彼岸の出荷体制を構築している中で、年々出荷可能な場が増えつつありますが、くくり等に時間を要している現状を農家から聞いております。

先ほど議員の方からお話がありましたように、この花木、サカキ、シキミ等につきましては、定植してから三、四年後に収穫が始まって七、八年で成木になるということになりますので、今後、今定植されたものが順次成木になるということでありまして、そして、それに伴って収穫がだんだんだんだん増えてくるということになります。その時に、今言いましたくくりというものが、商品価値として大変重要な作業工程だというふうに聞いておりまして、このことが農家の方にとりまして、若干負担が大きいということをございまして、このことにつきまして、花木生産組合と共同で、くくりについて研修を重ねながら、そしてまた、その商品価値を高めるという観点から、市場のニーズに十分応えられるような出荷体制にもっていきたいというふうに考えております。

その市場からのニーズに応えるところの信用、信頼の絆が必要だということでありまして、大阪、兵庫、岡山、それから宮崎、そしてまた東京、石川、福岡という市場が広がりつつある中で、このことについては、きっちり組合の方々と取り組みをどうするかということ協力を重ねながら、対応をしてみたいというふうには考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 生産組合との協議はよく分かりました。

もう一回、こころざし花木ブランドの確立に向けた長期計画書の作成についてはどうですか。

○市長（本田修一君） 今回この花木の志ブランドを立てたときに、当初50haを目標ということをしたところでございます。今後、このものが出荷が確実にされますので、当面は販売額を増やしていくということが目標になるのではないかなと、当然新植についても重ねながらなるということですが、現在25年度で3,000万円の売り上げを平成30年度には1億円の突破を目指してまいりたいということを考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 作付け面積も50haをすぐ間近になってきて、目標が達成できるわけですが、それと25年が3,000万円ですかね、売り上げが、あと1億円を目指すというような、これが長期計画になるんですか。私は長期計画はどうされるんですかということをお聞きしているんですよ。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今市長がお答えしました平成30年度につきましては1億円ということで、大きな目標を持っているところでございます。これをもって、また組合側と協議しまして、どういう形で実施していくか、具体的な計画書については、また協議していきたいと思っております。

○5番（小辻一海君） 後で協議するということですので分かりました。

ころろざし花木ブランドに向け、志布志花木生産組合と連携を取りながら確立に向けた事業が展開されていくと、今方向性もおっしゃいましたので考えておりますが、今後、所得向上に向けた技術支援策や新植による作付け面積拡大、担い手の育成、市場開拓などの足腰の強い日本一産地ブランド化を図るために、サカキ、シキミの市内外へのPRはどのようにされるか、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、シキミにつきましては、大阪、兵庫、岡山、宮崎の各市場を通じて流通しております。

また、ヒサカキ、サカキは東京、石川、福岡を加えた市場にも出荷されております。現段階で花木生産組合のこれまでの出荷努力により、少しずつ取り引きが増えているところでございます。

今後は、これまで以上に生産の量が増えてくることが予想されますので、これまで築いてきました市場間との製品の品質、生産量等についての信頼を向上させていくということが特に求められるというふうに考えます。今後、そのことを重点的に花木生産組合とともに推進しながら、志布志花木ブランドのPRを続けてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○5番（小辻一海君） 最後になりますが、農家においても、高齢化が進み、遊休地の拡大や荒廃農地が増える中、農地の計画的かつ効率的な利用を促進するため、農政課サイドで、本年度からスタートした農地中間管理事業を活用し、サカキ、シキミの作付け、農道の保全管理、機械の共同利用など、地域ぐるみで取り組みを推進できれば効率の良い補助事業でもあるようです。この農地中間管理事業を活用した取り組みは考えられないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 農業振興地域の農用地区域内であれば、平成26年度から始まりました農地中間管理事業で、この事業については、取り組むことが可能だということでございます。

この場合は、農地の貸し付けが確実と見込まれることが条件となりますので、それに伴いまして事業を進めていこうということでございまして、この花木、サカキ、ヒサカキ、シキミの事業導入は可能でございます。

○5番（小辻一海君） お願いします。

市長も理解していただいているとおり、志布志花木生産組合を中心にサカキ、シキミのブランド化の確立のため、産地拡大を目指し、市長の申される日本一の産地にするという意欲的に取り組まれております。

一方、財政も厳しくなり、市の単独での支援も大変になってくると考えますので、国・県の事業を含めたあらゆる適合補助事業の導入や作付け面積の拡大、担い手の育成、市場開拓など、足腰の強い日本一産地化、ブランド化を図るためにサカキ、シキミの市内外へのPRなども取り組んでいくということですので、よく理解いたしました。

今回、3項目について質問してまいりましたが、田之浦中、出水中の跡地利用につきましては、いろいろ事情もあったと思いますが、意見交換の開催まで期間がかかり過ぎたような気がしてい

るところです。しかし、12月9日、10日に開催の運びとなり、少し安心しているところでございます。

田之浦中跡地においては、今後、学校法人原口学園志布志幼稚園が退園されるまでは、跡地利用の形が見えてくるよう、当然出水中におきましても、意見交換会が前向きに進み、跡地利用の結果の見通しが決まっていくことを願い、さらに有明地区の学校統廃合、小中一貫教育の導入については賛否両論あると思います。子供の教育環境を考え、子供が困惑と不安にかられないよう決断されるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。



午後1時55分 休憩

午後2時06分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、西江園明君の一般質問を許可します。

○8番（西江園 明君） 午後の眠たい時期でありますけども、通告しておりましたので一般質問をさせていただきたいと思います。今回は所管分が多いですが、委員会で聞けるようなことではございませんので、一般質問という形でしたいと思います。

まず、ペットいわゆる犬、猫の状況について質問して参りたいと思います。市民に希望、展望の持てる答弁を期待します。ここにいる職員の多くの皆さんもまた多くの市民の皆さんも犬や猫をペットとして飼われていると思います。私も数年前までそれこそ十四、五年間小型犬を飼っていました。まさに家族の一員でした。ペットといえども家族の一員ですから、飼う人もそれなりの責任は当然伴ってくると思います。しかし、中には様々な事情から飼えなくなり捨てるか処分しなくてはならなくなったりする場合も多々あります。11月の新聞でしたかね、ペットの犬が大量に放棄されて、捨てられたことが大きく報道されていました。これは業者が行ったようですが、残念ながら、この小さなことは我々の周り、日常生活の中でも行われているように思います。その結果が犬・猫の殺処分という形になります。全国では年間40万頭、そして最近では20万頭までは減少していますけれども、20万から40万頭が殺処分されていると報道されています。そこで身近な問題として出てくるのが、猫による御近所トラブルであります。犬は法で保健所が取り締まっておりますけれども、また処分も行ってくれますが、猫は対象外ということで、対策が遅れているというか、とられていないように思います。

でも、全国の自治体の中には、猫への対策をとっているところも数多くあります。そこで、まず伺いますが、志布志市の現状についてお伺いします。犬・猫の殺処分の状況が分かりましたら答弁をお願いいたします。

あわせて、市役所に年間にどのくらいの苦情や相談があるのか。また、分かってなかったら結

構ですけれども、分かっていたらどのくらいの市民がペットを飼っているのか、分かっていたら結構です。答弁を願います。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えします。

犬・猫の殺処分に関する平成25年度の実績を志布志保健所に確認しましたところ、志布志市分については、確認できませんでしたが、保健所管内の犬の殺処分件数は127件、猫の殺処分件数は145件となっております。

犬・猫に関する市役所への相談や苦情の件数につきましては、平成25年度実績で36件となっております。そのうち飼えなくなった犬・猫の引き取り等に関する相談が14件、犬のふんの始末や多頭飼育、野良猫への餌やりや、猫のふん尿に関する苦情が22件となっております。

市内における犬・猫を飼っている人の数でございますが、犬につきましては、狂犬病予防法で義務付けられている登録をされている飼養者が26年12月3日現在で1,790人となっております。猫の飼養者につきましては、把握が困難な状況であることから確認はできてないところでございます。

○8番（西江園 明君） 年間にもやっぱりそれなりの苦情がくるみたいですが、今、市長から答弁がありましたように、犬は法のもと、数字に出てきます。今報告がありましたけれども、鹿児島県は全国でもワースト10、5位、6位ですかね、に入っています。しかし、今市長からありましたように、猫は表に出てきません。職員の皆さんも野良猫の相談を受けたことがあると思います。でも、猫は保健所が引き取ってくれないから解決のしようがないと諦めざるを得ないということで放置されているケースが多いと思います。この問題は全国的なことで、そのため様々な取り組みが展開されています。国も昨年でしたか、動物愛護管理法が改正されました。これによりますと、法の改正の大きな一つに、その動物は命を終えるまで飼う責任、終生飼養という、飼う、養うですね。という表現ですけれども、終生飼養が明記され、さらに行政が引き取りを拒否できるようになりました。すなわち飼う人の責任が明確化されました。ちょっとお伺いしますけれども、この法の改正で終生飼養という命を全うするまでのという意味は分かるんですけれども、「行政が引き取りを拒否できる」という表現になっていますけれども、これはどういうことなのか、具体的にどういうことを指しているのか、もし分かっていたら答弁を願います。

○市民環境課長（西川順一君） 平成25年9月1日に改正動物愛護管理法が施行されました。その主な改正点、今質問もありましたが、ちょっとそのあたりを主な改正点を御説明し、質問に答えたいと思っております。

改正動物愛護管理法の主な改正ポイントは3点あります。まず1点が議員御指摘の終生飼養の徹底ということです。もう1点は動物取扱業者による適正な取り扱いの推進ということです。そして、3点目がその他ということで、罰則が強化されております。

まず1点目の終生飼養の徹底というところですが、これは3点ありまして、動物の所有者の責務として動物がその命を終えるまで、適切に飼養すること「終生飼養」と言いますが、が明記されたということです。

そして、2点目が動物取扱業者の責務に販売が困難になった動物の終生飼養を確保することが明記されました。

もう1点が、都道府県等は終生飼養に反する理由による引き取り、これはどういった場合をいうかという、例として動物取扱業者からの引き取り、あるいは繰り返しての引き取り、あるいは老齢や病気を理由とした引き取り等を都道府県等に引き取りを依頼したときには、適切な終生飼養というように行われていないときには、この引き取りを拒否することができるという規定が新たに設けられたところであります。例示に代えて答弁とさせていただきます。

○8番（西江園 明君） 今、答弁をいただきましたけれども、すなわち飼う人の責任が明確化されたということですが、今、課長の答弁の中で、結局行政、役所が拒否できる、じゃあ市民の人が「どげんもしやならんじ、どげんかしっくいやん」ち言っても拒否できるという法律に改正されたわけです。じゃあそれを市民が、それから先どうするかというのは、市民の裁量というか、義務はあるんですけれども、法律上はですね。どうするか、その結果が懸念されるわけです。今の法律の中ではですね。ですから、この改正のことなど、ほとんどの人は私は知らないと思います、市民がですね。私は、県のホームページを見てみましてもなかなかこの法の改正については出てきませんでした。ただ、今後の計画について殺処分の計画については出てきましたけれども、それも平成35年の県の目標、鹿児島県の目標がですよ、平成35年でしたか、年間35年の目標が犬・猫の殺処分数を2,000頭に減らすという、2,000頭ですよ、35年、10年先が。今でも3,000頭いないんですよ、どういう取り組みなのかなというふうに首をかしげたくするような、一応計画は県の方にはありましたけれども、この法の改正については、残念ながら私も、私の見方が足りなかったのか、ホームページでは見ることはできませんでしたけれども、中には自治体によっては大きくホームページに掲載されているところもあります。我が町、我がこの志布志では、この法改正のことを市民への周知はどのようにしてとっているのか伺います。

○市民環境課長（西川順一君） この動物愛護管理法が、平成24年9月に改正され、そして25年9月1日から施行されておりますけれども、そのこと、改正されましたよということは、実はしっかりと広報等では皆さんに周知はしておりませんが、ただ、そういう動物をちゃんと人間と一緒に飼っていきましょうねというような、そういう、そして終生しっかりと飼っていきましょうねということについては、平成25年度に2回ほど、そして、平成26年度9月にも市報の広報等では皆さんにお示しをしたところでした。

今回、このような一般質問も受けまして、再度しっかりと市民には、この終生飼養というような原則を改めて周知していかないといけないというふうには思っているところでございます。

○8番（西江園 明君） 残念ですね、我が町の自治体のホームページにはちょっと出てないようですけれども、今ありましたように、広報では小さく猫の飼い方とか、犬の飼い方とかというのは年に1回ぐらい出てるんですけれども、肝心のこういう法が改正されて、行政が拒否できるというような大きな改正があったのに、それが広報されないということはいかがなものかという私は問題意識を感じたところです。

私もいろいろネットで探しますと、見ますと、簡単に私がたまたま見たのは愛知県の蒲郡のホームページですけれども、この改正がされましたと、大きく出ていまして、非常に字も見やすく大きく掲載されていました。そういうのを見てもですね、こういう取り組み、先ほど出ましたけれども、ワースト10に入る取り組み、数字に出るのかなというふうに残念に思いました。

周知については、また後ほど伺いますけれども、先ほども述べましたが、猫の対策についてあります。猫は年に3回から4回出産、発情、出産すると言われます。その結果ネズミ算式に増えていきます。言葉で言えば、すごく簡単ですけれども、例を見てみますと、もし1匹の雌猫が三、四回は出産をするんですけれども、2回とした場合、1回の出産で6匹の猫を生んだと、そのうちの半分が雌の猫だったと仮定した場合に、2回出産して、その結果1年には1匹の猫が79匹になっているという計算です。これが4回も産んだら大変な、その倍の計算です。そのくらいすごい数で増えてくるわけです。その結果、始末に困り、それが野良猫になってしまいます。それが住み着いて問題化しているようですけれども、よく見かけますよね、猫が庭に入ってこないようにペットボトルに水を入れてですよ、光で反射するとかとって、家の周りに置いてあるところを見かけます。やっぱりそういうのも猫対策、暗黙のこう、猫が入ってこないように、市民の人たちの一つの知恵だと思います。私の近所でも、猫が好きで数匹飼っている人がいます。もちろん1匹自分の猫で手術をしていましたが、ところがあそこ的人是猫が好きだからと、そう聞く人がいるのか、どこからか分かりませんが、あそこに捨てれば猫をてねんしゅくいやがち、その付近になって猫を捨てる人がいたみたいで、その人は現在、この前までは10匹だったんですけれども、9匹、今1匹亡くなって9匹、いつの間にか住み着いてしまい、今現在9匹いるんですけれども、とてもじゃないけれども、面倒みきらんから、兄弟の人に、隣にたまたま兄弟がいるもんだから、その人に分けて頼んで分けて育てています。猫の好きな人というのは、やっぱり処分はできないわけですよ、いくら自分ちの猫じゃないといってもですよ、放置ができないんです。ですから、その人はすべての猫に不妊去勢手術をその度に行っています。「さすがに年金暮らしがそんなに手術代は負担できない、何とかならないか」と相談を受けたこともありました。手術をしますと妊娠もしませんから増えません。また、性質もおとなしくなり行動範囲も狭くなるらしくて、自分のペットだったら、多くても二、三匹でしょうから手術代というのは確保して皆さん飼っていらっしゃると思います。でも、迷い猫に手術を施すなんてなかなかできることではありません。また、全国的にはボランティアで犬・猫の殺処分を減らす活動を展開している団体も数多くありますが、この活動はなかなか表には出てくるものではありません。

しかし、最近こういう地域のボランティアの皆さんの活動の声に応じている自治体が多く出てきました。あの大都市であります福岡市の市長が「犬・猫の殺処分ゼロを目指す」と宣言をされました。その結果、その殺処分数は大幅に減少しました。お隣の熊本市はさらに進んでおり、年間の殺処分ゼロもあり得るところまで減少したと報道されています。これは、行政が飼い主の説得など様々な取り組みの結果だと報道されています。その取り組みの一つが猫の不妊去勢手術費の助成制度であります。全国の課長がなんか事前に打ち合わせしたところ、県はあるんですけれ

ども、市町村はないんです。私が調べたところは全部市町村でした。補助制度はですね。多くの自治体が制度化しております。雄と雌で補助金は手術費が違いますから違いますけれども、数千円から1万円と差はありますが、対策を講じている自治体は全国に数多くあります。中には獣医師会とタイアップして、行政も補助するが、獣医師会も一部負担することで、個人、市民の負担を軽くする制度を導入している自治体もあります。

我が志布志市は住みやすいまちづくりに努め、子育てにおいては、先進的な取り組みを行っています。これは、本田市が大きく評価されている点だと思います。そこで伺いますが、ペットにも優しい住みやすいまちづくりの一つに猫の不妊去勢手術費の補助、助成制度を設ける気持ちはありませんか、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

九州管内につきましては、飼い猫、野良猫を問わず、不妊去勢手術の助成を実施している自治体や獣医師会等による助成制度もあるようでございます。

また、特定の飼い主のいない野良猫に対し、地域住民が飼い主の責任を果たす地域猫に限定した支援を実施している自治体もあるようでございます。しかし、全体的に見ますと自治体で主体的に猫の不妊去勢手術の支援している自治体は、多くはないというのが現状ではないかというふうに思っております。

そしてまた、去勢につきましては、犬の場合で、去勢が1万5,000円から1万8,000円、不妊が2万円から3万5,000円、猫につきましては去勢が1万円、不妊については1万8,000円から2万7,000円ということで、多額の経費が発生するというようなこともあるようでございますので、現段階では、このことについては取り組みを考えてないところでございます。

○8番（西江園 明君） 事務局がどういう資料を市長の方に渡したのか知りませんが、私が全国、の県じゃないです、市町村だけでも助成しているページはこれだけあります。ネット上で探して、行って聞くわけにはいきませんからネット上で、ですから、九州内でそんな。

そして、先ほども言いましたがね、鹿児島県はワーストですから、鹿児島県内も見つといかんとですよ。

そして、全国的にですね、冒頭に、その辺にいる猫はねっかい手術するんだろうかと、なるとぞっとするような事業費も出てくるのかもしれないけれども、聞くところによると、志布志市で雌が1万8,000円、雄が8,000円かな、去勢と不妊ですね。ですから、そのうちの全額とかということじゃないんですよ、3分の1とか、その一部でもということなんです。全額を補助しているところは、どこにも自治体ないですよ。それは、この前出た徳之島だけですかね、あれができますけれども、ですから多くの事業費が伴いますから、だから大きな町を見ても、これを調べてみますと年間の予算というのは知れてますよ。1,000万円も2,000万円も組んでいるところはないです。年間に本当に200万円とか、100万円台とか、結構大きな町でもですね。ですから、そんなに持ち込まれる数というのは多くないようです。その辺のところは十分また、今市長はどういうデータで、検討してない、考えてないということですけども、考えられるくらいの数字です

からですね、その辺のところは十分検討していただければと思います。

先ほども言いましたけれども、先般の新聞に、徳之島3町が無料で、ここは島の事情がありますから、無料にせざるを得なかったというと思います。我が志布志市も日本一とは言いませんが、先ほど市長が2万幾らとかうんぬんという、その全額を補助するというのは莫大な、それまで市民は誰も求めていませんよ、その一部でいいんですよ。殺処分を減らす、野良猫を減らす対策としてですね。

そこで、ペットを飼う場合、飼う人のモラルをよく言われます。自治体によっては猫の飼い方、管理に関するガイドラインという冊子まで作って徹底して周知を図っているところもありますが、先ほどもありました広報の中には小さく何行か、猫の飼い方、犬の飼い方というのは、志布志では広報紙に掲載されているようですけれども、我が志布志市については、このモラルについて市民の方について、どのような取り組みを行っているのか、まず伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

改正動物愛護法において、動物の所有者又は占有者の責務等に規定した第7条第1項においても動物の所有者又は占有者の責務等として、「動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」と明記されております。

犬や猫の飼養者に対しましては、広報紙や告知放送等を活用しまして、飼養者のモラルの向上につつまして呼び掛けを実施したいと思います。

私もちょっと不思議に思うのですけれども、私なんか小さい頃は、こういう難しい内容じゃなかったんですよ。それはどこにも犬もいましたし、猫はいたんですよけれども、猫も野良猫はいましたけれども、そんなむやみに繁殖すると、目立つということはなかったと思ったんですよ。飼い主も、じゃあどうしていたのかと思い起こしてみれば、やっぱり適正な管理でもって生まれた子供は、それぞれ処分されていたようですね。今は、それが動物はかわいいといって生かしてしまうんですよ、それが全体的に増えてしまっている原因なのかなと、そしてまた、当然初めにありましたように、ペットを飼う方も増えてきているということもあって、社会全体で犬・猫が増えているのかなというふうには思うところでございます。

ということでございますので、まずもって飼われる方は、この改正の法律というものを私どもの方で、まだ広報、周知が足らなかったということについては、今、改めて思うところでございますので、ここを徹底してですね、終生ペットにつつましては責任をもってもらいますよ、ということをもっと強く推し進めなければならないかなというふうに思ったところでございます。まず、その辺からきちっと進めていきたいというふうに考えるところでございます。

○8番（西江園 明君） 今市長は昔からの、確かにペットを飼う人は増えていますよね、もう本当、犬は特に増えています。そういう意味からも、育てる環境も変わっているけれども、逆に昔は、猫が生まれればよく捨てるというのはよく聞いていましたけれども、今はそういう姿も見かけません。ですから、市長は今、取り組みを市民の皆さんのモラルの向上について図りたいと

ということですね、本当こんな厚いガイドライン、猫の飼い方・管理に関するガイドラインとあって、こういう冊子を作っている市ですよ、これは、あるわけですよ。ですから、やっぱり広報に、見てみれば後の方にちょこんと虫眼鏡で見るような字ですよ、書いちゃったち、それ見る人はおらんですよ、広報でしたとは言えません。やっぱりページを割くぐらいの広報をして、先ほど現に法が変わったわけですから、その辺のところは十分周知というか、市民へ理解をさせていただきたいと思います。

先ほどから言っていますように、犬の場合は、意外と首輪をしていて飼い犬か、野良犬かというのは区別がつくんですけれども、猫の場合は、なかなかそれが、ですから、猫に名札を付けさせるように言う自治体もあるし、中にはチップを埋め込むというところもあるみたいですが、チップの場合は猫を人に譲ったりすると、またほら、昔の記録が残っているものですから、ちょっといろいろ問題もあるみたいですが、やっぱり名札を付けておけば見たばかりで飼い猫っち分かるわけですね。ですから、そういう最低限の取り組みをすることで、やっぱりそれに対する市民の思いも違ってくると思いますので、考えていただきたいと思います。こういうモラルというのは、人の心に訴えることですから、それは厳しいですよ。なかなか理解してもらうには時間もかかるし十分理解します。

でも、先ほど市長が言いました。だんだん環境が変わってきてる。でも放置すれば、社会問題として、現にもうなっていますよね、小さな社会問題に。今、盛んに我が志布志でも自治会加入や自治会の活性化にも取り組んでおりますけれども、猫の問題で自治会内でひびが入ることもあり得ます。それが理由で自治会の脱退もあり得ます。その防止対策の一つであります。ここに猫のことがありますけれども、言いませんけれども、住みやすい自治会づくりのためにも猫対策は大きな課題であると思います。猫の殺処分を含め、今後どのような対策を考えているのか、とるつもりなのか伺って次の問題にいきたいと思います。

○市長（本田修一君） それこそ試算等もしない形でいるわけですが、それは対処する猫が、野良猫がどれくらいいるかということの推計もまだされてないところでございます。

ということであるわけですので、現在考えられるのは、やっぱり飼い主のモラルを向上してもらおうと、そしてまた、先ほどもお話がありましたように、猫好きな人のところに、また猫を捨てにくるなということをお願いするんですよ。だから、そしてまた、猫好きの人が餌付けをされるんですよ。これも止めてほしいということですよ。その餌付けをするということは、飼い猫になるんですよということも、しっかりとお知らせしたいと、そして、飼い猫にするということは、終生責任が生じるんですよということもお知らせしたいということでもありますので、そのようなことをまず徹底していきたいなというふうに思ったところでございます。

○8番（西江園 明君） 確かに市長が言われるように、だから餌付けをしますけれども、その人は私の近所の人も、それこそすべて自分の費用で手術をしている人もいるわけで、手術をして、もう飼い猫とせざるを得ないという人もいますよ。ただ、中には餌付けをしているいろいろな問題化、御近所トラブルになっている人もよく聞きます。ですから、その辺のところを含めて、今市

長が言ったことが広報、モラルの向上に図られるというふうに期待しています。

そして、先ほども申しましたけれども、全国の自治体で多くの市が、町が展開をしております。その辺を見て、そんな何千万も予算が組んでいるところはどこもないです。ここにある横浜市だって、あんな大きな市だとしていています、一部。ですから、そういうところを見て、このくらいなら我が市でもできはせんかなというふうに、また思っただけけることを期待して、今日はこの辺で終わりたいと思います。ですから、この問題は放っておくと担当課は大変ですよ。この対策を打つことは、市長、一番目に見える対策で、市民が目に見える対策ですので期待をしております。

次にいきます。私、昨日もあったようですけれども、昨日はちょっとほかの行事でいきませんでしたけれども、先般久しぶりに水泳大会があるということで、志布志町にあります温水プールに出掛けました。改めて志布志の水泳人口の多いのにびっくりすると同時に、あのにぎわいを見ると山口選手に続く選手が出てくるのではと将来を楽しみに感じました。山口選手が世界新記録を樹立してから一躍脚光を浴びた市民プールに多くのマスコミが訪れました。短水路の浅いプールでありながら世界一の選手を生んだプールとして紹介されていたようです。ところで、まず冒頭にお伺いしますけれども、今の志布志市の水泳人口はどのくらいで、その数字に対しての市長、教育長の思いを伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の屋内温水プールにおきましては、平成24年9月に行われました国体において、山口観弘選手、当時志布志高校3年生でしたが、世界記録を樹立するために力を培ったプールであり、今でも多くの小中学生、スポーツ少年団、スイミングクラブの皆さんが山口選手の後につけと、鍛錬を重ね。また、一方では市民の皆様の健康づくりに大いに貢献している志布志市を代表するスポーツ施設であるというふうに認識しております。

志布志屋内温水プールは、年間を通じて利用でき、多くの人たちに利用されておまして、平成25年度利用者数が3万5,839名となっております。志布志市の健康づくりの拠点となっており。また、水泳スポーツの振興の拠点になっているというふうに感じるところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

志布志市の競技者人口は、志布志市水泳協会会員が20名、水泳関係のスポーツ少年団が5団体118名となっております。志布志市屋内温水プールで開催される主な大会として、志布志市水泳協会が主催する記録会が年間4回、曾於地区水泳協会が主催する学童水泳大会、教育委員会が実施する市小学生水泳記録会などの大会が実施されております。

また、生涯学習センターが主催する水中運動教室などの健康教室の会場ともなっております。児童生徒からお年寄りまで、幅広い年齢層の方に利用していただき、体力の向上、健康の増進、維持及び交流施設として重要な役割を果たしていると考えております。以上です。

○8番（西江園 明君） 志布志市を代表するスポーツ施設と思っているという市長の答弁でありました。

私は以前、このプールのことで一般質問をしたことがあります。電光掲示板が上位3位までしか表示されない、これは電光掲示板でいいんですかね、という表現でいいんですかね。電光掲示板が上位3位までしか表示されないの、6位まで表示するように改善できないかと質問いたしました。

その後、建物は億単位ですかね、お金をかけて、大きな事業費をかけて改修されまして、現在指定管理者が管理しています。しかし、億単位に事業費をかけたせいか、肝心の利用者には、そんなに大きな事業費をかけたということは、なかなか実感できません。先日の私が見に行った水泳大会では、市の職員もリレーに出場してみごと1位でした。でも、タイムが分かりませんでした。タイムを期待していたんですけどね、パッとすればタイムが出るんですけども、市の職員がみごと体力に見た目よりスピードがあって、みごと1位でしたけれども、タイムが分からないのが残念でした。普通だったら1位から3位まで出るはずの電光掲示板も、その日は故障で反応せず、飾ってあるだけでした。以前質問した時も、修理しながらだましまし使っているという状態でしたが、どうやら完全に故障してしまったようです。たまたま西江園議員が見いけ行ったとき故障しよったと、それは分かりませんが、でも、泳ぐ人、スイマーにとってはですよ、記録が何よりです。ゴールにタッチして、よくテレビでありますかね、タッチして、パッチ後ろを見て電光掲示板に自分の記録を確認する時がスイマー気分を、オリンピック選手になったような気分を味わえる一瞬なんです。この一瞬の気持ちは、市長、教育長、理解できますかね。あのタッチ板を見て、パッと後ろを見るあの気分、どうですか。

○市長（本田修一君） 日本選手権、世界選手権等で競技がされた時に優勝された、あるいは2位、3位に入った選手まで、電光掲示板を見て、ガッツポーズをする場面をよく見るところであります。ということで、すぐさま自分の記録が確認できるということについては、本当に選手にとっては最大の喜びじゃないかなというふうには思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 私は、水泳を特に専門にしているわけではありませんけれども、水泳の選手が100m、たった何秒かの泳ぐ間に、それこそ何年間も練習を積み重ねてあの一瞬に望むということを見ると、あのタッチ板で自分の記録がどれぐらいだったのかということ、まさに私ども想像以上の感激、喜び、そしてまた、ある意味記録が出ないときには落胆というのは感じているんだろうなと、そういうふうに思います。以上です。

○8番（西江園 明君） タッチ板に触れた、あの一瞬の瞬間の喜びを理解されている市長、教育長で安心いたしました。それこそ、市長の家の近くにおいしくて有名なそば屋さんがありますよね。そこのお店の中にも山口選手のサインや活躍の新聞の記事、切り抜きをたくさん飾ってあります。市長も近所ですから、よく御存知だと思います。この飾ってある中にも「志布志市民プールが生んだ世界一」というふうに大きく写真に書いてあります。

市長は、かねてから今も先ほども冒頭におっしゃいましたけれども、山口選手に続く選手が、これからも出てくることを楽しみにしているとおっしゃっています。これに続く選手のためにも、後輩のためにも、もう少し環境を良くしてあげたいという気持ちには当然なると思います。私も

見まして、飛び込み台にしてもしかり、昔の小さな形で、今でもこんなのを利用しているのかという残念に思いました。現在管理している指定管理者が無知で気付かないのか、それとも、どうせ教育委員会に言っても対応してくれないからと報告がないのかは分かりませんが、もし報告がないのであれば問題ですけれども、教育委員会は、この電光掲示板や飛び込み台など、プールの内部の備品の問題点を把握しているのか、まず伺います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） お尋ねの競泳用の機材の関係でございますけれども、老朽化しているというような認識は持っていたところでございます。

そして、その全体のシステムの中で、スピーカーのうち1台が調子が悪いと、音が出ないという状況は把握していたところでございます。今年度、そのような状況でございまして、大会が6月、7月、8月に開催されたわけですけれども、その段階におきましては、その機材は、おおむね動いたということでございますけれども、10月12日の大会の時に不具合が発生したということでございます。

○8番（西江園 明君） その電光掲示板なんかは故障しているというのを把握したのは、私が通告してから把握したんですか、それとも、それ以前から把握しているんですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 全体的に老朽化していて、スピーカーの不具合というのは以前から承知しておりました。

そして今回、10月12日の大会が終わった翌日に、こういった不具合があったということを報告を受けておりまして、その後、メーカー等と状況等の調査をしているところでございます。

○8番（西江園 明君） 即、把握しているということで安心しました。その改善というか、整備については、どのように考えているんですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど、生涯学習課長が「把握をした」ということで言いましたけれども、すぐ製造メーカーと協議を行いました。このシステムは、平成4年に整備しており、約22年経過しているため、メーカーとしては部品を保有してないといった状況であるとの回答でした。導入当時と同等のシステムを導入するとなると、かなり高額となることから、修理が可能なのか。また、新システムの仕様について検討・協議しているところでございます。

今後、システム導入に向けては、多額の費用が必要となることから、また、市長部局とも十分に協議しながら、整備の在り方については考えていこうとしております。以上でございます。

○8番（西江園 明君） もう22年も経つと、それは部品もないかもしれませんね。ですから、今調査をするということですが、先ほどから申しております山口選手の世界新記録で、志布志市の志布志の名前は全国に広めました。そのことは市長も大きく評価し、ときには感謝の言葉もあります。そういう、そのお返しと言うと、御礼という大変ですけども、マスコミも評価しているプールです。市長は志布志市を代表するスポーツ施設と言いながら、こういう状況なんです。これをもっと充実するという気持ちにはなりませんか、市長に伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今故障が発生したばかりで、メーカーとも調整をしているということでございます。修理可能

なのか、あるいは入れ替えしなきゃならない内容になっているのかということについては、まだ今から報告が、私の方にくるかと思えます。修理にしても多額、入れ替えにしても多額ということは聞いております。その金額は幾らぐらいなのか把握しながら、また何か事業等の導入が可能なかどうかということも含めて、この電光掲示板の改修については取り組んでまいりたいと思います。

○8番（西江園 明君） 子供たちに夢を与える施設です。ですから、言うばかりじゃなくてですね、周りの環境整備も十分整備されることを期待いたします。

次にいきます。次に、嘱託職員の身分について伺います。私は前回の一般質問で嘱託職員に少しでもいいから賞与を支給すべきでないかと質問いたしました。12月になりましたから、数日後には職員の皆さん、私たちもですけども、楽しみなボーナスが支給されます。それを横目に、自分たちも少しでいいから欲しいなと思われるでしょう。早い時期に実現することを期待しております。

ところで、現在、嘱託職員はどのくらいいるのか人数を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育委員会を除いた市長部局等分につきましては、平成26年12月1日現在で嘱託職員が107名、臨時職員が64人、合計171人を任用しております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会におきましては、一般事務のほか、小中学校や市立図書館、条例公民館等で行う業務など、全部で19職種の嘱託職員及び臨時職員を任用しており、平成26年12月1日現在の任用人数は、嘱託職員が115人、臨時職員が23人の合計138人を任用しているところでございます。以上です。

○8番（西江園 明君） はい、分かりました。

今回は、その嘱託職員の身分というか考え方というか、どのようにその職場の中で位置づけなのかをお尋ねします。

まず、嘱託職員の人事異動について伺いますけれども、この人たちは今現在、どのように行われているのか伺います。

○市長（本田修一君） 市長部局等で任用する嘱託職員につきましては、人事異動は実施しておりません。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会が任用する嘱託職員等の人事異動の状況につきましては、新たな場所で、今までの経験を生かすことや業務のマンネリ化等の防止等の理由から、基本的には大体3年間をめどに定期的な人事異動を行っているところでございます。

○8番（西江園 明君） 市長部局は、定期的には行っていないが、教育委員会は定期的に行っているとの答弁です。よく聞いてくださいよ、市長部局と違って、教育委員会の嘱託職員は、市長部局もですけども、教育委員会もですけども、事務所を除けば学校助手や先ほど教育長も19職種あるということでしたかね。公民館主事や図書の司書など、一人業務の職場が多く専門性

が要求されます。以前は、この人たちは市長部局と同様に定期的な人事異動はなかったように思います。しかし、前の教育長になってから突然始まったんです。1年に1回一堂に集めて訓示とか、朝礼という表現がいいのか、そして面接が行われます。

市長も市長部局のそういう嘱託職員を集めて訓示という表現がいいとか、朝礼がいいのか分かりませんが、そういう訓示や面接を行っているんですかね、市長にお伺いします。

○市長（本田修一君） 嘱託・臨時職員につきまして、訓示等につきましては、平成26年8月11日に本庁及び各支所におきまして、嘱託・臨時職員の朝礼を実施しまして、その際に訓示を行っております。

また、平成26年9月29日には嘱託・臨時職員を対象としました接遇研修も実施しております。

○8番（西江園 明君） 訓示ぐらいいはしないと、市長の思いというのは伝わりませんから、必要だと思います。職員には月に1回ですかね、朝礼という形で行われているようですが、教育委員会は、臨時職員の皆さんにも年に1回、スーツに着替えて面接を受けなければなりません。面接のために1か月の給与をはたいた人もいます。スーツを買わないかんですからですね、もう年が経ってくると、いろいろ昔のやつは着られないということで、そして面接が終わって、学校助手の人なんかは時間ももったいなくて、面接が終わると同時にスーツからジャージに着替えて学校に帰る状況です。一人業務だから交代要員がおりません。事務職と違いますからね。そして、3年経過すると先ほどありましたように異動です。私が言いたいのは、この人たちは、あくまでも期限付きの臨時職員ですよ。この人たちをなぜ異動させるのか不思議でならないのです。教育長、前の教育長のことですからね、気にしないでください。

訓示では「辞めたい人は、いつでも結構です」とか、「あとはいくらでもおりますから」とか、高圧的な発言があったとも聞いております。教育長は、今年就任されましたから今までのことを同様に踏襲されるかという意味でお聞きしているんです。いくら嘱託職員といえども、去年もかなり、市の職員も5年経過して嘱託職員の入れ替わりがありましたけれども、なかなか簡単にはおりません。あとの補充は、なかなか厳しいです。ですから、トップが変わったからということで、今までになかったことが行われると現場も混乱するんです。ある学校助手の人がおっしゃってました。学校助手は花を育てるのも大きな仕事で、苗を購入すれば済むことだけでも、予算的に厳しいから、種から育てていますよね、ですから、個人差や学校規模に差がありますから、慣れたら異動するような今の仕組みでは、いつか花が間に合わない学校が出るだろうねと心配してました。ですから、「現場の仕事は3年ごとの異動はデメリットはあってもメリットはなし」とおっしゃってました。

私も以前所属していた文厚委員会の中でも何回か尋ねたことがあります。この異動のことです。当時の課長は、教育委員会の業務は一人業務で特殊であることから、「異動の対象にしないように市長部局と協議して取り計りたい」との答弁でした。総務課長、教育委員会から臨時職員の異動について協議がありましたか、協議があったかを伺います。

○総務課長（萩本昌一郎君） 私も4月から総務課長を拝命いたしまして、したがいまして、今

9か月ということをごさいますて、そういう嘱託職員等の人事等について、おっしゃったような相談はまだ受けたことはございません。

○8番(西江園 明君) 私はその時もですね、担当課長の、その委員会逃れの一時逃れの答弁だというふうに思いましたよ。その上がするわけだからですね、そして先ほどありましたように、市長部局が行っていないのに、協議が成立するはずがないですがね。市長部局はしてるばってん、あたしげは特別だからしないようにしてくださいという協議だったら可能はありますよ。片方はしていないのに、している方がしないようにち、そんな協議が成立すること自体がおかしいでしょう。結局相談があっても総務課としては人事権のある、そっちはそっちでしょうと言わざるを得ないでしょう。協議が成立すること自体がおかしいですよ。いきなり一人業務の職場でですね、いきなり異動となりますと、1年目は、まず個人の顔、名前を覚えるのに必死で仕事、業務内容は前の人がつくった計画で進める、なりますよね。みなさんも異動になれば1年目は、前の人の引き継ぎ、2年目になって自分なりの計画を立てることができます。3年目になってやっと自分のペースで軌道に乗せたら異動です。周りも大変です。ですから、高齢者のみなさんが言うんです。名前を覚えたかと思ったら、また人が変わっちゃったちゅっせ。

そこで、先ほども言いました新しく教育長に就任されましたので伺います。私は訓示がどうの、面接がどうのこうのとっているのではないですよ。教育長の立場として新しく就任されましたから、教育長の考え方や、まして教育長の顔を知ってもらうためにもですね、訓示や面接は行うべきだと思います。私がお尋ねしたいのは、一人業務で月15日間しか勤務しない臨時職員も例年どおり、3年で人事異動するつもりなのか伺います。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

私は嘱託職員も臨時職員も市民から見れば同じ市役所の職員だと、そういう見方をされると思います。そういう意味で、辞令交付の時に嘱託職員、臨時職員につきましては、一人の市役所の職員として頑張ってもらいたいというようなことを話をいたしました。

嘱託職員あるいは臨時職員につきましては、先ほどから議員が言われますように教育委員会の場合は、ある意味特殊な部分がございます。学校助手にしても、それから公民館主事にしましても一人職場。それから、ある意味職も専門的な部分があると思います。そこで、人事異動というのは、何のために行われるのかということで考えますと、例えば、ちょうど教職員の人事異動が行われますけれども、一つは気風の刷新というのがあると思います。その職員が新しい職場に行くことによって、また新しい風が吹いて、気風が刷新されるという、そういうことが一つあります。

それから仕事のマンネリ化を防ぐということもあるんだろうと思います。同じ職場に長くいるということはメリットでもあり、またデメリットにもつながることがあるのではないかと、そういうふうに思います。

それから、三つ目に職員の資質向上ということを考えて、嘱託職員もいろいろ場所を変えることによって、また資質が高まるということもあるんだろうと思います。

そして、もう一つ、嘱託職員の公平感、そういうことも考えていかなきゃいけないんだろうと思います。例えば、大きな学校に勤務している学校助手と、小さな学校に勤務している学校助手、これは負担がやっぱりいろんな意味で違ってくるのかなと思ったりします。同じように公民館主事においても、大きな公民館の住民を抱えている公民館主事と、それから、小さな住民を抱えている公民館主事、こういう方々、あるいはイベントの数もそれぞれ違うと思いますので、そういうことからいいますと、若干公平な人事異動というのも念頭に置きながらやっていかなきゃいけないんだろうと、そういうふうに思います。

そういうことを総合的に勘案して、ある意味、定期的な人事異動が必要なんだろうと、そういう結論が出たんだろうと思います。

今後の異動につきましては、何と言ってもやっぱり一人一人の職員が、嘱託職員も臨時職員も意欲を持って仕事をしてもらわなきゃいけないわけですので、本人の健康状況とか、仕事場への要望とか。それから今後の要望、そういうものは十分聞きながら、3年ということにこだわらずに、全市的な立場で人事異動を進めていけたらなど、そういうふうに考えております。以上です。

○8番(西江園 明君) 今、教育長がいくつかおっしゃいました。新しい風とか、マンネリ化、公平化、資質向上、それは教育委員会の嘱託職員だけじゃない、市長部局も同じ立場ですから、当然当てはまることです。ですから、事務職の人たちは、公平化、マンネリ化はないのかと、そう言われるとですよ、何で一人業務のところの人だけが、そういう対象になって、じゃあ市長部局の人はしてないわけですよ。ですから、教育長のおっしゃるそういう言葉は分かりますよ、理想論として、職員にだったらそれは大いに勉強してもらってというのは分かりますけれども、片方は5年間、今任用、職員してますけれども、一人業務の特殊なところは公平化、資質向上、そういうのを言って、じゃあこっちの方は、それには該当しないのか、事務職の方は違うのかという、私は答弁にはならないと思います。ですから、それは今、教育長の思いとしてお聞きしますので、教育委員会からの臨時職員はですね、特殊な現場の仕事です。十分現場の声を聞きながら、今教育長がおっしゃった公平化、マンネリ化というのは、すべての職員に当てはまることなんです。教育委員会の一部の臨時職員だけに当てはまることではありませんので、その辺のところは十分また協議していただいて、それは教育長の人事権の問題ですので、今日はこれで終わりたいと思います。終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、3時20分まで休憩いたします。

○
午後3時11分 休憩

午後3時20分 再開
○

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆さんこんにちは。本日4番目の質問ということで、執行部の皆さんも多少お疲れかと思えますけれども、もう少しおつき合いをしていただければと思います。

それでは、早速、質問通告に従って、順次質問をまいります。

はじめに空き家対策の観点から質問をいたします。

近年、全国的に空き家が増加傾向にあり、防災、防犯上の観点からも問題になっておりますが、本市においても空き家対策については、これまでも私をはじめ、同僚議員からも再三質問が行われており、この問題が喫緊の課題であることを物語っております。

国におきましても、去る11月19日に空き家等対策の推進に関する特別措置法案、いわゆる空き家対策法案が成立をいたしました。本案では、そのまま放置すれば、倒壊など著しく危険、著しく衛生上有害な状態になる恐れがある、著しく景観を損ねている、などの空き家を特定空き家等と定義をして、市町村は所有者に対して適正管理を指導、命令勧告ができ、命令などに従わない場合は、「一定の手続きで行政代執行を行うことができる」とされております。そこで、この法案の成立を受けまして、本市では空き家対策について、今後どのように取り組んでいかれるのか、まず伺っておきたいと思えます。

次に、子育て支援の観点から質問いたします。核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子育て家庭の育児不安が大きくなっていると思えます。もちろん、本市においては、子育て日本一を目指される中で、子育て家庭への細やかな対応、そして、子育て支援に関する様々な施策の展開が図られていることは理解をいたしております。しかし、情報については、必要とする人が自ら求めないと十分な情報が届かないという側面も一方でございます。これからは積極的にプッシュしていく情報、着実に情報を届けることが重要なのではないかと考えております。誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるように、時代の変化に即した事業展開が必要であるとも思えます。

そこで今回は、子育て支援施策の中でも特に子育て支援に関する情報発信の在り方について伺いたいと思えます。

次に、教育行政の観点から2点質問をいたします。

鹿児島県教育委員会は、10月9日県内のすべての公立小学校で土曜授業を月に1回行うよう求める方針を明らかにしました。小6と中3を対象とする全国学力テストの成績が低迷しているため、学力の向上を図るのが狙いとされております。これまで、都道府県教委が市町村教委に月の土曜授業の回数上限などを示している例はありましたけれども、文部科学省によると、都道府県単体で一律の導入を求めるのは聞いたことがないと述べております。そこで、市長及び教育委員会は、この方針をどのように受け止めているのか伺いたいと思えます。

また、土曜授業導入の議論とも関連すると思えますが、近年、教職員の本来の業務である教育活動の時間確保が大変厳しいとの指摘が相次いでおり、教職員の多忙化が全国で議論をされております。ある調査では、小中学校校長の約9割が教員の多忙化の加速を不安視しているとの声もありました。子供たちと向き合う時間をどのようにつくり出すのか、現場では非常に大きく、かつ

基本的な課題に直面をいたしております。そこで、教員が子供一人と向き合う時間の確保に向けた教員の多忙化を解消するための取り組みはしっかり推進されているのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。まず、空き家対策についてでございます。お答えいたします。

適切な管理が行われてない空き家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため、今回議員立法として空家等対策の推進に関する特別措置法が成立したところです。

先般の平成25年9月議会におきましても、この法案が成立するとなれば、国全体で空き家に対する取り組みが前に進むということになり、それに合わせた形での市の条例ということも考えていきたいとお答えしました。

そして、今回成立した特別措置法の第5条では、「国が空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を定める」としてあります。市町村は、そのことを受けて、「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する必要な措置を講ずるように努める」とされております。今後、本市におきましても、国が示す基本方針に沿った形で内容を精査しまして、空家等対策計画の作成に至っては、県による指導、助言等もいただきながら空き家対策が推進できるように取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてでございます。

子育て支援に関する情報発信の在り方についてのお尋ねでございます。お答えします。

本市は、議員も御承知のとおり日本一の子育て支援の町を目指して各種の施策に、これまでも取り組んでいるところでございます。その一環としまして、子ども医療費助成事業につきましては、10月診療分から高校生の医療費無償化を実施したところであります。また、保育料を国の基準の約6割としている負担軽減措置や保育環境の整備を図るため、保育園園舎の改修、全面建て替えを実施しております。

今後、放課後児童健全育成事業については、小学校4年生から小学校6年生まで対象者を拡充していきたいと考えております。

また、出産祝い金としまして、祝い金を支給しているところであります。

妊娠から子育てまでのサービスとしまして、妊娠時は母子手帳発行時に、日常生活の注意点や相談場所等について保健師が説明し、出産時には新生児と産婦に助産師が訪問し、必要な指導、支援、情報提供を行っております。子育て中の母親や乳幼児については、育児相談や子供の年齢に応じた健診を実施し、発育に応じた助言や支援を行い、必要な情報提供と支援を行っております。事業につきましては、1年に1回健康カレンダーにまとめて各世帯に配布し、月ごとに市報でお知らせしております。

また、本市の母子保健推進員が自宅に訪問し、相談や健診等の事業について情報提供を行い、相談等の対応や市への報告をお願いしているところです。情報発信には、メール等、電子機器の使用が母親の不安を取り除くためには有効でありまして、多くの情報収集ができる方法と考えて

います。慎重に研究してまいりたいと思います。

次に、土曜授業についてでございます。お答えいたします。

議員御指摘のとおり、土曜授業につきましては、県内すべての小中学校で導入されるとの新聞報道がされました。しかしながら、諸関係機関との調整が遅くなり、通知文が12月3日に、先週届いたと聞いたところでありまして、本市の具体的な取り組みについては、今後、様々な条件整備をしていく、検討をしていくということでございます。これまでも学力向上については、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成を訴えてまいりましたので、このことに効果があるとなれば推進してまいりたいと考えます。今後の具体的な推進法につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） 土曜授業についてお答えいたします。

土曜授業については、事業実施に関わる留意事項等についての通知文が、県教育委員会から先週届いたところであり、現在その内容について市教育委員会内で検討しているところであります。

私は、本市の全ての児童生徒が知・徳・体のバランスがとれ、主体的に考え行動することができる確かな学力を有することが一番だと考えております。現在、各種の学力検査の結果では、本市のすべての子供に十分な学力が備わっているとはいえない状況です。

また、土曜日、日曜日などの学校が休みの日の学習時間については、1時間以下の小学生が35.3%、中学生が26.7%の状況であり、十分な学習時間が確保されていない状況にもあります。このような状況を踏まえ、子供たちの学習時間の確保とともに、家庭、地域と一体となった体験学習の充実を図ることが必要であると考えております。

今後、教育委員会や臨時校長会を開催し、土曜授業の趣旨等についての共通理解を図り、児童生徒の学力向上のための施策として、具体的な推進策を提案してまいりたいと考えております。

次に、多忙化の問題でありますけれども、議員御指摘のとおり、教員が子供一人一人に正面から向き合うことは教育の原点であり、個に応じた教育活動が展開されなければならないことは痛感してをしており、決して画一的な指導ばかり行うことがないように、管理職研修会でも常に指導しているところであります。

今後、学校行事や教育内容の精選を図ることや、担任一人が問題を抱え込むことがないようにチームによる指導体制の確立を図り、全職員が協力して子供たちを見守り、育んでいけるよう指導していきます。

また、学校職員の校務を効率的に推進するために校務用パソコンを職員一人に1台配備するなど、事務仕事の簡素化を進めております。教職員が元気で明るい顔を見せることが大切なことですので、教職員の心身の健康管理についても指導しているところです。これを受け、学校では教育課程作成の際に、教育活動の見直しを図り、学校教育目標達成のために必要なことは何かを第一に教育計画を作成したり、出退時刻管理システムにより、健康管理や校務の偏りが起こらないよう、管理職が見届けを行ったりして、子供たちの健全な育成のために教育活動を展開しているところです。以上でございます。

○13番（小野広嗣君） それでは、空き家対策の観点から市長の方に、まずもって一問一答で質問を行ってまいります。

市長、この空き家対策については、再三にわたって、この場で市長とも議論をしてきた経緯がありますね。同僚議員の方からも同じような質問、あるいは条例の制定に向けて、本市も取り組むべきではないのかと、そういった議論も再三やってきました。そういった中で、少し手応えとして悩ましい問題として市長も受け止めてるんだけど、なかなか条例制定というところまで踏み込んでいくような答弁がなされていないということがありました。そういった観点から、必ずこういう時がくるなと僕は思っていたわけですが、いわゆる355ですかね、本年4月の段階で地方自治体がこういった適正管理に関する空き家の条例を策定と。実は、この4年間、丸々ちょうど4年です。22年10月に埼玉県のとくし市が全国初で、この適正な管理に対する条例をつくりました。そして、それ以降、地方自治体が同じような悩みを抱えているわけですので、こういった条例の制定が相次いだ。やはり、そこに助言等はできても、いわゆる法的な根拠を持って執行することは、行政代執行をすることはできない、そういった悩ましい問題を抱えている背景があったわけですね。そこで我々は、こういったことを議論してきたわけです。その結果、この4年経って355という自治体、もっと増えているかもしれませんが、本年4月の情報ですので、が制定をし、昨年の、今市長が言われました9月の段階、議員立法によって提案をされて、これが審議し、いわゆる本年の国会の終わりですよ、最後の最後にこの法案通ってるんですよ、いわゆる審議未了で終わった法案が今回いっぱいありました。その中の数少ない成案となった措置法ですよ、これは。すごく大事だなと思っています。

昨年の9月の時点で、全国270ぐらいの自治体が、こういった条例をつくってました。こういった地方自治体の声に押されるかのように、国の方が遅くなってですね、動いたと、やっと本腰を入れたんだということです。だから、僕としては、こういった質問をずっと同僚議員と同じく展開してきた経緯がありますので、うちの本市もですね、そういった中に入って、地方から国を動かす、そういった流れの中に身を置いていけばよかったなというのがすごくあるんです。そこについて市長の見解を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がございましたように、この空き家対策につきましては、たびたび御質問等を受けたところでございます。私どもとしましても、ことについては深刻な状況ということは十分認識しているところでございますが、しからは自治体として何らかの強制的な権限を持った形での条例制定というものについては、先進事例があるものの、本市としては取り組むことができなかったところでございます。

しかしながら、今回こうして国の方で特別措置法がとられましたので、これに基づいて、私ども町としましても、取り組みを開始したいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） なぜこういう質問をするのかといいますとね、市長、まあ言えば、この我が町は環境においても日本一を目指すと、ごみの資源化率日本一ということも含めて、ある意

味では、環境市長とまで言われるぐらいの市長なわけですよ。この前の決算でもそうですけれども、例えば空き家等がある。空き家等があると、そこにごみ等が投げ込まれる。そういった場合は、いわゆる市民環境課の方で、いわゆる環境対策室の方で連絡が入ったら、それを取りに行くという問題もありますね。一方で、そういう倒壊、危険廃屋みたいな家屋があれば、その情報というのは建設課も握っていると、そういった関係の中で「お互いの情報の共有がなされてるの」って聞いたら、なされてなかったんですよ、やはり。やはり、しっかりとした条例等を制定して、その縦、横、そういった関係性をしっかり作り上げていけば、そういった連携も取れてたろうになというふうに思うんですね。ですから、もう後を見ても、後ろを見てもしょうがないので、こういった国の特別な措置法ができた。全国一律のルールですよ、これは。権利が与えられたんですね。ですから、その時にこそ我が町は、他の自治体に遅れることない取り組みをしていたきたいと、そういう思いがあって、その観点からまず質問をいたしております。ここに対する市長の答弁を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘のとおり、全国の自治体、先進自治体からすれば遅れた形での取り組みになろうかというふうに思います。このことを少しでも取り戻すべく、今後は、この特別措置法に基づいた条例制定については取り組みを直ちに開始しまして、そして、その内容については、執行ができる段階まで積み上げをしていきたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） この条例化を図るかどうかというのは別問題であります。こういった国の特措法が出来上がって、法的根拠を基にしながら行政代執行までできると、そして、立入検査もできるということまでできましたのでね、条例問題は今日はここで議論はしないでおこうと思います。これは条例制定しなくても、もうやれるところまできたなという状況です。

具体的に細やかなことに入っていきたいと思いますが、実際、本市においてですよ、この空き家に対する苦情とか、そういった問い合わせ、あるいは通報、そういったものをどのように掌握をされているのか、まず伺っておきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

空き家に対する苦情とかというのは、具体的にはないところでございます。ただ、市では、危険廃屋の撤去の補助を出しておりますので、その件数で空き家の解体の健全な姿ということで、今年度も41件ほど1,200万円の予算の中で処理をしたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 危険廃屋の解体事業ですよ、事業費を組んでやっている。この周知というのも少しずつ市民の中に広がっているのかなという気もしますけれども、町を歩いていていろんな方々と語って、この事業を知らない方が多いですよ、実際。やはり当局はもっと、この問題に真剣に取り組んで、空き家対策にもつながっていくわけですので、この空き家対策の解消につながっていくわけですので、しっかり、もう少し周知徹底的も取り組んでいただきたいというのと。そういう空き家、あるいは住人はいるんだけど、そこに半年、10年ぐらい家を空けてて、ごみの吹きだまりになるとか、そういったことも実際私は御相談も受けたことがあります。そこらに対して、市民環境課はどうですか。

○市民環境課長（西川順一君） そのような御相談があった場合には、こちらの方で所有者を確認いたしまして、実際ごみ分別とか、あるいはお手伝いをさせてもらってるところであります。

○13番（小野広嗣君） だからですよ、建設課長、今言われたように、市民環境課と連携が取れていれば、そういう空き家の中で、ごみが出ていることだってあるわけですがね、そこを処理したりしているわけですがね。その情報の共有が全く横でできてないということですよ、縦割り行政の中で。そのことが空き家対策に対する、いわゆる真剣さに欠けるというのを僕は言いたいですよ。

あと、この本市において危険廃屋、危険家屋、こういった倒壊の恐れ等がある、風が吹いて瓦が飛ぶ、板塀が飛ぶ、立木等が倒れる、こういったことに対する、いわゆる危険家屋の掌握というのはどうなってるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 以前、各小組合長さんに集落の空き家の状況ということで調べまして、また、その回答をもちまして、特に危険であるというようなところの調査を職員の方で行っております。危険度3というところで21件ほどございました。

その中で、今、危険度3の21件については、所有者の特定をしているところでございます。

基本的に、今、空き家の解体の補助もしておりますので、できればこういうところから、そういう撤去ができればなとは思っているところでございます。以上です。

○13番（小野広嗣君） 今、所有者の特定を急ぐという21件の分です、例えば、そういったところに限らずですよ、強風が吹いたり、大雨が続いたりということで、そういったところからの、いわゆる被害といいますか、瓦が飛んだと、そういった情報というのは寄せられてないんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

そういう強風が吹いて瓦が飛んだりとかいう情報は、今のところは寄せられてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、21件、課長が述べられた所有者の特定というところで見えなかった時に、当然所有者がそこにある以上、こちらで手を加えることは、これまではできなかったわけですが、今僕が申し上げましたように、台風が近づいてくるとか、そういったときに、ああここは危ないなど、その21件の中で見受けられるところはなかったですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 基本的に危険度3ということで、公道への倒壊等の恐れがあり、不特定多数の住民に影響を与えるというようなところを危険度3としておりますので、当然、不特定多数の人、公道の近くということで、危険度が高いということでの3の認定の21件だと思います。

○13番（小野広嗣君） ですから、そういう状況が見受けられているわけですので、今まで例えば、そういったところの所有者と、なかなか話が見つからない。あるいは、その所有者の特定ができないということがあって、行政側としては大変な状況があったわけですね、なかなか話が進まない。そういった中に、こうやって国において立ち入りまで認めていく、行政代執行まで認めていく、多分行政代執行に至るまでは、所定の手続きが必要ですがけれども、そこまできた、そ

うなってくると、今あがってきている個々への対応も速やかに進むと、所有者が特定できない場合もありますよね。遺産放棄をされていると、所有者がそこに存在しないとかいうのはありますけれども、その例外を除いては、今後の取り組みができると思いますが、その辺はどうなんですか。

○市長（本田修一君） 今回の法律の特徴につきましては、倒壊の恐れがあるなど、危険な空き家については、立入調査する権利が市町村に与えられたと。そしてまた、その危険な空き家について、所有者を把握するため、市町村が固定資産税の納税状況を活用できるようになったと。そしてまた、倒壊の恐れがある空き家などの撤去や修繕を所有者に命令できる権限が付与されたと。そして、その所有者が従わない場合は、行政代執行で撤去ができるようになったと。それから、空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助がある。そしてまた、地方交付税制度の拡充がある。その他、今後必要な税制上の措置等が実施されるということになっておりますので、この法律によりまして、危険家屋の撤去、あるいは指導については、積極的にできる内容になったということでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長が述べられたとりで、僕もそれ全部情報は持っておりますけれども、だから、本市でしっかりとデータベースを組んで、いわゆる空き家対策の情報を蓄積するということが大事ですよ。それも今回の法律でうたっていますよね、今、市長は述べられませんでしたけれども、それをうたった上で、しっかり法律に守られる中で、例えば、今言われたように家主の許可なく立ち入りだってできるようになるんですよ。そして、一番今まで問題であった固定資産税情報を内部で共有できるという問題が出てきました。これによって、いわゆる居住者の、言えばその地権者の特定まで、だいぶ進んでいくということですね。このことに対して、しっかり情報を受けながら、内部で、このことに対する取り組みをしっかりと協議して、早め早めに手を打っていただきたいなという思いがあって、今回、質問の通告をしたところなんですね。

そういう意味では、この固定資産税の情報の共有化というのは、守秘義務の問題もあって、これまでなかなか難しかったんですね。これが法でうたわれたことによって、特定できると、その地権者をですね、これはいいんですが、逆にですね、これが例えば税務課だけの情報、その中でも、その担当の方々だけの情報であったものが、庁内で共有されることによって、その守秘義務がしっかり担保されるのかという問題等も今後は逆に危惧される面も生まれてきます。法律が変わっていくと、良いこともあるわけですが、一方では気をつけなきゃいけないこともあります。こういったことに対しても、しっかり注意深くやっついていかないと、良かれと思って進めていく中で、穴が開いてしまうと思いますけれども、その辺どうですか、そこまで市長、考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国から基本方針やガイドラインが示されるということになりますので、そのことを十分検討しながら対応してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 選挙が今やっていますね。選挙がなければ、本年中にこの基本方針がポンと出て、進む予定だったんですよ。多少後ろへずれると思いますけれども、間違いなく今市長が言われる基本方針が出されて、地方公共団体は、基本計画を自治体の努力義務になっていますけれども、まずどこもやるでしょう、これをやっていくということでもあります。

助言をし、様々に市当局が注意喚起をして、それでもきかなかった場合、50万円以下の過料を科すということもありますね。そして、このことなんかは、公布後に3か月後はスタートするんだよというふうに言われています。

そして、市町村による危険空き家への所有者に断ることなく立ち入りできる検査、これも6か月後にはもう施行できるとなってるんですね。であれば、本当にこのことに対して、いわゆる建設課とか、あるいは市民環境課だけではなく、当然税務課も絡んできますね、税的な特例措置も今後組まれますね。そして、軽減措置も組まれる。あるいは、空き家をそのままにすると重税にしていくと、税を重くすると、こういうことも出てきます。ですから、こういったことを含めて、本当に市内横断的に早めにこのことは議論して、空き家対策に対する、この危険家屋に対する取り組みというものを進めていかなきゃいけないと、もう時は待っててくれてないという状況です。そこを、そういう認識が本当にあるのかということも伺いたくて質問をしておりますので、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

法の施行について、そのようなスピーディな段階になっているということについては、本当に有り難いなというふうに思うところでございます。このことにつきましては、それらの方針、そしてまた、ガイドラインが示される中で、私どもとしましては、協議会を設置し、そしてまた、対策計画の策定をしながら実施してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 本当に今市長が言われたように協議会の設置もうたわっていますので、早めの協議会の設置をして、速やかにやっていきたい。まだまだ法律ができましたけれども、いわゆる先ほども申し上げましたように、この所有者がそれでも特定できない場合があるんですね。固定資産税の情報が出て、いわゆるそこに遺産放棄をすとか、あるいは家族間で誰が遺産を引き継ぐとか、そういうことがまだ決まっていないと。そういう場合に行政代執行をしても、市がですよ、やっても、その工事費うんぬんはどこにも請求できないという問題がまだ残ってるんですね。こういったことに対しても、やはり対処療法的にやっていかなきゃいけない部分を残したままの今回の法律の施行なんですよ。だから、そういったことも含めて、でも本市ではどうすべきかという議論もやっていていただきたいなというのがあります。

一方で、この危険家屋をじゃあ解体すればいいというだけで、空き家問題を解決するのかということではないですね。逆に、その空き家の有効利用というのがありますね。そういった面では、本市でも空き家バンク、こういったものをつくりながら様々な施策の推進をされているわけですが、この空き家バンクの今の状況、僕はまだまだ厳しいなと思っているんですが、現状どうですか。

○市長（本田修一君） 平成25年度から始まりました空き家バンク制度でございますが、先月末時点で空き家が5件、空き地が6件の登録があったところでございます。

地域別につきましては、空き家は志布志が4件、有明が1件。空き地につきましては、志布志が1件、有明が5件となっています。このうち空き家5件のうち2件は既に賃貸として契約済みでございます。残り1件は現在交渉中で、残り2件については、老朽化がひどいという物件となっております。問い合わせ件数の割には、紹介物件が少ないというのが現状でございます。そのため、現在不動産業者が抱えております個人から仲介を受けている物件の登録もできないか進めているところであります。

また、空き地につきましては、これまで契約の実績はありませんが、土地を求めている方のために建設課サイドの危険廃屋撤去補助金の助成を受けて、更地になった土地の所有者へ、この空き家バンクの登録をお願いしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 全国的に空き家バンクが様々な課題を克服するために、自治体で取り組まれるようになったわけですが、ずっと見ていきますと、やはり少し実績としては低迷に終わっているなというところがほとんどです。

そういった中で、やはり実績を上げているところというところ、本市もホームページを見ましても、例えば広報等でちゃんと周知はされているわけですが、インパクトがまだ弱いなあというような気がしますね。

そして、今市長が申されたように契約がなされたのが2件と、僕も確認はしております。2件という状況ですね。そういった中で、私ども総務委員会の方でも、本年も函館に定住関係、移住定住関係も含めて函館市に研修にも行きました。そしてまた、一昨年でしたか、雲南市に行って、そこでもこの移住定住の話聞いていました。ここは島根県の雲南市というのは、物件情報の収集から定住後の相談までワンストップで提供する、定住推進委員と言われる専門担当の職員が配置されてるんですね。空き家等の改修費用をしっかりとみるとか、あるいはそれにプラスアルファの施策をやって、ここは本当に成功しているというふうに言われています。そして、私どもが今回行った北海道でも、ここはNPO法人に市が全部委託をしていました。委託して、この移住定住促進のためのワンストップ窓口をつくっていると、少しはワンストップになってないかな、まだというところもあったんですが、一生懸命そこで仕事されて情報発信が行われている。やはり取り組み方一つで、いわゆるこの空き家対策、今度は使ってもらおう対策ですね。このことも、しっかりできるんだなということを実感したんですが、その点から見ると、本市の空き家バンクは、ただ空き家バンクをつくったと、そこにちょっと毛が生えたような状況でしかまだないなど。スタートしてまだ期間としては短いですが、やはりそんな気がしてならないんですが、もっともっと先進事例を見ながら、これは取り組むべき道だと思っておりますがどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、まだまだ物件の件数も少ない、そしてまた、それに対する契約の成立も少ないということでございますので、今後もこのことにつきましては、ただいまお示し

になりました先進事例も参考にさせていただきながら取り組みを深めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） もう1点御紹介を申し上げたい点があります。

まさしく質問通告を出す三日ほど前に新聞に載った記事なのですが、「高齢者の住宅の悩み解消へ」ということで、一方で高齢者だけではなく、子育て世代のニーズも逆に見込みながら行っていく施策が千葉県の流山市で行われております。これもワンストップ窓口を配置というふうにタイトルでもこういうふうになってるんですが、実はどういうことかといいますと、加齢とともに年を加えるんですね、加齢とともに庭の手入れや家の掃除が大変になってきたという高齢者が増えていく。そういった中で、住み替えを望まれる方々が出てきているんですね。そして、そのための施策を流山市ではやっていこうということで制度をつくりました。高齢者住み替え支援制度というんですが、ちょっと読ませていただきます。同制度は、①として、売却や購入などを担当する不動産業者、②として、調査やリフォームの設計などを行う設計業者、③として、工事の見積りや実際の工事を担当する建築業者の3職種を一つのチームとして登録し、市が公表をする仕組みをつくっています。市民は市役所に設置された安心住み替え相談窓口で相談をすることで、チームを紹介され、一つ一つの業者と直接やり取りを行わずに、ワンストップで済ませることができるというふうになっています。住み替え相談窓口では、高齢者施設への入居であるとか、マンションへの住み替え、またリフォームや賃貸などの多様な相談を行うことができると。自治体が業界ごとにつながって行っている施策、これはうちもやってますね、空き家バンクもそうですね、行っている施策はあるが、業者同士の横の連携で実施するという事は聞いたことがないというすばらしい制度だというふうに書いてあって、今後この流れが進むであろうというふうに言われているんですね。そこに、この3職種のほかに弁護士や税理士、ファイナンシャルプランナー、こういったメンバーもチームに入れ込みながら、しっかり支えていくということがあります。

そして、人口増に向けても、この町は取り組んでおりますので、若い子育て世代のニーズも盛り込んでいかなきゃいけない。人口増を狙っていますので、子育てで二人三人と、この町で増えていくと、より広い家が必要になっていきます。高齢者が提供したその家を若い世代が逆に住み替えると、そういう流れも作り上げています。今後ますますこの流れができていくんじゃないかと言われてますし、全国的に問題となっている空き家対策にも一役買うというふうになってます。

そして、市内の各地区ごとに、このことで本当にすごいなと思うんですが、出張相談会をしっかりと開催しているんですよ。我々、まだここまでは行ってませんけれども、空き家バンク一つについてもまだまだ認知度が低いわけですね、市長。であれば、しっかりと我々も出張説明会みたいなのを空き家バンクにおいても、まずやっていくことが第一、そうなってくると提供者も増えると。そして、もっと情報を市外に発信すると、志布志市の空き家情報をもっともっと開けてくると、そういうふうになると思うんですが、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまお話になりました記事につきましては、ちょっと読んでなかったところですが、お話をお伺いしまして、しからは、本市において高齢者が住み替え

を希望されるのかというふうに考えたとき、多分本市の場合は農村世帯が多いわけですので、そういう意味で言えば、非常に庭等の管理については、非常に厳しいところがあるのではないかなというふうに考えたところでございます。そういったことで、そのような希望をされる方がおられるかどうかということをもとに把握していかなきゃいけないのかなと、そしてまた、それが、その住宅が子育てをされる方が、また入っていただくためには、またそれなりの整備が必要ということになるかと思えます。そういったことで、プロのチームを結成していきながらするということについては、すばらしい取り組みだなというふうには考えたところでございます。参考にしたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） そのままを当てはめることは当然できないことは、私も重々理解しながらも一つの提案として、こういった取り組みをやってるところがあると。そういった流れの中で、一番言いたかったのは最後ですよ、空き家バンクのシステムをつくっていても、そのまま放置すれば、なかなか進まないということ。そして、業者間での連携というのがとれていると、こういうふうに進んでいくんだということが、本市でもそれは取り組めるようなことですよ。その連携のもとに空き家バンクの施策を進めていってほしい。そして、そのことをしっかりと、やや出張座談会みたいにやって、市民の方にも、こういう事業に取り組んでいますと、そして、高齢者対策にもこうやって手を打とうとしていますと、あるいは定住促進に関しても人口増に関しても、このことによってつながっていくんですよということを市民に語り抜いていくことで、志布志市の未来に対して明るさが見えてくるじゃないですか。そういったふうに捉えられないのかなということで、今、申し上げています。最後ですけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） 移住定住もそうですし、子育てについても、そのような流れができるということになれば、すごい内容だなというふうには思ったところでございます。担当の方で十分勉強させてもらいたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） 次に子育て支援の情報発信の在り方についてということで、今回はそのことに絞って質問をさせていただきたいと思えます。

ここ2年ほど子育て支援の観点というのを少し控えておりました。旧町時代より少子化対策、子育て支援ということに関しては、毎回のごとく質問をしてまいりました。そうするごとに、ほかの同僚議員のやはり訴え等も含めまして、市当局が動いて、市長になって子育て日本一を目指すんだということで、様々な施策が図られて本当に子育て日本一を目指している市長の気概が感じられるように、ここへきてなってきたんですね。そうなんだけれども、これだけの施策を展開しているのに、内外に向けての情報の発信が少し弱いなど、このことがもっとできれば、ああ志布志って、こんなに子育てに手厚いまちなんだと、志布志に行って住みたいなど、思われるお母さんたち、お父さんたちはいらっしゃるんですね。実際のところ、少し増えてますよね。そういった発信がなされてないということが、今回の質問の中の角度が二つあるんですが、一つなんですよ、そこについては、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、まだまだというふうに思っているところでございますが、担当に言わせると、「子育てについては、鹿児島県内で1番の水準をいってますよ」ということを話は聞くところでございます。

しかし、そのことが、今お話がありましたように地域の方々に、あるいは外部の方々に知られているかという、全くそういったことはないというふうは今思っているところでございます。

ということで、この子育て日本一のまちづくりについて一生懸命取り組んでいて、それが他に抜きん出た形になりつつあるまちという観点からの情報発信というのは、まだまだしていけば、そのことだけで、志布志に移住定住していただける、それこそ子育て世帯が増えてくるんじゃないかなということは考えるところであります。

○13番（小野広嗣君） 市長は、そういうふうにならわれ、そのことは当然答弁としては理解をするわけですが、市長、本会議での議論というのは、すごく大事であって、自分が答弁された発言には責任を持ってもらわなきゃいけないということはお分かりだと思いますね。

そして、市長は確かに忙しいですから、こういったところでのやり取りのすべてを頭の片隅に置いていくということは難しいと、僕はそれは理解していますよ。だからこそ、職員の皆さんの方で、それをしっかり捉えて、そして自分がそれこそ配置転換で異動になっても、その課長あるいは係の方々は、引き継いでいかなきゃいけないというふうに思っていますね。それがなされていないのが、この例なんです。こんだけの施策をやって、そして、この施策をいわゆる広げていきなさいという話を何回もしています。子育てポータルサイトをつくって情報発信をしましょうよということも言っています。そして、市長は答弁の中で、子育て支援ガイドブックを、ありますね、それをホームページにも掲載し、そして、情報が更新されますから、更新のたびに、それをやはり入れ替え、そして刷新していくと、その「指示もしました」というふうに「したところでもあります」って本会議で言ったんですよ。全くなされていませんね。どうなんですか。会議録があるんですよ、ちゃんと。

○福祉課長（福岡勇市君） 子育てに関する情報については、ホームページに掲載されており、これについては更新をしている状況であります。議員おっしゃるとおり、子育てガイドブックについては、ちょっとホームページの方に掲載していないんですけれども、これについては、今度27年4月から法改正に伴って、子ども・子育て支援制度の本格施行に伴う内容の変更に伴って、来年度以降、ガイドブックについても配布し、また増刷もし、ホームページについても掲載したいと考えているところでございます。以上です。

○13番（小野広嗣君） いわゆる子育て支援に関する関連情報の一元化を図るという約束をここでやっているんですよ、3年前にね。そして、ずっと様子を見て、ある一課長は、「ポータルサイトを設けたいけれども、もう少しお待ちください」というので終わりました。結果的には。その後の今の言っているホームページのことを僕は言ってるんじゃないですよ。子育て支援専門のポータルサイトを立ち上げなさいという議論をしたんです、ここで。そういったものがなされていない。そういったものがなされていけば、様々な本市の子育て情報のいわゆる発信というのが市

内外にもできますしね。そして、連携が取れていれば、いわゆる子育て情報を取り入れる、また別のサイトとのリンクというのがきっちり取られてるんですよ。さびしい限りの情報の発信なんです。そのことを問うてるんですよ、分かりますよね、分かりますね、課長。

それで、その中では市長は、今、子育てガイドブックのことも言いましたけれども、市長は、それこそ僕の質問に携帯を通じてのメール配信の時もその時に言われてるんですよ。そのこともまだ実現してませんよね。先ほど答弁の中で、「今後、調査をしながら研究をさせていただきたい」という答弁ですよ、おかしいじゃないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど御指摘のありましたように、情報の一元化のためにポータルサイトの立ち上げということにつきましても、御指摘がございまして、取り組みをしたいというような回答したと。

そしてまた、今情報発信につきまして、メール等の発信についても、今後の取り組みになっているということにつきましても、本当に遅れてしまって申し訳なく思っております。

改めて御指摘がございましたので、このことにつきましても、速やかに立ち上げられるようなふうに指示したいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、何もやかましいことを言おうと思ってるわけじゃないんですよ。

先ほど市長とも議論したように、これだけすばらしい施策を掲げてやっている、この情報が市内外に発信されることによって、どれだけ志布志が輝くのか。人口増にもつながるかもしれない。定住促進、こういったところにもつながっていく。そして、子育て不安、こういったものの解消にもつながる。様々なところに派生していくんですね。だから、そこに対しては、今答弁ありましたので、もったいないんですよ。もったいないがゆえに言わせていただいていますということを理解をしていただきたいというふうに思います。

今、市長の方から言われましたように、じゃあどういう情報発信の在り方があるのかと、今の問題に対してですね。その一つが、以前もちょっと言ったんですが、市長も今答弁をいただきましたので、もう市長の方にも多分当局から多少の情報は落ちているかもしれませんが、落ちてるか落ちてないかは僕には分かりません。当局と詳しいやり取りは全くしてませんのでね。いわゆる、この質問の趣旨である出産・育児を抱えてる方々に対する情報発信、これ、主題に戻りたいと思うんですが、それを考えたときに子育て応援メール支援事業というのを全国の自治体がいっぱい取り組んでいます。隣の鹿屋市さんでも、「子育て応援メール」という名称で取り組んでいますね。全国的には子育て応援メールというような言葉も結構多いようですが、様々なタイトルをつけています。鹿屋市さんよりも、私の方でちょっと読み上げて紹介をしたい自治体の事業がございませぬ。少し、市長、耳をお貸してください。

[市長、「はい」と呼ぶ]

○13番（小野広嗣君） 妊婦さんが出産予定日を登録をすると、登録日の妊娠日数に応じて、その時期の胎児の一般的な成長の様子、妊娠中の心身の健康管理、つわり、栄養アドバイス、出産

準備の心構えなどがメールで毎日届きますと。そして、お産後は、お子さんの体重や身長、歩行、言葉などの成長について、また授乳、離乳食、睡眠、抱っこなどのアドバイスが3歳の誕生日になるまで定期的に届くというものであります。

こうした情報に加え、自治体が独自に行っている子育て支援サービスに関する情報も配信ができます。このことによって、志布志市が現在取り組んでいる子育て支援に関して、市民の子育て中の御家族が、しっかりとそういった情報を受け取ることができるんですね。ですから妊娠期から始める、この子育て支援の実現のためにですね、ぜひとも、この子育て応援メールの配信事業、これ鹿屋もやっています。内容は、それぞれ自治体によって工夫をしておりますよ、僕が申し上げたところは、かなり手厚いところです。鹿屋の方も自前の情報も少しプラスしています。今年の8月から一応来年の3月まで、途中から始まっています。確認をしました。「明年4月以降もこの事業をやるのか」ということで、確認をしたら「ずっと続けてまいります」ということであります。このことに関して、市長の見解を求めておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 鹿屋市の事例につきましては、ただいま資料が手元にございまして、見ているところがございます。お話がありますように、3歳児まで、このような形で毎日、あるいは定期的に自分の子育ての環境がどうあるのかということについて、母親が知るということは子育てについて非常に強力な味方になるのではないかなというふうには思うところがございます。この鹿屋市の事例等を参考にさせていただきながら、研究をしてみたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） 先ほど、携帯メールの配信の関係に関しては、速やかに進めていきたいという方向で市長は答弁されました。今の言葉のあやまらしくても、今度は「研究をしてみたい」というふうになるんですね、おかしいじゃないですか、それも。さっき僕が言ってる趣旨は、このことが背景にあるわけです。ですから、いわゆる予算的に膨大な予算を組む事業じゃないわけですから、いわゆる、この鹿屋市の事業そのものを学びなさいと言ってるんじゃないですよ。全国の自治体で様々やっています。ある自治体によってはですよ、さっき言った僕の言ってます子育て支援ポータルサイトを設けていて、その中に、この子育て応援メールのコーナーを設けて、そこにクリックして、例えば、そのメールにしても赤ちゃんのことで聞きたいという方、あるいは産後のためのメールが欲しいという方、四つぐらいに分けてですね、四つを希望される方もいるわけです。それをクリックして登録することによって配信ができるということもやっていて、そんなに難しい事業形態じゃないんですね。

ですから、このことについては、早めにですね、予算措置もしていただきながら、取り組んでいただきたいと思えます。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

今お話がある子育てメールにつきましては、鹿屋の方でも予算的には大した金額ではないようでございますので、このことについては取り組みができる内容ではないかなと思えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、取り組んでいただきたいと、鹿屋は人口が10万を超えていますので、140万円ぐらいの予算はここに入ってますよ、143万円計上しておりますけれども、う

ちはその3分の1、途中でですけどね、3分の1ですから、五、六十万円ぐらいの計算になるのか、その取り組み次第だろうと思いますので、前向きをお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、このことは、電子母子健康手帳アプリというのがある、こういったことも今進んでるんですね、総務省が柏市と実験をやって、もうこれがスタートをいたしました。

例えば、富山市でしたかね、富山市は市単独事業で、こういったものも導入をします。これは健診の時の履歴、そして、先ほど市長が言われた健康カレンダーだとか、そういった市のすべての情報がアプリを通して母子手帳代わりに入っていくと、当然紙の母子手帳もあるんですよ。それを補完するような形で今スタートをしていると。

そして、スマートフォンですから子供の成長の記録、写真等も入れこみながら市の情報が逐次そこに並んでいくというようなものも始まっています。ここまでは、まだうちはいかなさだろうというふうに思っていますけれども、いわゆる、まず今申しあげましたメール配信、ポータルサイトの設置、こういったものをやりながら、こうやって時々刻々と変化しているんだということを目で見ながら、施策の展開に努めていただければなというふうに思いますので、これは要請というか、お話だけに終わらせていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。土曜授業の件でございます。

先ほど、市長の方からは条件整備、12月3日に通知を受けて、条件整備が整って、知・徳・体、その中で結果が上がるようであれば推進をするということで、答えは出てないということでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほどの答弁の中で、「このことについて効果があるとなれば推進してまいりたい」というふうに答えたところでございますが、現段階では、まだ通知の内容について、本市が取り組むとすれば、どのような条件が必要かということについて、熟知してないということで、こういった答弁をしたところでございます。

私としましては、前向きな形で、このことについては、考えて、対応を教育委員会の方にお願ひしたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 市長も情報不足の中で、ちょっと控えめな第1回目の答弁ではなかったけれども、今の答弁を聞くと、どこかに学力の背景とかいうのが、市長の頭をかすめているんでしょう。そういったこともあって、前向きに取り組めるものであれば、取り組んでいただきたいという程度で、今のところは教育委員会と直接ですね、では、教育長どうぞ。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の、この土曜授業というのは、いろいろな背景がございます。一つは県の方は全国学力の状況を見ますと、特に活用する力が十分でないとか、あるいは土曜日の子供たちの過ごし方というのが完全学校週5日制の頃に比べると有意義な過ごし方がなされていないとか、それから地域の協力をもっと得る機会を持っていいのではないかと、いろんな背景がある中で、今回、土曜授業を実施した方がいいということで、今回の通知文は実施をなさいという通知文ではございません。あくまでも要請文です。県の方としては、こう考えているので、あとは設置者の方で判

断してほしいということを要請する文書をというふうに受け止めています。

今後、この土曜授業実施することにつきましては、授業ですので、教育課程の中で行うことですので、しかも義務教育ということもありますので、他市町村の実施とか、それから、これはいつ実施するのかということにつきましても、県の方は、やっぱりある程度線をそろえないと、ある市は第1土曜日にして、ある市は第2土曜日にする。そういうことになりますと、関係団体との調整とか、保護者もいろいろ戸惑うところがあるので、基本的な線として、第2土曜日の午前中、半日を実施したらどうかというような、そういう基本線を出したところであります。

今後、教育委員会としましても、他市町の動向、そういうことも踏まえながら検討を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 今の教育長の答弁はよく分かりますけれども、南日本新聞の記事に載りましたね、4日の記事、3日に通知がなされて、その内容が4日に載ったわけですね。そうすると、こう書かれている、この記事が確かなものかどうかは、また別問題ですけども、県がそういった方向性を通知したと、そして、それを受けて、「各教諭は導入におおむね賛同している」ってもう書いてあるんですよ。これは南日本新聞の勇み足なんですかね、どうなんだろうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

この土曜授業の実施については、県の方も何度も教育長さんたちを集めて審議をした経緯があります。その中で、ほとんどの教育長たちが「土曜授業を実施した方がいい」という、そういう意見をたくさん踏まえた上で、県は今回の要請文ということになっております。以上です。

○13番（小野広嗣君） それでは、そういう背景を新聞の方でもしっかり押さえた上でのこういう記事になっているという理解でよろしいですね。じゃあ、もう一つ伺いますけれども、ここへぜんぜん予兆がなかったわけではないわけですが、昨年法律も変わったわけで、市教委単独で土曜授業の導入も可能と、法を変えたわけですね。それからみたら、こういった流れというのは当然起こってくるべきと。ただ、鹿児島県の場合は県教委が一斉にどうかというのを打ち出してきたと、これが特異であるということですね。それを受けて、何というのかな、市町村の教育委員会聞きなさい、という態度のように見えてしょうがないですね。でも、あくまでも設置者の判断によるんだと、市教委の判断によるんだということが一方でうたわれていますね。そうすると、来年の4月からの導入というのは可能なんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 県の方が今回このような要請文を出した背景には、実施をするにあたっては、各市町村の教育委員会の判断というのは、これは学校教育法施行規則の一部改正で、市町村の判断で実施をするような条件整備というのができたわけですけども、県の方としては、それぞれが実施するにあたっては、最低限のこういう条件整備をするということで今進めておりますので、今回県が一斉に実施をするというのは、多分全国でも初めての事例だと思います。全国的には、今公立小中学校で、この土曜授業という形で教育課程の中の授業をしているのは、約、今年度で16%ほどございますが、全県一斉にというのは鹿児島県が初めてであります。その背景には、先ほど言いましたように、やっぱり学力の部分とか、子供たちの土曜日のこととか、いろ

いろいろありますので、そういうことを踏まえた上で、県の方がぜひこのような方向で進んでほしい、要請でありますので、私ども教育委員会の方としても、そのことについては、前向きに受け止めて実施の方向にしていけたらなと思っています。ただ、これについては、それぞれの学校の理解、それから教育委員の方々にも具体的に語って話をしておりませんので、教育委員会の方々の理解、それから保護者の方々、あるいは市P連の方々、そういう方々の意見等もまた大事になってくるのかなと、そういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 市長も教育長もできれば前向きとまでは言わないけれども、しっかり精査して、今後議論をして、導入に向けて取り組みたいというのがお二方の方向性だろうというふうに、やり取りをしていて思いますよね。

私自身も土曜授業に関しては、過去に質問をしております。土曜授業の導入に反対ということでは全然ありません。だけれども、今回の県教委の落としてきた在り方というのが、すごくしっかりこない、それがあったもんですから質問をしているんです。

今回の学力検査の結果を学力低迷というふうに一律に決めつけていますね。これは生徒の学力というのは、一人一人個別に見ていって、その到達度というものをしっかり見ていく、点数とか、そういったものだけで判断してはならないというのが教員側の立場じゃないですか、そこはどんなですかね、教育長。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに学力というのは、単に点数だけではないということは、そのとおりだと思います。子供たちが、例えば、学習をしようという意欲、これも一つの学力の位置付けになろうかと思えます。あわせて今回の学習状況調査の中で、子供たちの日常の学習状況の調査というのがありますが、あそこの土曜日の過ごし方等については課題がある。そういうことを考えると、やはり有意義に過ごす土曜日の在り方をもうちょっと考えた方がいいというようなこと等があって、このような要請がなされていると思いますので、確かに点数だけが問題で今回の土曜授業というのがなされるものではないと思っています。ということで、土曜日に実施することによって、例えば、月曜日から金曜日まで実施するよりも地域の方の協力も得られやすいだろうと。それから、土曜日に授業を実施すると、例えば、学校行事等を実施すると、また保護者の参加も得られやすいだろうと。そういう、いろいろなメリットというものもあるわけで、そういうことを総合的に考えていくと、土曜授業の意味というのは、点数だけではないと、そういう捉え方ができるのではないかと考えております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 今の教育長の答弁はよく理解できるところです。

一方でですよ、教育長、いわゆる全国的な学習の時間で、そんなに差はないわけですよ。そこで鹿児島県が低かったと、だから土曜授業を一斉に導入しましょうよというのは、すごく安易な発想に見えてならないですね。土曜授業の必要性というのは、僕も感じてるんです。だけれども、そこには、やっぱり学力至上主義みたいなものがあるなど、もっと言えば、カリキュラムの見直しだとか、もっと言えば、先生の質の向上だとか、そういったことも影響してるんじゃないですかね。僕はそう思うんですよ、そういったことはなくして、いわゆる学力の低迷ということ

と、そして、今課外授業等で地域の人材等も使ってですよ、子供たちの知・徳・体のバランスが取れるような取り組みをしたいということですのでけれども、そこに欺まん性があるなという気がしてならんのですけどね、どうですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 学力の向上という、確かにですね、やっぱり最終的には教職員の資質向上ということがつながっていくんだろーと思います。毎時間の授業の充実ということも確かに言えるんだと思います。

ただ、小学校でいきますと、平成23年度に新学習指導要領がスタートしました。実は、今回の新学習指導要領は、以前の学習指導要領に比べて約1割内容が増加したわけです。そうしますと、学校においては、1年生は4月から5時間授業をしなければいけないという、そういうある意味本当に大変だろうと、今まで4時間でスタートしていた1年生が、もう4月から5時間授業でスタートしなければいけない。学習内容が、それだけ教育の中に入ってきたので、そういう意味でも先生たちの負担というのは、非常に大きいらろーという思いがいたします。そういうことを考えますと、例えば、今回、土曜授業を4月から実施しますと、約30時間増えることになります。そうしますと、今まで急ぎ足で教科の指導をしていた先生たちが、もう少しここは補充したいなとか、もう少しここは発展的な学習もしてあげたいなとか、あるいはこの行事は、もう少し時間を増やしたいなと、そういう意味での使い方というのは可能になってくるんだろーと、そういうふうに思います。あとは土曜授業の時間の有効な使い方をどうするのかというのは、それぞれの学校のいろんな判断、工夫というのが求められるのかなと、そういうふうに思っております。以上です。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

全国の小学校は、本年度を含めると17%ですね、17.4%ぐらい。中学校は18.何パーセントという導入率になっていますね。本年の分も入れてですよ、多分3月までのデータで言われたと思いますが。逆にですね、教育長関係、県に集まっているいろんな意見を聞かれたということですが、現場の先生のアンケートを見たときには、いわゆる土曜授業の導入に関して、これは全国ですよ、「望ましい」と思われてる先生が12%なんですよ、少ないんですよ、現場の先生は、それで「土曜授業の導入は望ましくない」というのが30%あるんですよ。ところが、先ほどのやり取りを聞くと、教育長、現場を預かっている各教育長たちが、県に集まっていくと、そういう意見になると。その矛盾というか、整合性が取れてないんだなっていうふうに思うんですが、これはこれでいいでしょう。ともかく、様々な議論があって4月にスタートするのか、あるいは、それ以後にスタートするのかというのは、しっかりと見守っていきたいというふうに思いますので、熟慮に熟慮を重ねた議論をしていっていただきたいというふうに要請をしておきたいというふうに思います。

次に、教員の皆さん方の多忙化を解消するための取り組み、このことについて、質問をさせていただきました。先ほど教育長からも答弁をいただいたところですが、例えばですよ、勤務時間ですよ、教員のみなさんの勤務時間、これ公務員法でも定まっていますし、県教委の条例でも定

まっていますね、何時間ですか。

○学校教育課長（松元伊知郎君） 教職員は1週間の勤務時間が38時間45分です。一日は、7時間45分となっております。以上です。

○13番（小野広嗣君） まさしくそのとおりですね。私も条例は見させていただきました。その上で質問をしているわけでありますが、いわゆる本校の小学校、中学校の教員の皆様方の残業というか、そういったものを含めた仕事量、これはどんなふうに把握できていますか。

○学校教育課長（松元伊知郎君） 本市は、出退時刻記録カードと言いまして、教職員の健康管理を目的に出退時刻を管理職が把握しております。これは、必ずしも市の教育委員会の方には報告は届いてはおりません。以上です。

○13番（小野広嗣君） じゃあ教員の皆さん方の勤務時間の現状というのは、教育委員会は把握してないんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今の出退管理システムというのが今導入されておりますけれども、このことにつきましては、各学校長に、それぞれの職員の勤務管理というのは、きちんと把握をして、もし非常に勤務が過多になっている場合は、事前にきちんとそういうことについては、指導をするようにというふうな、そういう対応をしているところでございます。以上です。

○13番（小野広嗣君） 2006年には、ちょっと古いですけども、いわゆる文科省の調査があって、すさまじい勢いの残業時間が出ています。それで、直近では今度は別途、別の方法で調べた勤務実態調査、2012年の概要というのが昨年の10月に発表になっていきますね。これを見ていくと、教諭等の1か月の平均時間外勤務時間は72時間50分となっておりますよ。そして、その上で80時間以上の時間外勤務を行っている教諭等が35.8%、そして、平均時間外勤務時間が20時間以下という層は、たったの4.4%なんですね。この状況を教育委員会が把握をして、そして、把握した上で学校長、あるいは現場に行き行って調査をするなりするのが僕は当たり前だと思ってるんですが、その辺はなぜできてないんですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 職員の勤務時間のことでございますけれども、出退管理システムということで、それぞれの学校が学校長の責任のもとに、それぞれの勤務時間というのが把握はできています。その都度、校長研修会等で、この勤務管理システムの導入の意義とか、それから職員の健康管理ということについては、繰り返し指導をしておりますけれども、今後、実態等については、やっぱり具体的に把握すべきところがあるのかなというふうに思いますので、今後また、それぞれの学校の聞き取り等は進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、この学校の勤務実態については、しっかり教育委員会の方で調査をしてくださいよ。でないと大変なことになりますよ。過重労働で、先ほどストレスの話も出ましたけれども、倒れられる方々が出てからでは遅いんですよ。大変な現場では状況になっていると僕は思うんですよ。

調査もそうですが、結局、市の教育委員会が勤務時間の遵守について、しっかり守られているのか、あるいは守りなさいという通知を出すぐらいしないといけないと僕は思っています。なぜそ

うということ言うのかということ、働き過ぎで過重労働で命を落とすことを過労死と言いますよね。過労死のラインというのがあるんですが、教育長、過労死ラインって御存知ですか。

○教育長（和田幸一郎君） 過労死のラインというのは把握しておりません。

○13番（小野広嗣君） 厚労省は、脳と心臓疾患の認定基準というのを設けてるんですね。それを見ていくと、過労死ラインとして「1か月当たり、おおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合」ってなるんですよ。先ほどの調査の概要を見ていきますと、教諭等の1か月間の平均時間外勤務時間の平均72時間56分、限りなく近いですよ。本市が丸ごとそうだとまでは言いません。だけど似たり寄ったりだろうと思っています。

そして、80時間以上の時間外勤務、これは過労死ラインをはるかに超えています。教師が35.8%いるという現実ですよ。だから、今度は逆に勤務時間が45時間を過ぎるほど、その勤務実態と発症との関係性が高まってくるという分析まであるんです。こういった実態をしっかりと教育委員会が押さえて学校現場に臨まなければいけないんじゃないですかというのが質問の趣旨です。どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今年度OECDが世界各国の教員の仕事量と仕事の時間ということで調査しました。これも日本は、ほかの国に比べて突出していると、状況が報告されました。そういうことを含めて、確かに今議員が御指摘のように、かなりの時間、教育の時間に先生たちが充てているという実態があるのは事実かと思えます。

そこで、私ども教育委員会としましては、指導の一つとして、毎学期、衛生委員会というものを実施するようという指導をしております。この衛生委員会は何かと言いますと、50人以下の職場においては、それぞれの職員の健康には十分留意して、元気に仕事ができるような職場をつくらなきゃいけないということで、それぞれの職員からのいろんな要望、意見、そういうものを管理職はきちんとくみ取って、働きやすい環境をつくるようというところでの衛生委員会というのを毎学期実施するよう指導しております。

今後も、この衛生委員会の中身の充実を図っていかなくちゃいけないだろうと思っていますので、繰り返し、このことについては、命に関わるようなことも、ひょっとすると出てくる可能性もあると思いますので、教育委員会としましては、今後の対応を十分に図ってまいりたいと、そういうふう考えております。

○13番（小野広嗣君） 今、教育長が述べられた衛生管理者、これ週1回学校を巡回して、必要な処置をとらなければならないというふうになっていきますね。まさしく、そういうことですよ、そのの掌握等も含めてやっていていただきたい。できれば、本年度、難しいかもしれませんが、こういった本市の小中学校の先生方の勤務実態、これをしっかりと議会にも報告してください、まとめてですね。大変な状況が上がってくるんじゃないのかなと、すごく危惧をしておりますので、これは要請しておきたいと思いますが、可能ですよね。

○教育長（和田幸一郎君） それぞれの学校で出退記録システムというのを導入してやっておりますので、多分大丈夫かなと思います。

○13番（小野広嗣君） 教員の方々も先生方も、いわゆる生徒としっかりと話し込む時間、あるいは悩みを聞く時間、そういったものは無いという訴えがあるわけですね。やはり一番の被害者、いわゆる教員の多忙化によって一番の被害者は、僕は子供だと思っています。確かに親も一生懸命子供の教育をしていかなきゃいけない、その反面、学校にいる時間が一番長いんですね、子供たちは。その時における先生方とのふれあいというか、そういった時間がない、これはこんなかわいそうなことはないんです。そこに対する手当てをしっかりと新教育長のもとで進めていっていただきたいなという思いで質問をさせていただきました。

そして、その先生方の厳しい勤務実態の緩和のために、本市ではどう取り組んでいけばそれを緩やかにすることができるのか。一方で土曜授業の導入というのもうたってきたるんですよ。その中でも考えていかなきゃいけない。そういった先生方に対する配慮と、子供たちに対する配慮、この二面性の上から質問をさせていただきました。そこに対する対処方を最後に伺っておきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 教員の多忙化をどう解消していくのか、少なくしていくのかということを考える時に、私は二つの視点があるだろうと思います。それは、学校で工夫すべきところもあるだろうと思います。例えば、学校における会議とか、研究会とか、そういう回数を減らしていく、あるいは中身を短時間でできるようにしていくとか。あるいは学校行事を組むにあたっては、新しい学校行事を組むときには、今まであった行事の見直しをきちんとするとか、あるいは校務分掌において、一人の先生に負担がいかないような校務分掌を工夫するとか。それから、報告物等についても、いろいろ工夫が求められてくるんだろうと思います。そういう学校における多忙化解消の工夫があるだろうし、一方においては、行政の私どもがしなければいけない、そういう多忙化の解消に向けての取り組みというのがあるんだろうと思います。その一つが、何と言っても人的配置なんだろうと思います。県の方からの人的配置というのは決まっておりますので、あとは市の教育委員会の方として、どのような人的配置をすることによって、先生たちが今まで一人で教えていたことを二人の先生で教えられる、これだけでも十分先生たちの負担感というのはなくなるだろうと思います。予算を伴うことでもありますので、これらについては、市長部局の方とも十分連携を取りながら行政でできること、それから学校でできることをこれからもまた取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

[小野広嗣君「議長、終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦勞さまでした。

午後 4 時47分 散会

平成26年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成26年12月9日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

岩 根 賢 二

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を許可します。

はじめに、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 皆さん、おはようございます。

さて、12月に入り、寒さが大分厳しくなってきました。ひと月前は暖かさを感じる陽気で、野山については、紅葉さえ見ることができませんでした。最近、秋の気配さえ感じる間もなく、夏から冬に移行していくんだなと実感させられます。

ところで、ただいま衆議院議員選挙の真っただ中であり、本市を始め、地方にとっては、大きな影響を及ぼす国政選挙であると思います。投票率を上げ、志布志市民は、こんなに国政に対して関心があるんだと示す絶好の機会であると考えます。投票できるという権利を棄権することがないように、関心を持っていただき、ぜひ投票所に足を運んでいただき、市民の方々のお一人お一人の意思を示していただきたいというふうに思います。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答方式により質問してまいります。

まず最初に、医療行政についてであります。

今年8月20日、水曜日になるわけですが、午後3時から曾於医師会立病院の方から、私の所管であります文教厚生委員会を訪ねられ、曾於地域医療の課題ということで、パワーポイントなどを使用され、現状について説明がありました。

早速、本題に入りますが、まず本市の一次医療、二次医療、三次医療の現状と今後について、市長としてどんな考えを持っておられるか、お示してください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

八代議員の御質問にお答えします。

一次医療、二次医療、三次医療の現状と今後についてのお尋ねでございます。

市内には、一次医療の医療機関が皮膚科、眼科、小児科を含めまして、現在22か所ございます。

平成25年度の志布志市国民健康保険の診療報酬請求件数につきましては、医科、歯科、薬剤を含め、延べ14万8,000件程度でございまして、1か月当たり、1万2,300件ほどとなっております。

そしてまた、このうち一次救急医療につきましては、17の医療機関で輪番制休日当番の医療機

関が15か所、小児科で2、整形外科で1、脳神経外科で1となっています。

平成25年度の受診者は、延べ3,193人でございます。

二次救急医療につきましては、医師会立病院で、曾於医師会の会員の先生方が休日、夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け持たれております。この件につきましては、25年度で受診者は延べ770人であります。三次医療の高度医療につきましては、鹿児島市立病院等がありまして、今年度9月までのドクターヘリによる搬送が鹿児島市内へ4件、鹿屋医療センターへ4件あります。市内に充実した医療機関を整えることは、喫緊の課題であると考えておりますが、曾於地域、大隅半島全体の問題として、捉えているところでありまして、曾於保健医療圏地域医療連携計画に基づき、大隅定住自立圏や都城定住自立圏との協定により、圏域での医療完結を目指し、関係機関と連携し、充実した医療の提供ができるよう、現在あります各医療確保対策協議会や曾於地域救急医療協議会で協議してまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 9月定例議会においても、複数の同僚議員から医療行政についての質問があったわけですが、現在、曾於地域医療確保対策協議会において、今後の志布志市を含む曾於地域の医療については、協議がなされているということでありました。

また、曾於医師会立病院も、今後については前回の議会の中では身の丈にあったという言葉でも表現されたというふうに思います。そういった意味では、二次医療のできる病院施設でということのかなというふうに想像ができるわけなんです。しかし、救急医療についてであります。日中と夜間、また、平日と休日では大きな差があるのではないかなというふうに考えられるわけですが、曾於医師会夜間急病センターの現状についてであります。先ほども述べましたように、日中と夜間、平日と休日の現状及び体制について示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於医師会立病院は、日中は地域医療支援病院としまして、診療所や病院からの紹介患者や救急患者を受け入れまして、午後7時から翌朝7時まで曾於医師会夜間急病センターとして機能しているところでございます。

常勤の医師、先生は現在8名で、内科が1名、外科4名、整形外科3名となっております。また、腎臓内科など、週1回の診療科目に10人の非常勤医師が受け持たれており、すべての医師を鹿児島大学病院から派遣していただいているところであります。

医師会立病院の診療実績は、平成25年度実績で入院患者延べ4万3,648名で、一日平均で120名が利用されております。外来患者が述べ3万9,893名で一日平均109名が利用されています。このほかに救急外来が2,787名となっております。曾於医師会夜間急病センターの先生方の時間帯別勤務体制は、午後7時から午後11時までが開業医の先生方の輪番によりまして対応されております。

その11時以降は、曾於医師会立病院の医師、看護師2名で対応されておりますが、輪番によりまして、市内の15人の先生方が勤務されております。そして、午後11時からは今言いましたように、医師会病院の医師、先生が1人の看護師が2名で対応されています。平成25年の利用者は1,139人で、内科、整形外科、外科、小児科の順となっております。市町村別では、志布志市が626人、

曾於市が393人、大崎町が120人となっております。

また、時間帯、来院の時間帯につきましては、19時台、7時台が34.3%で最も多く、次に20時台（8時台）が19.9%、その次が21時台（9時台）で15.5%の順となっております。受診者の年齢では、10代が13%、70代が12.9%、60代が11.3%、10代未満が11.1%となっております。

○4番（八代 誠君） 今市長の方から答弁をいただきましたが、昼間、自分の経営される病院において、地元の患者さんを診察され、その勤務後、夕方から夜間にかけて救急に備えて勤務されているお医者さんがおられるということでありました。そういう事実と、その後の医療体制が看護師さんと先生が2名だという事実に対して、市長はどんなふうに使われているのか、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） 先ほど申しましたように、7時から11時ということで、市内の医師会立病院に所属されている先生方が、この時間帯は交代でされていると。そしてまた、それ以降につきましては、医師会立病院の先生と看護師が対応しているということでございまして、受け入れの患者の数をみた時に、そのような体制になっているのかなど、つまり能力として受け入れ可能な形の体制にはなっていないんじゃないかなというふうには考えるところでございます。

○4番（八代 誠君） 今の体制で十分だということによろしいですかね。

それでは、次に曾於急病センターにおいて、ここでもケースが異なってくるわけですが、患者さん本人、及びその家族が連絡を取って、今ちょっと忙しいのでということで断られる。あるいは、消防署の救急車により搬送される場合に、患者の症状、あるいは先ほどお話しました病院の体制によって断られるケース等があるわけなんですけど、もちろんすべてのケースで拒否されるということではないかと思いますが、曾於消防本部において、曾於地区住民の救急搬送の受入先が、最終的に、どこの地域の病院であったのか、最新の情報を数字でお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

患者の状態に応じて、まず曾於地区、そして圏域になろうかと考えられます。

また、県境に近い位置にある本市及び消防組合においては、都城市への搬送も多く見られるということでございます。

搬送先につきましては、平成26年1月から11月までで大隅曾於地区消防組合全体では、主に管内は約52%、都城市が約25%、鹿屋市が約20%であります。このうち志布志市の分につきましては、曾於地区管内が69%、鹿屋市が21%、都城市が7%でございます。

○4番（八代 誠君） 今の市長の答弁でありますと、曾於地区管内においても、約半数の救急患者が曾於管内において処置ができていうふうに判断してよろしいわけですね。志布志市については約69%ということで、約7割ということでありました。

それでは、次に救急搬送時に救急車に搭乗している隊員から受入先についての問い合わせが発生してくるわけなんですけど、何回ぐらい問い合わせをして、その受入先の病院が決定しているのか、この点についてもお示し願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、大隅曾於地区消防組合においては、五つの拠点に救急車が9台配置されております。この9台で急病等に対応している状況でございます。

そのような中で、志布志市分においては病院の手配数が1回で済んだ場合が約83%です。2回が9%、3回以上が7%となっております。

○4番（八代 誠君） 曾於医師会の方から訪ねてこられた際に、「5回以上問い合わせしてもなかなか行く先が決まらないことがあるんですよ」ということでありましたが、本市で結構ですが、5回以上問い合わせをしても決まらないということでありましたが、最高何回ぐらい問い合わせをして、その行き先が決まったのか、そのことも分かればお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 曾於地区消防組合の総数でいきますと、3,595件でございまして、このうち、5回以上が30件ということでございます。

最高の照会件数は12回でございます。

○4番（八代 誠君） 今、市長からも答弁いただきましたが、12回ということが最高ということでありましたが、現場においては、その收容先が決定しないことには、その救急車は発車できないわけですから、待機している時間も含めて、この地域の救急搬送に要した時間についても、消防当局は把握していると思われるわけですが、その時間等についてもお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 救急搬送の際に応急処置と並行しまして、搬送先を決定していきますが、各地から、そういう事件の認知から病院收容までの時間につきましては、20分未満が約3%、20分から30分未満が約16%、30分から60分未満が約63%でございまして、おおむね1時間以内で医療機関まで搬送できている状況ということでございます。

○4番（八代 誠君） 今、市長が答弁されました收容時間ということなんですが、まず通報があって、救急車が駆けつけるわけでありまして、確か通報して救急車が現場に届くまでの時間をレスポンスタイムというような表現でされると思うんですが、そのレスポンスタイムについてもお示しいただきたいと思います。

そして、先ほど市長が言われました5か所に9台という説明があったわけなんですが、救急車が配備されていると。その5か所について、どこにあるのかということについても示していただきたいと思います。消防署の設置箇所ですね、どこにあるのか。それと今のは、さっき示された時間というのは、收容時間ということでしたから、救急車が現場についてから病院までの時間ということでしたので、それではなくて、現場まで救急車が着く時間について、レスポンスタイムですね、お示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

救急車の配置につきましては、大隅曾於消防本部、そしてまた、志布志署、そして大隅財部分署、それから末吉救急分駐所、大崎分駐所の5か所でございます。

レスポンスタイムにつきましては、志布志市で実際の事案にかかった件数でございますが、3分未満で23件、5分未満で135件、10分未満で796件、20分未満で444件、20分以上で24件という件

数になっております。

○4番（八代 誠君） このレスポンスタイムと、先ほどの収容時間を合算した数字が現場で待つ患者さんの待ち時間というふうになるわけですが、このレスポンスタイムについては、非常に私もちょっと調べさせていただいたんですが、早い対応ができているなというふうに、本当にすばらしいなというふうに思ったところです。

先ほど、収容時間の報告があったわけですが、レスポンスタイムと、その収容時間と合わせた時間は先ほど言いました現場で患者さんが待つ時間になるわけですが、その時間の最大値を示しているのが大体1時間なのかなと、合算した時の数字がですね。そういうふうになっていくわけなんですけど、そのことも含めまして、先ほどの時間と回数ですね、問い合わせをした回数あたりが、鹿児島県内のほかの地域と比べて、この曾於地域はどんな位置にあるのかということをお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

統計を見ますと、おおむね県の平均程度、あるいは若干下回るといった状況でございます。

しかしながら、地理的条件を考慮しなければならないので、単純な比較は難しいと思いますが、今後、この点につきましては、さらに充実、改善を図っていくというようなふうになるかというふうに思います。

○4番（八代 誠君） 今、市長の方から答弁がありましたけど、鹿児島県内でも決して上位の方ではない、どちらかといえば下位の方かなというふうに感じているわけなんですけど、そういう医療現場の様々な課題を克服するために、市長は、9月定例議会において、同僚議員の質問に対しまして、曾於地域医療確保対策協議会、大隅地区4市5町保健医療推進協議会、さらに先ほどありました都城圏あるいは鹿屋圏などの会議によって、曾於地域において効率的な医療体制の構築を目指していると答弁されています。

また、先ほどありました三次医療の概念についても質問いたしましたが、「この地域の一次及び二次医療圏で解決できない重病者については、ドクターヘリもありますよ」という答弁でありました。私が最初にお話しました曾於医師会立病院の説明の中で、少しだけ気になることがありました。曾於地域から今救急車で運んでいかれた患者さんが、曾於地域以外の病院に収容される場合に、受け入れ先の関係者があまりいい顔をされない場合があると、そんなふうを感じる場合があるということでありました。私は、医療については、この同じ日本に住んでいる一人として、決して医療は平等じゃないんだなというふうに感じました。いろんな場で、そういった平等じゃないなというふうに感じながらですね、今都城から志布志間の高規格道路、あるいは東九州自動車道についての決起大会、参加させていただきましたが、そういった中で、その道路が医療の道とか、命の道というふうに形容されるわけなんですけど、私は曾於医師会の方から説明を受けてからですね、その言葉に対して少し疑問を感じているところです。この点について、市長はどんなふうと考えられますか、お示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありますように、二次の救急医療につきましては曾於医師会病院、そしてまた、都城の医師会立病院にお願いしているところがございます、私どもの地域にとりましては、重要な医療機関ということがございます。

特に都城医師会立病院につきましては、都城定住自立圏構想の中で、この医療の確保、そしてまた地域住民の安心・安全な生活の保全というような観点からの協議が進んでいるところがございます、今回、都城インターチェンジ近くの太郎坊町の方に新しい病院が開設されるという流れになってきているところがございます。

ということで、現在開設されております曾於市に近い地域でございます大岩田の地域でございます医師会病院としますと、現段階では遠い形になるところでございますが、この都城志布志道路が開通されますと、15分ほど志布志からの到着時間というものが短縮されるということで、医療の道、そしてまた命の道というような位置付けで、この整備については要望を申し上げているところがございます。また、このことにつきましては、曾於地区の医師会病院の先生方も都城地区の医師会の先生方においても、同じような認識でございます、医療を受けられる方の命はどこにありと変わらないというような形で、取り組んでいただけるものというふうに思うところがございます。

○4番（八代 誠君） 本会議でも都城との、また都城圏との変更等がありますので、市長の方からもぜひですね、この地区の命を守っていただきたいというようなことですね、一言付け加えていただければというふうに思います。

次に、南海トラフ地震が発生した場合に、この地区は震度6弱、最大津波7m、地震が発生してから津波が到着される予想時間が36分の位置にあるということでもあります。そのために、津波避難対策特別強化地域に指定されました。しかし、これは自分たちが手を挙げてですね、指定してくださいよと言ったわけではありません。国がそういった地域については、対策を十分検討しなさいよということで、指定されたわけだというふうに私個人としては思っています。

また、医療法においてもですね、9月議会の中でも本当ありましたが、「地方公共団体」という言葉の前に、「国及び」というふうにはっきり「国」という言葉が明記されているわけです。地方が国におんぶに抱っこで何でもいいんだよということではありませんが、全てを今地方だけでは賄えないというふうに本当に感じています。このことについて、市長、どんな考えを持っていらっしゃるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

医療法第1条の3に「国及び地方公共団体は、住民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」と定めてあります。また、6条の2で「国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所または助産所の選択に関して、必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあります。国は、南海トラフ地震が発生した場合に備えまして、大規模災害に備える救急医療機関の連携を確認する広域医療搬送訓練を、今年8月に実施したところでありまして、国の役目は広範囲に影響を及

ばず医療について、情報提供や医療提供の体制をとることにあると考えております。

地方自治体は、住民の救急医療を提供する体制ということで、現在進めております医療確保対策協議会や救急医療協議会で、医師確保や病院改修について、引き続き協議しまして適切な医療が効率的に提供できるよう努めなければならないというふうには考えているところでございます。

○4番（八代 誠君） 曾於医師会立病院については、どちらが指導していくかということもあると思われませんが、通山にある医師会立病院、今お話ししましたように、南海トラフ地震が発生した場合には、即被害に遭うというようなことですので、ぜひ力を借りられるところには相談していくということがいいのかなというふうに思っています。

最後に、少し視点を変えて曾於地域内に居住されている住民の方々の目線で考えてみたいと思います。

普段の生活をされながら急に具合が悪くなって、まず近所の掛かり付けの病院に行きます。その先生いわく、「ここではレントゲン施設やCTスキャン施設がない、大至急紹介状を書くので曾於医師会立病院へ行なさい」、ここで言う紹介状は有料です。曾於医師会立病院に着くと、まず受付をします。受付が終了すると問診票を記入します。しばらく待つと看護師さんに案内されて、レントゲン撮影、CTスキャン撮影が終了し、病気の原因、病状が判明し、治療の終了となるわけです。しかし、これで終結すればいいんですが、先ほどもありましたように、曾於医師会立病院、科によっては休診の科があったりするわけです。「今日は、〇〇科については、休診なので都城、あるいは鹿屋の××病院を紹介するので、そちらに行きなさい」と言われます。そこでも紹介状が発生するわけですから、紹介料、曾於医師会立病院で初診料、治療費を払ってレントゲンやCTスキャンの結果資料を持たされて、紹介された病院へ到着するわけです。到着すると、また受付をして問診票を記入して、原因と病状はもう既に分かっているわけですから、治療が始まり終結するわけです。しかし、またここで初診料が発生すると、うまくいけば一日でこれが終結するわけなんですが、度重なる同種類の出費がかさむわけですね。このようなシステムについて、私、どうなのかなというふうに思っています。先ほどまでの質問については、曾於医師会から来られた話を聞いて、自分なりに質問をしてきましたが、このことについては、この地域に住まれる方々の目線で考えたことの質問になるわけですが、現在では電子カルテというものもあって、医療機関同士が患者の情報を共有している地域もあるように聞いています。これらの課題を改善していくことも、私は医療費削減に十分つながっていくんじゃないかなというふうに思っています。これらの問題についても、ぜひ曾於地域医療確保協議会などのいろんな会合で検討していただきたいというふうに思っていますが、市長の率直な意見をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、曾於医師会立病院においても常勤医の先生、そしてまた、非常勤医の先生おられると、そしてまた、特に常勤の先生においては、それぞれの専門科目の先生ということで来られる方が週に1回程度ということになっているようでございます。

そういうことで、今お話があったようなケースが度々あるんじゃないかなというふうな

は思っているところでございます。ただ、今の医療の現場では、そのような専門外については、やはり専門の先生に診てもらおうというようなことが前提になっているようでございますので、紹介がされた時に不在の場合は、次の病院に紹介という形になってしまうのかなというふうに思うところでございますが、その二次の紹介の前に、あるいは本日においては、その専門の先生が在籍されているのか、出勤されているのかどうか確認した上で紹介するということもあり得るのかなというふうには思うところでございますので、今後、医師会の会合において、そのようなことの御提言を申し上げ、改善を進めるようにしたいと思います。

○4番（八代 誠君） 今市長が言われたように、やはり病院に行って1か所で済まないという現状があるわけです。それはもう、私も仕方がないなというふうに思うわけなんですけど、やはり行った先で初診料を、始めて行くわけですから紹介されるので、そこでやっぱり何回も支払って問診票を、「あ痛、あ痛」とか言いながら問診票を書いてという、そこら辺については、非常にこれはどうなのかなというふうに思ったところでした。病院の先生方が言われることも本当に努力していかなければならない。しかし、そういう協議会で利用している市民の声というのが本当に届いてるのかなというところがありますので、ぜひそのことについても協議の中で吸い上げていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。医療については、これで終了いたします。

それでは、次の質問に移ります。

本市の都市計画の現状について質問してまいります。平成16年鹿児島県が策定した志布志都市計画、都市計画の区域の整備、開発及び保全の方針に基づき、自然と調和した国際物流都市を目指してを基本理念に都市づくりに取り組み、平成18年に松山町、志布志町、有明町の3町合併により、志布志市が誕生し、平成21年7月にこういった合併を踏まえて、新たに新しい地域を含んだ形で都市計画区域の見直しを行ったとあります。

本市は、第1次志布志市振興計画を策定し、基本理念を「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」、サブタイトルとして、「笑顔あふれる ふるさと・みなど・まち」として、本市の目指す将来像の実現に努めるとあります。

また、さらに松山地区については、大隅都市計画区域の一部であると位置付けられていますが、市長として、どんな思いを持たれて都市計画区域のまちづくりを進めていこうと考えておられるのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市には、今お話がありますように志布志都市計画区域と大隅都市計画区域、二つの都市計画区域があるということでございまして、その中の志布志都市計画区域では、志布志港を中心とした物流拠点の形成、並びに地域資源を活用した交流拠点の形成を主眼において、「にぎわい」と「やすらぎ」を兼ね備えた住み良いまちづくりを目指して取り組んでいくものとして、第1次振興計画における将来の都市像を踏まえ、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」、「笑顔あふれる ふるさと・みなど・まち」を基本理念としまして取り組んでいるところでございます。

また、大隅都市計画区域では、豊かな自然環境との共生を念頭に定住できる生活環境づくり、都市連携軸の整備、地域の文化を活かした魅力ある都市機能の形成などを行っていく必要があります。このようなことから、「豊かな土・水・緑を活かした文化のまちづくり～ふれあいのあふれる住みよいまちをめざして～」を基本理念にしているところでございます。

○4番（八代 誠君） 都市計画法によって、都市計画区域、あるいはマスタープランが言葉として定義されているから整備開発、保全しなければならない地域が、この志布志市もあるから都市計画をやっているのかな、そうではなくて、この志布志市のあるべき姿、夢の持てるまちづくりをしたいので都市計画をこの地域の歴史、文化、産業法律、景色を含む遺産をどんな形でからませて計画していくのか。先ほど言いました法律があるから志布志はこういうのがあるので、区域として指定しているんですよ。そうではなくて、志布志市のあるべき姿、こんなまちをつくりたいから都市計画をやっているのか、どちらが優先しているのか見えてこないんですね、そこについて市長、考えをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今申しましたように、志布志市には二つの都市計画区域が設定されているということでございまして、まずそれを基本に都市計画の今後の構想を練っていくということになるんじゃないかなというふうに思います。

基本的には、今お話がありましたように、都市の機能はかくあるべきだという観点からの計画づくり、あるいは本市の将来像はこうあるべきだというような観点からの都市計画づくり、双方あるとは思いますが、都市には道路とか公園とか排水路とか、都市の骨格になる公共施設が欠かせないと、こういうものがないと、ちょっとしりあえませんというものがあるところでございまして。

そしてまた、住宅や商業地などの広がりが必要だと、そして、そこには人や物の流れがあるんだということございまして、それらのものがスムーズにいくように、そしてまた、発展的にいくように整備が必要だということになるかと思えます。そしてまた、そのようなものを整備しながらも、貴重な自然を守ってもいかなければならないということになるかと思えます。そういうことで、取り組みを進めるところでございまして、その進める中に住民の皆さんの意見も反映させていきたいと、いかなきゃならないと。そして、その皆さん方の御意見を賜りながら将来像を描いていくんだということございまして。当然そこには安全で快適で、機能的で秩序ある住み良いまちづくりが想定されるんじゃないかなということございまして、そういった様々な思いを込めながら、計画が決定されていくというふうには思うところでございまして。

○4番（八代 誠君） 私は、点在する本市の歴史的資源、あるいは地域資源、まさしく個性的だなというふうに思っています。

志布志市市街地付近だけでも例を挙げると、山城跡公園整備計画、あるいはしおかぜ公園付近の体育施設、これらについては生涯学習課さんの方ですかね、担当されていると。JR志布志駅改修工事も計画されているわけですが、港湾商工課の方で計画されていると、臨海工業団地整備

事業についても港湾商工課で計画され、もう工事が発注されて、管理は建設課の方でされているんですかね。

ほかに、先ほども少し話しましたが、都城志布志道路のインターチェンジ、道路とインターチェンジですね、それから東九州自動車道とインターチェンジ、もちろん志布志港もあるわけです。多数のまちづくり、すなわち、もう都市計画が実施されているんだと私は思うんです。市長は、志布志支所の4階か5階にある旧志布志町のまちづくりの模型があるんですが、見られたことはありますか。私は、あれこそが本当にまちづくりの基本だというふうに思っています。志布志市が既に持っている施設や資源、さらに現在計画されている施設が同時に見ることができる。模型は専門的になるので、お金がかかったりするわけなんですけど、青写真を見てみたいんです。そういった青写真というのが実際あるんですかね、都市計画マスタープランの中には、具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別の将来あるべき姿を具体的に明示することと記されています。3町が一つの市になって9年が経とうとしているわけです。

市長の率直な意見をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話になりました志布志支所にある模型は見たことがございます。また模型を見ながら様々な会議を開催して、すごい模型だなというふうには思っていたところでございます。これは旧志布志町でつくられたものでございまして、歴まちを、歴史のまちづくり構想に基づいた形での模型ではなかったかなというふうに思っているところでございまして、その当時は壮大な絵を描かれていたんだなというふう感じたところでございました。

私としましては、市長になりまして、ただいま申しましたように、二つの都市計画区域の設定がされておりまして、そしてまた、それに基づきまして、ゾーンの指定がされておりまして、それぞれのゾーンにおいて、どのような開発をするという方向性が示されておりまして、今、それに基づいて実施をしているところでございます。

今後におきましては、この第1志布志市振興計画に基づいて、このことは行っておりますので、それが平成19年から平成28年までとなっておりますので、その後の計画の策定について、それぞれ、そろそろ始めなければならない時期にきているというふうには思うところでございます。その中で、新たな計画策定の中で、この都市計画につきましても、次の構想に向けて取り組みを開始したいというふうには思っているところでございます。

○4番（八代 誠君） 今、市長の方からありました第1次振興計画等、私も目を通しましたが、本当にそれぞれの担当課によって、いろんなことが計画されています。ただ、文字なんですけど、文字で書かれているんですが、全体像としてなかなか絵が見えてこない。先ほどもお話しましたように、山城跡公園計画、志布志駅周辺、それから臨海工業団地、高規格道路、それから東九州自動車道、いろんな施設があるわけです。

私は、都市計画というものは、本当に都市計画を担当される課の係だけでは、もちろん計画、集約、整理などは絶対できないというふうに思っています。また、ここにおられる松山地区の同

僚議員は、松山地区は大隅の方で都市計画地域に指定されているんだよということでありましたが、「志布志の港が南の玄関口と称されるならば、松山は志布志市の北の玄関口なんだよ」と言われました。先ほど挙げていきました施設を線で結んで、その線の長さが長すぎると、やっぱりそこに何か課題が見えてくるんじゃないかな。短すぎると市全体のバランスがとれているのかな、そういった形で検討していく、町全体を様々な角度から検証していく作業をやっぱり繰り返していかなければいけないというふうに思います。そういった意味では、P D C Aサイクルの図が「本市の予算と仕事」という冊子があるわけなんですけど、確か総務課さんのページだったと思いますが、16ページに記載されています。何回も何回も繰り返して精度を高めていくんだよというサイクルの図が掲載されています。私は、夢の持てる志布志市の青写真をどうしても作成していただきたいというふうに考えています。先ほどもお話ししましたように、文字で書かれてても何ら実感が持てないんです。例えば、庁舎内において、先ほど各課がいろんな事業持ってるわけですから、その各課の係を結ぶ会議というのはいけないのかな、その旗を振るのは、もちろん建設課の都市計画係になると思うんですが、そういった会に若い職員を配置して通常の勤務があるので大変だと思いますが、自分たちですね、明日（あした）を語れる志布志をつくっていただくような会議というのはいけないのか、市長、そこら辺についてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都市計画につきましては、中長期的な構想をもって取り組まなければならないということですので、その中に若い職員を配置しながら討議を重ねていくということについては、当然、通らなければならない内容かと思えます。

今現在、若い職員を配置した形の会議というものを開催はしているところでございます。特に人口減少について、今後30年以内に本市においても49%ぐらいの確率で、人口減少、地域になっていくというお示しがありましたので、その時以来、特に若い職員がこのことについては、積極的に関わらなければならないということで、作業部会に若い職員を配置しているところでございます。

ただいまお話がありましたように、今後この都市計画につきましては、それこそ20年30年先の夢ということになるかと思えますので、そのような職員を多く配置した形の取り組みをしたいと思えます。

○4番（八代 誠君） ぜひそういった形でですね、夢の語れる志布志というのをぜひ実現していきたいと思えます。そのためには、やっぱり私たち議会も全力でバックアップしていきたいというふうに思えますので、本当に絵を、文字だけではなくて絵を完成させたいなというふうに思っています。

今、国がまち・ひと・しごと創生本部という、地方にもう一回力を入れようという考え方を示しています。今こそ、本市として、より個性のある再生及び創生の夢を持った都市計画を提示して、予算の確保に努めていければいいなというふうに思っています。

これまでに、具体的に商店街の復活というテーマになったばかりに、担当される方々、プレッ

シャーに感じられできたんじゃないかなというのが私の率直な意見です。

国は、再生という言葉ではなくて、地方創生と言っています。発想を転換して、復活という言葉を使うのでプレッシャーを感じてくると思います。発想を転換して新しい町をつくるんだという意気込みで、ぜひ取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

まさしく、今ほど国が逆にアンテナを高くして地方の情報収集をしていることは過去にないんじゃないかなというふうに思っています。チャンスは日本全国の自治体に等しくあるというふうに私は思っていますので、市長、今の地方創生等についての市長の意見を、率直な意見をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方創生の事業につきましては、今回安倍政権が選挙の中でも、選挙の直前の議会の中で、そのことの取り組みをするという法律の制定をしたところでございます。私どもの地域においては、日本一づくりということ掲げておりましたので、多分そのようなものが合致するんじゃないかなということで、そのことについて各課において取りまとめを進めて、そして地方創生に向けた国が示すメニューに沿ったような形の整理をしているところでございます。

国は、今までの地域の、地方の活性化について、画一的に全国同じような形で事業展開してきましたが、そのことが計画どおり進まなくて、地方の衰退を招いているというふうなことを鑑みて、こうして地方独自で取り組みをして、そして、地方独自の知恵でもって創生を、若者に魅力ある仕事の創生をしてくださいというような内容になっているところでございます。ということで、そういった視点から、そういった方向性にまとめて、本市の取り組みを国に提案して、この地方創生に向けて取り組みを開始したいというふうには取り組みをしているところでございます。

○4番（八代 誠君） 去る11月10日月曜日に、13時30分から市議会と本市にある21校区公民館の館長さん方との意見交換会が実施されたわけなんですけど、公民館の役員の引き受け手、つまりこれからの後継者育成に大変苦勞されているという話をお聞きしました。まちづくりは人を育てなければならない、昨日もそういった「人づくりだ」というようなお話がありましたが、そういったことでぜひですね、本市の若い職員たちにもいろんな経験をさせて、次の、先ほど市長が言われました20年後、30年後の志布志を引っ張っていく人材を育てていただければなというふうに思います。

最後に、ちょっと都市計画からは外れるんですが、本市の建設課及び耕地林務水産課などの若手技術職員の経験値、値（あたり）について、少し気になることがありましたので、お話したいと思います。

今年議員になることができまして、梅雨に入って、台風やゲリラ豪雨により、私も地元の地権者さんから幾度か相談を受けて、担当課に連絡しますと、すぐ出向いて対応してくれました。私自身も土木に携わってきましたので、いわゆる苦情処理なんですね、地権者さんに対しても笑顔で対応して、「できることはすぐやります」と、できないことについては、その相談を受けた地権者さん、あるいは関係者さんが納得するまで丁寧に説明をしてくれました。

しかし、今志布志市の周りを見ると、志布志港を始めとして高規格道路、県道改築工事、それから東九州自動車道、周りには大きなプロジェクトというのは多数展開されています。彼らは、技術者として本市に採用されたわけなんです、自分も呼びつけておいてですね、これでいいのかな、この子たちちょっとかわいそうだなというふうに思うことがあるんです。何も苦情処理に走り回ってること自体が悪いことだというふうに言っているわけではありません。若手職員が様々な工事の種類、工法、多くを経験できるプロジェクトがすぐそこにあるわけですよね、特殊な工事の種類、工事の方法、どんな形がとれるのか分かりませんが、経験させてやれないのかなというふうに思ったりするんです。本当に特殊な工事、工法が展開されていると思いますので、建設課長、耕地林務水産課長は御存知だと思いますが、そういった形でぜひですね、そういった周りにそういうプロジェクトがあるわけですから、若い職員の技術者なりをそういうところに研修、あるいはスキルアップするために生で見られるわけですから、文字で、それこそ先ほどじゃないですけども、文字で書いてあるのを詰め込むのではなくて、間近に見られるわけですので、そういった機会もぜひつくっていただいて、彼らの財産にしてやれないかなというふうに思うところなんです、市長の今、突然、そういう話をするんですが、考え方をいただければお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

他の地区にない形で、またこの地域においては様々なプロジェクトが展開されるということについては、本当に有り難い状況だなというふうに思っています。

私どもの町の職員につきましては、特に市の事業について先進的に取り組むという形で採用して、その事業の進捗のために、今お話があった苦情処理等もしなきゃいけないということにおいては、それぞれの立場で進捗を図るということで理解している内容ではないかなというふうに思っています。

今お話がありましたように、その職員の能力向上、パワーアップという観点から、例えば国の事業に関わるような形での派遣というようなことになろうかと思えます。そのようなことにつきましては、また今後、担当の方と相談しまして、人事交流というような形での取り組みをさせていただければと思います。

また、私どもの方にもそういった職員を現在も受け入れておりますので、そういった形での事業展開も考えられるところがございますので、進めてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 私が言いたかったのは、長期間派遣ということではなくて、情報をいっぱい仕入れていただいて、半日とか一日、そういったところに出向いて研修していただくというのでもいい方法じゃないかな、できればですね、そうやって長期間、そういったプロジェクトに関わることができれば、一層彼らの能力というのは上がっていくと思いますので、やはり苦情処理をして、対外的なサービスというのにはつながっていくんでしょうけれども、技術的なスキルアップというのは本当にかわいそうだなというふうに思ったりしたもんですから、ぜひそのことについては、担当課と相談をしていただいて、前向きに検討していただければというふうに思い

ます。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（上村 環君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○16番（岩根賢二君） おとといの日曜日、開田の里公園でふるさとまつりが開催をされました。例年、このふるさとまつりは天気が良くないというイメージがありましたが、今年は、これ以上はないという晴天に恵まれ、多くの方が我がふるさとのまつりを満喫されていたようであります。本日の私の質問は、ある意味で、ふるさとをテーマにしていますので、ふるさとまつりの日のような、明るく希望に満ちた答弁を期待して質問に入りたいと思います。

最近、地域振興策の一環として自治体による公立高校の生徒確保のための支援策が報道されています。これは、少子高齢化に伴い、今後高校へ進学する生徒の数がどんどん減っていくために、公立高校が存在する自治体が危機感を持って対策を講じているためであります。高校の存在そのものが、地域の活性化にも大いに影響があるために、行政として何かできることから始めようということで、支援策が打ち出されているものだと思います。

本市には、私立と公立の二つの高校がありますが、本日は通告してありますとおり、地元の公立高校、つまり志布志高校の生徒確保のための支援策についてお尋ねをいたします。

御存知かと思いますが、高校の1学年のクラス数と、主要教科の職員の数は、ほぼ同じであります。ということは、現在の志布志高校は1学年4クラスありますので、主要科目の職員の数は4人が基本になります。つまり理科では、物理、化学、生物、地学の4人の先生がいますし、社会科では日本史、世界史、地理、公民と、すべての教科の先生がそろっています。

志布志高校では、入学時に偏差値の低かった生徒でも、もちろん本人の努力もあるわけですが、これらの先生方の教科指導で、国公立の大学に合格したケースがたくさんあると聞いております。これが3クラスになると、このうちの一人が欠けることとなりますので、専門性の確保や教育水準の維持、向上が困難になるというわけであります。

また、志布志高校の生徒は、市内外で行われる行事や福祉施設でのボランティア活動や高校生クラブ、ジュニアリーダークラブ、あるいは薬物乱用防止キャンペーンなどで、地域との交流を図り、地域の活性化にも大きく貢献をしています。県立志布志高校は、明治42年（1909年）に県立志布志中学校として発足し、昭和24年（1949年）に志布志高等女学校と統合して誕生した創立105年の伝統ある学校ですが、今年の入学者数は122人で、やっと4クラスを維持しているという

状況であります。今年の7月の進学希望調査では、143人しか希望者がいなかったそうです。このうち何人が実際に受験してくれるかも分かりません。今、手だてをしないと121人を割って、3クラスになってしまいます。このような大変危惧される現状を踏まえて、地域の公立高校を守るために支援策を創設する考えはないかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

県内における自治体の公立高校への支援策につきましては、通学費の補助や部活動の支援、受験料の補助など高校存続と地域振興の観点から各自治体、様々な支援に取り組んでおられ、最近では伊佐市が大口高校への緊急支援策として、難関大学の合格者に最大100万円の奨励金を支給する取り組みが全国的な議論を呼び話題となったところでございます。

少子化が進む中で、定員割れが続く公立高校の深刻な現状や、これに伴う地域活性化の低迷に対する危機感が、こうした施策の背景にあるのではというふうに考えます。

本市におきましても、市内唯一の公立高校としまして、志布志高校がございしますが、本年度160人の募集定員に対しまして、約122名と、学級数の維持は辛うじて図られますが、年々減少の傾向にあるところでございます。

今後も少子化による生徒数の減少が見込まれる中で高校の規模縮小、廃止は、本市の地域振興に大きく影響を及ぼします。より魅力的な学校をつくるために、生徒の学力向上や、そのPRなど学校側の努力も重要であります。地域や行政が、それをどう支えていくかも大きな課題でございます。

今後は、教育委員会と連携を図りながら、学校や保護者、地域の意見等を踏まえ、具体策についての調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

小中学生にとって、地元の高校生が活躍をするということは、子供たちの学びに対するモチベーションを高めることに非常に役立つことであります。自分もあの学校で活躍したい、という夢を与えてくれ、夢や目標に向かって努力を積み重ねていくことができます。本市内の二つの高校が生徒の活躍により、県内はもとより全国にもその名をとどろかせてくれました。そのことは、中学生にとって大きな憧れを抱かせてくれました。

また、本市教育委員会におきましては、これまで小中学校の教員が高等学校を理解することを通して、進路指導を充実させることを目的として、市内の高校を会場に管理職研修会を開催したり、小中学校の教員に対して、高校の教員に高校入試の現状と課題について研修会で語ってもらうなどして、小中高一体となった子供育成に努めてまいりました。近隣の自治体において、御指摘のとおり、生徒確保の政策が打ち出されておりますので、本市教育委員会としましては、高校の適正規模が確保されるよう、学校や関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○16番（岩根賢二君） 市長の答弁にも教育長の答弁にも研究と調査という言葉がありましたけれども、はっきり言って遅すぎると思うんですよね。調査研究とは、どういうことを調査して研

究されるのか、まず私の方で確認をしたいと思いますが、県内の公立高校に対する支援策の状況が、どのような状況なのか、そこはもちろん調べておられると思いますので、市長の方から答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

例えば、曾於高校において、制服の補助、あるいはスクールバスの活用、遠距離通学の旅費、資格取得の支援、大学進学時の祝い金、部活動の支援、夢実現チャレンジ支援事業というのが曾於市においてとられておるようでございます。垂水高校においても、通学費の補助と、それから大口高校におきましては、先ほど言いましたように大学進学奨励交付事業、そしてまた串木野高校においては、国公立大学への入学金補助、それから入学準備の経費の補助、それから部活動の補助、遠距離通学者の補助とかいうものが補助されているようでございます。薩摩中央高校においても、大学進学時の祝い金、そしてまた、入学準備の補助がされているようでございます。屋久島高校においては、遠距離通学の補助がされているようでございます。大島北高校においては、通学費の補助がされているようでございます。以上が、県内の状況でございます。

○16番（岩根賢二君） ほかに補助をしている高校はあるんですけどね、結構調査はされているんじゃないかなと思いますよね。ということは、先ほど市長が申されました、調査はどうか、県内の状況の調査というのがそれだと思うんですが、市内の志布志高校に対しての調査というのは、これからかなと思いますけれども、県内の以上のような状況を踏まえて、市長の考え方はどうなんですか。支援をしていこうということでの高校と教育委員会との協議なのか、その辺をはっきり聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで生徒数減による対策のために何らかの支援をしようということについて、学校側、あるいは教育委員会と話し合いをしたことはございませんでした。ということで、今そのようなクラスの維持について、非常に困難な状況にあるということの現況がございまして、先ほど答弁したように具体策については、今後、教育委員会あるいは高校とも協議を進めてまいりたいというふうには考えるところでございます。

○16番（岩根賢二君） 教育委員会はどうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回この高校への支援策というのが打ち出された時に、私も直接志布志高校に行って校長先生と語る機会を持ちました。やはり、かなり高校の方は、先ほど言ったみたいに危機意識を持っている状況がございまして、できることなら何らかの支援をいただければ非常に有り難いなという話も伺っております。特に、「どういう形で支援がいただきたいと思っておりますか」という問いに対しては、通学の補助、1万8,000円とか、かなり高い通学費を毎月払っている生徒もいたりするので、できるだけ通学費補助が少しでもいただけたらなと、そういう思いを持っていると、そんなことをお話されておりました。

私の方としましては、今後通学費補助にしても、かなりの予算を伴うこととなりますので、少

しでも何かそういう策が打ち出せれば有り難いなと思っているわけですが、ただちょっと考えたときに、この高校再編を考えると、例えば、曾於市とかは1市に一つの高校しかないわけですね、志布志の場合は、二つの高校があります。そうしたときに、志布志の子供たちが、志布志高校に行く子供もいるし、尚志館に行く子供もいるわけです。そうした時に、一つの学校だけ補助をしていくということは、志布志の市民にとって、どうなのかなという、そういうこともちょっと考えたりしてですね、曾於市みたいに1市に1校であれば、スムーズに支援というのはできるんですけども、垂水もそうですけれども、1市に1校しかないのでパッと補助をしてやればよいなと思ったりもするんですけども、この場合は二つの学校があるので、そこら辺のことについて、どう考えたらいいのかなというのが、私自身、志布志の市民が、私の子供は尚志館にやってるよといったときに、その尚志館への支援はどうなのよと、そんなことがひょっとすると出てきたりするのかなというところが懸念材料としてありますが、いずれにしても、今の危機的状況をどうにかして変えていかなきゃいけないという思いは一緒ですので、何らかの形で、できたらなという思いは持っています。以上です。

○16番（岩根賢二君） 今の教育長の答弁ですね、私もそれは心配しているんですよ。私もこの一般質問をするにあたって、志布志市には私立の学校もありますので、その辺に対する支援というのやはり一方では考えなければいけないのかなと。その辺のことも考えながら質問をしているんですが、私が今回なぜ志布志高校ということで、公立高校ということで限定をして質問通告をしたかと申しますと、大隅地域の高校の在り方についてどうあるべきかということの検討委員会というのが行政を交えて開かれましたよね。市長は、先ほどは「高校ともそういうことは話し合いしたことはなかったの」と言われましたけれども、話し合いされているじゃないですか。いいですか、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会というのが、平成23年度に開催されていますよね。これには、いいですか、大隅4市5町の首長さんも全員メンバーに入っています。入っていますよ。それと、ほかにも学識経験者だとか、いろいろな方が入っておられますけれども、そこで、本田市長も出席をされています。いますよね。これが計6回開催をされている。この中で出た結論が、結論といいますか、結論は後でまた申し上げますが、こういうことで、志布志高校ですよ、志布志で言えば、志布志高校について行政を含めて、いろんなPTA関係、あるいは学校の先生方を交えて、そういう検討会もされているんですよ。

ですから市長、今まで協議をしたことがなかったの、これからしますということではいけないんです。だから遅すぎると言っているんですよ。

これは企画政策課ですかね、担当はね。この大隅地域の公立高校の在り方検討委員会が、いつ、どういう形で開催されて、議論がどういうふうになって、取りまとめはどのようなことであったのか、その辺は把握をされていますか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今、御指摘がありました大隅地区の高校の在り方を検討する委員会、これにつきましては、確か平成23年度に県の方からの要請によりまして、各自治体に県立の高校がある市、町で検討委員会を設けるということがありましたが、事務局としては、当時教

育委員会の方が事務局として取りまとめをいたしております。私、当時、企画政策課長として、市内の検討委員会については参加をいたしております。それから、確か企画政策と総務課長が出席をしていると思いますので、その中で、いろいろ検討はされた中でございますが、確か志布志高校につきましては、普通科高校として責任高校としての位置付けをしっかりとするという、それから4クラスは必ず維持をしていくというような取りまとめがあったというふうに記憶をいたしております。

○16番(岩根賢二君) 課長もよく記憶をされていますね、まさにそのとおりなんですよ、はい。それでですね、これは教育委員会が主管されていたということでしたね、教育委員会はどのように確認されているんですか。

○教育長(和田幸一郎君) 平成28年度に立ち上げられた、この大隅地区の、ごめんなさい。平成23年ですかね、在り方検討委員会の中身については、今、ここに資料等を持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんけれども、どういう議論がなされたということについて、はっきりとお答えすることができません。また調べておきたいと思います。

○16番(岩根賢二君) そしたら、そちらでも調べてないということですよ。課長の記憶はありましたけれどもね。これにですね、志布志高校を支援するために、行政も一体となってやっていかなきゃいけないというのをちゃんと書いてあるんですよ、まとめで。ですから、今頃何を言っているのということなんですよ。

市長、高校の入学試験はもう来年2月に願書受付が始まりますよね、今から調査をして、その支援策が中学生の卒業生にですね、どんだけ影響があるかどうかは分かりませんが、早く打ち出さないと意味がないんですよ。そういうことで、私も、もっと9月に質問すればよかったなと思ったぐらいですね、質問自体も遅いかなと思っているぐらいなんです。ですから、ここは真剣に調査研究をするということではなくて、具体的にそういった策を財務課も含めてですね、研究していただかないと、進めていただかないと、ちょっと間に合わないと思いますね。27年度じゃなくて、28年度からでも、ためになればいいのよということかも分かりませんが、その辺の緊急性について、私はちょっと認識が足りないんじゃないかなと思っております。

それと、先ほど、これは私が申し上げてもいいかなと思うんですが、課長が申されました大隅地域の公立高校の在り方検討委員会というのは、また別にあつて、その中で、志布志地区の検討会というのがありましたよね。

志布志地区の検討会というのは、志布志高校で、まさに会議が開かれて、そこには、いいですか、教育委員長をはじめ、教育委員会からも教育長、教育総務課長、学校教育課長、課長補佐まで出席されてますよ。そのことを捉えて私は言っているわけですね。この第1回の志布志高校での検討会が開かれた時に、この検討会というのは、各地区の志布志なら志布志市の志布志高校について、じゃあ地元ではどうしようということの話し合いをするわけですね、いいですか、その話し合いをもって、今度は大隅地域の全体の在り方検討委員会に、その内容を伝えて、じゃあ大隅地域でどうしようということ協議をしていくという、そういう流れになっているみ

たいです。その第1回の検討会が志布志高校で開かれた時に出た答えといいますか、皆さんの協議で、こういうことが話し合われました。よろしいですか、「志布志高校に来る生徒は進学や就職、それぞれ目的を持って高校を選択している」と、そして、「学校を選んでいる条件の一つに、通学の利便性を考慮して学校を選んでいる」と、その中でですね、「高校の規模の縮小は地域振興に大きな影響を及ぼします」と、ここでも地域振興という言葉が使われております。

そして、まさに今日、私が最初に申し上げました「ふるさと」ということをテーマにしていますよと申し上げましたが、昨日の一般質問で市長がペーパーを見ずに自分の言葉で熱弁を振るわれたのが、このふるさとについての話でしたよね。昨日、市長は教育についての質問のところでおっしゃいましたね、あの時はペーパーを見てないんですよ、答弁書は見てなくて、一生懸命熱弁を振るわれました。ふるさとを愛する心をかん養する。先人に学ぶことで、将来地域を盛り立てていってもらえるのではないかなと、学力を向上した生徒が、いつもふるさとに帰ってきてくれるように、ふるさとを忘れない心を育てていきたいとおっしゃいました。まさにこのことは、私の今日の質問のテーマである、じゃないかなと思っております。ふるさとで学ぶ生徒を支援することで、大学はよそに行っても、ちゃんとまたふるさとに帰ってきてくれますよねと、そういう生徒を育てるために何か支援策はしてもらえないですかということをしているわけです。その第1回検討会で志布志高校で行われた検討会で、まさに今言われたようなことが話し合いをされております。上級の学校を卒業した後、地元就職し、貢献できる人材育成、雇用機会の創出等が志布志高校としては必要になってくると。それで、それを地域と、地域というのは、行政と、それとPTAだとか、そういった周りの皆さんですね、そういったところで支えていかなければいけないということが話し合いをされているんです。その時には、市長は、この検討会には、市長は出席されていないですけどね、それはちゃんと市長が出席をされた地域の検討委員会の方では、市長は出席されていますから、そのことも報告をされて、大隅地域では、じゃあどうあるべきだということの話し合いがされたと思うんですよ。そういう意味で、もう一回早急に支援策を打ち出す考えはないかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅地域の公立高校の在り方の検討委員会においては、募集定員に対しまして、確か3分の2だったか、ちょっと数字は忘れましたが、その定員に満たない形で2年連続、あるいは3年連続そのようなことになった学校については、統廃合の検討をしますよということを中心に、この検討委員会は進んできたようでございます。そういった中で、有明高校が、その対象になりまして、統廃合が進んだというふうなこと。そしてまた、曾於地区においても、そのような流れになったというふうに記憶しております。

今お話がありますように、志布志高校の中での検討委員会で述べられて、その支援策について具体的にどのようなものがあつたということについては、また報告は受けてなかったところがございます。そのことをまた担当の方から聴取いたしまして、そしてまた、それをもって教育委員会、そして学校側とも協議を重ねまして、対応をしてまいりたいというふうに思います。

○16番（岩根賢二君） 教育委員会の答えはどうですかね。早急にということをおし上げていられるわけですから、本当にじゃあやりましょうという答えが今いただけるのかなと、そういう状況を踏まえてですよ、今私が指摘したようなことで、いかがですか、教育委員会は。その検討会の主管だったそうですが。

○教育長（和田幸一郎君） 検討会の主管であった教育委員会ですけれども、私、もちろんその時には参加していませんけれども、今日お話を聞きながら、来年度の今募集の状況が143名ということ。校長先生が一番心配されているのは、この143名が、これから例えば曾於高校とか、いろんなところに動く可能性がある、とにかく120名になってしまうんじゃないかという、そのこと非常に懸念されておりました。先ほど議員が言われたように、学校の適正規模は4クラスというのが一番ベストな学校の体制が取れるわけですので、それが3クラスになるということは、すなわち子供たちに対して大きな影響を与えることになると思いますので、校長先生の方としては、学校の方としては、保護者やOBの方々に積極的にいろんなアピールをして、志布志高校の頑張りというのは示していると。そういう中で、来年120名をクリアできるような体制をとっているけれども、これが3クラスになるというのが非常に危機的な状況という思いがあるので、少しでも何か手だてを欲しいというようなことも言っておりました。なにしろ通学費の補助にしても、かなりの予算を伴うことになると思いますので、私の方としては、できたらそういう何らかの手だてができればいいなと思いつながら、市長部局の方とも、またぜひ相談をしながら手だてが打てないのかなということについて協議をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○16番（岩根賢二君） ちょっと具体的なことをちょっと聞いてみたいと思いますが、自分の子供が学校を選択すると言ったときに、いいですか、通学時が、先ほど教育長が言われました、例えば末吉、岩川でもいいでしょう、岩川からバス通学をするときに、定期券が今のところ3か月で4万2,410円、これが年間になりますと、16万9,640円かかります。これを3年間通学するととなりますと50万8,920円と。

じゃあ、例えばですよ、曾於高校に行くとしたら、バスはただで乗っていいですよ、ただで行ったら失礼ですけども、言い方は悪いですけども、中学校の通学バスを利用することも可能ですよということですね。そういった高校、両方どっちに行くかなと考えたときに、もちろん経済的なことばかりではないでしょうけれども、市長でしたらどっちを選びますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志高校に進学しようという子供につきましては、先ほどお話がありましたように、進学後に、また卒業後に進学、進路をしっかりと決めてくる子供が多いのではないかなというようなお話をしたので、バスの通学費については、曾於市に比較してかかるのは、現在のところ仕方ないというような形で来られている。それでも志布志高校に行きたいんだというような形で来られているというふうにとめるところでございます。

ただ、今ちょっと見てみますと、曾於市の場合は、中学校のスクールバスに乗れば無料とか。それから中学校間のバスの利用を進めていると、そしてまた、その他の地区においては、市のバ

ス、それからタクシー等については、3分の1の補助になっているということでございますので、そのあたりもちょっと参考にしながら、このことについては考えなきゃいけないなと思ったところでございます。

志布志高校の場合、現在通学されている全校生徒の46.9%がバス通学だということでございますので、約半数の子供がバス通学をされているということでございますので、全校生徒にすれば500人ぐらいということになるんじゃないかなと、そのうちの半分ですので250人ぐらいで、半分ぐらい補助したときに200万円か300万円かかるのかなというふうに、ちょっと手元で計算してみたところですよ。

そういったのを含めて、ちょっと、じゃあ始めに御議論がありました尚志館高校についてはどう考えるのということも整理しなければならぬんじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、志布志の地区から他の地区に行っている子供はどうするのかということもあろうかと思えます。そういったものも合わせて協議が必要でありますので、今ここですぐやりますという形での御返答はできないということでございます。

○16番（岩根賢二君） もちろん今どうこうという答えは出ないでしょうけれども、その私立の学校があるということに関して言いますと、先ほど市長が言われましたね、県内でも大口高校と串木野高校の例を出されましたけれども、ここにも私立の学校があるんですよ。じゃあそのことはどのように対応したのかなということは研究してもいいんじゃないですか。串木野についてもそうですね、ありますので、教育長、そうでしょう。

ですから、その辺はちゃんと確認というか、調査をしてもらえば、どのような対応をしているかということは分かるんじゃないかなと思いますので、それと今、市長が申されました、じゃあ志布志からよその学校に行ってる人たちにはどうするのかといったことの、そういったこともやっぱり考え合わせてもらって、ちょうどいい案を出してもらえればなと思います。

これはちょっと蛇足になるかも分かりませんが、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会が6回開催された中で、第4回目の時に志布志地区の検討会の結果を踏まえて、このようなことが議論をされております。地域、PTA、行政は生徒の通学手段の確保、雇用機会の創出、青少年海外研修の推進などに取り組み、志布志高校を、市長聞いてますか。

志布志高校を間接的に支援すると、支援するとちゃんとうたってありますので、「中学生や保護者にとって高校選択のポイントとなるのは、進学に有利である。就職に有利である。あるいは安全な通学手段が確保されていることなどである」ということも明記をされております。ただ、この第4回の委員会に市長は出席をされていない、いないんですね。市長は、その時に出席をされたのは、今はここにおられない当時の清藤副市長でありました。そういうことですね、市長も大変お忙しい身ですので、こちらの会には出席をされなかったんだろうと思いますが、そういうこともちゃんと話し合いがなされておりますので、具体的な支援策について検討を急いでいただきたいと思えます。

いろいろ申し上げたいことはありますけれども、時間になりましたので、最後に市長の確かな、

やりますよと、すぐ答えは出ないけれども、ちゃんと研究してやりますよということをお答えいただければ、これで終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） 高校の在り方、大隅地域の公立高校の在り方検討会委員会において、そのようなまとめがされて、本市においても間接的に支援しなきゃならないと、支援するというものの方向性が示されているようでございますので、きちんと高校と、そしてまた、教育委員会と協議しながら、このことについては、対応してまいりたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 教育長にも、当時は委員でもなんでもなかったでしょうけれども、今の立場としてお答えをいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど、一つの市にいろんな学校がいる市とない市があるということで、例えば、先ほどは大口高校の場合は、伊佐農林と大口明光学園があるわけですね、一つの市に三つある中で、補助を出しているのは大口高校ということなんですけれども、この前、伊佐市の市報を見る機会がありましたら、市報に「伊佐市の学校へ行こう」ということで、大口高校と大口の明光学園と伊佐農林がA4、1枚で自分たちの学校はこんなにすばらしい学校ですよ、ぜひ来てくださいというようなのをアピールしている、そういう市報を目にしたことがあるんですね、そういうことを考えますと、今すぐにでもできることとして、例えば、市報に志布志の高校に行こうということで志布志高校と、それから尚志館高校の取り組み、頑張りというようなものを市報に載せて、多くの市民に、こんな学校でこんな頑張りをしているんだというのがアピールできるような、そういう体制というのは、お金もかからずに、すぐ取り組めることなのかなと、伊佐市の一つの市報を見ながら感じたところがありました。早急になかなかできないところも多々あると思いますけれども、取り組めるところとしたら、そんなことをちょっと今考えたところですよ。以上でございます。

○16番（岩根賢二君） 今、終わると言いましたけれども、あと一言、それこそ蛇足になるかも分かりませんが、その大口高校の件ですね、大口高校にありましては、伊佐市の市長がですね、あの100万円のことを支援策を打ち出した5,000万円の基金を積んで1年間1,000万円ぐらいずつ5年間ということで基金を創設されました。この時に、伊佐市の隈元市長は、こう述べていますよ「高校生が市外に流出すると地域活動が低迷をする。このままでは学級減を認めざるを得ない。私は命をかけて3学級を守る」と、このように話をされています。命をかけてですよ、ということでございます。それで、命をかけてまでとは申しませんが、真剣に考えていただいて、支援策をよろしく願いいたします。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子君） 皆さん、こんにちは。

今回は、一般質問が8名ということで、市長も13名とか、15名とかいう定例会の一般質問の時より、少しはほっとされているのかもしれませんが。残すところ、あと2名となりましたので、もうしばらく直球勝負でいきたいと思います。誠意ある答弁を求めます。

質問通告に従い、地域振興についてお伺いたします。

午前中に同僚議員とやり取りがあったわけでありますが、同僚議員の質問の趣旨を市長、教育委員会捉えられまして、少しは調査研究から一歩進んで大隅地域検討在り方委員会において支援するという方向性が出ていたので、支援をしていくという市長から答弁を受けたわけでありますが、そのことをもう少しプッシュする意味で、一般質問を続行したいと思います。

少子化が進み、高校再編が叫ばれている中で、地域の学校存続のために、県内では曾於市や伊佐市、いちき串木野市など、生徒確保のために総合的な支援策を実施しています。本市の志布志高校は105年の伝統ある県立高校であります。来年度、定員割れで1クラス減になり、進学のために十分な教育が行われなくなる懸念があると聞いております。地域の生徒を地域で育てることで、地域の活性化につながると考えます。地域振興策として、本市でも近隣の市にならない、バス代補助など、総合的で積極的な支援策は考えられないか、市長の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

岩根議員にも答弁しましたように、県内のいくつかの自治体において、生徒確保のための支援策を講じていることについては、認識しているところでございます。それぞれ実情に応じた取り組みがなされており、特にバス代の補助など、通学費に対する助成については、経済的負担の軽減につながる有効な支援策として、どの自治体においても実施されているようであります。こうした状況も踏まえまして、本市における今後の支援の在り方については、教育委員会とも連携を図りながら、関係者と十分議論を重ねていきたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先と同僚議員に対する答弁のとおり、地元の高校生が活躍するということは、小中学生にとっても学ぶことへのモチベーションを高める大切なことだと考えております。高等学校では、1学年4学級を維持することが、専門の教科を指導する教員を確保する適正規模であります。本市教育委員会としましても、高校の適正規模が確保されるよう、学校や関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○11番（鶴迫京子君） 先ほどの議論の続きになろうかと思いますが、3クラスになって、串木野高校、大口高校は3クラスになってからの支援策を打ち出しています。

我が県立志布志高校では、まだ3クラスには一応なっていないんですね、4クラスであります。それが来年度3クラスになるかならないかの本当に危機的状況であります。

そこで、もう一遍伺いたいします。市長も教育長も、先ほどの説明によりまして、大変危機的状況であるということ認識されたと思いますが、もう少し深く掘り下げて、どのように認識されてます、そのことが、どのように高校生等に影響があるのかということをもう少し深く答弁してほしいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの同僚議員の御質問の中でもお答えしましたように、今回志布志高校の募集につきまして、25年度において134名、本年度が143名ということで、3クラスになるまでに落ち込んでいるということではないということでございますので、その分については、少し安心しているところでございますが、将来的には3クラスになる数になってしまうということについては、認識をしたところでございます。そのような中で、本市ができる支援というものについて、しっかり取り組みが必要だなというふうには思ったところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど答弁しましたように、来年度の予定が143名ということですが、この数字というのは、ある意味非常に微妙な数字かなと思います。20名近くというのは、ほかの学校に行く可能性もあるということで、そういう意味での危機感というのは持っております。それからもう一つ、最も危機感を感じるのは、先ほど言いましたように、4学級から3学級になることによる教員が、専門教員が確保できないということでもあります。

例えば、社会で言えば、世界史と日本史、公民と歴史と4人の先生たちが、今は確保されているわけですが、もし、これが3学級になった場合は、多分1人は減るだろうと思います。そうしますと、例えば、世界史の教師が減ったとすると、その残りの3人の先生が、その世界史を担当しなきゃいけないというような状況になってくるだろうと思います。そういうことを考えますと、これはやっぱり専門的な指導というのは、なかなか受けられないというような状況が予想されます。そういう意味での危機意識というのを感じております。以上です。

○11番（鶴迫京子君） まさしく教育長の申されたとおりであります。専門教科の先生が1人欠員となるということが、どういうことかと申しますと、進学校である県立志布志高校の児童生徒が大学受験に対して、その学力、十分な教育が行われないということになります。そのことで、市長、先ほど「将来的に」とおっしゃいましたが、その将来的というのは、近い将来、遠い将来、将来といった場合、相当長く取る感じるということもありますが、私は将来というのは、来年度のこと、来年度に間に合うような将来的とりたいと思いますが、そこをもう一遍しっかり将来的というのは、どういう将来的でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度の進路希望数が143と、教育長の方では「微妙な数字だ」というようなお話でしたが、今までの実績からすると、この143というのは、それなりに確保できる数字なのかなというふうに、私自身は思ったところでございまして、そのような意味合いから、この数字を基にしながら、近年の傾向を基にしながら考えていく内容だというふうに考えて、答弁したところでございます。

○11番（鶴迫京子君） あくまでも希望者数が143人であります。今からいろいろ先生、生徒、三者面談したり、いろいろ進路指導されたりして、この数は変わる数であります。そして、そのように変わった数が、結局入学した数と申しますと、25年度が132人で26年度122人、あと121人以上で4クラスですので、あと120人以下になりまして、2人減りますと3クラスになる現状が、もうそこに来ているのでありますね。

そして、その結果を見まして、3年間はほぼ同等の生徒が、志布志高校を希望していることが分かりますが、今年度と同時に来年度も入学者が121名を下回ることが、とても危惧されまして、そして26年度に曾於高校が開校されまして、その志布志高校の中で、大隅中学校、末吉中学校から志布志高校に通っていた、その出身の生徒数を調べますと、平成24年度は大隅中学校が12人、末吉中学校が9人、合計21人です。そして、平成25年度は23人、今年度が極端に減っているんですね、14人と減っているんですね、9名も減っているんです。そのいろいろ理由はあるかもしれませんが、その中に、これまでであれば、志布志高校に入学していたであろう生徒の数名が曾於高校に流れたと考えられませんか。

しかも、曾於市が曾於高校を様々な点で支援している、午前中もありましたが、さらに来年度は、その支援策が生徒、保護者、地域に伝わりまして、さらに曾於高校へ進む生徒が増えるのではないかと思います。今一度市長、このことをどのように考えられますか。

○市長（本田修一君） 曾於高校につきましては、昨年からすると10名ほど減少ということになるところでございますが、ほかの地域からくる子供についても、減少ということもございます。ちょっと、その原因については、少し把握できないところがございますが、いずれにしても、この志布志高校において、減少傾向ということについては、本市として何らかの支援が必要ということについては、認識するところであります。

○11番（鶴迫京子君） 先ほど、大口高校とか、いちき串木野市、曾於高校、いろいろ支援をしているということでありましたが、霧島市でも福山高校、二つの高校、霧島高校と福山高校ということで、福山高校、生徒確保のために通学援助も含めて、有効な支援策を検討中ということで、霧島市の福山高校は検討中ですね。霧島高校は、生徒確保のための対策が必要な時期にきているということで、県内の高校が、もう押しなべて、いろいろな施策を検討中ということであります。その中で、例えばの話をこの議場でするのはなんかと思いますが、3クラスになって、教科、指導力が落ちてきて、市長、市長の昨日の一般質問で同僚議員が学力向上ということで、一つにわたって質問を熱心にされていまして。そのことにも触れるわけでありまして、学力向上、そういう教科指導力、先生たちの指導力が落ちるといふことに、もう現に3クラスになったらなるわけでありまして、そのことを市長が再三、学力向上日本一に向けてということを目指していらっしゃいますが、その市長は、このことをどのように捉えますか。整合性が出てきますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としまして、学力向上につきまして、きちっと対応しなきゃならないのは、義務教育の段階の小中学校ということでありまして、高校については、また進路がそれぞれに分かれてまいり

ます。そしてまた、本市においては私学もあるということですので、この志布志高校において、専科の先生が減少することについて、その志布志高校の生徒の学力が低下するという点については、今まで考えたところはなかったところですのでございます。そのことにつきましては、教育委員会、それから志布志高校とも協議はしてまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 今4クラスということで、社会、理科、そういうところに影響が出るという教育委員長のお話でもありましたが、まさしく影響が出ます。

大学入試を控えた高校3年生の生徒が受験に向けて勉強する場合、1人教科の専門教科の先生がいないわけでありますので、ほかの社会でしたら社会科の先生が専門でもない、そういうところを引き受けて、自分の専門以外のことをまた教えなければいけない時間、労力、いろんなあらゆる面で十分に行き届かなくなります。そういうことが社会でも起きる、理科でも起きる、そうなった場合、進学しようと思って夢を持って、県立志布志高校は進学校でありますので、夢を持って入学した生徒が3年間勉強して、いざ本番、受験となった場合に、教員から専門教科の指導を受けられない、十分なですね、そういう状況が、もう来年度、今年が122名でしたので、120切った場合は、もうそのような現状が待たないで起きるということであります。その場合、将来的にということで、27年度検討して28年度からとか、そういうことには遅すぎると思うのですがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、支援策について、どのようなものが適切かどうかということにつきまして、教育委員会、そして学校と協議すると。そしてまた、同時に本市にある私学への対応をどうするのか。そしてまた、他地区に通学している子供たちについてどうするかということの整理が、あわせてしなきゃならないということですのでございますので、そのことの協議は進めてまいりたいというふうに思います。

○11番（鶴迫京子君） 私立の学校、高校等のバランス、そういうこともあろうかと思えますし、志布志市から市外に通学しているということもあるということでもあります。そういうところも、もろもろ検討されていかれるとは思いますが、例えば、志布志高校生のバスの定期代が鹿屋から1万7,040円、1か月ですね、高山から1万5,500円、野方から1万5,960円、末吉から1万7,040円ということであります。いちき串木野市の場合は、この定期代、バスの定期代を半分、2分の1補助しています。そして、市内の4kmから6km未満の生徒に年に1万円、そして6km以上ある生徒に年に2万円とか、そういう細かな補助をしております。

そして、尚志館ですが、スクールバス代として、末吉の場合は5,500円ということで、志布志は4,000円、大崎、夏井、伊崎田は4,000円ということで、いろんな手だてをやっているわけですが、やはりきめ細やかにしたら、もう全然バス代補助もなし、何もしないよというのではなく、今まで105年という伝統を誇る志布志高校に対して、県立でありますので、町立、旧志布志町とか、今志布志市立、志布志市としても、何ら支援はしてないと思うのですが、確認ですが、今まで何か県立志布志高校に対して支援という支援策をしたことがあるのかなのか、お聞きしま

す。

○市長（本田修一君） 学生に、生徒に対しましての支援策というのは取っておりません。

○11番（鶴迫京子君） 地域の生徒を地域で守るということで、志布志市立、午前中もありましたが、ジュニアリーダークラブとか、志布志高校生もいろいろと、地域のために奉仕活動をしております。そしてまた、学力以外にも部活動、文武両道ということで、平成23年度の資料によりますと、5月ですが、部活動に入部率が82.4%ということで、これは3年になったら部活動をやめて勉強だけに頑張るというのではなくて、ずっと1年、2年、3年生と入部率が変化しないのであります。今は、82.4%ではなく90%に近いぐらいの入部率ではなかったかと記憶しておりますが、そのような文武両道を目指とした、そしてまた、現に頑張っている県立志布志高校であります。県立志布志高校の入学当時の児童生徒の学力というのは、校長先生の話によりますと、偏差値が飛びぬけて素晴らしいという、極端にですね、東大にすぐ入るとか、そこまではないかもしれませんが、入学した時の偏差値を3年間で、相当偏差値が高くなって、皆生徒が努力して勉強して、そして大学、国公立とか、そういう有名大学に33名、平成26年度合格してはいますが、そういういろんな大学に合格して、合格率が高くなっているという校長先生のお話を聞きました。まさしくそこに、この一般質問をしている意味があるわけですね、まず入学当時から3年間で生徒が頑張っていて、そして教科の先生たちが指導力で頑張っていて偏差値がアップして、そして、国公立大学、そしてまた、専門学校、そういう合格率を伸ばしている県立志布志高校、唯一志布志にある県立高校であります。そのことに対して、市長、どういう感想を持たれますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことが、まさしくいわゆる伝統校というものではなかろうかなと思います。長年培ってきた先輩たちが優秀な先輩たちを排出して、そのこと連綿として引き継がれている、それを在校生がきちっと受け止めて、また自らを鼓舞して、そのような形になっているんじゃないかなというふうに思ってます。

○11番（鶴迫京子君） 市長も認識されてまして、伝統校としまして、政治家、そしてまた、芸術家、そして、あらゆる宗教家とか、いろいろな部門で志布志高校の先輩たちが活躍されています。そして、今日まで至っています。

そういう中で、余談になりますが、体育祭に参加したのですが、本当に素晴らしい体育祭でありまして、体育大会ですかね、ありまして、入場行進が始まりまして、運動場を見ますと、その運動場が、生徒たちによる作業によりまして、掃除といいますか、きれいに掃かれまして、運動場の整備がほうき目がスーッと通っている。そこに足跡ひとつなくて始まる入場行進というか、入場なんですね。そのことを見ても、本当に目からうろこのようなすがすがしい気分になりました。やはり、こういう伝統校というのも伝統校になる、それが途切れないように、やはり地域で守らなければいけないという思いがすごくします。もう一遍市長、その辺を将来的の答弁をいただいてないような気がします。まだ間に合うと思うんですね、いかがですか。

○市長（本田修一君） 一般質問が終了後、直ちに教育委員会と協議します。そしてまた、学校

側とも協議してまいりたいと思います。その上で、予算等もございますので、そのことに対応できる内容があるのかどうか検討もしなきゃならないということもございますので、今回の募集に対して、何らかのアクションができるかどうかということについては、今のこの段階では御返事できないということもございます。しかし、すぐさま行動は起こしたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 文教厚生委員会で10月に福井県の坂井市というところに18年型教育ということで、研修に所管事務調査に行ってまいりました。その時に委員長の方でまとめられましたが、その中で大変、本当に感動もしました目からうろこの教育制度でありました。ぜひ、ここにも私も所管感想で書いて出したんですが、ぜひ秋田県には行かれたんですよね、ここの福井の坂井市というところも、すばらしいことで、ここにも書いてありますが、県では子供たちの能力をさらに伸ばし、夢や希望に向かって挑戦できるよう、幼児期から高校卒業までの接続を重視した福井型18年教育を平成23年度から推進している。福井型18年教育とは、誕生から入学、6年、小学校が6年、中学校が3年、高校3年の18年をトータルで考え、学校や家庭、地域が手を組み、子供たちの発達段階に応じて、より高い力を身につけることができる教育を目指していました。特に、生涯にわたる学習の基礎をつくる幼児教育と18年教育の出口部分で、社会に最も近い高校教育の充実が大きな柱で、保育所、幼稚園から小、中、高校までが連携を深めた教育を進めているということでありました。まさしく市長、このことであります。同僚議員もいろいろな質問を教育についてされますが、このゼロ歳から18歳までの教育、これをずっと途切れることなくやっているところが、ここの坂井市でありました。ここにも出てきます。高校生の高校教育の充実が大きな柱、出口です。どうですか、こういうところの、本当に研修して文教厚生常任委員会は私だけでなく、みんな驚嘆して、本当に感心させられることばかりでありました。

市長、どうでしょうか、学力を向上日本一を目指して、秋田県にも行ってらっしゃいました。そして、昨日も小学校の統廃合とか、学校再編というのを考える中で、目指したいということでありましたので、そういう中の研修先、こういうところもやっぱりいろんなところを研修されて、最初から小中一貫校とか、そういうのではなくて、こういうところもある。そして、その中で教育長がおっしゃった言葉は、「どうしてそんなに成績、学力が高いんですか」という質問に対して、「教員の質が高いから」ですと、即答されました。その即答にもびっくりしましたが、そこにも先ほどの質問はつながりますよね、4クラスが3クラスに減って、1クラスの1人の専門の教科の先生が欠員するということは、教員の質、そういうこと、教育力が落ちる、しいて言うと子供に直影響が出る。ゼロ歳のところではなくて、出口の18歳のそこですね。そのところで影響が出て、そうなりますと、将来やはり1年間、大学受験に失敗しまして、そしたら1年間また勉強のし直しであります。そうなりましたときに、保護者、地域、いろいろな意味で、地域振興とうたっていますので、相当マイナスな部分がいろいろと出てくる、問題が起きてきます。そういうことを踏まえまして、しっかり、もう一遍、少し答弁が弱い気がするのですが、再度力強い答弁を期待したいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、18年教育ということで、福井の方で先進的に取り組まれているということのお話については、すごい内容だなというふうに思いました。

私自身は、先ほども申しましたように、幼児の保育、教育、そしてまた、小中学校の児童生徒の教育ということで関わりがございまして、そのことにつきましては、子供たちの健全育成ということを中心として取り組みをしてきたところでございます。しかしながら、高校生については、今まで、今までというか、そのことについて、じゃあ私自身が何らかの形で関与できるかということについて考えたことがなかったということが、正直な話でございまして、その福井の事例というものを参考に勉強させていただきまして、参考にしていきたいなというふうには思ったところでございます。

今まで議論がございましたように、この志布志高校の生徒数の減少については、本市にとっても大きな問題だということについては、改めて認識をしたところでございます。ということで、今後、教育委員会、そして学校側と協議をしまして、支援できる内容について検討をしてみたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 市長も少し前向きな答弁に変わったと思います。高校のことは、あまり視野になかったというような感想でありましたが、また、先ほどの福井の坂井市のことを出すようですが、地元の高校を出て、地元の大学に進んで、そして地元の就職先に落ち着くということでありました。だから、地元志向が大変強くて、そして、それは先ほど言うゼロ歳から18年間の教育が、ずっとそのようにやられていますので、県民性というか、そういうのがちゃんと子供たちに入っているというか、そういうことで、ふるさとを愛する郷土愛の精神、そういう県民性によるものもあったかもしれませんが、やはり教育力が一番根幹をなしていると思います。ぜひ、このことも目先のことの小学校のことだけ、中学校のことだけでなく、そこはずっと本当に連携しているわけでありまして、ぜひこのことをしっかり捉えられて、検討していくということでありまして、ここに今思ったんですが、ちょうど7年前、うちの娘は尚志館校の看護学科だったんですが、その頃使っていたノートを余っていたりするものですから、議会のときには、このノートを使ってるんですが、ちょうどまだ間に合うんですね、ちょうど三者面談、12年前ですけども、中学3年の時、12年前は、今12月、今日は9日でありまして、今、三者面談とか進路指導とか、そういうことで、まだ大丈夫ではなからうかと思っておりますので、ぜひこの支援策を27年度間に合うように、しっかり検討されて多額の補助とかいうのではなくて、最初から。先ほど同僚議員から校長先生の話もあったようですが、2分の1補助でも3分の1補助でも、地域は見守っているんだよという形をそういう支援策で示していただければと思います。

最後になりますが、最後にもう一遍市長の心意気をお願いします。

○市長（本田修一君） 来年度受験の来年度入学生の受験生に対しましての進路希望調査というのはされているということでございますので、その数字が基になるんじゃないかなというふうには思ったところでございます。

子供たちがきちっと志布志高校に行きたいということに、ただいまお話になっている内容が必

要ということになれば、また校長の方から、そしてまた、教育委員会からしっかり上がってくるんじゃないかなというふうに思っています。そういうのを踏まえながら、また私学のことや、よその地区に行っている子供たちのことも一緒にあわせて検討してまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子君） 期待いたしまして、次に移ります。

子育て支援について、3点ほどお伺いいたします。まず1点目は、平成24年制定の子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度のもとで教育、保育、子育て支援の充実を図るために、5年間で1期とする事業計画を作成し、平成27年度から実施することになっています。

そこで、本市も平成25年度に子ども・子育てに関するニーズ調査が行われました。そのニーズ調査をもとに、いろいろな計画を立てられてきていると思いますが、これまでの現在の進捗状況をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、社会保障と税の一体改革大綱の中で、子供を産み育てやすい社会を目指して創設されるもので、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的としております。

本市のこれまでの取り組みとしましては、平成25年度に子ども・子育て会議の設置、計画策定のためのニーズ調査を実施しております。平成26年度におきましては、子ども・子育て会議を3回開催し、計画策定に向けた協議を行い、現在計画の素案を作成している状況でございます。予定としましては、素案が出来次第、来年の1月中に4回目の子ども・子育て会議を開催しまして、意見聴取を行った上で、パブリックコメントの手続きを取り、広く意見をいただきたいと考えております。

○11番（鶴迫京子君） ただいま進捗状況を示されたわけでありますが、子ども・子育て会議ということが4回なされたらと、今報告がありましたが、そして、その子ども・子育て会議の中の内容、いろいろなそこで協議された内容とか、そういうことも、この素案の中に入っているのだと思いますが、まずそのこともですが、この志布志市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査結果報告書ということで、3月にいただきましたが、この中をもちろんアンケート、就学児童と未就学児童の保護者に対しまして、無作為でしょうかね、1,300人就学児童の対象者にはですね、そして、就学前児童の保護者には1,350人調査依頼をされてまして、その回答率が両方合わせて65%の回答率であったということではありますが、その結果がまとめられていますが、そのことが、その素案の中にどのように反映されてきているのか、今、作成中ということですので、もう大半は素案の中に入ってきているのではなかろうかと思いますがいかがでしょうか。ちょっと漠然として多岐にわたっているのと、とは思いますが、おおまかでいいですが、どのようなところが考慮されて、その計画の中に、素案の中に盛り込まれてきているのでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 現在、今、素案の策定中ですけれども、その中でニーズ調査を行いまして、それが反映されるように、まずは目次を作りまして、志布志市を取り巻く状況ということで、ニーズ調査で現れております少子化の動向、世帯の状況、就労の状況、母子保健に関する

状況、それと、教育、保育サービスの状況等を計画の中に、素案の中に盛り込んでおります。それを受けまして、計画の基本的な考え方ということで、基本理念、子育てスローガン計画策定における基本的な視点、基本目標を定めておるところでございます。あと、それを受けまして、基本目標ごとの取り組み、それと事業計画推進体制ということで、今素案について策定している途中でございます。以上です。

○11番（鶴迫京子君） 今、基本理念とかスローガンとか目標など、いろいろ素案の中に反映させていっているところであるという答弁であります。4回行われた子ども・子育て会議の中で、一番、いろんな方が代表として入っていらっしゃるんですが、その中で保護者代表であったり、地域代表であったり、そしてまた、学識経験者などありますが、その中で一番最重要視されている問題というか、課題というか、そういうものは特別に出てきているのでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 子ども・子育て会議につきましては、25年度に2回、そして26年度に3回実施したところであります。その中で、いろいろ会議内容については出ているところがございます。これまで会議内容については、公表していませんでしたけれども、今後は前回の会議を含めて、会議内容については公表をしたいと考えているところでございます。

内容については、今ここに手持ちとして持っていないところでございます。以上です。

○11番（鶴迫京子君） 代表者でありますので、意見を述べやすい意見をいろいろ発言することができる方々ばかりではないかと思っておりますが、やはり会の進行にとしまして、きたんなく意見が発言できるように進行していただきたいし、またパブリックコメントも来年度ですかね、実施されるということでありますので、しっかり市民の声、地域の声、いろんな学識経験者の声などを吸い上げまして、しっかりした計画ができることを期待しておりますが、その中で2点目であります。福岡市では、27年度から国が導入する子ども・子育て支援新制度に基づき、関連事業のほかに、少年期からの引きこもり対策に持続的に取り組むため、対象の上限を現在の18歳から30歳まで拡大し、安心して産み育てられる環境づくりなど、若者の自立支援や発達障害児の増加を踏まえて、家族の支援を含めた対応策も盛り込んでいるということをご報告で知りました。そこで、本市の計画は、まだ素案作成中ではありますが、この本市の計画では、このようなことは考慮されないのか、いかがなものなのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

福岡市では、子ども・子育て支援計画の上位計画の子供の総合計画の中で、若者という定義で対象者の上限を現在、18歳から30歳まで拡大しているところがございます。

本市において策定中でございます子ども・子育て支援計画上の対象範囲としましては、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の質的・量的拡大については就学前の子供、地域の子ども・子育て支援については、放課後児童クラブ等を想定しておりまして、小学校6年生までが計画の対象ではないかと考えております。

若者という定義で対象者を拡大することは、現在考えておりませんが、発達障害児などの増加を踏まえた対応策ということに関しましては、計画に盛り込んでまいります。

今後は、本市においても福岡市が検討している子供に関する総合計画の策定について調査研究していかねばならないと考えております。

○11番（鶴迫京子君） 福岡市は上位計画であるので、そういうことになっているということの答弁でありましたが、やはり先ほどの教育力のことについてもありますが、ゼロ歳から18歳、このことに対してゼロ歳から18歳、いろいろ我が本市は小学生までのこういう計画であるということでありまして、そしてまた、発達障害児など、そういうところをまた盛り込むと、そのところは盛り込むということでありました。この引きこもり対策とかいうのは、急に引きこもるわけではなくて、幼少期から、小学校、中学校、高校、ずっとこう、やっぱりそういう環境というものもありますので、そういうところをどこでフォローするのかということもやっぱり行政として考えて、そこで盛り込めないのだったらどこで手当てるのか、参考程度に引きこもり対策とか、そういうことはどのようなところで対応されているのか。また、そこに力を入れようとか、そういうことは市としてはないのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 福岡市が検討している子ども総合計画では、子ども・若者育成支援推進法に基づいて、福岡市子ども・若者計画も含んだ内容になっているということで、若者の自立支援対策も計画上考慮されているところでございます。この子ども・若者計画の策定は努力義務とされており、現在、本市においては具体的な検討は行ってないところであります。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度の本格施行までに策定が義務付けられていますので、来年の3月までに間に合うように最優先で作業を進めておりまして、若者の自立支援を含んだ計画への見直しというものは難しいものと考えております。

○11番（鶴迫京子君） 子ども・若者自立支援の取り組みというか、計画というのは、来年の3月まで、こちらの方が優先していますので、難しいということは重々わかりますので、それ終わられまして、また計画としまして、今後の課題といたしまして、その努力していただきたいと思っております。

それでは3点目に移ります。鹿屋市の養護施設大隅学舎では、子供の短期入所生活支援事業、俗に子供のショートステイと呼ばれていますが、子供のショートステイを実施しております。近隣では鹿屋市が事業を導入し、業務委託をしております。保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、または学校など、公的行事などへの参加などの理由で児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を乳児院や大隅学舎の施設に24時間態勢で預けられます。原則は7日間です。しかし、現在では先ほど理由をいろいろあげましたが、この頃の社会状況の変化で、現在は理由は一切は問わないという理事長のお話でありました。日本一の子育て支援を掲げている本市でも、この事業を早急に導入すべきであると思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 子供の短期入所生活支援事業につきましては、鹿屋市が実施要綱を策定し、鹿屋乳児院及び大隅学舎に事業委託を行い、既に実施しているところでございます。

本市においても、障害児、障害者や高齢者については、同様の事業を実施していることや、子

ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査においても利用が見込まれておりますので、国・県の補助事業対応を前提として前向きに検討してまいりたいと考えます。

○教育長（和田幸一郎君） 教育の面から回答申し上げたいと思います。

児童の養育が困難になった場合、これまでは原則として、児童相談所の判断に基づいて入所するものとなっており、支援に入るまで非常に大変時間がかかるものでした。しかしながら、大隅学舎の短期入所生活支援事業においては、児童相談所の判断を待たずに利用できるものであり、子供たちの安全が緊急的にでも確保されるものであると聞いております。このことは、保護者が安心して子育てに取り組むことができることであり、ひいては子供たちの心の安定につながるものであらうと考えております。以上でございます。

○11番（鶴迫京子君） 市長の答弁で前向きに検討していきますという温かい答弁をいただきましたが、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査の中で、そのことも調査されております。

まず、就学児と就学前児童の保護者に対して、本市の調査が出てますが、まずこの中で一番簡単な調査ですが、この子育て支援というか、子育てのことに對しまして、教育を含む子育てをする上で、気軽に相談できる人がいますかという問いに對しまして、もちろんほとんどの方が、親類者、親兄弟、いろいろな友人とかいますと答えていますが、その中で、「相談できる人、相談できる場所がない」って、ゼロではないんですね、答えていらっしゃるんです。その中で862人中、25の方が「いない」、「無回答」、無回答ということは、いないということでもありますよね。相談できる人も場所もない。

そしてまた、その子育て、「みてもらう人もいない」という調査結果が出ております。いずれもお子さんをみてもらう親族・知人はいますかと、「いずれもない」ということが、またその回答者の中の862人の中の74人が「いない」ということであります。そういうような回答が出ているわけではありますが、その中にまた出てくるんですね、ショートステイについて、また調査されております。例えば、この1年間に保護者の用事、先ほど言いました「冠婚葬祭、保護者、家族の病気等々により、お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがありましたか（預け先がみつからなかった場合も含む）」ということで調査がされております。その場合、宿泊を伴う預かりの有無ということで、862人中198人が「あった」と、答えられております。そして、あった場合、この1年間の対処方法を聞いています。そして、ここにいろんな「親族、知人にみてもらった」ということが91.4%であります。この中にショートステイ以外の保育事業は0%ですね、ショートステイも0%であります。そして、ここに本当に「仕方なく子供を同行させた」、「仕方なく子供だけで留守番をさせた」。そして、「その他」1%あります。この中に子供だけで留守番をさせたりとか、そういうところに子供を同行していったとか、そういう本当に困っている状況が手に取るようにあります。198人中、その割合が29人もそういう方がいらっしゃるのです。そして、「ショートステイを利用した」というのはゼロ、ベビーシッターもゼロですが、まず利用するにも、こういう事業所の存在すら知らないということがあったのではな

いかと思います。鹿屋市にそういう事業所がある。事業所があったにしても、それは市の補助とか、そういうのが助成、契約もしていませんので、利用するとなりましたら現金になりますので、一日が8,600円でしたかね、2歳未満の児童は8,600円、2歳以上は4,700円となりますので、市民税課税世帯です、そういうこともあったりしまして、利用するにも、そういう事業所が無いし、また知らない存在、そういうことがこのニーズ調査の中にしっかりと現れてきております。

そして、知人・親類に頼む、そういう泊まりがけの時も頼んでいるけれども、その時に困難度がありますかと問い対して、やっぱり預けるのに高齢者の親類とか父親とか、そういうのがありますので、そういうので困難と感じた人が181人中75人も頼んだけど困難であったということで、大変困っている状況がこの調査よりいろんなことが分かってまいります。

そして、年平均になります、仕方なく子供を同行させたり、仕方なく子供だけで留守番をさせているって、昔でしたら子供だけおいても、隣の近所の方が見にいつてくださったりとかですね、そういうこともあったですが、今は本当に各個人の家庭が見えなくなっていますし、子供が一人で留守番をしていることすら知らない隣近所の絆（きずな）になっております。そういう社会状況の中で、本当にショートステイというのは大事ではないかなと思います。

それで、先ほど前向きな答弁をいただきまして、また、このニーズ調査の最後の方で、「志布志市に今後どのような子育て支援の充実を図ってほしいですか」というところにも、しっかりここでは0%ではないんですね、「短期入所生活支援事業を実施してほしい」という方が875人中30人が回答されています。そして、このショートステイというのは、ただ泊まりがけで保護者の都合で養育、教育できないときだけの問題ではないんですね。改正保護児童福祉法によりまして、発達障害児や、そういういろいろなお子さんを持っている子供さんたちの保護者なり、悩み相談を聞くところでもありますし、また市町村へ出向いて行って支援したりとか、相互に連絡調整をとってやるセンターであります。そのような中で、やっぱりここにも出てきます。「障害児や発達支援の必要な子供たちの支援体制を充実してほしい」というのが、ショートステイよりももっと、167人の方が回答をされています。ぜひ市長、こういう市が行ったニーズ調査であります。しっかりここに数字として出てきております。これは、ただ1,300人と1,350人ですので、それぐらいの方々の調査であります。調べていきますと、子育てしている保護者なり、そういう子育て支援を必要としているものは、ただこの調査をされたアンケートに答えられた方々ではありません。それを考えますと、相当にやはりニーズはあると思います。ぜひもう一遍、前向きな回答でありましたが、もう一遍市長、しっかりとした回答をお願いします。

○市長（本田修一君） 事業実施にあたりまして準備が必要ということになります。鹿屋市が実施しているショートステイ事業については、内閣府のメニューの一つである子育て短期支援事業を活用しております。ということで、補助が国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というのがありますので、このようなことに対しまして、県の男女共同参画課少子化対策係に対する事業申請をしまして、関連予算の計上をしたり、それから実施要綱の制定をしたりと、そしてまた、対応可能な児童養護施設との委託契約が必要ということでございますので、これらの準備をして

まいりたいというふうに思います。

○11番(鶴迫京子君) 準備を進めていくという前向きな回答でありました。教育長の方からも、従来は児童相談所の方に一時保護申請なり、そういうことをしまして、児童生徒の教育なり養育をしっかりとやっていくというには、時間が本当にかかるということで、担当者の方もその間どうするのかという問題とか、いろいろありまして、こういうセンターを利用しますと、もうすぐ申請して時間的にも、また子供にも負荷なく、何も困ることなく利用できますので、ぜひこのことはしっかり県の共同参画課が窓口でありますので、そこを通しまして、しっかりこの大隅学舎の、ちょうど子供のショートステイ事業ということで業務委託をしていただきたいなと思います。そして、ここにもパンフレットをいただきましたが、「1人で悩んでいませんか」ということで、24時間電話で相談体制をとっていらっしゃいます。大隅地域では、ここが唯一児童養護施設に大隅学舎に付随して設置されている相談所であります。鹿屋といいますと、近いですので、ぜひこのことも子育て支援という意味では、昨日の同僚議員の質問にもありましたが、子育て支援は一生懸命やっているけれども、そのPRが足りないんだということで、子育て応援メールとか、子育て支援のポートサイトとか何か、そういうの早く早急にしてもらいたいということでありましたので、そういう中に、こういうのも入れていただきまして、24時間態勢の相談ということでもありますので、ぜひお互いに連絡調整をとりながら利活用できて、子育て支援が志布志市の子育て日本一ということに、もっともっと近づけられるようにしていただきたいと思います。前向きな回答いただきましたが、最後になりますが、この子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査の中で、びっくりしたことがあったんですが、その保護者の回答の中にですね、出産の時に「育休とか、そういうのをあることを知らなかった」というのも、本当に2名とかそういう少ないんけれども、そういうこととか。それこそ本当に情報不足というか、そういうのを子育て中の保護者なり家族なり、届いていないんだなということをつくづく思う結果が、このニーズ調査の中に出ております。

障害児保育認知度の調査もされていますね、障害児保育というのの認知度というのも出ていますが、本当にえーと思うぐらい知らない方が多いんです。ですので、やはりこの分野のPR、本当に重ねてそういうところに力をもっと入れてほしい。せっかく志布志市として子育て支援をやっているわけありますので、しっかりそのことをPRして、もっと自慢していいのではないかと思いますので、ぜひ、担当課も市も一緒になってPRしていただければと思います。

○議長(上村 環君) 答弁はよろしいですね。

○11番(鶴迫京子君) はい。これで前向きな回答を得ましたので、この子育て支援も学校教育の公立志布志高校の補助のことについても、前向きな回答をいただいたと思っておりますので、しっかり検討をしていただきたいと思います。終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。



午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、衆議院が解散をして、総選挙のまっただ中であります。安倍総理は、今回の総選挙をアベノミクス、そのこととあわせて消費税の引き上げを先送りにした。そのことで真意を問うと、この2点だけ言っていますけれども、私たちは、この2年間の安倍総理大臣の安倍政権の、いわゆる政治のやり方、集団的自衛権を憲法の解釈によって認めてしまう。また、特定秘密保護法や沖縄の辺野古移設の問題、そういったものも国民の声を全く聞かない、私が民意だと、そういった手法に対しても、やっぱり私たちは信を問うべきだというふうな立場で、今、全国津々浦々訴えて戦っている最中であります。国民の声を真摯に受けとめる、そういった政治の確立を目指して、そして消費税、こういったものはきっぱりと中止をする。そういったこと等を訴えながら、この選挙戦を大いに戦って全国の同志の候補の人たちが頑張ってくれれば、そう思います。そうした立場から、我が町の市長である本田市長も、住民の皆さんの声に真摯に耳を傾けて、地に足をつけた行政の執行をやっていただきたい。そういう思いで今回も約4項目ほど通告をしておきました。そうした立場で議論をしていきたいと思っております。

それではまず、政治姿勢ということで、本庁舎在り方検討委員会の取り組み状況を問うということで通告をしました。合併してから一貫して、今年の私たちの選挙があるまで、この庁舎問題をずっとやってきました。その改選後の最初の議会で、本庁舎の在り方検討委員会、そういったものを立ち上げる考えはありませんかということで市長に質問をし、近いうちに立ち上げるという答弁があつて、もうすぐ1年であります。節目の10年目を迎える、そういった状況の中で、その後、この立ち上げに向けて議論がされているのか。また、立ち上げられたのかですね、そのことについて、まず答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

庁舎の在り方につきましては、市民の皆様方における機運の醸成が前提であるということで述べておりますが、合併して10年という節目で議論をし始めるにはいい時期にきているかなというふうにも述べてきているところであります。

先の9月議会におきましても、本市の地理的位置や合併背景等を考慮した合併自治体における情報収集等を実施しておりますが、まだ情報量が不足しているということで、今後、対象とする自治体を広域的に、さらなる情報収集に努め、段階的に今後の方策について検討してまいりたいと答弁したところでございます。その後、人口規模等を総合的に勘案しまして、選定した地域の先進地の研修を11月に実施する計画で進めておりましたが、今回の衆議院選挙等に伴い、先進地の都合も考慮しまして、来年1月に延期したところでございます。したがいまして、今後、先進

事例等を参考に研究しまして、基礎情報を収集しながら、次の展開を検討してまいりたいと考えております。

○18番（小園義行君） 今、市長の方から答弁が出ましたけれども、来年の1月に延期をしたということではありますが、今ね、ボタン一つで全国の情報というのはすぐ取れる状況にあるわけですよ。しかも、こういったことを類似の自治体とどうなのかということでのその議論そのものが、私自身はこの住民に対しても大変失礼なことだと、憲法やそういったものが地方自治、それをきちんと認めているわけですよ。志布志市がどうあるべきかということのを他の町がこうだからという、それは確かに良いところを真似したり、それはいいでしょう。でも、この町の実情は他の自治体と違うんですよ、やっぱりここはここで本当に住民の人たちがどうなんだろうと、そういうことを自分たちの仕事を通して、住民サービス、そういったもの等々を考えたときに、果たして今の状況がいいのかどうかと、そういったことをね、ほかの自治体を検証してっていうことではないんですよ。志布志市がどうかということなんです。

1月に延期ということですが、この間、住民の方から電話がありました。「小園さん、相変わらず、この本庁舎問題、頑張っちゃったんな」で、「実は私も久しぶりに本庁の周りをぐるっと回って見ました」と、「ないも変わっちゃらんがな」って、その人がおっしゃることですよ、私が言ってるんじゃないですよ。「ああそうですか」で、「どういうふうに思いましたか」と言ったら、「合併しっせ、もう9年が経つとに何も変わっちゃらんないな」と、それが一言ですね。もちろんこっちは返すものをいっぱい持っていますけれども、住民の人には難しい、そういう農地法のこととか、それはあえて申さなかったんですね。それは本田市長の市長としての姿勢を、いわゆる住民の声をどう受けとめるのかと、ここで何回も同僚議員も含めてですよ、過去約9年間の間で、このやり取りをしてきた結果、本庁舎の問題をそれぞれの議員の方が、それぞれの角度であなたに述べられている。住民も今みたいなことですよ。これね、その同類の自治体を調査するというのもいいでしょうが、この間の8年何か月を例えば、住民サービスについて、経済の問題について、どういう影響があったのか、そういった検証も具体的に全くされてないで、ただ類似のそういう自治体を調査をする、いわゆるそういったものを判断材料を集める、そういうことで終始してるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併いたしまして、本庁舎をここに設置しまして、そして、そのことについて検証をするかどうかということについては、特段考えてないところでございます。

今後、この新たな庁舎についての検討を始める中で、そのことについては検証をしながら進めていく内容かというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） 設置要綱はつくられてるんですかね。

○市長（本田修一君） まだつくっておりません。

○18番（小園義行君） 首長がですよ、本会議場で、「近いうちにやる」と答弁されたんですね。それに基づいてなる何らアクション起こしてないというのはね、非常にこれ、議会に対して失礼

な話ですよ。在り方検討委員会を立ち上げてやる考えはありませんか、「近いうちにやりたい」というふうに答弁される。それに対して行政的なアクションが一切ないと、類似の自治体を調査する、それはあるかもしれないけれども、そういうことで本当にいいんですか、あなたが答弁したんですよ、僕が答弁したんじゃないですよ。

○市長（本田修一君） 10年を目安にというようなこともお話しているところでございまして、その間に、ただいまお話しします先進地の事例を参考にしながら、要綱等についても定めていくということになろうかと思えます。

○18番（小園義行君） 僕もいろんなところを調べましたけどね、本庁を合併で、ここに決めて移したという事例はあまりないんですよ、これね。僕が調べたところは合併で、少し言葉が悪いけど、逃げられると困るから、いったんそこに置いて2年後にこっちの方に返したという、そういう自治体がありますよ。それは、そのやり方だから何も文句も言いようもないし、うまいやり方だなというふうに僕も思ったことです。

ここの町の議会ですよ、こういうやり取りをして、首長がそのことに対して責任を持った答弁をしている。近いうちにと、そういう議論はしたくありませんよというように、あなたと冒頭に、一番最初にしましたけれども、そのことの信頼関係の中で、僕たちはやり取りをしてるわけですね。そのことについては、やっぱり責任を市長、持っていただいて、検討委員会を立ち上げてですよ、調査をする、いろんなこともいいでしょう、それ。要綱をつかって、その中で検証しながら、どうなんだか本当はということ、ほかの町をする、順序が逆じゃないですか、全くやる気がないというふうにし映らんのですよ、それではね。立ち上げて検討しながらですよ、じゃあ類似のそういうところはどうなんだろうて、これが本来はやるべき姿勢じゃないですかね。あなたはそういうことで、来年1月にそれを延期したということですが、そこでね、あなたのおっしゃる節目の10年を迎えますよ、そういう時期的に迎えるわけですがけれども、それでもまだ立ち上げてやる考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

10年目を迎えて、そのような機運が醸成したらいい時期だというようなことのお話はしているところでございます。それに向けて今準備をしているということでございますので、1月の研修等をしまして、そして、その実態等を研修していきながら、今後の本市の新しい本庁舎の在り方についての研究をしてまいるということでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、ここで約束したことは、きちんとお互いに守ってですよ、アクションを起こす、そのことでお互いの信頼関係を壊さないというのが、私は大事なことじゃないかと思えますね。私たちも住民の皆さんからいろんな意見をいただいたら、必ずお返しをする。そのことで信頼関係を壊さないということに非常に努力をしているわけですよ。当局と議会がですね、そういう信頼関係がなくなったら本当にこれ、住民にとって不幸じゃないですか。ぜひですね、地方自治法の第4条が求めているその立場、そして全市的な視点でですね、本庁はどこにある、ここにあることがいいのか悪いのかということも含めて、しっかりとやって、早いう

ちに、私の方から近いうちにとという言葉、市長がまた使われると思います。早いうちに、1月そういう調査をするということでもあります。立ち上げをしてやるという1月に調査をし、先ほどの答弁だと、その後にとということでしたが、3月議会までにやりゃあいいわという、そういうのんきなことじゃないでしょうね、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、10年を節目ということで、このことについては議論が始まってもいいというようなことをございますので、それに向けて、庁内で様々な事例等を研究しながら準備していくんだというようなことで、来年の1月に、またそういった先進地の研修をしていくということをございます。その流れに沿った形で、今お話がありました要綱等の整備が必要ということになれば、そのことはしていくということになるかというふうに思います。そのような意味で、節目の10年をめどに進んでいるということをございます。

○18番（小園義行君） 1月1日で10年目を迎えます。ぜひですね、その立場で、先ほども言いましたけれども、地方自治法の第4条が求めているその立場を尊重して、議論をし、この町の本庁がここにあることの良い面悪い面、そして、志布志の支所に移した際にどうなのかということでの議論を深めてもらいたい。

今回、全協でも少しありましたけれども、「土曜開庁をしたい」ということですね、ここにいただきました、資料をね。やはり転入転出、そういったもろもろを含めて、全体的なやつで、やっぱり志布志支所にたくさんの方が寄っているということが明らかであります。地方自治法の第4条が求めている住民の利便性、そういったものを考慮しなきゃいけないということと、他の官公庁との関係、ここにね、非常に僕は法が求めていることと精神があると思うんですよ。ぜひですね、今市長が述べられたように、1月に向かって調査して10年目ということとやるというふうに、私は理解したんですけども、そういう、もう10年目ですのでそうですね。そういう立場でよろしいですね。

○市長（本田修一君） 10年目を迎えるにあたって、いい節目なるから議論を始めてもいいということのお話をしているところをございます。そのように理解していただければと思います。

○18番（小園義行君） いよいよ1月1日で10年目です。ぜひですね、そのことに言葉に対しては責任がありますからね。理解をして、次に進みたいと思います。

高齢者福祉ということで、第6期の介護保険計画の取り組みについて問うということをお願いをします。

行政報告の中で、ここにこれまで第5回ほど第6期の介護保険事業福祉計画の協議がなされているところでもあります。少し、その中身について報告というか、答弁を求めたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在介護保険事業計画策定委員会であります地域住民や団体等の関係者の協力を得ながら、地域の特色を生かした第6期介護保険事業計画の策定作業を進めているところでもあります。現在のところ5回開催しておりまして、計画の方向性としての基本理念と基本目標を専門的な意見等を

いただきながら検討していただいたところです。

第6期事業計画策定は、給付費を推計して、保険料を算定するだけでなく、地域資源を活用した生活支援サービス等の整備により、2025年の保険料水準がどのように変化するかを検証しながら行うこととしておりました。また、高齢者の多様なニーズに高齢者の能力を最大限生かしつつ、どのようにして高齢者を中心とした住民主体の多様なサービスを提供する仕組みを構築していくかが、今回の見直しの大きな課題となっております。そのことも含め、庁舎内の関係部署による庁内作業部会において、高齢者の生活に関わる制度等の洗い出しを実施し、地域における高齢者支援の方策や介護基盤づくりについて、策定委員会の方々と情報を共有し、第6期事業計画に反映させるよう準備しております。

また、12月に開催予定している策定委員会では、施設整備と保険料の在り方について、保険料負担やサービスの必要量を勘案しながら、具体的に検討していただく予定としております。

○18番（小園義行君） 本当に、この策定委員会の方々、また当局の職員の人も大変だろうというふうに思います。たくさんの方がですね、いろいろ聞きたいこともあります。今回は少し絞ってお願いします。

今回の介護保険の、この見直しですね、これは要支援1、2の人たちを保険給付から外していくという、介護保険からね、そういうふうな改定がされたわけですね、ちなみに、現行だと介護予防給付の中で、要支援1にですよ、訪問介護、通所介護というのはあるわけですが、これが総合事業で新しい事業だと、訪問看護と福祉用具等の介護予防給付は、そのまま新しい制度に移行するんですね。そして、訪問介護と通所介護、ここのものが新しく地域支援事業というふうなところで移っていくわけですよ。そうしたときに、要支援者のこういったものが外されていくと、地域支援事業に移していくということになっていくんですが、それに対しての対応とかいうのが、果たして、本市大丈夫なのかなという心配があって、そこら辺はどんな議論になってるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現行のサービス相当のサービスが必要とされるような方につきましては、これまでどおりサービスの継続は可能ということでございます。

また、サービス利用者の実態を把握しながら、高齢者のニーズに応えられるサービス体系を今後、地域包括支援センター、関係事業所、団体、市民の方々を含めて協議して、整備していくということにしているところでございます。

○18番（小園義行君） ここで議論すると、守るというか、自分たちの立場を守るということじゃなくて、いいものにしたいと思って提案をしながら、いろいろ質問もしているわけですよ。だからね、今回、国がそういうふうに変えたんでしょ。そうしたときに、本市で大丈夫なんだろうかと心配をしているわけですよ。今、市長がおっしゃるように、確かに実際はそのままいきますよ、だけど保険給付から外れていくという、そういったときに要支援1、2の人たちの対応が大丈夫かという心配をしているわけですよ。だからね、そこらについてはね、もっと市長や当局の人でも要支援1、2の人の現状を考えて、どういうふうにこの人たちを守っていったらいいのか

など、その立場でね、やっぱり議論をお互いしたいですね。

そこで、具体的に手続きの方法というのはどんなふうに変わるんですか。要支援1、2の人が、これまでと同じように、そういうふうに受けたいというときに、総合事業が実施される、来年からですよ。そこはどう変わっていくんですか。

○保健課長（津曲満也君） 具体的には今までどおり、サービスが要支援1の通所介護と訪問介護は、今まで受けていらっしゃったサービスが低下しないような方向では進めていきたいと思っておりますけれども、手続きについては、まだちょっと、そこまで調べていませんので、あとをもって説明いたします。

○18番（小園義行君） 国が示しているガイドラインというのがあってね、その中にはね、いわゆる訪問看護や福祉用具の貸与、これは保険給付に残りますね。窓口に行って、窓口の人の判断ですよ、通所系、訪問、そういったものについては、もう要介護認定を省略するという方向にいくわけですね。そうしたときに、そうした方がサービスを早く受けられますよという、こういうことになっていって、あくまでも、いわゆる給付から外していくという方向に変わっていくと、ガイドラインを見るとですよ。そういうことで、とても心配をするわけですよ。市町村の窓口担当がですね、ちゃんと資料として持っていますけどね、先ほど言いました訪問看護と福祉用具、これはちゃんと残るからいいですよ。訪問介護と通所介護、こういったものが介護保険のそういう認定を受けないと、その方がいいですよみたいなことになっていくと困るなという、そういう心配があって聞いているわけですね。そうしたものに対しても、この策定計画の中で、きちんと議論がされて、要支援1、2の人がとんでもないことにならないようにしていただきたいという思いがあって今、聞いているんですからね。あなたたちを何も責めてるわけじゃないですよ、これ、国がそういうふうにしたんですよ。だから、その対応は大丈夫ということで聞いているんですから、今、課長の方から少し後半聞こえませんでしたけれども、ここについてもきちんとした対応がなされるように、これはぜひね、そういう中で議論をしていただきたいというふうに思います。

次に、この総合事業実施ということに、来年からやるのか、最大2年間延期できるんですね、これはね。そこらについては、我が町は来年からも、この介護保険の新総合事業のそこに移行していくというふうに思って議論が進んでるんですかね。それとも、来年じゃなくて1年延ばして、更にもう1年延ばせるんですけれども、ここはね、そこについては、どんな議論されてるんですか。

○保健課長（津曲満也君） それにつきましては、今のところすぐやるという方向ではなくて、1年、2年、29年3月をめどに取り組んでいこうかと思っております。

[何事か呼ぶ者あり]

○保健課長（津曲満也君） 30年3月になります。それと、先ほどの手続き関係については、今までどおりと変化はございませんので、よろしくお願ひします。

窓口さらに使うサービスを丁寧に聞き取りながらやっていきたいと思っております。

○18番（小園義行君） ぜひですね、この支援事業の、これ実際今現在ですよ、この支援事業の事業費というのは、国からいわゆる上限が付けられていますね。当該市町村の介護給付費掛ける3%ということで、上限が付けられてるんですね。これが1年延びる、2年延びるって最大延ばせるわけですが、そうしたときに、仮にですよ、今課長がおっしゃった2017年度からの新事業を開始する、ここ市町村というのはスタートの時はですね、いわゆる現行の給付費を尊重して当初はプラス10%、ここまではいいですよということの上限が設定されてるんですね、今の法律でも、そこで、それが終わったらですね、次からは最大2年ですから、そこが終わった後に総合事業の費用が上限を超えて伸び続けた場合、その超過分については、国は「国庫補助を拠出しない」というふうに国会で答弁しているんですね。そうするとね、市町村は、一般財源から持ち出し、こういうことになっていくわけですよ。そうすると大変なことになるから抑制が始まるということで、非常に心配をして、今回の要支援1と2の保険から外すというのを非常に心配しているところです。そこらについては、どういうふうに受け止めておられるんですか。

○保健課長（津曲満也君） 確かに、保健課でもですね、そういうことについては議論をしたところでございました。

今、地域支援事業でやっている事業を見直ししなきゃいけないところも出てくるだろうということで、今検討をしているところでございます。

あと、先ほど30年3月と申し上げましたけれども、現段階では1年で準備ができるよう検討しているということでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○18番（小園義行君） 1年ということは、2016年度からということですね。そういうことであれば2016年度は前年度の実績プラス10%いいよと言って、次の年は、その2016年度の実績掛ける後期高齢者人口の伸び率で、その上限というのが決まっていく。あくまでも、その後期高齢者の数で抑制していこうという、平準化ですね。そういうことですので、当局としても、本当にこれは大変だと思うんですよ。そこはね、担当の職員の人たち、力を合わせて何とかね、そういう要支援1、2の人たちが困らないような対応ができるようにですね、やっぱりやっていくべきじゃないかというふうに思います。今後の対応として、あくまでも来年から実施じゃないから1年、2年先送りもいいし、そして、国にやっぱり保険料も当然引き上がっていくということになってしまうわけですが、国庫負担を引き上げるように声を上げていくということが非常に大事じゃないかと思うんですね。

あわせてもう一つ、特老の入所が3以上になりましたね、これもね、非常に現実と実態と掛け離れているというふうに僕は思います。そういったことも含めて、国にやっぱり声をあげて変えるようにですね、一緒になっていかないといかんのじゃないかと思うんですが、この介護3以上でないと入所ができないよと、今でもですよ、実際に認知症とか、そういった方々で大変、実態は介護1、2というような人も本当にたくさんおられると思うんですけども、そういう人たちが特老に入所できないという、3以上でないといけないと。介護保険の認定というのは、例えば、手が動きますか、立てますか、座れますか、寝れますか、起きられますかという、そういう身体

のある部分だけを認定して介護の度合いをするということになってるから、トータルで見るとい
うその姿勢がね、僕は介護保険の認定制度の一番問題だなというふうに思っているところです。
そういった意味で、この介護3の人が以上でないと入れないとかですね、この新しい事業に変わ
ったときの要支援1、2の人たちに対してのそういったもの、そういう上限が設けられているそ
のことに對して、市長、これ、きちんとね、やっぱり国に国庫負担を引き上げるようにとかね、
声をあげていくべきだと思うんですけども、大変な状況になっていくのではないかという心配
をしています、市長のそれに対しての見解でもいいですよ。

○市長（本田修一君） 高齢化に伴いまして、このような介護の対象者が増えていくというよ
うな流れの中で、その負担について、どのような形が望まれるかという観点から、今回、このよ
うな改正になっているのではないかなというふうに思っています。

特に、消費税についても社会保障費との一体改革の中での議論となっておりますので、そのよ
うな国を挙げての観点から高齢化に対して、そのような扶助についての取り組みの議論がされて
いるということでございます。そのような中で、基本的には対象者について、社会全体で負担し
ていくということになれば、保険料の増額ということについて、どれぐらいまで可能かというこ
とが議論されるということになるかと思えます。そしてまた、その中で負担額が極端に増額と
なると、国民の負担が大きいというようなことにもなりますので、そのことについて、改めてその対
象者について精査しながら取り組みをしていくということになっている前提で、このような制度
になっているというふうには理解するところでございます。しかしながら、私どもは現場としま
しては、日々このような方々と接しているということでございます。

そしてまた、市としましては、その対応については、真摯に取り組まなければならないという
立場でございますので、でき得る限り、その負担も軽減されるように、そしてまた、対象者と
なる方々についても、きちっとした福祉政策が及ぶような形の要望はすべきだというふうには考
えるところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、今市長がおっしゃったように、そういう声をあげてね、や
っぱりいかないと。これ、消費税を引き上げ分を財源として、社会保障と税の一体改革で、子育
てもそうですよ、全てそこにそれをやると言っている。先送りでしょう、どういふふうになっ
ていくんですかねという心配をしますけれども、財源はほかにちゃんとあるわけで、そのことにつ
いては、今市長がおっしゃるような立場で声をあげていただきたいと、そういうふうには思いま
す。この策定委員会の方々と一緒になってですね、非常に当局も苦勞されていると思うんですが、国
がつい最近ですよ、介護報酬の6%カット、これを言い出して本当に施設の維持も大変だろうと
いふふうに僕も思います。署名もいっぱい働いている方々から「署名してください」と言っ
てきましたので、私も署名を協力しましたけれども、そういう状況の中で、この残されている期間
の中で策定委員会、策定していかなきやいけない、大変な御苦勞だと思います。当局もあわせ
てですよ、ぜひですね、いい形で策定がされて、4月からのそういう実施がね、それぞれの中
でうまくいくように、対応をお願いしたいというふうには思います。このことについては終わ
ります。

次に、敬老祝い金の問題ですが、これもこれまでも、もう何回も市長とやり取りをしてきました。合併後、最初の1年だけ全員支給でしたが、その後、節目支給ということでね、予算の範囲内で、これ75歳以上何とかできませんかというふうに、見直す考えはありませんかということでしたが、市長の考えをもう一回聞いてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

敬老祝金支給事業につきましては、これまでも質問の通告をいただいております。この事業につきましては、これまで社会の進展に寄与してこられた高齢者の方々の功労をたたえるため、長寿の節目であります喜寿、米寿、白寿のお祝いを迎えられた方々に支給しているところであります。

また、これまで地域や社会のために一生懸命御尽力されてきた先輩方を敬い、長寿を心よりお祝い申し上げるところでございますが、敬老祝い金支給につきましては、これからもますます長生きをされます励みとしていただくよう、今後についても現行の敬老祝金支給条例に基づく、節目支給を継続させていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○18番（小園義行君） 敬老の日は、市長、国民の祝日なんですよ。みんなで敬老の日を祝うということで、そこです。市長は節目でやっぱりやった方がいいんだということで、市長も、もちろん市長にも誕生日がありますね。息子さん、子供さんも誕生日ありますね、まだ御結婚されてるかどうかは分かりませんが、お孫さんも、仮におられたとしたらですよ、本田家は誕生日は節目で祝うからねと、5歳、10歳、15歳、そういうふうにやりますかね。やっぱり生まれた日に、生まれてきてくれてありがとうと親に感謝する日であったり、誕生してくれたことを祝うと、そういう日だと思うんですよ。敬老の日は、国が定めた祝日ですよ。日本全国一律にこの日に祝日で敬老の日でお祝いをするわけですね。それを節目であるというね、それがどうなのでしょうね、市長、私は費用対効果ということも含めて考えると、予算の範囲内で75歳以上全員の方、一緒に本当に長いこと御苦労さまでしたという、そのことが効果があるのではないかというふうに、私自身は思っ、これまでもずっと取り上げてきたところです。市長のうちは、誕生日を節目で祝うんですか。

○市長（本田修一君） 誕生日は誕生日でお祝いしますが、そのほかに子供にとっては、いろんな節目がありますので、その節目の時は節目のお祝いはするところでございます。

○18番（小園義行君） 誕生日という一つのくくりでしたときですよ、国民の祝日ですよ。敬老の日、これ、国が決めてその日をみんなで祝おうというふうにしたわけです。それをある節目の人だけということで果たしていいのかということですね。あわせて、私も孫が5人いますけれども、うちは全員15人いますのでね、年間15回誕生日を祝います。私も含めて、もうすぐ僕も誕生日ですよ。節目でね、65の時に父さん誕生日だよ、今年しないよ、そんなことないですよ。やっぱりさ、その時、市長、一緒にいろんな思いを持って祝った方が僕がいいと思うんですがね。この1,200万円からの予算の中でいくと、約2,000円ほどですけども、隣の曾於市が約3,000円ですよ。今年から五位塚市長が、そのうちの1,000円は、いわゆる地元のお店でお弁当なり、そうい

うのを食べていただきたいということで、いわゆる商業振興も兼ねて、1,000円は、そういうもので、残り2,000円を職員の人たちが全員、それと一緒に配るということで、大変有り難がられているわけですね。そういうことで、いろいろお聞きもしたところでしたが、やっぱり本田市長としても、僕は本当に全員支給の方がみんな一緒に喜んでいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お祝いは、当然誕生日にもするところでございますが、敬老という中で、節目節目というものがございまして、それでまた、その関係者の方々がお集まりになってお祝いをしているということが、日本の古来の風習じゃないかなというふうに思っております。そのようなことを私どもは、行政としましても一緒になってお祝いを申し上げたいという形で節目支給というような形の祝い金制度にしているところでございます。

○18番（小園義行君） この問題は、納得してないんですよ、市長、また次やりますよ。あなた自身がそういうふうにな、おっしゃっているけれども、やっぱり私は国民の祝日はみんなで祝うと、みんなで祝うというのが基本だと思いますね。国会で決まっていますよ、そうだというふうになってるわけで、節目で祝うというのはそれなりに節目は節目であるでしょう。でも、本当は敬老の日はみんなで祝った方がいいなというふうに僕自身は思います。

そして、無駄なお金をたくさん出さないという意味じゃないんですからね。今のある財源の中でやったらいかがですかという提案ですよ。これね、少し考えていただきたいものだというふうに思います。まあいいでしょう、分かりました。

次に、嘱託職員の待遇改善についてということで、これもこれまでも何回も議論をしてきました。これまで市長がいろんな答弁をされているわけですが、これまでの市長が答弁してきたそのことですね、平成25年9月に「現在非常に経済情勢が厳しいというような中で、まずもって私どもが待遇改善というようなことをすることについては、とても理解が得られない内容ではないかなというふうに思います。社会情勢の変化に注視しながら、このことについては、対応していきたいというふうに考えているところでございます」、25年12月ですよ、「9月議会におきまして、現在非常に社会情勢が厳しい中で、まずもって、私どもが地方公務員が待遇改善というようなことをすることについては、とても市民の理解が得られないのではないかということから、社会経済情勢の変化を注視しながら、引き続き検討していきたいと答弁しているところであります。現在、県内の五つの市が期末手当に代わる報酬等を支給しているようですが、今後も他市の状況や自治法改正等も注視しながら引き続き検討してまいりたいと考えております」ということ。いわゆる経済の状況はどう変わるのかと、そのことを検討していきたいということでしたね。この答弁をされているんですよ。今回この議会に特別職をはじめとして、私たち議員もそうですけれども、期末手当の引き上げが提案されているんですね。そのこととの整合性という意味ではいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員につきましては、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び志布志市

嘱託職員の任用に関する規則に基づきまして、報酬、通勤費用相当分を支給し、夏季休暇を付与しているところでございます。正規職員数が減少する中で、嘱託職員等の方々が業務量の増大をカバーしていただいていること等を踏まえ、これまでも適時待遇改善を図っているところでございます。これまで同様、今後も嘱託職員の待遇改善に向けて、自治法改正や他市の状況等を踏まえて、社会情勢の変化に注視しながら検討してまいりたいということでございます。このような中で、今回一般職員の給与等を人事院勧告に基づき、増額補正を改正を行っておりますが、人事院勧告も来年度以降は減額の勧告となっております。したがって、現在の経済状況等を勘案しますと、報酬額等の増額は厳しいと考えております。ただ、嘱託職員等の非正規職員を正規職員数と同等の人員を雇用している状況でございますので、県と大隅地域自治体等で実施される意見交換会等で情報収集を行いながら、報酬額等も今後検討する必要があるというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 全国的にアベノミクスで景気が潤っているというふうに、自民党の安倍首相などは討論会等で口酸っぱく言っておられますね。でも実際は、私たち国民から見たら、その実感は全くないわけですよ。でもね、そういう状況の中で、今回なぜか市長や私たち議員、そういった特別職の引き上げがされますね。これについては、本来、今市長がおっしゃるような立場だったらなんて提案なんてまっさらできないというふうに僕は思うんですけども、なぜ引き上げで提案されたんですか。

○市長（本田修一君） 人事院勧告に基づきまして、このことについては、提案をしているところでございます。そしてまた、今ほど答弁しましたように、来年においてはまた、それが下がっていくというようなことになっておりますので、そのような措置を今後とるということになるのかと思います。

○18番（小園義行君） ちょっと矛盾してますね、人事院勧告がされたからやるというんですね、じゃあ2008年の人事院勧告は何とやったかと、これ何回もこれまで議論してきましたね。通勤手当、いわゆるそして期末手当、一時金を支給しなさいと、そのことについては、実際具体的にされてないんですよ。今回ね、引き上げをやるんだったら、私は今おっしゃるような人事院勧告に基づいてやるんだということであれば、2008年の議論をこれまでもずっとしてきました。その4項目提案しているんですよ、人事院勧告に、勧告されてるんですよ。そのことについて質問をし、通勤手当を支給するようになり、夏季休暇、そういったものが出され、一時金についてはいかがですか、ずっとそれをやってきましたね。今、市長の答弁だと今回は人事院勧告に基づいて引き上げたんでしょう。人事院が2008年に出したそれについては、実施されてないんですよ。一時金の支給をやるということね、もう一遍それ読みますか。それ、市長もう頭に入っていますよね、何回もやっていますので、そのことについては何ら実施されてないままできているから、私が何回も、これまで市長いかがですかと、やりましたね。なぜこんなことを私は言うか、全体的にですよ、市民の皆さんの懐を暖める、そういったものにしていかないと、実際はよくなるじゃないですか。だから、そのために私はいつもこのことを言って、大事な仕事を任せて担ってもら

っている嘱託職員やパートの人、臨時の人たちに対する姿勢としてどうなのかというやり取りですよ、いかがですか市長。

○市長（本田修一君） 人事院勧告による非常勤職員の給与決定に関する指針で、国は一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に関する期末手当であり、本市の嘱託職員については、その任用根拠を地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤の特別職として位置付けているところをございまして、期末手当については、支給できないということとしているところをございます。

○18番（小園義行君） その議論は、もうこれまでずっとやってきたんですよ。

もう1回言いますね、嘱託職員の人たちの特別職だから駄目だというんでしょう、今それね。そのことを何回もここで議論してきて、担当の課長もほかのところにおらたからあれだけど、聞いておられるはずなんですから、いいですか、人事院が求めているのは任用根拠はそうですよ、だけど実態は一般職と同じようにやっている、そのことが大事だということを人事院が言うてるんですよ。だから、ちゃんとしてねということなんです。だから、ここはそのことのやり取りは、いわゆる地方自治法203条で報酬以外できないとなっているでしょう、それはね、やり方があって、ほかの市はやってるって、市長自身が認めてるじゃないですか、「ほかの市の対応も検討して注視しながらやっていく」というふうに言っているんですよ。そのね、地方自治法と地方公務員法のその議論は、ここでやるというふうに僕は思いたくないわけです。今までずっとやってきて、市長自身が自分のボーナスは引き上げるけれども、嘱託職員のやつはそのままでいいんだというこの姿勢ですよ、そこをどういうふうに思うかということをおが尋ねてるんですよ。

○総務課長（萩本昌一郎君） お答えします。

嘱託職員等の報酬等につきましても、今回の御提案しております人事院勧告に基づく報酬等の引き上げの際に検討させていただいたところをございます。

〔小園義行君「課長、マイクを近づけて言って、聞こえないから」と呼ぶ〕

○総務課長（萩本昌一郎君） すみません。

御質問の嘱託職員等の報酬等につきましても、今回の一般職、あるいは特別職の引き上げの改正をお願いする際に検討させていただいたところをございます。ただ、今回の人事院勧告につきましては、26年度の勧告、それとあわせまして、27年度の4月以降の勧告も両方含まれておりまして、26年度の勧告では、今御提案しておりますように、それぞれ引き上げの方向性でございしますが、やはり公務員の給与構造自体が、やはり民間と比べると、特に高齢者等について手厚くなって、まだ民間との差があるということで、27年度は一律2%の引き下げの勧告もきているところをございます。

したがいまして、私どもあるいは特別職につきましては、また27年の3月にいろいろ皆さん方をお願いする予定でございしますが、仮に、それと同じように嘱託員等もやるとなると、今回、私どもと同じように引き上げて、更にそれ以上に来年の4月からは引き下げるといような事態も想定されましたので、そういうことを考慮しまして、今回嘱託職員等につきましては、現状の

まま据え置きと。

しかしながら、またあともって御質問もあるかと思えますけれども、通勤手当等につきましては、私ども職員と同様に算定させていただいておりますので、嘱託職員等の皆さんにつきましても同様に手当をさせていただくというふうに行っているところでございます。

○18番（小園義行君） そのことを議論しますかね、時間がいくらでも足りないですよ、ここは僕は市長に今答弁を求めたんですよ。やるのか、やらんのかというその答弁をね、市長があなたに答弁させると言わないうちにね、あなたが答弁するというのはね、大変失礼でしょう。市長に、今あなたがおっしゃったような、地方自治法203条で報酬以外は支給できないとなっていると、そのことも含めて、これまで何回とここの議場でやってきましたよ。だから、市長がそのことについてどうなのかということここは政策論争の場ですよ、そのことを僕が市長に問うてるわけですよ、今。市長にいつなったんですか。市長が答弁しないといかんでしょう、これ。やるかやらんかて、あなたがじゃあそれやれるわけ、市長にいかがですかと僕が聞いたんですよ。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございませんでした。

今回の答弁の中で、私の方で答弁すべき内容だったところ、総務課長の方に答弁させてしましまして、誠に申し訳ありませんでした。

今ほどありました御質問につきましては、地方公務員である立場からすれば、期末手当につきましては支給ができないということでございますので、そのことについては十分配慮して対応しなければなりません。しかし、他市の状況において、そのようなこともあるということで状況を見させていただきたいというような答弁になっているということでございます。

また、そのやり方についても十分検討させていただきたいということでございますが、今回の措置につきましては、ただいま課長の方から答弁がありましたようなことでございますので、そのことについて対応しなかったということでございます。

○18番（小園義行君） これね、私はやっぱりね、この我が町の住民の懐をどんだけ豊かにしていくかということを実際に、ここの嘱託職員という、そこだけに限るわけじゃないですよ、すべての農業や商業をされてる方々、いっぱい懐を豊かにするための政策をこっちは出さないといかんわけでしょう。そこでね、我が町の一人当たりの平均所得幾らになってますかね。

○税務課長（木佐貫一也君） お答えいたします。

今年の課税状況によりますと、市内の一人当たりの平均所得は約240万円でございます。

○18番（小園義行君） 240万円ということですが、そうすると収入にすると、400万円を切るわけですね、約、簡単に6割掛けですから、370万円前後ということになるんでしょう。そういう人たちが今必死にですよ、こういう物価が上がっていく状況で頑張っている。その中でね、やっぱりここで本来だと正規の職員の人がいなきゃいけない部分を担ってもらっている。その人たちに對しての、いわゆる懐を暖めるという意味で消費も拡大していくという政策としていかがですかということで、今回、自分たちの分は上がって、来年引き下げるから今回は上げますよという、そういうことがね、果たしてどうなんだろうというふうに僕は思いますけれども、せっかくな、

あるのであれば、ボーナスはきちんと期末手当、正規の職員の人、私もいただきますよ、49万幾らですよ。私がここに持っていますけどね、それぐらいもらうわけですよ。嘱託職員の人たちに対しても、それなりのものをね、僕は何十万とか何百万出さないということじゃないですよ、市長も150万円ぐらいもらうわけですよ。

だから、そういった中でね、本当に明日ですよ、ぜひここは、ここでそういう仕事を担ってもらっている。特別職だけど、一般職と同じような拘束されて仕事をされている人たちに対してどうなのかということのをこれまでも何回も問うてきました。市長が答弁あったように、ほかの市の状況を見て、経済の状況を見てということです。懐を暖めるという政策でしたときにね、やっぱり私は、そこに何らかの市長としてのそういう思いがないとかんと思うんですよ。こればかりやってるわけいきませんけれども、通勤手当は対応されるんですね、一般職と同じようにね、それはね、引き上げをされるんですね。それは了としましょう。

次に質問してましたけれども、あわせて、期末手当に関しての、僕はあなたたちが支給できないと言うから、相当するものというのをあえて表現したんですけれども、そういうものに対して、市長、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） 通勤手当につきましては、現在毎月の報酬等に一般職の通勤手当も支給しているところでございますが、人事院勧告に伴いまして、この引き上げがされておりますので、嘱託職員についても4月まで遡及して通勤費用相当分の報酬等を使用距離の区分において引き上げを行う予定としております。

そしてまた、特別の年末の手当につきましては、先ほど申しましたように、そのことについて相当する形での検討はしてなかったということございまして、そしてまた、私ども自身も、また来年の4月以降は下がるというような中での措置になるということございまして、そのこともあわせて対応したということございまして。

○18番（小園義行君） 2008年の人事院勧告、これは通知ですよ、これは国家公務員に対してのあれですけども、実際これは一般職ということになってはいますが、うちの職員の人たちも特別職で任用根拠になってはいますが、実際は一般職と同じようにされているという意味で、私は一貫してこのことは取り上げてきたと、その時のですね、一番目に何て人事院がやっているか、基本となる給与を当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸級の俸給月額を基礎として職務内容、在勤する地域及び職務経験等の要素を考慮して決定し支給すること。これは、ここで言うと、嘱託職員の人たちの給料というのは、ここは高卒で入ると14万100円ですよ、そこを一番基本にしないということのをこれが言ってるわけですよ、そこも本来は私も述べたいけれども、あえてここはね、財政的なものいろいろあるでしょう。ずっとこれは、まだ今始めて言ったところですが、そういうものを2008年の通知の中では求めているんですよ。より高いところをね、求めているんですよ、そういう低いから引き上げてあげなさいということのを言っているわけで、このことについてはですね、今後も市長がほかの市の状況とか、そういったことを見ていくんだということです。ぜひね、先駆けて、これ、私はやっていただき

たいものだというふうに思います。今の答弁で納得はしていませんが、このことについては、今後もやっぱり取り上げていきたいと思います。

次にいきます。教育行政についてということで、ごめんなさい。その通勤手当は4月に遡及してやるということでしたのでね、それぞれの方々にきちんと対応されるんでしょう。それは了としたところであります。

教育行政についてということで、学校給食の無料化について、子育て支援の立場から検討する考えはありませんかということですが、今も少し言いましたけれども、本市の平均所得というのが240万円、収入ですと、約370万円ぐらいですね。全体で約1億4,000万円ぐらいの給食費になるわけですね、本市のここです。小学校が年間しますと4万3,450円、中学校5万600円ということになります。そういった子育て世代のお父さんお母さんの収入というのは、ここに表れているように300万円を切る人たちもたくさんおられるわけで、子育て支援という立場から、本市は医療費を高校卒業まで無料にするとか、いろんなことで本当に全国に先駆けて、とってもいい、頑張っている自治体だというふうに思います。そのこととあわせて、少子社会に対して、どうするのかと。生みたくても生めないというような現状が、やっぱり教育や、そういったことにお金がかかるということが要素になっているんじゃないかというふうに思うところです。そういった意味で、子育て支援という立場から、これは全額無料にしてよというふうに9月議会はやったところでしたが、例えば、子供をたくさん産んでほしいということですよ、3人ほどおられたり、私のところは4人いましたけれども、これから先、どうしてもそういう少子社会を解消していくために、制度としてそういうのがあれば安心してやれるかねというふうに思うものですからね。例えば、第3子からとかですよ。そういったことが可能であるのではないかというふうに思って、全額やったら約1億4,000万円近くですけども、今後第3子から補助して徐々にという、そういうことも考えられていいのではないかと思うんですが、市長、いかがですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子育て支援という立場から給食費の無料ということの御質問でございますが、子育て支援につきましては、重点施策として取り組んでいるところでございます。給食費の無料化につきましては、以前も御質問があったところでございますが、所得の低い世帯に対しましては、就学援助費で支援をしております。すべての世帯の無料化になりますと、1億3,700万円という財源になるということでございます。

そしてまた、今お話がありましたように、第2子の割合は3割程度でございますので、そして第3子以降の割合が1割弱でございます。この割合で試算しますと、第2子から無料化した場合で4,000万円、第3子から無料化した場合が700万円ということになるようでございます。まだ具体的には検討してないところでございますが、このような額になるということでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

給食費の無料化につきましては、全国では子育て支援策の一環として実施している自治体もありますが、県内においては実施している自治体はないところです。

給食費の無料化を実現するとなれば、先ほど市長が申しましたように、多額の財源を必要としますので、今後も他の自治体の状況を把握しながら、市長部局との協議を重ねてまいりたいと考えております。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資することから、教育委員会といたしましては、将来を担う子供たちへ、例えば本市で生産される特産品や新鮮で品質の良い食材を使用した安心で安全な給食の提供に今後とも努めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○18番（小園義行君） それぞれ教育委員会なりも立場があるでしょう。学校給食法ができて60年になるんですね、そこで2005年に食育基本法が制定をされまして、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるというふうに明記されたんですね、食育基本法でですね。そういう中で、先ほど貧困という話もしましたけれども、我が町の平均所得から見たときですよ、子供をたくさん育ててほしいということで行くと、小学校に1人、中学校に2人となったときに、10何万、年間ですね、そういうことになりますね。そうした中で、全部無料には言いませんが、市長、第3子から徐々にしていくという、そういうことになると、ほかにも支援の方法いっぱいやっていきますけれども、給食のことで、例えば、滞納の問題が時々議題になりますね。安心してね、給食が食べられて、この食育基本法が求めているその立場でね、学校で気兼ねをしないで食べられるという、そういうことがいいのではないかというふうに、ここいろいろ話を聞かせていただく中で、そういうこともあるものですから、市長、いきなり全額しなさいということじゃないですが、第3子からでも始めるというような、そういった検討も難しいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、様々な課題があり、そして、その課題について予算が伴った形で処理しなければならないということでございます。

ということで、新たな事業を組むとなれば、その財源というものについて、捻出するということになるわけでございますが、この給食費の無料化につきましては、本当を言えば、全員無料というのが望ましいかもしれませんが、財源という観点からすると、とても手が届かない内容だというふうに諦めているところでございます。ただ、今提案がありましたように、じゃあ3子から、あるいは4子とか、そういった形ですとなれば、当然また次には第2子もというようなことになってまいりますので、そのあたりを十分踏まえながら、このことについては取り組んでいく内容かなというふうに思っているところであります。

現段階では、まだそこまで財源の目当てがついた形での検討はしてないところでございます。

○18番（小園義行君） ちなみに、もう1回、第3子を無料にしたら幾らかかりますか。

○市長（本田修一君） 第3子から無料にした場合は、700万円ということでございます。

○18番（小園義行君） 第3子を無料にしたら700万円ということですね、今回初めてこういう提案というか、我が町は全国的にも本当に医療費を18歳まで無料にするとか、そういったいろんなことでは、とても進んで全国の先進地域だというふうに、市だというふうに私は思っています。

そういったことで、医療の関係は安心して病院に行けるというね。あとは、今度は学校ですよ、そういうことで、安心してそういう食育の基本だということであって、少しずつたくさん子供がいても安心というものがつくりだせたらいいなと思いますので、これは今後、ぜひ検討していただいてやっていただきたいというふうに思います。分かりました。

次に、四浦小学校の閉校について、住民への説明会なりというのは、ここ、いただいています、あわせてですね、今回閉校するのにあんまりエネルギーはいらないというふうに、休校していますのでね、思ったわけですよ。四浦地域への住民の皆さんへの説明、合意というのがね、ここでは公民館の役員の方々との打ち合わせが1回あって、そういうことだということに、これを見るとですよ、ですが、この説明や合意、そして四浦地域は高齢化率、恐らく60%前後のところだと思いますが、そういった状況の現状認識を学校を閉校にするということがどういった作用を及ぼすのかなというもの、そういう問題に対しての現状認識とですね、今後、四浦校区と、それぞれ校区の中に自治会がありますね、そこに対しての在り方をこの学校を閉校にするということが、そのものに対してどういう作用を起こすんだろうという心配があったものですから、そこらについては、どのように検討されて、今回の条例の改正というふうに至ったのかをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

四浦小学校は、平成20年3月に休校となって以来、丸6年が経過したところでございます。この間、学校施設の管理につきましては、校庭の草払いや教室、体育館、教職員住宅などの換気などを定期的に地域の方々に行っていただき、常にきれいに保たれているという報告を受けているところであります。誠に感謝申し上げたいと思います。

四浦小学校の今後につきましては、平成26年度に地元公民館と教育委員会とで閉校に向けて具体的な話し合いをしていくということになっていたところでございます。このことを受けまして、今年7月16日に四浦校区公民館と教育委員会との話し合いの場が設けられまして、四浦小学校の閉校について、地元公民館の合意が得られたという報告を受けたところでございます。

そしてまた、校区の集落自治会についてでございますが、四浦校区につきましては、提口集落と後谷集落の2集落からなりまして、平成26年12月1日現在、人口が64人、世帯数は41世帯ですが、そのうち一人暮らしの世帯が6割で25世帯となっております。また、65歳以上の割合が67%を占めておりまして、市内で高齢化率が最も高い校区だなというふうに認識しております。そのような中ではございますが、四浦校区公民館におかれては、四浦わくわく運動会や、豊年祭、花いっぱい運動やあじさいロードクリーン作戦などの特色ある活動を行っていただいております。

四浦地区の今後の在り方については、校区公民館長や地区住民からの御意見を十分にお聞きしながら支援を行ってまいりたいというふうには考えるところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 住民への説明、合意の件でございますけれども、四浦小学校の閉校につきましては、平成25年3月24日に開催された四浦校区公民館の総会で四浦小学校の今後が話題となり、四浦小学校の閉校は、やむを得ないとの結論に至ったという報告を同年3月28日に四浦校区の公民館長から受けたところであります。

教育委員会といたしましては、同年4月9日に公民館の運営審議会が開かれるということをお聞きしましたので、当日、私も教育委員会から出向きまして、四浦小学校の閉校について公民館の役員の方々と話をしてまいりました。

その結果、四浦小学校については、平成25年度は現状維持ということで、平成26年度以降閉校について、具体的なことを教育委員会と話をしていくとの結論に至ったところであります。これを受けまして、本年7月16日に四浦校区公民館役員と教育委員会とで話し合いの場を設けまして、閉校についての地域の同意を確認し、あわせて平成27年3月に閉校式を行い、平成27年4月1日付けで四浦小学校を閉校することとし、閉校式の具体的な日程内容等は、今後協議するというところで話が調ったところであります。

また、公民館長からは7月27日の校区の奉仕作業終了後に臨時の公民館の総会を開いて、四浦小学校の閉校について、教育委員会と協議した内容について説明し、今後の対応について役員に一任してもらうとの同意を得ているとの報告を受けております。以上でございます。

○18番（小園義行君） 公民館の運営維持とか含めて、非常に高齢化率の高い状況の中で、校区そのものを維持すること自体もなかなか大変な地域だろうというふうに思うわけですが、それぞれ公民館長さんをはじめとして、もういっぱい努力していただいて、清掃とか含めてやっていたところですが、今後は向こうの当事者の方で、もう閉校していいよということであれば、行政としては、それでよしとされるんでしょうが、今後の社会教育という観点からですね、やっぱり公民館活動、そして自治会の活動というのは、これからも社協を通じたりしてお願いとかいっぱいいくわけで、そこについては、公民館連絡協議会の方々と意見交換会を議会としてもさせていただきましたが、そういったことについても、やっぱり重荷に感じたりいろんなことがあるでしょう。ぜひ行政としても、学校がなくなったからということで終わりじゃなくて、社会教育という立場からですね、ここについては最大の支援というのをしていただいて、校区の公民館活動の維持、そして自治会活動の発展といいますかね、そこに対しての維持を何とかして地域を守ってもらう、そういったための方策は今後も当然やっていかなきゃいけないと思うんですが、具体的にそこらについては、どういうふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） 企画政策課が担当するわけですが、各校区公民館単位で、各地域の地域振興を図るために、各地区で作成しました地域活性化プランに基づき、活動する事業に対しまして、地区の大小にかかわらず一律45万円を上限にふるさとづくり委員会実施事業補助金として毎年度交付しております。

ただ、この四浦地区につきましては、四浦校区につきましては、旧志布志町時代から毎年活動を行っておられたところですが、平成23年度から活動を休止されておりました。しかしながら、今年度から、また改めて公民館と連携を図りまして、再度活動をお願いするというところで4年ぶりに補助金申請があったところですが、今後もこのような形で地域活性化に寄与できるよう様々な形の助言をしてまいりたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

地域にとって、小学校とか中学校がなくなるというのは、ある意味文化施設がなくなる、あるいは心のよりどころがなくなるということで、本当にさびしい、つらい思いをするんだろうと思います。そういう意味で休校、閉校というのは、やっぱり慎重にしていかなきゃいけないんだろうと思います。四浦校区につきましては、平成12年休校、そして平成14年に開校、そして平成20年に休校、そしてそれから、今回閉校という、そういう過去15年間、地域の方々がどうにかしていきたいという思いをずっとともし続けた、その熱い思いというのには、私は非常にやっぱりすごいことだなと、本当に15年間どうにかして学校存続という思いで、ずっと来続けたその思いというのは、本当に強く受け止めなきゃいけないだろうなと思います。そういうことを考えますと、今後、これからわずか41世帯ですけれども、地域の方々が、やっぱりこの地域で、やっぱり生き生きと生活できるような状況つくっていくために公民館活動等、これまでも運動会とか、本当にたくさんの2倍以上の方々が集まって運動会等を実施したりしておりますので、教育委員会として、いろいろな公民館の行事等についても、支援ができるところは積極的に支援をして、その四浦校区に、これまで以上の灯（ひ）がともるような、そういう対応できたらなと、そういうふうに考えております。

○18番（小園義行君） ぜひですね、そういう立場で、来年4月1日以降閉校ということですので、対応をぜひこれからも大いに努力していただきたいと思います。

最後に、地方教育行政法の改正についてということで可決されたわけですが、新しく新教育長、大綱、そして総合教育会議ということで、それぞれありますね。その中で、本市は和田教育長が2月に就任ということですので、ここ4年間は今の制度のもとでいくわけですけれども、途中で変わっていく、4年後ですか、3年後ですか、そういう時に、この法律が改正されたそのことについて、市長がこのことをどういうふうに受け止めておられるか、やり取りが野村議員との間でも少しありましたのでね、そこについて三つ私があえてしましたけれども、それに臨む考え方というのを少し、それぞれ市長、教育長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の地方教育行政法改正の背景には、教育委員長と教育長のどちらが責任者が分かりにくいと。そしてまた、いじめ等の問題につきましても、対応が必ずしも迅速にできてないと、地域住民の民意が十分反映されてないといったこと等が課題として指摘されております。

そこで、教育行政における責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置して、あわせていじめ問題の迅速な対応や地域住民の民意を反映させるため、総合教育会議の設置と大綱策定を市長の権限とし、市長の役割が明確化されたものと認識しております。

今回の制度改正によりまして、新たに総合教育会議を主催することや、大綱を策定することが市長の権限とされましたが、それを個人的、恣意的に用いることは、民主主義の理念に反することであり、そのような事態に陥ることを不安視する声があることも理解しております。大切なことは、教育行政の基本理念、中立性、安定性、継続性に基づき、市長と教育委員会が積極的に連携を図りながら、教育振興を図っていくことであるというふうに認識するところであります。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地域教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化等、制度の抜本的な改革を行うものであります。

本市の教育委員会におきましては、毎月の定例会では、各委員が高い意識を持って学校教育、社会教育を問わず、幅広い視点で活発な議論をいただいております。また、いじめや不登校など重大事案に発展する可能性のある問題については、常に情報を共有し、事務局や学校の対応について改善策等を提案していただいております。教育委員会としての責務を果たしていると認識しております。

来年4月から総合教育会議が設置され、その中で教育に関する大綱を市長が策定することになりますので、市長と教育委員会が協議、調整することにより、教育に関する施策の方向性を共有しながら、本市の教育振興に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○18番（小園義行君） 6月20日に公布されて、来年4月1日から施行ということですが、本田市長が今年の選挙を通して公約の一番目に「学力日本一のまちづくり」ということを掲げられました。そして、在り方検討委員会等々も立ち上げてやっていくんだと、えらく教育に熱心というか、これまで8年間の中で初めてかなと、そういうふうにし少し思ったところでした。何がその根底にあるんだろうということ、野村議員とのやり取りの中でも少し本音の部分というんですかね、そういうのが少し出たようなところであったんですが、少し私も市長がそういったことに熱心になっているというのは、何が原因なんだろうというふうに、ちょっと思ったところです。

そこで、市長は本年6月2日に教育再生首長会議の設立総会に参加されていますね。これは、いわゆるその団体の設立に参加することが、本市の教育行政にとって有効なものであるというふうな判断をされたのか、どういうふうに今後、そのことが教育行政に反映されていくのかということ、その教育再生首長会議、その団体の性格と今後そのことが本市の教育行政にどう反映されていくのかということについて、少しお聞きかせください。

○市長（本田修一君） ただいまお話になりました教育再生の会議につきましては、市長会の中でつくられている会議でございます。今回の教育創生、新しい教育委員会制度がどのようなものか、そして教育委員会制度改正によりまして、どのようなふうに地方教育行政が変わっていくかということについて勉強する会議でございます。そのことでもって、私どもの町で、そのことがどのような形で生かされるのかということ、勉強する形で参加しているところでございます。

○18番（小園義行君） 教育長は、そのことを御存知でしたか。

○教育長（和田幸一郎君） 副市長の方から資料はいただきました。だから、市長がその会議に参加しているというのは知っております。

○18番（小園義行君） そのこととお互いに意見交換なりというのは、まだ具体的にはされてないということですね。

私も、いろいろ取り寄せたんですよ、当然設立総会に市長は参加されてますのでね、そこでの

いろんなことが、当然6月2日ですからこの前ですもんね。ここですら、非常に私はちょっと危惧をしたことがありました。下村文部科学大臣が来賓挨拶をして、櫻井よしこ氏が「教育が未来を拓く」として、すごく昔のですよ、そういう天皇の在り方とか、いろんなことを講演されたんですね。その中でですね、この教育再生首長会議の設立ということで、この事務局は教育再生を進める全国連絡協議会、これ2013年5月25日に発足して、これは日本教育再生機構というところが立ち上げたわけですね。

そして、今回の設立総会、そこには前の島根県の益田市長、福原慎太郎さんという方も参加されているということですね、これ全国協議会の組織対策部長ですよ。この方は、再生機構の事務局員から益田市の市長になられたんですね。そして、2011年に市長として育鵬社の歴史教科書を益田地区で採択をさせているというふうに、この出されているものでは理解しています。市長は、そのことを理解をされていますか。

○市長（本田修一君） 前益田市長になるわけですが、益田市長がそういった形で採択されたということについては、認識してなかったところですが、育鵬社の歴史の教科書については知っております。

○18番（小園義行君） 全国で、この育鵬社の教科書の関係というのは、沖縄でもね、そういうことで非常に問題になって、それぞれが文部科学省とのやり取りをしながら、いや独自にやるんですよということで問題を提起しているわけですよ。私は、市長がこの教育再生首長会議に参加することが、本市が目指す学力向上、学力日本一というより、向上日本一ですね、学力向上させたいという、そういうことですよ。そのためにね、このことが本当に有意義なのかというふうに思うと、今回の地方教育行政法の改正で新しく教育長、教育委員長、それを一つにしたりとか、いろんなことがありますね。そういうものに対して、影響を与えていくのではないかと、ちょっと危惧があったものですから、市長にお聞きしたところでした。

市長は、それに参加しているということですが、国が7月17日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について通知ということで、県教育委員会等々に対して、各市町村の教育長、また市長にもちゃんとしてよと、この通知が出されたんです。これは、市長はお読みになっていますか。

○市長（本田修一君） 教育委員会の方から、そのことについては通知はもらっております。

○18番（小園義行君） 教育長は、もう読んでおられますよね。市長は正直まだ読んでないよということですね、これは。そうなんでしょう。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。詳しくは、読んでないところでございます。

○18番（小園義行君） この一連の流れの中でですね、今回うちはあと3年は今の制度の下でいくからいいんですよ。やっぱり首長が先にですね、例えば大阪市の例をとって、ああいう形でどんどんやられると、教育委員会ももちろんそうですけれども、ひいては学校の子供たちに影響が及ぶということで、非常に学力向上日本一のまちづくりを目指す町としては、非常に問題だなというのがあって、この6月2日の教育再生首長会議、ここから何か出発してるのかなというのが

あったものですから、市長にお聞きをしたところでした。

実際、この通知をよく見るとですね、いわゆる新教育長、ここの関係、そして大綱ですね、そして総合会議、ここについても地方教育行政法のすみ分けがちゃんとされているところで、しっかりやるんですよということが、明確にこれ書いてあります。市長、後で読んでいただくといいと思いますけれども、この立場でですね、市長のいわゆるいちばん冒頭におっしゃった政治的介入とか、いわゆる教育委員会の独立、そういうのをちゃんと担保するということが大事なんですよということが書かれてるんですよ。そこについては明確に、今の地方教育行政法の教育委員会にある権限と首長が持つてくる権限、明確にですね、ここについてはしっかりとした考えを持って首長が望むことが大事だというふうに私は思って、今回のこの質問をしているところです。そこについては、市長もう一回、今回法律が変わりますけれども、どういうふうに考えて、今後、学力向上日本一のまちづくりということで教育委員会との間の関係性をどういうふうに持っていかうというふうにお考えなのかですね、そのことについて明確に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 学力向上日本一ということについては、私は日本一ということ掲げているところでございますが、市民の皆さん方も自分の子供たち、それから関係する子供たちについても学力が伸びてほしいという気持ちは皆さん持っていらっしゃるのではというふうに思っているところでございます。そのような観点から学力向上日本一を目指そうということで、教育委員会をお願いしているところでございます。

今回の地方教育行政法の改正によりまして、この首長が大綱を策定するというところになっていくところでございます。そういうことで、私自身は、市の教育振興計画に基づいた形で、それを参酌しながら、その大綱の策定をしていくということについては、十分認識しているところでございます。

そしてまた、教育行政に対して果たす責任、役割ということが明確になってきたということ、それから公の場で、こうして教育政策について議論することが可能になったと、そしてまた、首長、市長と教育委員会が協議、調整することによって、両者が教育政策の方向性を共有して、一致して執行に当たるということが可能になったということでございますので、私自身は、この教育、市の振興計画を十分尊重しながら、この大綱の策定に取り組みまして、市の教育振興を果たしていきたいと、そして、でき得れば日本一の学力向上のまちをつくっていきたいという思いでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、それを目指すところについてやり方がそうでしょう。でも、この教科書採択の問題とか、いろんなことで教育委員会との間で、そういった問題が起きないように、起こさないように、やっぱりそういう立場をしっかりと市長が堅持されて、教育委員会の独立性というのは残されているわけですから、法律が変わってもですよ、そのことについては、しっかりと市長の方で理解をしていただいて、政治的介入、そういったことがないようにお願いをしたいと思います。ぜひ今回そういうことで首長がこういう会に出席したということで、少しびっくりしたところです。ぜひですね、そういったことについては、報告はいちいちせんでいい

でしょう、あなたの個人的なことでやるという、こういうところに行くときは、市長として行かれるときは、志布志市を代表というか、そういう立場で行かれるわけですからね、ぜひそういうことについては報告なり、そういったものもきちんとしてほしいものだというふうに思います。

今回、それぞれ質問しましたけれども、大変厳しい状況の中で師走を住民の方々は迎えられています。お互い努力してですね、新しい新年を良い形で迎えられるように、今後も努力していきたいと思います。以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から21日までは、休会とします。

22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3 時56分 散会

平成26年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成26年12月22日（月曜日）午前10時04分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第55号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 財産の無償譲渡について
- 日程第7 議案第58号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第59号 志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第60号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第12 議案第64号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第66号 都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第67号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第68号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第69号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第70号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 陳情第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について
- 日程第19 陳情第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について
- 日程第20 陳情第11号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書について
- 日程第21 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第23 議員派遣の決定
- 日程第24 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長・産業建設常任委員長)

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時04分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。



日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

各常任委員長及び議会運営委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思っております。



日程第3 議案第55号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第55号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第55号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正による期末手当は、平成26年4月に遡及するとのことだが、改正分はいつ支給されるのかとただしたところ、今年12月分は通常どおり支給をして、改正分は別途年内に追加支給の予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第55号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 議案第55号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてということで、基本的に反対の立場で討論します。

人事院の勧告に基づいて引き上げをするということの提案であります。実は、この間、いろいろな職種の人たちとお話もさせていただいています。その中で、ある業種の方ですけれども、材料の調達、そういったものも消費税が5%から8%になって大変上がって困難だと、一方で自分たちの生活を維持していくために、その事業を継続することが果たして今後プラスになるのか、マイナスになるのかということをお夫婦間でよく議論をして、今回の12月をもって、これまで長くやってきた事業を閉じたいと、そういうお話であります。いわゆる、今、住民の皆さんのところ、お茶農家にしても、そういう畜産の中でも資材の高騰、飼料の高騰、いろいろあります。そういう状況の中で、私たち特別職、市長をはじめとして、私たち議員もそうですが、住民の皆さんの状況というのはどうかといいますと、全国的にも働く人の実質賃金マイナス、ずっと17か月、16か月連続で続いていると、そして、おまけに消費税の引き上げが大変生活そのもの、経済、事業をするそのことを圧迫をしているというのが実情ではないかというふうに感じております。もちろん私がお話をさせていただいている方々も、そういうことの中で、冒頭話しましたように、今月いっぱいをもって長くやってきた事業を閉じるという決意をしたということでもあります。そうした中で、私たち特別職、市長をはじめとして、その先頭に立って、いかに住民の皆さんの懐を暖めながら、一方で、そういう中小業者の支援のための事業をどんどん起こしていく、そういうことの方頭に立っていかなければならない立場の人たちが人事院の勧告があったから引き上げてよいというふうには、私は理解ができないところであります。

また、特に私たち議会は、今年の2月の改選で定数を削減をするべきだと、そういったこと等も住民の皆さんから陳情等々がきまして、議会としては、そのことを真摯に受け止めながら定数の削減、そういったこともやっているところであります。今の志布志市の住民の皆さんの所得が大いに伸びている状況であれば賛成をいたしますが、そういった状況でない中での、この引き上げの提案というのは、特別職に限っては、私は見送るべきではなかったかという思いがありまして、反対の理由としたいと思えます。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第4 議案第56号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第56号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第56号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

まず、執行部より付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通勤手当の改定は嘱託・臨時職員にも対応するのに、報酬等はなぜ対応しないのかとただしたところ、今回の人事院勧告は、平成26年度はプラス改定、27年度はマイナス改定の予定となっている。これをそのような形で嘱託・臨時職員にも対応すれば、上げ幅よりも下げ幅が大きくなり27年度は、現報酬等より減額される可能性があるため今回は対応しないとの協議が行われた。今後も、最低賃金を遵守し、近隣自治体とのバランスを図りながら検討していきたいとの答弁でありました。

通勤距離20km以上の職員は何名か。また、どの方面から通勤しているかとただしたところ、20km以上は6名であり、鹿屋市や曾於市等から通勤しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第56号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

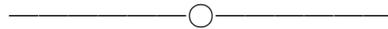
これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第57号 志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第57号、志布志市保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市保育所条例を廃止する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、審査に資するため、みどり保育所の現地調査を実施し、11日委員全員出席の下、執行部から副市長、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、公立保育所として運営している「みどり保育所」を、平成27年4月から社会福祉法人松山やっちく会に運営を委託することで、市内すべての認可保育所を民間に移管することになる。これにより公立保育所の設置等に関する規定を定めた本条例を廃止するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、建物も老朽化しているが、選考委員会のプレゼンテーションの中で施設の整備については示されなかったのか、また、職員体制について新たな委託先との話し合いがなされたのかとただしたところ、施設の建て替えについては前向きに検討していると回答があった。職員体制については、まだ、話し合いはしていないとの答弁でありました。

みどり保育所で働く職員に再雇用の話はされていないのかとただしたところ、プレゼンテーションの時に職員も同席しているので、雇用のことについては認識されていると思う。全員が引き続き勤務を希望しているとの答弁でありました。

定数60名のままでは移管先の経営が大変厳しいのではないかと定数の見直しや条件整備をするべきではないかとただしたところ、保育所の定員については、来年の4月から子ども・子育て支援新制度が始まる。みどり保育所の場合は60名という認可定員があるが、それに加え市町村が管理する利用定員が今回から新たに設定される。その利用定員で、保育所の運営経費の単価が積算される。みどり保育所の場合は民間移管になった場合は、法人側と適正な人数を協議していき

いとこの答弁でありました。

その協議は、4月1日以降にするのかとただしたところ、議会可決後、1月以降の協議になると思う、基本的には子ども・子育て会議の中で、利用定員も最終的に審議してもらうが、審議の前に、移管先の法人と協議をして適正な人数を決定後、子ども・子育て会議の中で承認をもらい最終的には4月1日に間に合うよう手続きを進めていきたいとの答弁でありました。

次に、定員60名で現在の36名では経営的に厳しいのではないかとただしたところ、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援新制度では、利用定員で措置費が支給されるように改正されたとの答弁でありました。

行政との関係について、保育所条例がなくなることで、今後、市の保育の在り方が変わっていくと思うが、児童福祉法が担保できるのかとただしたところ、公としての責任の問題だと思うが、保育所の入所手続き等は変わらず行政で行っていく。また、4月1日からの子ども・子育て支援新制度の中でも保育所が民間移管されたところについても確認ということが責務になっている。行政の責任については以前よりも厳しくなると考えているとの答弁でありました。

次に、法的な責任の後退は免れないと思う。児童福祉法が求めている公的責任をとれる覚悟があるのかとただしたところ、これまでも保育所民間移管をした施設については、保育所運営協議会を通して市の考えについては話をしている。今後、ますますその部分については、回数を増やし、行政としての方向性を示すべきだと考えている。全体を総括的に見る立場になったので、今後も保育行政については十分関与していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、一つ目にみどり保育所が民間移管されると保育所条例が無くなることになることで、公的責任の後退になる。

二つ目に委員会の中でも当局からなぜ民間移管をしなければならないのかという説明がなかった。私たち自身が賛否を問われるため、なぜ民間移管をしなければならないのかということの説明してもらいたかった。民間移管することが当たり前だという当局の進め方、説明の在り方も非常に問題だと思っている。

三つ目に合併当初から保育所の民間移管が進められて、審議の中で旧松山町のまちづくりの考え方を委員会等で伺ったところである。学校を複式学級にしないために保育所を充実する、住宅政策を進めるそのことが、合併をして志布志市になった途端に、ずたずたにされて前に進んでいくというような行政の在り方は長い歴史をもつ松山町の住民にとっても非常に受け入れがたいものではなかったかと思う。今回のみどり保育所についても旧松山町の住民の思い、行政の思いをくんでやるのであれば今回の民間移管ありきの考え方は問題があったのではないかと思う。アンケートを取り賛成が多かったということで、中身については一切出さないということだったが、対立を生まないという配慮もあると思うが、それは私自身も望むことではない。基本的に賛成した人、反対した人の中にはなんらかの思いが残ると思う。旧松山町が築いてきたまちづくりが完全に終わってしまうという思いが三つ目の理由である。

四つ目に、それぞれの保育所の民間移管が進むと競争の原理が働くが、志布志市の保育行政に対する向き合い方が、質疑の中では十分に検討されていないという思いがあり、公的な責任において運営する方が良いと思う。

以上のことから、みどり保育所を民間移管し、保育所条例を廃止することについては問題があるため反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第57号、志布志市保育所条例を廃止する条例の制定については、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

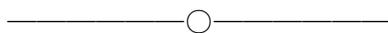
これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第57号に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第57号については、委員長の報告のとおり、可決しました。



日程第6 議案第65号 財産の無償譲渡について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第65号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 議案第65号、財産の無償譲渡について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から財産の無償譲渡についての説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、園舎について、経過年数もだいぶ経っているが耐震工事等の必要はないのかとただしたところ、昭和56年4月から2階かつ500㎡以上であれば耐震工事が必要だが、

当園は平屋造りであるため耐震工事の必要はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論といたしまして、財産の無償譲渡ということで、議案第57号の保育所条例を廃止することと関係がある。財産の無償譲渡は、これまでも民間移管をした保育所のことについても、議会に説明があり、そのとおりに使用されていると理解していた。しかし、無償で譲渡を受けたその後の当局の対応の仕方に問題があると思う。これについては以前、たちばな保育園の時も文教厚生常任委員会で指摘もしていたが、全くそれと違う方向での解決方法で、今回、売却ということが本会議で述べられ驚いたところである。そのようなことも含め、当局で議論されないで譲渡をするということでは、きちんとした担保が取れないということである。このことから議案第65号には反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第65号、財産の無償譲渡については、起立多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第65号については、委員長の報告のとおり、可決しました。



日程第7 議案第58号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第58号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第58号、志布志市国民

健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康保険法施行令第36条第1号に「助産所その他の者であつて、医学的管理の下における出産」とある。病院や医療機関にかからずに出産し、夫や家族等が取り上げることが、医学的管理の下での出産に該当するのかとただしたところ、自宅等における出産等については、定期的に助産師の指導を受けると医学的管理の下での出産になるため該当するが、助産師などの指導を一切受けずに出産となれば該当しないとの答弁でありました。

出産状況について、平成26年4月から10月までが国民健康保険対象者で25件ということだったが、昨年度の実績で本市の生まれた新生児の数をただしたところ、本市の出産状況については、平成25年度で298件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第59号 志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第59号、志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第59号、志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正により、変更になる部分については、十分な周知が必要ではないかとただしたところ、変わる部分については、トラブル等が発生しないよう議決後は速やかに周知していく。また、利用者への説明を徹底するとともに、広報等でも周知するとの答弁でありました。

帖五区の被服洗濯等の施設は廃止だが、過去一、二年の利用実績はとただしたところ、平成21年度8回、22年度7回、23年度4回で、23年6月に故障し、以降3年半使用できない状況にあったとの答弁でありました。

故障発生から今まで、修理等の手だてを講じなかったことが理解できない。市民サービスの低下である。使用できない状況のまま放置をしておいて、廃止するというやり方は行政の取り組むべき手段ではないと思うがとただしたところ、修理のため見積書を取ったが、修理代が高額だったり、年数経過により部品がなかったりして修理に至らなかった。新規購入となると300万円程度必要ということで、厳しい財政状況の中、そのままできてしまった。その間、コインランドリーの普及もあり、今回廃止に至ったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号、志布志市農村婦人の家条例及び志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告の

とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第60号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第60号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第60号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、審査に資するため四浦小学校の現地調査を実施し、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、四浦小学校の校舎の中には、備品等当時のままの状態であったが、今後の取り扱い等についてただしたところ、四浦小学校は、現在、休校中のためいつでも開校できる状態にしてある。議案が可決されれば備品整理等については、田之浦中、出水中が来年度途中までかかる状況にあるため、四浦小については平成27年4月以降、1年間かけて備品整理を考えているとの答弁でありました。

備品整理は、市内の学校に振り分ける方法になるのかとただしたところ、四浦小学校についても田之浦中、出水中と同様の方法で各学校に一度見ていただいて、必要な備品等あれば学校で活用していただく方向で考えているとの答弁でありました。

校長・教頭住宅を売却する考えはないのかとただしたところ、その件は所管替えをした後、市長部局の判断によるものである。ただ売却という形になった場合は当然条件に付してあるとおり、基金積み立て等の条件と国への報告等が必要になってくるとの答弁でありました。

今後の管理等を考えると地元の方に売却した方が良いのではないかとただしたところ、地域の方々と、これまで3回協議を行ったが、その中で売却ではなく借りたい場合は可能かという質問があった。これは可能である。売却については、国庫補助事業で取得した財産の処分制限があるため、不可能ではないが厳しいという説明はしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第60号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

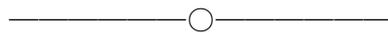
以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決します。
議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第61号 志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第61号、志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第61号、志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用料の中で、施設使用料と照明の使用料が出てくるが、施設使用料について市外は1.5倍で、設備の使用料は加算されないのかとただしたところ、市外につきましては、施設の使用料のみが1.5倍である。冷暖房・備品等を使った場合には加算がない形で精査したとの答弁でありました。

志布志運動公園陸上競技場の設備に「その他の設備」が無料となっているが、「その他の設備」とはどのようなものがあるのかとただしたところ、志布志運動公園陸上競技場、運動公園、多目的広場、ふれあい広場は屋外の施設に係る物品であり、テント、器具等であるとの答弁でありました。

消費税について、使用料に消費税をかける必要があるのかとただしたところ、今回の条例改正

については8%の消費税に対応したものではない。消費税については全庁的な考え方になるため、今後、行財政改革推進本部会議等で慎重に検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号、志布志市公民館条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

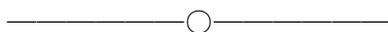
これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第63号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第63号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第63号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、取り組み内容に情報発信等による移住促進とあるが、どのような形であるのかとただしたところ、圏域自治体が、お互いにセールスポイントを出し合って、パンフレット作成や相談会等に関東や関西でも一緒になって展開するとの答弁でありました。

防災については、範囲が広いが具体的にできるのかとただしたところ、東日本大震災で、被害

を受けていない地域がバックアップしたことから、南海トラフ等の地震を想定したときに、都市がバックアップシティとして支援することなどを盛り込んであり、広域的に備えていく計画である。詳細については、今後協議していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号、宮崎県都市との定住自立圏の形成に関する協定の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

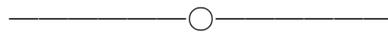
これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第64号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第64号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から指定管理者選定委員会委員長であります副市長及び港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、選定委員会の中で、どのような厳しい言葉があったのかとただしたところ、計画と実績の間にかい離があったので、経営的な面からそのことを指摘されたとの答弁でありました。

指定管理の期間は、3年でよいのかとただしたところ、4月に指定管理者制度の検討委員会の中で、指定管理期間を5年にすることや非公募の話も出たが、経済状況等を考えて、今回は期間を3年として、行財政改革推進本部会議でも了承を得たところであるとの答弁でありました。

議会への提案を9月定例会でできなかったのか。あとの日程を考えると、12月は遅いのではないかとただしたところ、今後については検討したいとの答弁でありました。

宮交ショップアンドレストランの選定の理由をどう考えるかとただしたところ、宮交ショップアンドレストランは分析力が徹底している。市場調査をして、メニュー等も志布志の良い物を使い、少し高くても食べてもらえるように差別化を考えたり、合宿などの苦情等もチェックをしていた。また、旅行雑誌等でのPR、新たな特産品の開発、宮崎からの誘客など、プレゼンテーションでの提案がいろいろあった結果、一番高い点数になったとの答弁でありました。

休暇村サービスは全国に展開しており、実績もある。そのチェーンメリットを生かした広報をすれば、集客効果があると思うがどうかとただしたところ、休暇村サービスが音頭をとって、関西8社の新聞社、観光用雑誌等の業者が、さんふらわあで2日間かけて、志布志の観光地等取材され、新聞、雑誌等に掲載された。しかし、メリットを生かした管理運営部分の事業計画からするとチェーンメリットの取り組みが少なかったとの答弁でありました。

職員研修についてのプレゼンテーションはどうだったかとただしたところ、宮交ショップアンドレストランは職員の教育が徹底している。現在指定管理を受けているえびのや高岡にある施設の調査に行ったが、計画どおりの職員の対応であった。貼り紙やごみ箱をなくし、そのため客とのコミュニケーションによって対応している点が良かった。朝礼も有名で、ANAやJRからも研修に来ているとの答弁でありました。

宮崎交通グループの中にビルメンテナンス会社がある。宮交ショップアンドレストランは、これらのグループ内の会社を使うのではないかとただしたところ、地元利用継続を要望していきたいとの答弁でありました。

指定管理者制度になってから、なぜ売り上げが落ちてきたのか。また、スポーツ合宿での利用者が増えているにも関わらず、売り上げが落ちてきていることは、行政にも責任があり、言うべきことは言ってもらいたいとどうかとただしたところ、婚礼をしていないからだと思う。行政としての責任もあり反省をしている。行政もある程度参加すべきと思うとの答弁でありました。

休暇村サービスも長期的なビジョンで考えていたと思う。点数だけで決めるのはどうかとただしたところ、過去の実績からして引き続き管理してもらうことが理想だが、公の施設に係る指定管理者制度に関する指針に基づき原則公募という条件があり、指針を遵守して公募を行ったとの答弁でありました。

3年間で結果を残していかないといけないわけだが、宮交ショップアンドレストランは3年という指定管理期間については何も意見はなかったかとただしたところ、何も意見はなかった。3年で結果を残さないといけないと認識していると思うとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁をふまえ、市長へ総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

市長への総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

指定管理の期間が3年だが、今後5年という考えはあるかとただしたところ、期間については、今後は新たな視点から定めたいとの答弁でありました。

行政との関係をもっと密にするべきではないかとただしたところ、これまで指定管理者と意見交換をしていなかったことは反省している。今後は定期的に議論していきたいとの答弁でありました。

選定委員の中にホテルのプランナーや現場で働いている人も入れるべきではないかとただしたところ、選定委員に業界のプロはいなかったので、今後は専門性を持った人も入れたいとの答弁でありました。

休暇村サービスはこれまで結果を出しており、評価できる。マイナスが減ってこれから良くなる所であり、もう少し温かい目で見るといいと思うがどうかとただしたところ、2期6年間よくしてもらったと思っている。3年ごとに指定期間を定めて、募集をするということは、より市民にとってサービス向上が図られる業者を選定するというのが前提であるので、このような結果になったことは重く受け止めていかないといけないとの答弁でありました。

休暇村サービスは反省点もあると思うが、反省点を話し合っ、次回募集の時は、応募できるわけだから、発展的に新たな形でスタートしてもらいたいと思うが、どう考えているかとただしたところ、これまでに蓄積したものを生かしてもらいたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第64号ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○8番（西江園 明君） 声が出らん上に反対討論までしなければならぬということ、残念ですけども、本議案に反対の立場で討論をいたします。

提案されております宮交ショップアンドレストラン株式会社に対してのうんぬんという、反対ということではなくて、このような議案提案に至ったという、その以前の執行部在り方に疑問を感じます。

先ほど委員長報告にもありましたように、長時間にわたって総括までされて審議された結果は、その決議には十分尊重すべきものでございますが、我々議員全てがこのようにすっきりという同じ方向とは、到底私は信じられません。この施設は、先ほど資料もいただきましたけれども、7年前になりますが、9月議会で否決されて、再度公募して現在の休暇村になりました。そし

て、3年間の間に約2億円という大きなお金を志布志市に納付してもらいました。今は3年間で6,000万円です。最初の3年間は約2億円というお金を納付してもらいました。その後、3年が経過しましたので、地元の企業がその後契約されましたので、休暇村は、大きな赤字を出して撤退という形になりました。

しかし、その後、契約した地元の企業は1年で撤退ということになりまして、あわてて再度休暇村に経営をお願いした経緯がございます。今述べましたように、大きな赤字を出しながら、契約に基づいて志布志に2億円というお金を納付してもらいながら、今回、はい3年経ちましたから交代ですというような形は、志のある志布志市が行うような案件ではないと思います。議案を提案する以前に、今述べましたような経緯が十分執行部で議論されたとは到底思えません。大いに志布志市に貢献してもらいましたから、継続してしばらくお願いするとか、先ほども議論があったみたいですが、市民サービスをいうのであれば、企業が投資しやすい5年にするとか、契約期間の延長とか議論されなかったのか、その辺が全く私は不思議でなりません。議員として、その前に人間として、このような無慈悲な対応ということについては、到底理解できませんので、本議案には反対いたします。

同僚議員の賛同をお願いいたします。終わります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○7番（平野栄作君） 賛成の立場で討論いたします。

まず、これまで通算5年余りにわたり、施設の管理運営に力を注いでいただいております休暇村サービス株式会社に対しまして、衷心より敬意を表したいと思っております。

今回、3年間の指定管理期間到来にあたり、次期指定管理者の公募が行われました。選定委員会における休暇村サービスに対する評価は、決して低いものではなかったと感じております。選定委員会においては、この3年間の経営状況全般を詳細に分析、評価されるとともに、更に新規に手を挙げられた2社からプレゼンに対して、詳細な検討がなされ、結果として宮交ショッピングアンドレストランが志布志市の国民宿舎の理想的な管理運営を示された点が高く評価され、次期の指定管理者として選定をされたところであります。

宮交ショッピングアンドレストラン株式会社は、従業員の指導、教育を業務の中核基盤と位置付けており、今後ますます利用者へのサービス向上が期待されるところであります。

また、宮交交通グループのチェーンメリットを最大限に駆使することで、誘客と合わせて地元産品のPR並びに消費拡大についても大いに期待できる点を考慮すると、本案に対して賛成であります。

議員諸氏の御賛同方、よろしくをお願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第64号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第66号 都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第66号、都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第66号、都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から協定書の改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新たに開院する都城救急医療センターは、現在の病院の位置からどれくらい遠くなるのかとただしたところ、車で20分から25分ほど遠くなるとの答弁でありました。

志布志市市民の都城救急医療センターの利用状況についてただしたところ、平成25年1月から12月までの利用状況は1次救急患者が558人、2次救急患者19人となっているとの答弁でありました。

次に、診療科目は、内科、外科、小児科の三つしかないのか、また、循環器の心臓、脳神経外科等についても夜間急病センターで対応できないのかとただしたところ、診療科目については、内科、外科、小児科のみである。それ以外の急患の場合でも、医師の判断で専門の医療機関へ搬送されるものと認識しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号、都城救急医療センター利用協定の変更に関する協議については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第67号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施設整備事業基金繰入金の減額はなぜかとただしたところ、防災行政無線デジタル化整備の事業費を平成26年度分の予算で1億8,200万円計上しており、これの9掛けで起債を充当し、残りの1,820万円に施設整備事業基金を充当していたが、実際の事業費が、1億7,700万円程度であったため、施設整備事業基金をすべて起債に振り替えたことによる減額であるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年度分のカーブミラーはいつ設置するのかとただしたところ、先日入札して業者が決まったので1月には設置できるとの答弁でありました。

災害対策費の時間外勤務手当の内容はとただしたところ、災害時に警戒対策本部に待機した職

員のうち管理職を除く33名分である。これらの職員は待機した翌日も通常どおり出勤しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域経済循環創造事業は、有限会社丸八水産の加工品製造に特化した新工場を建設するということだが、県の産業支援センターと連携をとって市民に情報を流してはどうかとただしたところ、この事業では、新たな雇用が5名あり地域振興につながっている。課として情報収集して市民にお知らせしていきたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました

主な質疑といたしまして、還付の件数はとただしたところ、現在53件である。前年は71件であったとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域おこし協力隊は何人募集し、どういう形で携わるのか。また、地域に居住するのかとただしたところ、募集人数は10人以内を考えており、仕事内容は観光特産品の開発、空き店舗や農村地域の活性化、SNSの立ち上げに伴う情報発信、農業従事、6次産業化支援等を考えている。なるべく地域の空き家を活用し、自治会へ加入してもらい移住・定住してもらおう。非常勤職員として業務に関連する課に配属するとの答弁でありました。

給与等の条件はとただしたところ、給与は15万円から20万円で、居住費、通勤費等についても特別交付税が措置されるので上限の範囲内での経費を支出する考えであるとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日と11日、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、就学援助費の対象者の推移をただしたところ、平成24年度の認定数の内訳は小学校335名、中学校176名、合計で511名、平成25年度で小学校322名、中学校195名、合

計で517名、本年度で小学校336名、中学校196名、合計532名であるとの答弁でありました。

扶助費で計上された200万円の積算基礎をただしたところ、就学援助費の支給項目ごとの単価に、増加した38名分を乗じた額の合計であるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふれあいセンターの制御盤を撤去後、新規制御盤に取り替えるところがあるが、金額的にも高額であるがどのようなものかとただしたところ、やっちくふれあいセンターの事務室に設置してある大型の制御盤で、この1台で空調機関係を集中管理している。7月19日の落雷によって被災を受けたところであり、全体の機器とI C関係が一体となっているため、高額の機器である。市単独で修繕となると高額になるが、災害共済金で全額をまかなえるとの答弁でありました。

災害共済金の掛け金はいくらなのかとただしたところ、市のすべての施設が、全国自治協会の建物災害共済に加入している。やっちくふれあいセンター分の共済掛け金は、年に6万4,000円であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、水保全に係る特定寄附金受入れに伴う補正である。平成26年9月1日に志布志市有明町野井倉8276番地121の北山邦子氏から寄附申込書の提出があった。寄附の条件として、「水保全の環境施策に活用してもらいたい」ということであった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、水保全に関しての特定寄附であるが、寄附者の思いはどこにあったのかとただしたところ、廃棄物の施策あるいは水保全シンポジウム等を毎年開催しているが、これらの取り組みについて、応援したいということで寄附をされたとの答弁でありました。

本市が委託料を支出している株式会社ふじやま学校の特別顧問だが問題ないのかとただしたところ、あくまでも個人からの寄附である。今後、活用については寄附者の意に沿うように活用していきたいとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、インフルエンザ・ゼロ作戦の中身についてただしたところ、市民への意識啓発ということを実践する。規則正しい生活習慣が身につくこと、お茶を飲む習慣が身につくことと同時にインフルエンザ・ゼロ作戦の内容を知ってもらうための計画である。具体的には、のぼり旗や市報、行政告知放送で行う。補正分については子供たちにはがきを送って啓発を図るということで、各学校に配っている宣言書どおり行動できた場合にポイントをつけて、ししるグッズを贈るものであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自立支援医療費支給事業費で生活保護受給者の人工透析の新規申請が増加したとあるが、重篤化してから生活保護の支給になったのかとただしたところ、生活保護受給者で人工透析が必要となった。人工透析が始まったことで生活保護を申請したのではないとの答弁でありました。

人工透析の新規の申請がどれくらい増加したのかとただしたところ、生活保護世帯の新規の受給者については、当初1名を予算計上していたが2名が受給されるようになったとの答弁でありました。

敬老祝い金の減額が100万円以上減額されているが、対象者数と支給総額は幾らになるのかとただしたところ、支給対象者が1,740名、支給総額は1,265万6,000円になるとの答弁でありました。

敬老祝い金の減額になった理由をただしたところ、当初が1,820名を予定していたが、実績で80名の減となった。88歳の方が20名近く減っており、亡くなられたか市外の施設等への入所等であるとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっております議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、システム改修の委託料が116万6,000円計上されているが、事業費の総額とシステムの詳細及び委託先についてただしたところ、平成23年度に724万5,000円で農地台帳システムを導入した。今回、農地中間管理機構の法改正に伴い、農業委員会が保有する農地情報を一筆ごとに整理することになっている。国が示す経営農地項目が110程度あるが、本市では44項目不足しており、この分を追加する。委託先は、国土情報開発株式会社である。との答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、各種品評会への出品者が、当初計画を下回り、報償費を減額してい

るが、主な要因は、とただしたところ、曾於地区共進会の、昨年度までの出品区分であった、1部（12か月齢未満）が廃止されたことに伴い例年の出品頭数を下回った。

県畜産共進会は、当初で肉用牛、ホルスタイン合わせて12頭の計画に対し9頭の出品であり、3頭の減である。九州連合ホルスタイン共進会は、3頭の計画に対し2頭の出品で、1頭の減となった。これらが主な要因であるとの答弁でありました。

子牛高騰で、高値で推移し、少なくとも価格の低迷期より農家の意欲が高まってきている。しかし、畜産農家の高齢化や担い手等の問題で増頭につながっていない。品評会等を足がかりにしなが、なんらかの対策を立てていかなければならない。特に畜産業は主幹産業であり、各方面から知恵を出しながら検討し、取り組んでいくべきではないかとただしたところ、品評会は、技術力の向上もあるが、雰囲気醸成という意味でも重要である。農協の技術員、各部会の役員等とも、出品頭数の増頭にはどういった形態が求められるか、意見交換をしていくとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明大橋の橋りょうのジョイント部分の段差解消工事ということだが、段差の原因は地盤沈下か、構造上の問題かとただしたところ、現地調査をしたところ、沈下している部分が、コンクリート構造物の上にあるので、コンクリート部分の劣化が原因と見ている。地盤については、橋台部分にPC杭を打ち、基礎部分の補強をしているので問題はないとの答弁でありました。

有害鳥獣捕獲事業で、今回県の補助金が約50万円追加補正されているが、その内容はとただしたところ、イノシシの捕獲について、県の上乗せ助成金8,000円が追加され、62頭分、49万6,000円を計上した。市の助成金と合わせて、1頭あたり1万3,000円の助成額となるとの答弁でありました。

すみません。訂正をお願いいたします。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地中間管理機構の農地集積協力金事業の予算執行の見込みはとただしたところ、経営転換協力金を0.5ha以下の交付単価30万円を5戸分計上した。現在、把握している段階では、0.5ha以下が1件、0.5ha以上2ha以下が2件。今回予算計上していないが、耕作者集積協力金についても、若干の相談があるような状況だとの答弁でありました。

農家への募集方法はとただしたところ、農業委員会と協力し、農地所有者7,307件に意向調査票を発送し3,225件、50.9%の回収率であった。機構に貸し出しを希望する意思表示をされた方が219名、面積にして56haという集計が上がっている。この56haを担い手の方に、いかに耕作していただくかが、今後の作業となるとの答弁でありました。

農業振興費の施設管理備品で、帖五区農産加工研修センターのボイラー更新の経費が追加補正

されているが、経緯はとただしたところ、平成5年に設置し、22年が経過している。耐用年数の15年を経過し途中修理をしながら現在まで使用してきた。今年10月、水位計から蒸気が漏れ、水圧が上がらなくなり、味噌等の加工ができない状況になった。業者に応急修理をしてもらい、なんとか使用しているが、老朽化し、別の箇所に故障が出てもおかしくない状態なので、今回補正予算でお願いしたとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 大方、補正5号については、認めるところでありますが、議案第55号で反対をいたしました。よって、この案件の支出等々が含まれている予算については、反対という立場であります。それ以外のものについては、認めるところでありまして、委員会の審議の在り方等々がこういう形ですので、基本的にそのことを含んでいる予算については、反対という立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第67号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第67号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第68号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第68号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 議案第68号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、退職被保険者数を把握はしているのかとただしたところ、退職被保険者数については、平成24年度473人、平成25年度428人、今年度10月末現在で393人であるとの答弁でありました。

退職の高額医療を含め療養給付費等が増えている原因は何かとただしたところ、10月までの給付実績が増えたこともあるが、平成26年度の当初予算の積算の段階で、低く計上されていたことが要因であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第68号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第69号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第69号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 議案第69号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、2次予防事業費で賃金を減額した理由が嘱託職員の欠員補充ができなかったためとのことだが、その期間とその理由は何か。また、嘱託職員が不在であったことで職員への仕事量増加への影響はなかったのかとただしたところ、期間は平成25年8月から産休・育休を取得し、平成26年9月から復帰している。看護師を募集したが期間外限定されていたため応募がなかった。業務については、ほかの嘱託職員に配分したり、職員が時間外等で対応したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第69号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

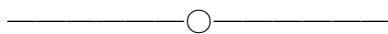
これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 議案第70号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第70号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算

(第3号)を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(岩根賢二君) ただいま議題となりました議案第70号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市が対処する修繕は100万円以上ではないのかとただしたところ、今回はプレハブ冷蔵庫ユニットの修繕であり、施設の根幹に関わるものは市がすることになっているとの答弁でありました。

維持管理費は毎年どれくらいかかるのかとただしたところ、平成26年度現在で408万円ほど、25年度で449万円、24年度で649万円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第70号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

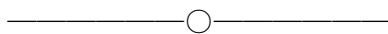
これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第18 陳情第7号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について

○議長(上村 環君) 日程第18、陳情第7号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める

陳情書についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 陳情第7号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、「手話言語法」の目的は、障害者基本法から踏み込み、手話の認知をより確かなものにし、手話言語に関する権利をより実効性をもって保障していくことが目的である。本市においても「意思疎通支援事業」で「しぶしの日記念講演」や施設の利用説明等で手話通訳者を派遣してもらっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、手話ができる市の職員がいるのかとただしたところ、講習を受けている職員が1名いると把握しているとの答弁でありました。

聴覚障害者で手帳交付を受けている方の人数を把握しているのかとただしたところ、市で把握しているのは、1級3名、2級68名、3級47名、4級102名、5級1名、6級123名の合計344名の方が手帳の交付を受けている。この人たちすべて手話が必要な方ではないとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

委員からの意見として、今回、手話言語法が制定されていないことを始めて知ったが、国際連合の障がい者権利条約や鹿児島県の障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例も制定されたので、ぜひ採択し、国に手話言語法制定を求める意見書を提出してもらいたい。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第7号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

陳情第7号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のお

り、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

日程第19 陳情第8号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第19、陳情第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 陳情第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、ウイルス性肝炎は、倦怠感、食欲不振、吐き気、黄疸などの病状があり、特にB型、C型肝炎については、放置していると慢性肝炎や肝硬変、肝がんになる可能性のある恐ろしい病気と考える。本市では、B型、C型肝炎検査を40歳の節目になった人に通知し、無料で受診できる。また、特定健診で検査を一度も受診されていない人にも無料で検査を実施している。肝炎が重症化した場合は、医療費や就労不能になる場合もあると思われるので、重症化した場合の医療の確保や生活の確保は必要と考える。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肝硬変や肝炎になると就労は難しくなるのかとただしたところ、肝硬変になると就労はかなり厳しい状況になる。慢性肝炎の状況では仕事はある程度できるが、仕事の内容によっては病気が悪化するというふうに言われているとの答弁でありました。

次に、肝炎対策基本法では、陳情者の内容はクリアできないのかとただしたところ、肝炎対策基本法には、国の責任が明記されているのみで具体的な施策は書かれていないとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

委員からの意見として、自分たちも過去に予防接種等で注射器を使い回しがあった。現実に肝炎患者になれば大変な医療費負担等もあって苦労されていると思う。そのようなことから国に新たな助成制度を創設してもらいたい。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

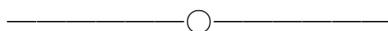
これで討論を終わります。

これから採決します。

陳情第8号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。



日程第20 陳情第11号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第20、陳情第11号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」についての福祉施策に関する陳情書についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第11号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」について福祉施策に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、陳情の中にある四つの項目について説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、障がい児保育実施要綱がまだ策定されていないが、実際に法人が運営している保育園で障がい児保育を加配も含めどれくらいされているかとただしたところ、現在、障害事業補助金ということで補助金を支出しているが、平成26年度は3施設3名となっている。たちばな保育園、通山保育園、あゆみ保育園、それぞれ1名ずつであるとの答弁でありました。

陳情の中にある「子ども専任の保健師の増員」についてどう受け止めるのかとただしたところ、合併後4年目までは母子担当の職員がおり、母子専属の2人で事業を展開していた。配慮の必要な子供も増えてきているということで、事業を展開するだけで手一杯でフォローができない状況

にあったので、3年前から地区分担をメインにし、広くフォローができる体制をとった。ただ、陳情書の中で言われるように専任であればスキルアップもしやすいと思うが、志布志市として、継続して様々な事業を実施していくという現状では、専任の保健師を置くことには、メリット、デメリットがあり難しい判断が必要であり、増員については市長と協議したいとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

委員からの意見として、昨年度も同様の陳情書の提出があり採択されている。市当局では、障がい児保育実施要綱もまだ策定がされていないということであった。ぜひ、早急にこのことに対処してもらいたい。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第11号、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族」について福祉施策に関する陳情書については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

陳情第11号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第21、発議第6号及び、日程第22、発議第7号の2件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第21 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第21、発議第6号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 発議第6号、「手話言語法」を制定する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第7号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由といたしまして、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定する必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

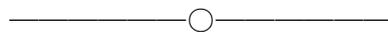
これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第6号は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、原案のとおり、可決されました。



日程第22 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第22、発議第7号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました発議第7号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第8号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書は、文教厚生常任

委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由としましては、肝炎、肝硬変及び肝がん患者は全国で毎日120人以上が亡くなっており、医療費助成を含む、生活支援の実現は一刻の猶予も許されない課題である。ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設、また、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること等を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関への意見書を提出しようとするものである。

提出先は、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 塩崎恭久でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願います。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、原案のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。ただいま議決されました発議第6号及び、発議第7号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

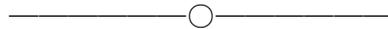
日程第23 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第23、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。



日程第24 閉会中の継続審査申し出について

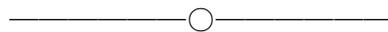
○議長（上村 環君） 日程第24、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してあります文書写しのとおり、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長及び産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第25 閉会中の継続調査申し出について

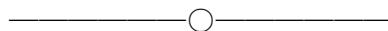
○議長（上村 環君） 日程第25、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成26年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後0時07分 閉会